新宿区総合計画

【平成 30（2018）年度～平成 39（2027）年度 】

平成 29（2017）年 12 月

新宿区
SHINJUKU CITY

新たな新宿の創造に向けて



新宿区では、平成30(2018)年度から平成39(2027)年度の10年間を期間とする総合計画を策定しました。総合計画は、区を取り巻く社会経済情勢の大きな変化や人口動向等を踏まえ、基本構想で掲げる新宿区の“めざすまちの姿”「『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち」の実現に向けて、行財政運営の指針である「基本計画」と、都市計画に関する基本的な方針である「都市マスタープラン」を一体的な計画として策定しています。

基本計画においては、健康寿命の延伸が更に大切になる将来の長寿社会を見据え、心身ともに健康で暮らすことができる施策、福祉や子育てなどの生活に密着した施策、災害に強い体制づくり・防犯対策をはじめとした安全安心なまちの実現に関する施策などを位置付けています。さらに、新宿のまちの魅力を一層高めるため、都市基盤整備や文化・観光・産業・スポーツの振興など、賑わいの創出に向けた施策を定めています。そして、これらの施策を着実に推進していくため、財政基盤の強化と、区民と区の信頼関係の構築に向けた取組を示しています。

都市マスタープランにおいては、土地利用の考え方や、都市交通整備の方向性、みどり・公園、住宅・住環境など各部門の課題解決に向けたまちづくりの方針と共に、区民の皆様が身近に感じることができる地域ごとの個性や特徴を活かしたまちづくり方針を示しています。

計画の策定に当たっては、区民の皆様と学識経験者の方々で構成された「新宿区基本構想審議会」及び「新宿区都市計画審議会」においてご審議いただくとともに、区民討議会、地域説明会、パブリック・コメント等で多くの方々にご参加いただきました。ご意見、ご提案をお寄せいただいた皆様に心から感謝申し上げます。

私はこの計画を基本とし、持続的に発展する新たな新宿の創造に向けて、次の世代が夢と希望を持ってこのまちの未来を切り拓いていくことができるよう、区民の皆様と共に、力を尽くしてまいります。

今後とも皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

新宿区長　吉住 健一

目次 新宿区総合計画

第1編 計画策定に当たって

第1章 計画の背景 004

1 社会的な背景 004
2 新宿区の地域特性 006
3 人口 008

第2章 計画の枠組み 014

1 計画の目的 014
2 計画の位置づけと体系 014
3 計画の期間 015

第2編 新宿区基本計画

第1章 めざすまちの姿 018

第2章 5つの基本政策 019

第3章 計画内容のあらまし 022

第4章 施策の体系 030

第5章 基本政策で定める個別施策の内容 033

基本政策 Ⅰ 暮らしやすさ1番の新宿

1 生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組の充実 034
2 住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの推進 040
3 障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備 044
4 安心できる子育て環境の整備 046
5 未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実 050
6 セーフティネットの整備充実 054
7 女性や若者が活躍できる地域づくりの推進 056
8 地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進 060
9 地域での生活を支える取組の推進 064

基本政策 Ⅱ　新宿の高度防災都市化と安全安心の強化

1 災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり 068
①建築物等の耐震化の推進　②木造住宅密集地域解消の取組の推進　③市街地整備による防災・住環境等の向上 068
④災害に強い都市基盤の整備 072
2 災害に強い体制づくり 074
3 暮らしやすい安全で安心なまちの実現 078
①犯罪のない安心なまちづくり 078
②感染症の予防と拡大防止　＊食の安全対策を含む 080
③良好な生活環境づくりの推進 084

基本政策 Ⅲ　賑わい都市・新宿の創造

1 回遊性と利便性の向上による魅力的で歩いて楽しいまちづくり 088
2 誰もが安心して楽しめるエンターテイメントシティの実現 090
3 地域特性を活かした都市空間づくり 094
4 誰もが自由に歩ける、利用しやすく、わかりやすいまちづくり 096
5 道路環境の整備 098
6 交通環境の整備 100
7 豊かなみどりの創造と魅力ある公園等の整備 102
8 地球温暖化対策の推進 104
9 資源循環型社会の構築 106
10 活力ある産業が芽吹くまちの実現 108
11 魅力ある商店街の活性化に向けた支援 110
12 まちの歴史や記憶、文化、芸術など多様な魅力による賑わいの創造 112
13 国際観光都市・新宿としての魅力の向上 114
14 生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実 116
15 多文化共生のまちづくりの推進 120
16 平和都市の推進 122

基本政策 Ⅳ　健全な区財政の確立

1 効果的・効率的な行財政運営 124
2 公共施設マネジメントの強化 128

基本政策 Ⅴ　好感度１番の区役所

1 行政サービスの向上 130
2 職員の能力開発、意識改革の推進 132
3 地方分権の推進 134

第3編 新宿区都市マスタープラン

第1章 めざす都市の骨格 140

1 将来の都市像 140
2 めざす都市の骨格の考え方 140
3 将来の都市構造 143

第2章 まちづくり方針 146

1 土地利用の方針 147
2 都市交通整備の方針 158
3 防災まちづくりの方針 169
4 みどり・公園整備の方針 178
5 景観まちづくりの方針 185
6 住宅・住環境整備の方針 191
7 誰もが豊かに暮らせるまちづくりの方針 198
8 環境に配慮したまちづくりの方針 204

第3章 地域別まちづくり方針 210

1 四谷地域まちづくり方針 212
2 箪笥地域まちづくり方針 222
3 榎地域まちづくり方針 232
4 若松地域まちづくり方針 240
5 大久保地域まちづくり方針 250
6 戸塚地域まちづくり方針 260
7 落合第一地域まちづくり方針 270
8 落合第二地域まちづくり方針 278
9 柏木地域まちづくり方針 286
10 新宿駅周辺地域まちづくり方針 294

資料編

第1 用語解説 308

第2 新宿区総合計画ができるまで 322

1 新宿区総合計画策定の経緯 322
2 新宿区基本構想審議会等　委員名簿 326
3 新宿区基本構想審議会等　審議経過 328
4 新宿区都市計画審議会等　委員名簿 330
5 新宿区都市計画審議会等　審議経過 332

◎本文中に「※印」のある用語は、巻末の用語解説に説明があります。
◎編集の都合上「箪」の文字については、「箪」と表記しています。

第 1 編

計画策定に当たって

1

第1章 計画の背景

1 社会的な背景

○新宿区では、平成19（2007）年に現在の「新宿区基本構想」を策定し、めざすまちの姿を「『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち」と定めました。
同時に、この基本構想を実現するため、具体的な施策の方向性を示した「新宿区基本計画」を、平成29（2017）年度までの10年間を計画期間として策定し、これを行政運営の基本として、着実な推進を図ってきました。

○しかし、新宿区を取り巻く環境は、大きく変化しています。
我が国では、人口減少と少子高齢化が急速に進展しており、地方自治体はそれに伴う様々な課題に直面しています。
新宿区においては、平成27（2015）年に33.4万人であった人口は当分の間、増加が続き、2035年に35.2万人でピークを迎え、2045年まで横ばいが続き、2050年以降、減少に転じると推計しています。
年少人口比率及び生産年齢人口比率は既に低下傾向にあり、少子高齢化は着実に進展しています。また、単身世帯の割合と未婚率がともに高いことから、単身高齢者の増加が見込まれます。
今後は、こうした人口動向に伴う行政需要の増大と複雑化、地域の活力低下、また、財政面では社会保障関連経費の増大など、様々な影響が想定され、これらに対する備えを一層強化していくことが求められます。

○現基本構想策定以降、東日本大震災や熊本地震、大型台風や多発する局地的集中豪雨など、さまざまな自然災害が発生し、災害に強いまちづくりの重要性が高まっています。特に、東京圏においては、「首都直下地震」発生の切迫性が高まっており、その対策の強化が強く求められています。
また、日常生活においては、特殊詐欺（振り込め詐欺等）などの犯罪が多様化・深刻化するとともに、民泊や空家の問題、新たな感染症の発生、食の安全の確保など、地域や区民生活の安全安心の強化が求められています。

○産業・経済の分野においては、我が国の経済は、いわゆるリーマンショックを契機とした世界的な不況を乗り越え、近年は緩やかな回復基調が続いていますが、今後、人口減少と少子高齢化に伴う労働力不足や内需の縮小による経済成長への悪影響が懸念されています。
一方で、第４次産業革命と言われるＡＩ（人工知能）やIoT（Internet of Things）、ロボット、ビッグデータなど新たな技術の開発が急速に進展しています。こうした技術革新は、新しい産業の創出・発展や企業の生産性の向上のみならず、人々の働き方や生活様式などあらゆる物事に影響をもたらし、行政サービスについてもそのあり方の変革が求められると考えられます。

○平成32(2020)年には、東京2020オリンピック・パラリンピックが開催されます。本大会を、新宿区の持続的な発展に大きく寄与する起爆剤と捉え、大会の開催とその後を見据えたまちづくりが期待されています。
このため、スポーツ振興や障害者の社会参加の促進に取り組むとともに、国際観光都市としての観光と産業の振興、文化の発信による賑わいの創出などに取り組んでいくことが必要です。
さらには、まちの回遊性と利便性の向上のための都市基盤整備や、ユニバーサルデザイン※01のまちづくりが求められています。

○新宿区には、人口の１割を超える外国人が住み暮らしています。また、近年、日本に訪れる外国人観光客は増加傾向にあり、新宿区にも多くの外国人観光客が訪れています。
このように、新宿区は、日本有数の国際都市として発展を続けており、今後も外国人住民への支援を行うとともに、外国人観光客への情報提供や案内標識の整備などを行なうことが求められます。

○国際社会では、「持続可能な開発」をめざして、これまで以上に地球環境課題に取り組んでいくことが重要となっています。
区としても、地球温暖化対策の推進、資源循環型社会の構築が求められています。また、みどりや水辺など豊かな自然と共生する社会に向けた取組も求められています。

○こうした様々な社会経済情勢の変化への対応が求められる一方で、区財政を取り巻く環境が今後より厳しくなることが見込まれ、これまで以上に効果的・効率的な区政運営が求められるとともに、区民等との連携・協働に一層積極的に取り組むことで、持続可能な行財政基盤を確立することが求められます。

○このような背景を踏まえ、基本構想で掲げるめざすまちの姿「『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち」の実現に向けて、すべての区民が心豊かに暮らすことができるよう生活を支えるとともに、商業・業務・文化・居住機能が集積する魅力ある都市としての強みを活かし、誰もが住みたい、住み続けたいと思えるまちづくりを推進するため、新たな総合計画(基本計画、都市マスタープラン)を策定するものです。

※01　**ユニバーサルデザイン**
年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、誰もが利用できるよう生活環境その他の環境を作りあげること。新宿区では、誰もが移動しやすく、利用しやすく、わかりやすいまちづくりを行うため、平成23(2011)年3月に「ユニバーサルデザインまちづくりガイドライン」を策定した。

2 新宿区の地域特性

○新宿は、元禄11（1698）年、高遠藩主内藤家の屋敷地の一部を上地し、甲州街道の日本橋と高井戸宿との間に置かれた新しい宿場町「内藤新宿」として拓かれ、多くの人が行きかうまちとして発展してきました。

○現在の新宿区は、昭和22（1947）年3月、旧四谷区・旧牛込区・旧淀橋区の3つの区の統合により発足し、進取の気象に溢れたまちとして多くの人を惹きつけ、人口約34万人の区民が暮らす交流生活都市となっています。

○一日の乗降客数370万人を超える新宿駅をはじめ、高田馬場駅、四ツ谷駅、市ケ谷駅、飯田橋駅など主要な交通結節点を抱え、昼間人口約78万人を擁する大都市として進化を続けています。

○新宿区は、大型商業施設や映画館などの集客施設、ホテル、飲食店を含めたいわゆるビジターズ産業（集客産業）が盛んであり、国内外から多くの人々が訪れる国際観光都市です。
これらビジターズ産業に加え、情報通信関連産業、専門・技術サービス業、地場産業である印刷・製本関連業や染色業など、様々な産業が集積しており、経済活動が活発に行われています。

○新宿に縁のある文化人や、歴史的な建造物や史跡など、貴重な文化歴史資源の豊富なまちです。また、文化芸術活動が盛んであり、まち全体がアートイベントなどで彩られます。新宿は伝統的な文化を守りながら、新たな文化を創造・発信するまちです。

○閑静な住宅街もあり、生活の基盤となる商業施設や医療機関、大学等の教育機関などが高度に集積しています。また、みどり溢れる公園や広場、神田川や妙正寺川の水辺など、自然と調和した都市空間が広がる、やすらぎと潤いがあり、生活者にとって、利便性や満足度の高い暮らしやすいまちです。

○このように、新宿区は、高層ビル街や大規模繁華街、閑静な住宅街、歴史や伝統が色濃く残る街並み、地場産業の集積する地域、学生街、国際的な街など多彩な顔を持ち、住み、働き、学び、楽しみ、憩い、集うことのできるまちとして、バランスのよい都市機能が集積しています。

区内主要駅の１日あたりの乗降客数

※平成28年度実績（JR東日本・私鉄各社・東京地下鉄・東京都交通局）

新宿駅	**3,707,514人/日【全国１位】**
高田馬場駅	915,527人/日
四ツ谷駅	312,070人/日
飯田橋駅	411,235人/日
市ケ谷駅	360,165人/日

興行場施設数

（平成28年版特別区の統計）

１位	**新宿区**	**９９施設**
２位	渋谷区	７７施設
３位	港区	６７施設

新宿区は２３区中、興行場施設数が１位
※興行場：映画、劇場、寄席等の施設

外国人旅行者が訪問した場所

（平成28年度東京都国別外国人旅行者行動特性調査）

１位	**新宿・大久保**	**５６.９%**
２位	浅草	48.2%
３位	銀座	48.1%

「新宿・大久保」は、外国人旅行者が訪問した場所で１位

ホテル・旅館施設数

（平成28年版特別区の統計）

１位	台東区	２５８施設
２位	**新宿区**	**２０１施設**
３位	豊島区	１６２施設

新宿区は２３区中、ホテル・旅館施設数が
２番目に多い

飲食店営業数

（平成28年版特別区の統計）

１位	港区	15,877店舗
２位	**新宿区**	**14,816店舗**
３位	中央区	11,222店舗

新宿区は２３区中、飲食店営業数が２番目に多い

小売業の年間商品販売額

（平成26年商業統計調査）

１位	中央区	1,503,894百万円
２位	**新宿区**	**1,321,570百万円**
３位	渋谷区	1,113,584百万円

新宿区は２３区中、小売業の年間商品販売額が
２番目に多い

専修学校・各種学校数

（平成29年度学校基本調査）

１位	**新宿区**	**72校**
２位	渋谷区	55校
３位	豊島区	48校

新宿区は２３区中、専修学校・各種学校の数が１位

不動産業、物品賃貸業

（平成26年度経済センサス基礎調査）
３，８４８事業所（23区で１位）

学術研究、専門・技術サービス業

（平成26年度経済センサス基礎調査）
３，５９３事業所（23区で４位）

情報通信業

（平成26年度経済センサス基礎調査）
２，１３８事業所（23区で５位）

人口１万人当たり医療施設数

（平成27年度東京都福祉・衛生統計年報）
１８.５施設（23区で５位）

新宿のまちの良さ

（平成28年度区民意識調査）

１位	交通網が充実している	80.6%
２位	物や店が豊富である	60.3%
３位	日本を代表する都市である	20.1%
４位	医療や福祉が充実している	20.0%
５位	活気や刺激がある	18.0%

有効回収数（1,276人）に対する割合（%）、複数回答（3つまで）

3 人口

1. 人口の推移

①総人口

2015年の国勢調査の結果によると、新宿区の総人口は333,560人です。

前回の国勢調査の2010年の326,309人と比べて7,251人増加しており、増加率は2.2%となっています。

外国人人口は30,506人で、2010年の25,742人と比べて大きく増加し、総人口の9.2%を占めています。

また、10月1日現在の住民基本台帳をみると、2015年の総人口は332,324人で、2010年(319,493人)と比べて4.0%増加しており、国勢調査人口より高い増加率となっています。また、外国人人口は37,861人で総人口の11.4%を占めています。

国勢調査の人口と住民基本台帳人口の推移

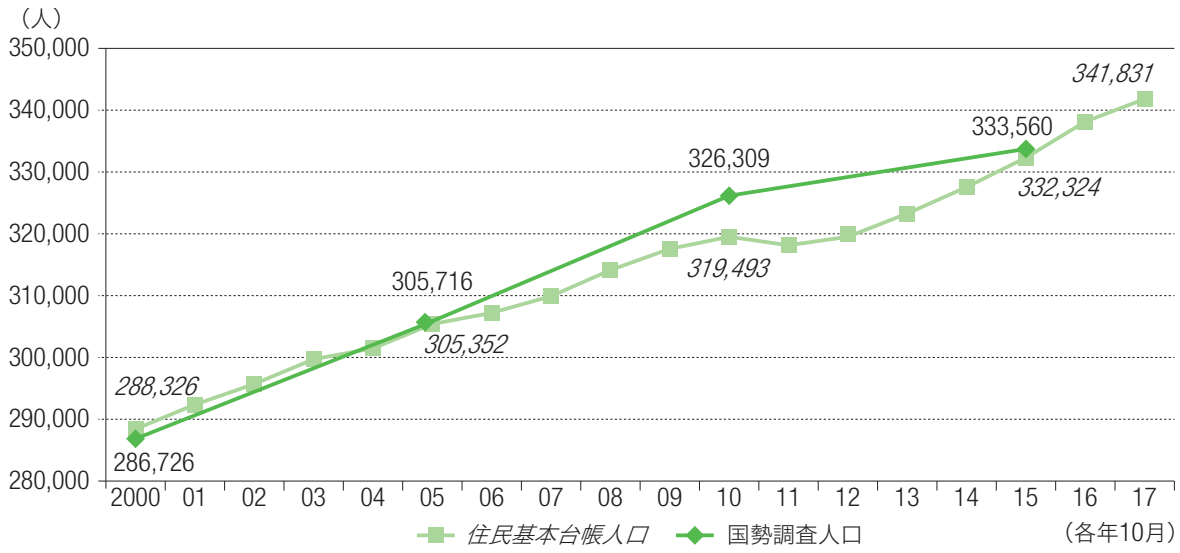

		2000年	2005年	2010年	2015年
国勢調査の人口	総人口	286,726	305,716	326,309	333,560
	日本人	269,699	287,351	286,398	300,013
	外国人	16,474	16,457	25,742	30,506
	不詳	553	1,908	14,169	3,041
住民基本台帳人口	総人口	288,326	305,352	319,493	332,324
	日本人	264,742	275,999	283,791	294,463
	外国人	23,584	29,353	35,702	37,861

※本文の「①総人口」にある国勢調査における外国人の割合は、日本人・外国人別「不詳」を除いて算出 (人)

②年齢区分別人口

2015年の0～14歳の年少人口は27,060人で、2010年（25,000人）より2,060人増加し、構成割合は2010年の7.9%から8.3%へと上昇しました。年少人口割合が上昇したのは1975年以来40年ぶりのことです。

2015年の15～64歳の生産年齢人口は232,488人で、2010年（232,181人）より307人増加したものの、構成割合は73.0%から71.6%へと低下しています。

2015年の65歳以上の高齢者人口は65,274人で、2010年（60,872人）より4,402人増加し、構成割合は19.1%から20.1%へと上昇しました。構成割合が20%台になったのは国勢調査開始以来初めてのことです。

年齢3区分別人口・構成割合の推移

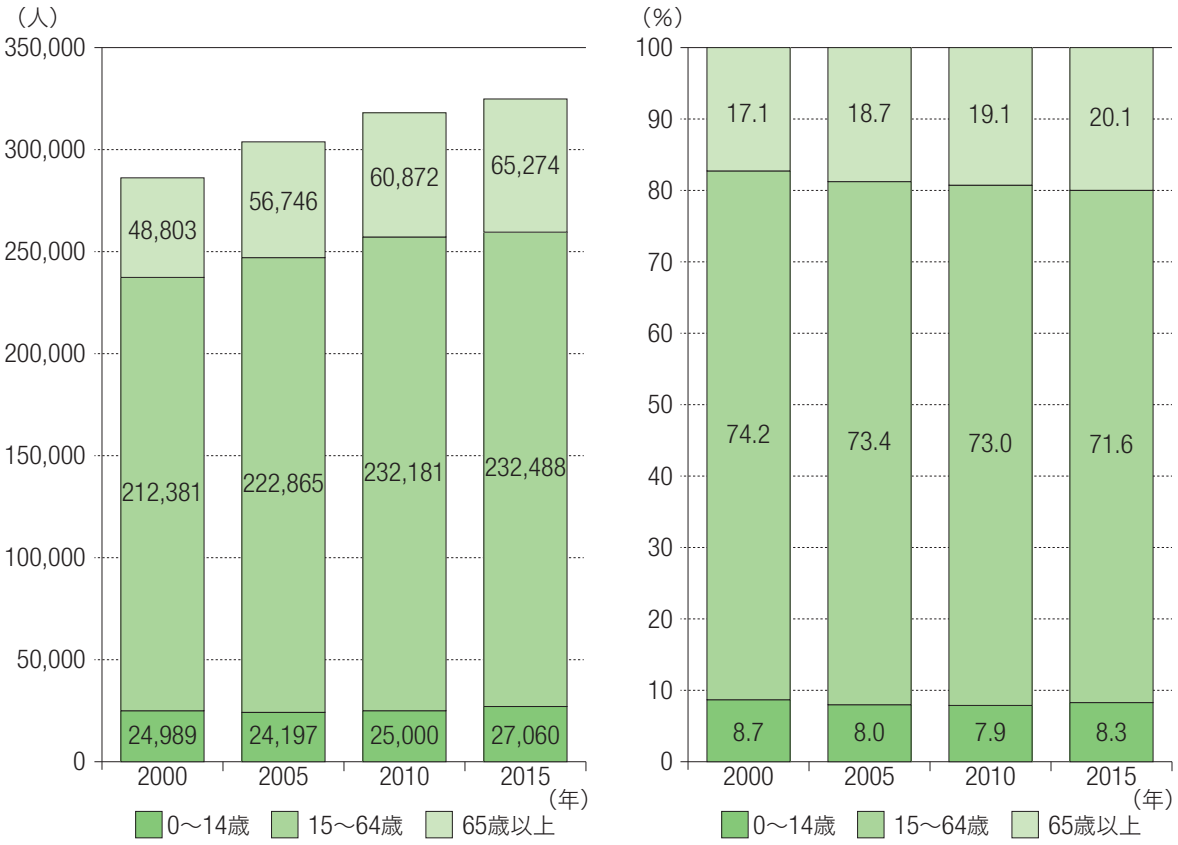

	2000年	2005年	2010年	2015年
総人口	286,726人	305,716人	326,309人	333,560人
65歳以上	48,803人 （17.1%）	56,746人 （18.7%）	60,872人 （19.1%）	65,274人 （20.1%）
15～64歳	212,381人 （74.2%）	222,865人 （73.4%）	232,181人 （73.0%）	232,488人 （71.6%）
0～14歳	24,989人 （8.7%）	24,197人 （8.0%）	25,000人 （7.9%）	27,060人 （8.3%）
不詳	553人	1,908人	8,256人	8,738人

※割合は分母である総人口から年齢「不詳」を除いて算出

③出生数

前述の「②年齢区分別人口」にあるとおり、0～14歳の年少人口は増加し、構成割合も上昇しています。

「人口動態統計」（東京都福祉保健局）による新宿区の出生数と合計特殊出生率をみると、出生数は2010年の2,164人から2015年の2,448人へと284人（13.1%）増加し、合計特殊出生率は2010年の0.92から2015年の1.02へと上昇しています。

このことから、出生率の上昇に伴う出生数の増加が年少人口の増加の大きな要因と考えられます。

出生数・合計特殊出生率の推移（日本人）―**新宿区**（1995年～2015年）**「人口動態統計」**

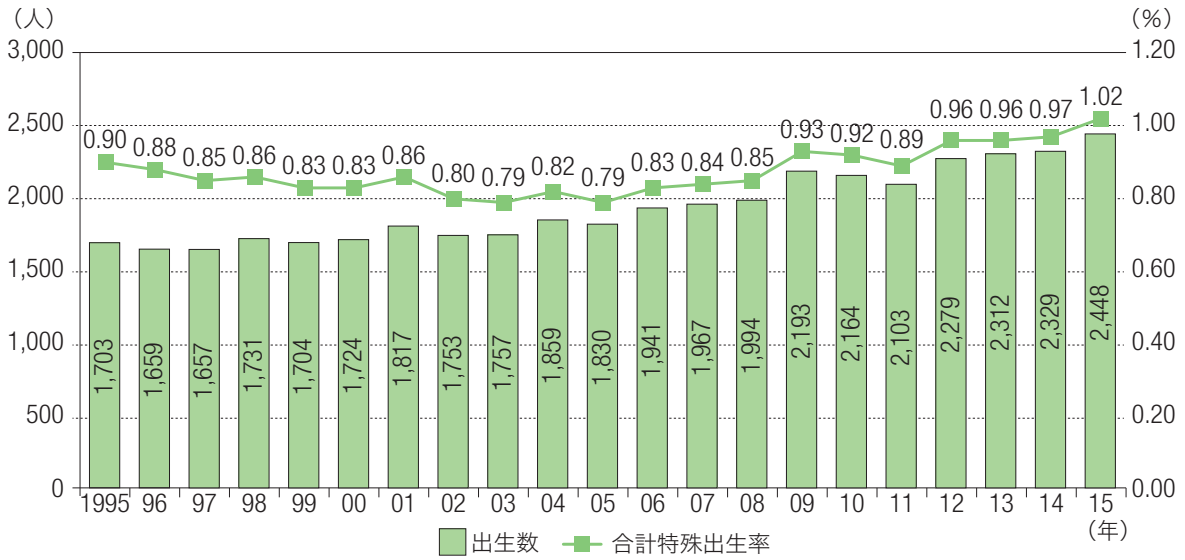

④世帯構成

2015年の国勢調査によると、区の世帯数は204,989世帯で、2010年の195,434世帯から9,555世帯増加しています。

このうち、一般世帯204,547世帯では、一世帯当たりの家族数が1.61人であり、2010年の1.65人から減少しています。単身世帯の構成比は、64.9%であり、2010年の62.6%から増加していることから、単身化が進んでいると言えます。

	2000年	2005年	2010年	2015年
総世帯（世帯）	154,687	173,560	195,434	204,989
一般世帯（世帯）	153,473	170,957	194,555	204,547
1世帯当たり人員（人）	1.84	1.75	1.65	1.61
単身世帯の割合	55.9%	57.9%	62.6%	64.9%

※一般世帯とは、総世帯から「施設等の世帯」を除いた世帯

単身世帯割合（世帯比）		
1	新宿区	64.9%
2	豊島区	63.5%
3	渋谷区	63.0%
4	中野区	61.9%
5	千代田区	58.5%

※単身世帯数／一般世帯数

高齢単身者割合（人口比）		
1	渋谷区	34.7%
2	豊島区	33.8%
3	新宿区	33.4%
4	杉並区	32.8%
5	中野区	32.4%

※65歳以上単身世帯（者）数／65歳以上人口

⑤人口動態

社会動態（転入者等－転出者等）はプラス傾向にあります。自然動態（出生－死亡）はマイナスで推移していましたが、2016年にはプラスに転じています。人口動態の総数ではプラス傾向にあります。

新宿区の人口動態（自然動態と社会動態）

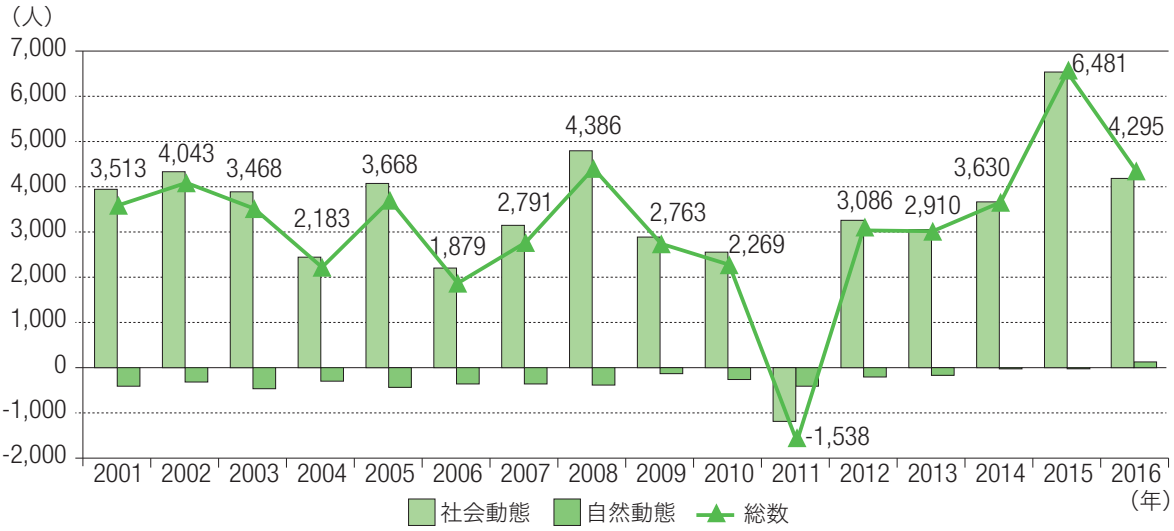

年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
総数	3,513	4,043	3,468	2,183	3,668	1,879	2,791	4,386	2,763	2,269	-1,538	3,086	2,910	3,630	6,481	4,295
社会動態	3,930	4,320	3,891	2,454	4,085	2,222	3,142	4,767	2,874	2,524	-1,149	3,263	3,067	3,648	6,510	4,177
自然動態	-417	-277	-423	-271	-417	-343	-351	-381	-111	-255	-389	-177	-157	-18	-29	118

（人）

⑥昼間人口

2015年の新宿区の昼間人口は775,549人、夜間人口（常住人口）は333,560人となっています。

昼夜間人口比率（夜間人口100人当たりの昼間人口）は、232.5で、2010年（229.9）と比べ2.6ポイント増加しています。

昼間人口、夜間人口及び昼夜間人口比率の推移（1990年～2015年）

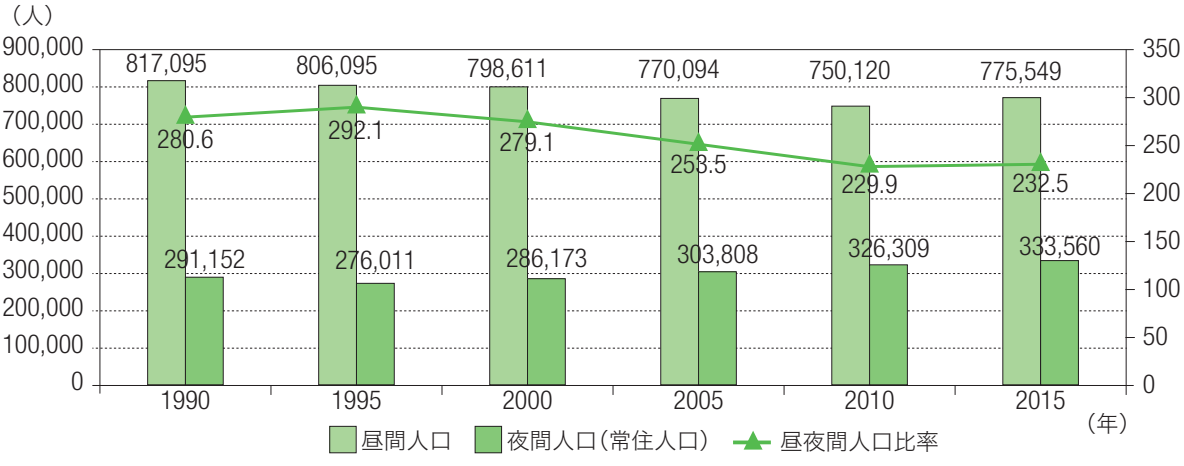

新宿自治創造研究所のレポートによる

2. 人口の推計

①総人口

総人口は、2015年の33.4万人から当分の間、増加が続き、2035年に35.2万人でピークを迎えると推計しています。

その後、2045年まで横ばいが続き、2050年以降、減少に転じ、2065年には33.6万人と2015年の人口とほぼ同規模になる見通しです。

新宿区の将来推計人口

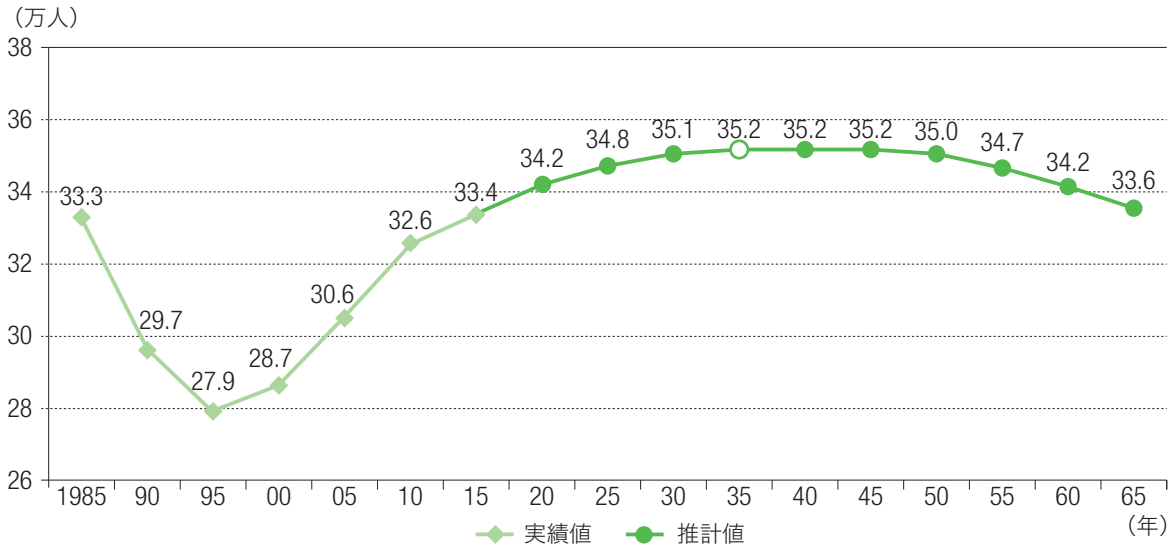

新宿自治創造研究所の推計による

②年齢区分別人口

年少人口（0～14歳）は、2015年の2.8万人から2040年の3.0万人へとやや増加し、2065年には2.8万人へとやや減少すると推計しています。構成割合は、2015年の8.3%から2040年の8.5%へとやや上昇し、2065年には8.2%へとやや低下する見通しです。

生産年齢人口（15～64歳）は、2015年の23.9万人から2040年の24.3万人へと増加し、2065年には21.3万人へと大きく減少すると推計しています。構成割合は、2015年の71.6%から2040年の69.0%へと低下し、2065年には63.4%へと大きく低下する見通しです。

高齢者人口（65歳以上）は、2015年の6.7万人から2040年の7.9万人へと増加し、2065年には9.5万人へと大きく増加すると推計しています。構成割合は、2015年の20.1%から2040年の22.5%へと上昇し、2065年には28.4%へと大きく上昇する見通しです。

年齢区分別人口の推移

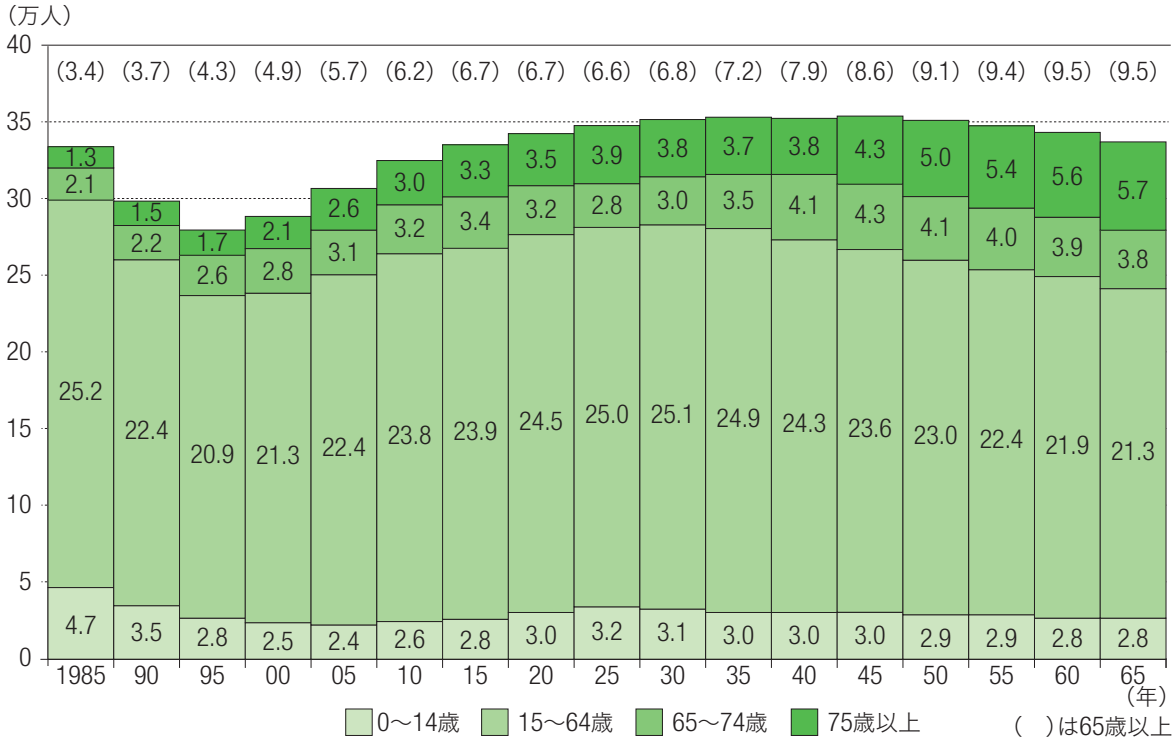

新宿自治創造研究所の推計による

年齢区分別人口の構成割合の推移

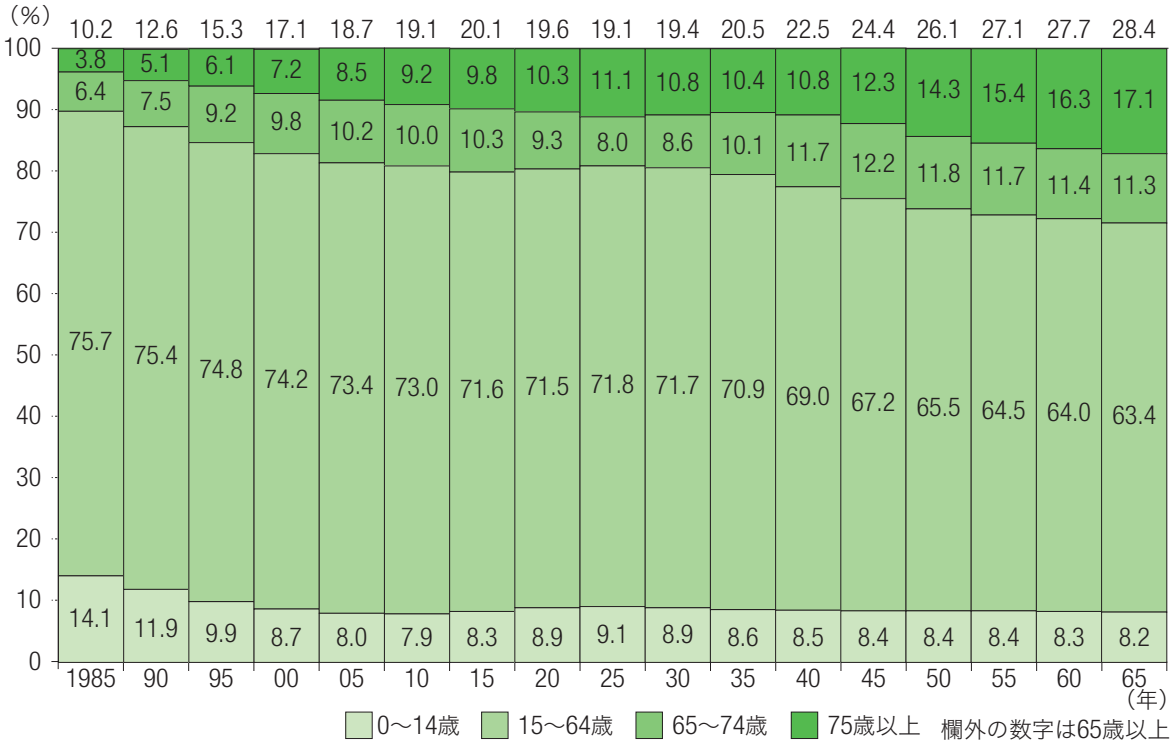

新宿自治創造研究所の推計による

＊人口推計には、コーホート・シェア延長法を用いています。

第2章 計画の枠組み

1 計画の目的

新宿区総合計画は、「新宿区基本構想」に示す、めざすまちの姿「『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち」の実現に向けた、施策の方向性を示したものです。

2 計画の位置づけと体系

新宿区総合計画は、基本構想を実現するために、「基本計画」と「都市マスタープラン」の性格をあわせもち、一体的な計画として策定するものです。

また、社会福祉法第１０７条に基づく「地域福祉計画」の内容も取り込んだものとなっています。

基本構想

❖新宿区のまちづくりを進めるにあたり、基本理念、新宿区がめざすまちの姿、まちづくりの基本目標及び区政運営の基本姿勢を明らかにするものです。区が策定・推進するすべての計画は基本構想を踏まえたものとします。

❖めざすまちの姿

『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち

『新宿力』とは、新宿に住み、働き、学び、活動する人々による自治の力を、象徴的に表したものです。

❖三つの基本理念

- 区民が主役の自治を創ります
- 一人ひとりを人として大切にする社会を築きます
- 次の世代が夢と希望を持てる社会をめざします

総合計画

❖基本構想に示す「めざすまちの姿」を実現するための施策の方向性

❖**基本計画**と**都市マスタープラン**の性格もあわせ持ち、一体的な計画として策定

実行計画

❖計画的・優先的に推進していく事業をまとめた行財政計画

計画の体系図

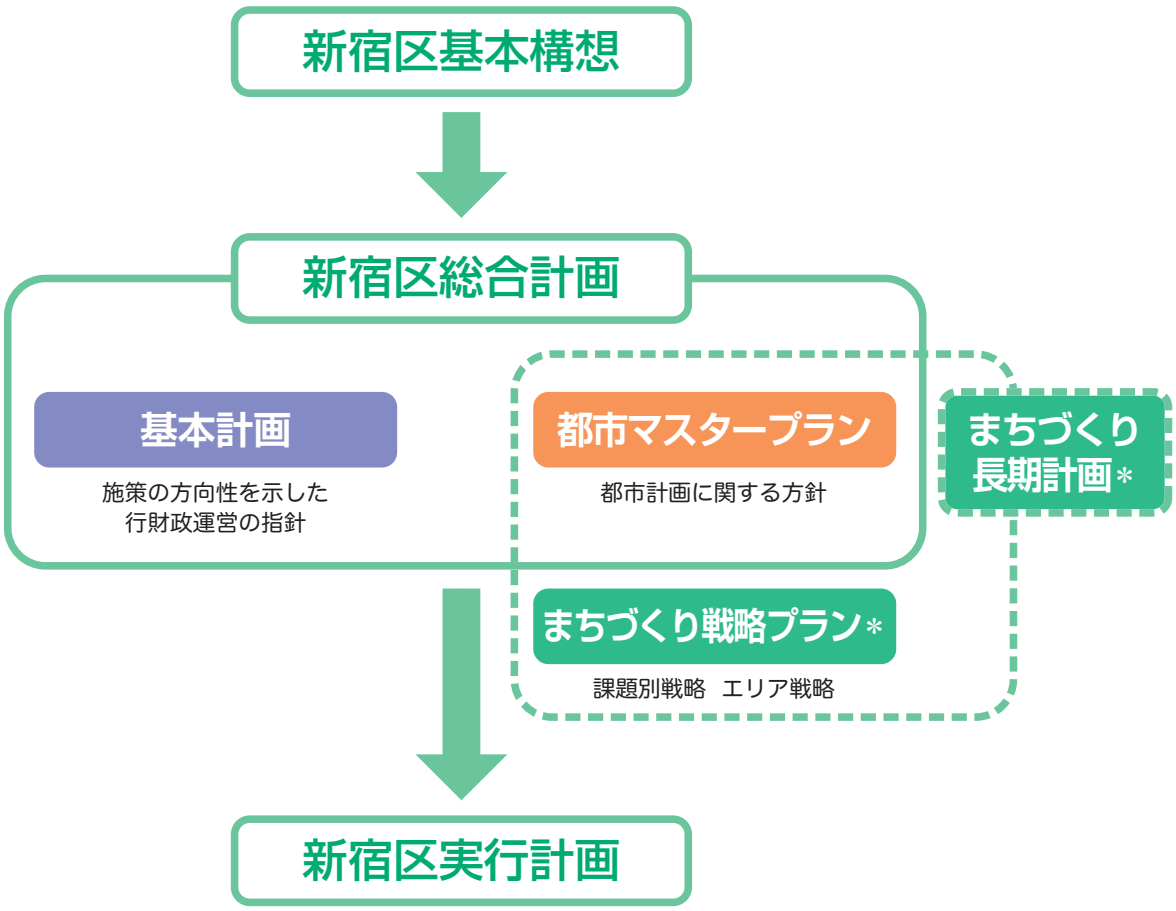

＊まちづくり長期計画は、都市マスタープランとまちづくり戦略プランで構成されます。まちづくり戦略プランは、区内全域、地区が抱える課題に対する重点的な取組と推進方策などを示します。

3 計画の期間

平成30（2018）年度を初年度とし、平成39（2027）年度までの10年間を、新宿区総合計画の期間とします。

ただし、社会経済状況等の変化に対応し、必要に応じて見直しを行うものとします。

また、実行計画は、第一次から第三次までの期間を定めた計画とします。

2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
新宿区総合計画（10年間：2018年度～2027年度）									
第一次実行計画 3年間 （2018年度～2020年度）			第二次実行計画 3年間 （2021年度～2023年度）			第三次実行計画 4年間 （2024年度～2027年度）			

第2編

新宿区基本計画

2

第1章 めざすまちの姿

基本構想では、新宿区の「めざすまちの姿」として、

『新宿力』で創造する、
やすらぎとにぎわいのまち

を掲げています。

『新宿力』とは

『新宿力』とは、新宿区に住む人々はもとより、新宿区で働き、学び、活動する多くの人々による「自分たちのまちは、自分たちで担い、自分たちで創りあげたい」という《自治の力》を象徴的に表したものです。













第2章 ５つの基本政策

基本政策のイメージ図

基本構想に掲げる、めざすまちの姿「『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち」の実現に向けて、総合計画では「５つの基本政策」を柱に施策を推進していきます。

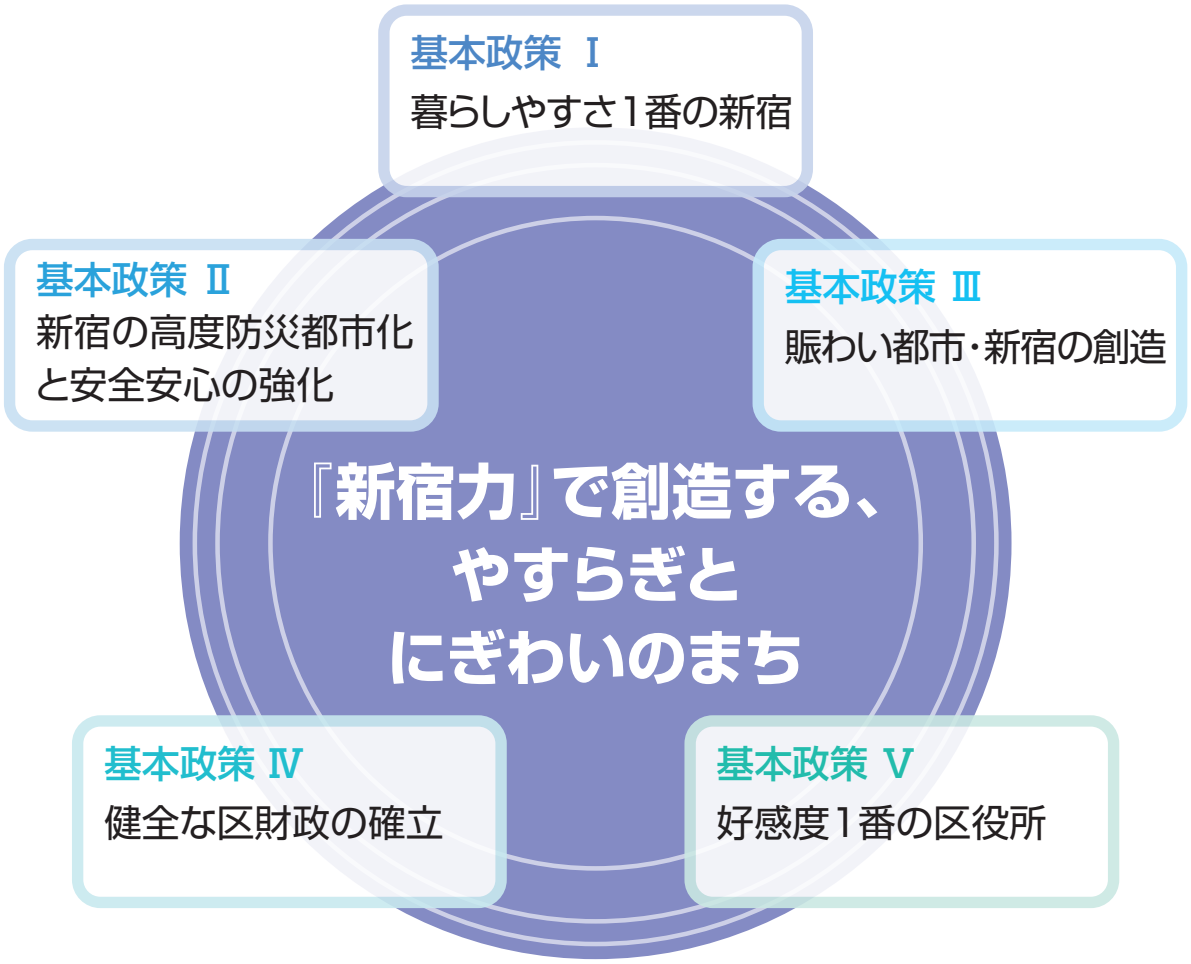

基本政策 Ⅰ 暮らしやすさ１番の新宿

すべての区民がいきいきと暮らし続けていくためには、まずは、こころも身体も健康であることが重要です。また、安心できる子育て環境の整備や、教育の充実、高齢者や障害者など誰もが自分らしく生活できるまちづくり、地域コミュニティの活性化などの推進が必要です。

「基本政策Ⅰ　暮らしやすさ１番の新宿」では、これら区民生活を支える施策に取り組んでいきます。

基本政策 Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化

区民が安心して日々の生活を送るためには、災害に強い、逃げないですむまちづくりと、安全安心な生活環境づくりが重要です。

このため、「基本政策 Ⅱ　新宿の高度防災都市化と安全安心の強化」では、建築物の耐震化や不燃化、災害に強い体制づくり、犯罪のないまちづくり、民泊や空家等への対策、感染症の予防、路上喫煙防止などに取り組んでいきます。

基本政策 Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造

持続的に発展する新宿を創造するためには、商業・業務・文化・居住機能など多様性に富んだ新宿区の都市機能や都市環境を活かしたまちづくりが重要です。

このため、「基本政策 Ⅲ　賑わい都市・新宿の創造」では、まちの回遊性や利便性を向上させる都市基盤整備、文化・観光・スポーツの振興、魅力ある商店街づくりや産業振興などに取り組んでいきます。

基本政策 Ⅳ 健全な区財政の確立

様々な施策を展開するためには、財源を担保しつつ、その限りある財源の中で効果的・効率的な区政運営を行う必要があります。

このため、「基本政策 Ⅳ　健全な区財政の確立」では、行政評価制度の活用や公民連携による効果的・効率的な事業の実施、税外収入のさらなる確保、公共施設マネジメントの強化などに取り組んでいきます。

基本政策 Ⅴ 好感度１番の区役所

計画に位置付けた施策を、区民の皆様とともに推進していくためには、区と区民との信頼関係がなくてはなりません。

このため、「基本政策 Ⅴ　好感度１番の区役所」では、区民とともに地域課題を共有し、解決するための政策を立案・実行できる職員の育成や、能力の向上に取り組んでいきます。

また、窓口案内の質の向上や、ICT※02を活用した行政サービスの利便性の向上などにも取り組み、区役所の好感度を向上させていきます。

そして、区民に最も身近な基礎自治体※03として、地方分権を推進していきます。

※02　**ICT**
Information & Communications Technology の略。情報や通信に関する技術の総称のこと。
※03　**基礎自治体**
住民にとって最も身近な行政サービスを提供する市町村、特別区（東京23区）のこと。

第3章 計画内容のあらまし

基本政策 Ⅰ 暮らしやすさ1番の新宿

個別施策1

p034

生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命※04の延伸に向けた取組の充実

気軽に健康づくりに取り組める環境が整備され、区民が暮らしのなかで意識せずとも健康づくりを実践でき、こころも身体も健康に暮らし続けられるまちをめざします。

個別施策2

p040

住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステム※05の推進

高齢者のだれもが社会貢献活動などを通して意欲的かつ前向きに毎日を過ごすことができ、健康づくりや介護予防※06にも取り組むことのできる、「心身ともに健やかに いきいきとくらせるまち」をめざします。

また、保健・医療・介護・看取りの体制の充実に加え、多様な担い手による地域のささえ合いや必要なサービスが提供される環境を整備していきます。要支援・要介護状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるとともに、本人の意思を尊重した、その人らしい最期を迎えることができる「だれもが互いを尊重し 支え合うまち」「支援が必要になっても生涯安心してくらせるまち」をめざします。

個別施策3

p044

障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備

障害の重度化、障害者の高齢化や親亡き後を見据えて、障害者が住み慣れた地域で尊厳を持って暮らし続けられるまちをめざします。

さらに、障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが生涯にわたって社会参加ができるように、区民が互いに支援し合う関係づくりをめざします。

個別施策4

p046

安心できる子育て環境の整備

すべての子育て家庭に妊娠期からきめ細かな支援が行われ、子どもを安心して生み、育てられる環境が実現しているとともに、次代を担うすべての子どもたちが健やかに自分らしく成長していけるまちをめざします。

また、子どもが社会的に自立した若者として成長できるよう、幼少期から切れ目なく支援が行われるまちをめざします。

地域や子育てを支援する人々の子育て支援の輪を広げ、新しい出会いと世代を超えた交流が生まれ、みんなで子どもの育ち・子育てを支え合うまちをめざします。

個別施策5

p050

未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実

子どもたちが自ら学び、考え、行動できる「生きる力」を育むとともに、地域の人々とのつながりの中でのびのびと健やかに育ち、新宿に誇りと愛着を持てる人として成長し、自立した個人として他者とともに次代の社会を担うことができるまちをめざします。

個別施策6

p054

セーフティネット※07の整備充実

障害や疾病、高齢化、失業等による生活困窮など様々な境遇にあっても、区民一人ひとりが尊重され、地域の中で自立した生活を営み、その人らしく安心して心豊かに暮らしていけるまちをめざし、区はセーフティネット※07機能の充実を積極的に図っていきます。

個別施策7

p056

女性や若者が活躍できる地域づくりの推進

誰もが人として尊重され、性別にかかわりなく自分らしく生きることができるとともに、多様な働き方が選択でき、生きがいのある豊かな日々の暮らしが調和したワーク・ライフ・バランス※08が実現するまちをめざします。

また、お互いの人権を尊重し、配偶者等からの暴力の無い社会の実現をめざすとともに、学校や職場等の社会生活でつまずきを経験した若者が何度でもやり直しながら社会の中で活躍でき自分らしく生活できるまちをめざします。

個別施策8

p060

地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進

地域の中でお互いの顔が見える関係が築かれ、子どもから高齢者まで多様な世代が交流・連携・協力し合うとともに、区民が自ら考え行動しながら地域の課題に取り組み・解決していくことで、地域の人材を活かした区民が主役の自治のまちをめざします。

個別施策9

p064

地域での生活を支える取組の推進

判断能力が十分でないため日常生活等に支障のある人でも、地域社会の一員として尊厳を持っていきいきと生活が送れる共生社会の実現をめざします。

誰もが地域でいきいきと、活躍できるまちをめざします。

誰もが安心して住み続けられる住宅・住環境づくりをめざします。

※04　**健康寿命**
人の寿命あるいは余命のうち、心身ともに健康で暮らすことができる期間。

※05　**地域包括ケアシステム**
生活の中心となる住まいにおいて、できる限り自身が元気で自立した暮らしを送るための介護予防に努めることを基本とし、安心した日常生活を送るための生活支援が受けられ、万が一、医療や介護が必要になっても、高齢者本人やその家族等が、地域の様々な支援や専門的なサービスを包括的に利用することによって、可能な限り在宅で生活できるような仕組みのこと。

※06　**介護予防**
要介護状態の発生をできる限り防ぐ（遅らせる）こと、そして要介護状態にあってもその悪化をできる限り防ぐこと、さらには軽減を目指すこと。

基本政策 Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化

個別施策１

p068

災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり

①建築物等の耐震化の推進　　②木造住宅密集地域※09解消の取組の推進

③市街地整備による防災・住環境等の向上

「減災※10社会」をめざし、区民と区の協働により、災害に強い都市づくりを進め、安全で安心して住めるまち、逃げないですむまちをめざします。

建築物等の耐震化、木造住宅密集地域※09の解消を促進するとともに、道路、公園等の公共施設の防災性を強化し、防災性の向上と住環境の改善を図ります。

特定緊急輸送道路※11沿道建築物を耐震化することで、災害時において避難や救助活動、復旧復興活動等の重要な役割を担う道路機能を確保し、都市の防災性を強化します。

④災害に強い都市基盤の整備

都市空間の防災機能を強化し、災害に強い都市づくりをめざします。

p072

災害に強い道路・公園づくりや橋りょうの整備を進めるとともに、水害対策に取り組むことで、安心して生活でき、逃げないですむまちをめざします。

個別施策２

p074

災害に強い体制づくり

高度防災都市化の実現に向け、区民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、区民との協働により、地域防災力の向上や防災都市づくりに取り組み、災害に強い、逃げないですむ安全なまちをめざします。

※07　**セーフティネット**
元々は、サーカスの空中ブランコや綱渡りのとき、万が一の落下に備えて張られた網から由来し、「安全網」「安心ネット」あるいは「安全装置」と訳されてきた。今日の一般的なセーフティネットとは、病気、事故、失業、災害、犯罪など人生における不測の事態に陥ったときに、安全と安心を確保するためにあらかじめ国や自治体、個人が備えている様々な対策をいう。

※08　**ワーク・ライフ・バランス**
誰もが仕事とそれ以外の責任・欲求とをうまく調和させられるような、生活リズムのもてる働き方を調整すること。

※09　**木造住宅密集地域**
木造住宅を中心とした老朽住宅等が密集し、かつ、道路、公園等の公共施設等の整備が十分でないため、住環境の改善が必要な地域をいう。

※10　**減災**
災害時に発生し得る被害を最小限に抑えること。

個別施策３

p078

暮らしやすい安全で安心なまちの実現

①犯罪のない安心なまちづくり

すべての区民が、犯罪等の不安を感じることなく日々の生活を送ることができる、安全で安心な暮らしやすいまちをめざします。

②感染症の予防と拡大防止　＊食の安全対策を含む

p080

感染症や食中毒の発生・拡大を予防し、区民の生命及び健康を守ることのできるまちをめざします。

③良好な生活環境づくりの推進

p084

アスベスト※12の除去や空家等の適切な管理、マンションの適正な維持管理を支援することで、誰もが安心できる住宅環境を実現します。

ポイ捨てや路上喫煙を防止し、騒音・振動・悪臭などの公害に対する規制・指導を行うとともに、大気測定、自動車騒音振動等の環境測定を継続して実施することで、良好な生活環境をつくります。



※11　**特定緊急輸送道路**
緊急輸送道路のうち、応急対策の中枢を担う都庁本庁舎や立川地域防災センター、重要港湾、空港等を連絡する道路や、その道路と区市町村庁舎等を連絡する道路として、特に沿道の建築物の耐震化を図る必要があると東京都知事が認める道路

※12　**アスベスト**
石綿のことで天然の鉱物繊維。その特性上建築資材に適していたが、有害性が指摘され全面的に禁止されている。

基本政策 Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造

個別施策１

p088

回遊性と利便性の向上による魅力的で歩いて楽しいまちづくり

新宿駅をはじめとする区内の主要駅周辺において、交通ターミナルとしての交通結節機能※13と商業・娯楽・滞在施設など多様な都市機能を併せ持つ魅力を活かし、歩行者の回遊性、利便性向上を軸とした都市基盤整備と、より魅力的で賑わいあふれるまちづくりを連携して進めることで、誰もが歩きたくなるまちをめざします。

個別施策２

p090

誰もが安心して楽しめるエンターテイメントシティの実現

区、地元・事業者、関係行政機関、NPO※14、ボランティア等が官民一体となって、誰もが安心して楽しめる「エンターテイメントシティ・歌舞伎町」を実現し、「国際観光都市・新宿」の魅力を歌舞伎町から世界に向けて発信します。

個別施策３

p094

地域特性を活かした都市空間づくり

地域の特性や魅力を十分に活かした地域主体のまちづくりを進め、人々が住み、働き、学び、遊ぶ都市として愛着がもてるまちをめざします。あわせて、まちなみや建造物などの歴史的景観や、高低差の大きい変化に富んだ地形、みどりや水辺などの自然景観と調和した、個性的で美しい景観に配慮したまちの実現をめざします。

このことにより、誰もが住みたくなる豊かで良好な居住環境を実現します。

個別施策４

p096

誰もが自由に歩ける、利用しやすく、わかりやすいまちづくり

年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用できるよう生活環境その他の環境を推進していきます。また、誰もがわかりやすく使いやすい利用者本位の案内サインを整備し、歩行者空間の創出に取り組みます。

個別施策５

p098

道路環境の整備

都市の骨格となる道路・交通施設等を充実させるとともに、歩く人にやさしい歩行者空間の充実をめざします。

※13 **交通結節機能**
空港や鉄道駅等で、バス、自動車等、他の交通機関との乗り継ぎが図られ、多方向への移動の円滑化、利便性を確保する機能

個別施策6 p100

交通環境の整備

都市機能が高度に集積し、多くの人が行き交う新宿区の都市活動を支えていくため、利用しやすい公共交通機関の充実したまちをめざします。

また、自転車等の適正利用と利便性の向上を図ることで、誰もが快適に自転車等を利用できるまちをめざします。

個別施策7 p102

豊かなみどりの創造と魅力ある公園等の整備

新宿の持つ貴重な水辺やみどりを、未来に引き継ぐべき区民共有の財産として位置づけ、その保全・再生・整備を図ります。

誰もが安心して利用できる身近な公園や広場を充実させ、地域の記憶である街路樹を次世代につないでいくことで、歩きたくなり、ふと立ち寄りたくなる魅力ある楽しいまちをめざします。

個別施策8 p104

地球温暖化対策の推進

区内に暮らし、または活動しているすべての方々と連携・協働し、CO_2の排出が少ない社会基盤やライフスタイルを進めていくことで、「環境都市・新宿」を実現していきます。

個別施策9 p106

資源循環型社会の構築

ごみの発生抑制、リサイクルしやすい商品の利用、無駄の少ないエネルギー利用など、日々の暮らしの中で、できる限り環境に負荷をかけないライフスタイルを確立するとともに、きれいなまちづくりに取り組むことにより、環境と調和したまちをめざします。

個別施策10 p108

活力ある産業が芽吹くまちの実現

多様な産業の集積や、人々が集まることで発生するニーズが溢れる都市としての特性を活かし、社会環境の変化に対応した事業革新や新たな価値創造に向けた積極的な事業活動を支援することで、持続的に発展するまちをめざします。

また、就労支援と人材確保支援の双方に取り組むことによって、働く人と企業がともに支え合い、発展することができるまちづくりをめざします。

※14 **NPO**
Non-Profit Organizationの略。行政や民間企業に属さず、社会的に必要な公益的活動をする民間の非営利組織のこと。福祉やまちづくり、環境、国際協力などの社会的な課題に、市民が主体的に取り組んでいる組織をいう。都道府県や指定都市からNPO法（特定非営利活動促進法）に基づく認証を得た団体は法人格を有する。

個別施策11 p110

魅力ある商店街の活性化に向けた支援

魅力ある商店街づくりを進め、暮らしやすさと賑わいの調和がとれた、人々のふれあいと交流のあるまちをめざします。

個別施策12 p112

まちの歴史や記憶、文化、芸術など多様な魅力による賑わいの創造

新宿が持つ歴史や、文化、芸術などの多彩な魅力を発掘・創造・発信し続けることにより、区民のまちへの愛着と誇りを醸成します。

また、こうした多彩な魅力を活かし、国内外から多くの方々を新宿のまちへ惹き付け、賑わいを創出していきます。

個別施策13 p114

国際観光都市・新宿としての魅力の向上

官民一体による観光振興や産業振興などの施策を総合的に推進し、国際観光都市としての魅力とブランド力をさらに高め、「賑わい都市・新宿」の実現をめざします。

国内外から新宿を訪れる人たちが、安心して快適に新宿のまちを楽しむことができる世界に誇れるまちをめざします。

個別施策14 p116

生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実

すべての人々にやさしい知の拠点としての図書館の活用を通じて、教育と文化の発展に寄与するとともに、区民が様々な課題について自ら考え、他者と協働して解決することができるまちをめざします。

子どもから高齢者まで誰もが気軽にスポーツや学習を楽しみ、ライフステージ※15等に応じて健康でいきいきとした生活を送ることで、生涯を通じて学習やスポーツ活動に取り組めるまちをめざします。

個別施策15 p120

多文化共生※16のまちづくりの推進

国籍や民族等の異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、一人ひとりが地域社会の一員として活躍できる「多文化共生※16のまち」をめざします。

個別施策16 p122

平和都市の推進

「新宿区平和都市宣言」の趣旨に基づいて、区民一人ひとりが平和の大切さと戦争の悲惨さへの認識を深め、平和を守っていくまちをめざします。

※15 **ライフステージ**
人の一生を、幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期などと分けたそれぞれの段階をいう。
※16 **多文化共生**
国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め、理解しあい、ともに生きていくこと。

基本政策 Ⅳ 健全な区財政の確立

個別施策１

p124

効果的・効率的な行財政運営

行政評価制度による、計画・実行・評価・見直しというサイクルを区政運営に活かすとともに、柔軟性と多様性のある民間活力の公共サービスへの活用、戦略的なICT※02の利活用などを推進することにより、効果的・効率的な区政運営をめざします。

個別施策２

p128

公共施設マネジメントの強化

区有施設の老朽度や緊急度等を総合的に勘案して、効果的で効率的な予防保全工事を実施し、施設経費の抑制と、資産（建築物）の長寿命化を図ります。

区有施設の維持管理・安全確保・長寿命化・統廃合などを総合的かつ計画的に行い、財政負担の軽減・平準化と施設の最適な配置を実現します。

基本政策 Ⅴ 好感度１番の区役所

個別施策１

p130

行政サービスの向上

行政サービスがより利用しやすくなるよう、窓口案内等の質の向上を図るとともに、ICT※02の活用など、行政サービスの一層の向上を進めていきます。

個別施策２

p132

職員の能力開発、意識改革の推進

地域の将来を見据えた時代認識を持ち、区民起点で考え、変化に柔軟に対応し、地域の実情に合った政策を自ら立案できる職員を育成します。このことにより、区民本位の区政運営をめざします。

個別施策３

p134

地方分権の推進

地域の実情にあったサービスが一層展開できるよう、区民に最も身近な基礎自治体※03として、権能の拡充を推進していきます。

※02 **ICT** p021参照
※03 **基礎自治体** p021参照

第4章 施策の体系

基本政策 Ⅰ 暮らしやすさ1番の新宿

個別施策

1 生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命※04の延伸に向けた取組の充実 p034
2 住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステム※05の推進 p040
3 障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備 P044
4 安心できる子育て環境の整備 p046
5 未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実 p050
6 セーフティネット※07の整備充実 p054
7 女性や若者が活躍できる地域づくりの推進 p056
8 地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進 p060
9 地域での生活を支える取組の推進 p064

基本政策 Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化

個別施策

1 災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり p068
①建築物等の耐震化の推進 ②木造住宅密集地域※09解消の取組の推進 ③市街地整備による防災・住環境等の向上 p068
④災害に強い都市基盤の整備 p072
2 災害に強い体制づくり p074
3 暮らしやすい安全で安心なまちの実現 p078
①犯罪のない安心なまちづくり p078
②感染症の予防と拡大防止 ＊食の安全対策を含む p080
③良好な生活環境づくりの推進 p084

※04 **健康寿命** p023参照
※05 **地域包括ケアシステム** p023参照
※07 **セーフティネット** p024参照
※09 **木造住宅密集地域** p024参照
※16 **多文化共生** p028参照

基本政策 Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造

個別施策

1 回遊性と利便性の向上による魅力的で歩いて楽しいまちづくり p088
2 誰もが安心して楽しめるエンターテイメントシティの実現 p090
3 地域特性を活かした都市空間づくり p094
4 誰もが自由に歩ける、利用しやすく、わかりやすいまちづくり p096
5 道路環境の整備 p098
6 交通環境の整備 p100
7 豊かなみどりの創造と魅力ある公園等の整備 p102
8 地球温暖化対策の推進 p104
9 資源循環型社会の構築 p106
10 活力ある産業が芽吹くまちの実現 p108
11 魅力ある商店街の活性化に向けた支援 p110
12 まちの歴史や記憶、文化、芸術など多様な魅力による賑わいの創造 p112
13 国際観光都市・新宿としての魅力の向上 p114
14 生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実 p116
15 多文化共生※16のまちづくりの推進 p120
16 平和都市の推進 p122

基本政策 Ⅳ 健全な区財政の確立

個別施策

1 効果的・効率的な行財政運営 p124
2 公共施設マネジメントの強化 p128

基本政策 Ⅴ 好感度1番の区役所

個別施策

1 行政サービスの向上 p130
2 職員の能力開発、意識改革の推進 p132
3 地方分権の推進 p134

第5章 基本政策で定める個別施策の内容

個別施策の構成（見方）

1. めざすまちの姿・状態

区民と区がめざす将来のまちの姿や状態を、区民の目線から分かりやすく示しています。

2. 現状と課題

新宿区における現状と課題を分かりやすく示しています。

3. 施策の方向性

めざすまちの姿・状態の実現に向け、区が進める施策の基本的考え方を簡潔に示しています。

4. 各主体の主な役割（例示）

めざすまちの姿・状態の実現に向けた、まちの各主体と区のそれぞれの主な役割を例示的に示しています。

5. 成果指標

施策の推進によって、めざすまちの姿・状態にどのくらい近づけたかを検証するため、個別施策ごとに成果指標を設定し示しています。

6. 関連する主な個別計画

個別施策に関連する区の主な計画を示しています。

個別施策 Ⅰ-1 生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命※04の延伸に向けた取組の充実

1. めざすまちの姿・状態

気軽に健康づくりに取り組める環境が整備され、区民が暮らしのなかで意識せずとも健康づくりを実践でき、こころも身体も健康に暮らし続けられるまちをめざします。

2. 現状と課題

健康づくりの推進と生活習慣病※17の予防

＜健康づくりの推進＞

死亡原因や要介護の原因などの分析から、性別やライフステージ※15に応じた健康づくりを進める必要性が示されました。健康寿命※04の延伸のためには、高齢期のフレイル（筋力や心身の活力が低下した状態）対策とともに、特に男性は若い頃からの生活習慣病※17の予防、女性は若い頃から丈夫な骨・筋力づくりに取り組むことが必要です。

＜生活習慣病※17の予防＞

- 生活習慣病※17に関する正しい知識の普及啓発を行ってきましたが、健康無関心層には届きにくい状況がありました。これからは、各個人が生活習慣改善に取り組むだけでなく、健康無関心層も含め、誰もが健康づくりに自然と取り組めるような地域づくりを進める必要があります。
- 健康寿命※04を延ばすためには、がんや心疾患・脳血管疾患、糖尿病、歯周病などの生活習慣病※17の予防と早期発見が重要であり、引き続き、健康診査やがん検診の受診率向上を図る必要があります。
- 糖尿病は、初期には自覚症状が乏しく、未治療者や治療中断者が多いことが知られており、区においても、国民健康保険被保険者の特定健診※18受診者で、健診後治療が必要にも関わらず受診していない人が概ね５人に１人いました。糖尿病に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、発症予防や重症化予防を推進していく必要があります。

＜女性の健康支援＞

- 各個人が、ライフステージ※15ごとに女性特有の健康課題があることの理解を深め、健康づくりに取り組めるよう、引き続き「女性の健康支援センター」を拠点とした女性の健康づくりの取組を進める必要があります。

※04 **健康寿命** p023参照
※15 **ライフステージ** p028参照
※17 **生活習慣病**
食習慣、喫煙、飲酒などの生活習慣が、その発症や進行に影響を及ぼす疾患の総称。高血圧、循環器病などは生活習慣病の一例である。
※18 **特定健診**
高齢者の医療の確保に関する法律により、医療保険者に対して実施が義務づけられた、内臓脂肪の蓄積等に着目した生活習慣病に関する健康診査のこと。対象は40歳以上74歳以下の者

＜歯科保健対策＞

●区の健診結果から、学齢期のむし歯の増加や若年層の歯周病の進行が課題となっています。そのため、早期から口腔ケアや食生活等に関するより良い生活習慣の定着を進めることが必要であり、乳幼児期、学齢期、成人期を通して、かかりつけ歯科医を持ち歯科的健康管理を進めることが求められています。

こころの健康支援

●目まぐるしく変化する社会状況の中で、精神状態が安定せず、心身の不調や不適応を訴える人が増加しています。こころの健康を維持するためには、休養の重要性を認識し、十分な睡眠をとり、ストレスと上手に付き合うことが大切です。そのために、一人ひとりがこころの病気に対する正しい知識を持ち、適切なストレスマネジメント※19を行うこと、そして、本人はもとより、家族をはじめとする周囲の人も、こころの不調に早く気づき、声掛けをするなど、地域社会全体での支え合いが求められています。

食育※20の推進

●あらゆる世代の区民に対して食育※20を推進していくためには、食育※20を実践しやすい環境をつくることが必要です。そのためには「食」を通じた健康づくりネットワークの参加団体を増やし、多様かつ活発な相互連携・協力及び情報交換が行えるようにしていく必要があります。

●各学校（園）において「学校食育※20計画」に基づく取組をより推進させる必要があります。そのためには、各学校（園）の実態に合った食の教育に関する実践を一層充実していくことが求められます。

3.　施策の方向性

健康づくりの推進と生活習慣病※17の予防

生涯を通じて健やかで心豊かな生活を送ることができるように、健康寿命※04のさらなる延伸をめざす取組が重要です。そのためには、個人の健康づくりの取組を支援するだけでなく、誰もが健康的に暮らせるよう、地域社会全体の取組による環境整備が必要です。

＜健康づくりに取り組みやすい環境整備＞

●健康づくりに無関心な層も含めたすべての区民が、意識せずとも健康づくりが実践できるまちづくりを進めるとともに、身近な地域で気軽に運動等ができる環境を整備していきます。

●また、区内の団体、企業、グループなど相互の結びつきを活用し、健康づくりの場や健康づくりを目的とした活動を促進し、地域社会全体で健康づくりに取り組める環境を充実させていきます。

※19　**ストレスマネジメント**
自分自身で心身の緊張といったストレス反応に気づき、それを解消していくこと。
※20　**食育**
健康の基本となる食生活について教育を行うこと。食べる物を選ぶ力、調理法、味覚形成、食べ物に関する知識を学ぶことで、豊かな食生活を楽しむ力をつけることを目指す。

＜ライフステージ※15に応じた健康づくりの推進＞

- 男女それぞれの特性を踏まえ、ライフステージ※15に応じた健康づくりが行えるよう、次世代の健康づくりや、青壮年期の生活習慣病※17予防、高齢期のフレイル（筋力や心身の活力が低下した状態）対策等を推進していきます。
- 女性の健康づくりを支援するため、「女性の健康支援センター」の認知度の向上や、健康教育、健康相談の充実を図ります。また、女性の健康づくりサポーターが地域で健康づくりの普及活動に取り組むことができるよう支援し、女性の健康づくりへの関心と理解を深めていきます。

＜地域の絆づくりの推進＞

- 地域でのつながりが豊かな地域ほど、住民の自己の健康に対する評価が高く、健康状態が良いと言われています。町会や自治会活動、各種ボランティア活動などの、地域のつながりが豊かになるような取組を推進していきます。

＜生活習慣病※17対策の推進＞

生活習慣病※17対策については、発症予防、早期発見、早期治療に加え、高齢化の進展により疾患を有する人が増加していることを踏まえ、重症化予防の観点からも対策を推進していきます。

- 運動・栄養・休養の調和がとれた望ましい生活習慣の意義と実践方法を、広く普及促進していきます。
- 喫煙や飲酒が健康に及ぼす影響等について、正しい知識の普及啓発を図るとともに、受動喫煙防止対策等を推進していきます。
- 生活習慣病※17の予防を図るため、あらゆる機会を通じて健康診査やがん検診等の受診率向上を図っていきます。
- また、がん検診については精度管理を行い、質の高い検診を提供できる体制を整えていきます。
- 食生活の改善や適切な運動習慣の実践につながるような意識啓発や支援を行い、糖尿病予防を推進します。
- 糖尿病の重症化予防対策として、国民健康保険の被保険者に対して、糖尿病治療が必要な対象者を確実に医療機関につなげる取組をすすめるとともに、医療機関相互の連携を通じて、糖尿病治療が継続しやすい環境を整えていきます。

＜歯科保健対策＞

- 生涯、自分の歯と口で楽しく食事をするため、乳幼児期から高齢期まで、ライフステージ※15を通じた歯科保健対策を充実していきます。若年期からの歯周病対策を充実し、障害や高齢化に伴う口腔機能の低下を防ぎ、最期まで自分の口でおいしく食事が摂れるQOL※21の高い生活を送るための環境整備を進めます。

※14 **NPO** p027参照
※15 **ライフステージ** p028参照
※17 **生活習慣病** p034参照
※20 **食育** p035参照

こころの健康支援

- こころの健康を維持するためには、正しい知識を持ち、ストレスに上手に対処するとともに、早期に適切な支援を受けることや、地域社会全体での支え合いが必要です。講演会やセミナー等を実施し、うつ病等についての正しい知識の普及啓発を進めていきます。また、こころの不調への気づきや早期相談・早期治療につなげ、再発の防止や重症化の予防のために相談体制の充実と、関係機関のネットワーク構築を図っていきます。
- あわせて、自殺防止対策についても総合的に取り組んでいきます。

食育※20の推進

- 食に関する正しい知識を深め、健全な食生活を実践できるよう、食育※20に取り組むとともに、「食」を通じた健康づくりネットワークにおける連携・協働を拡充し、生涯を通じた食育※20を推進していきます。
- 各学校（園）の創意工夫ある多様な食育※20の取組や、「学校食育※20計画」に基づく取組を推進していきます。

4.　各主体の主な役割（例示）

区民

○健康に対する意識の向上
○健康づくりの実践
○地域における健康づくり活動への参加
○望ましい運動習慣・食習慣の形成
○健康診査・がん検診の受診

地域組織、NPO※14、コミュニティグループなど

○健康づくりについての学習・実践の場の提供
○地域における健康づくり活動の実践

医療機関など

○専門的な相談・情報の提供
○安心できる医療サービスの提供
○地域の健康づくり活動との連携
○医療連携の推進

事業者

○従業員の健康増進
○健康の視点を取り入れた事業の実施
○区の健康施策への協力

区（行政）

○意識啓発、情報提供、区民一人ひとりの健康づくりへの支援
○地域における健康づくり活動への支援
○健康づくりのための環境整備
○地域保健・医療・福祉体制の充実

※21　**QOL**
Quality Of Life の略。生活の質のこと。

5. 成果指標

指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 【平成29年度】 (2017年度)	目標水準 【平成39年度】 (2027年度)	データ出典
区民の65歳健康寿命※04	65歳に達した人が「要支援1以上」及び「要介護2以上」になるまでの平均期間を加算した年齢	健康でくらし続けられるまちづくりの成果を表すため、この施策の指標としました。	「要支援1以上」になる年齢 男80.69歳 女82.65歳 (平成27年) 「要介護2以上」になる年齢 男82.37歳 女86.10歳 (平成27年)	「要支援1以上」になる年齢 男81歳 女83歳 「要介護2以上」になる年齢 男83歳 女87歳	65歳健康寿命※04(東京保健所長会)結果
主観的健康感	現在の健康状態を良いと感じている人の割合	区民の健康への取組の成果を表すため、この施策の指標としました。	78.7%	80.0%	区政モニターアンケート

6. 関連する主な個別計画

- 新宿区健康づくり行動計画
- 新宿区がん対策推進計画
- 新宿区食育※20推進計画
- 新宿区特定健康診査等実施計画
- 新宿区データヘルス計画
- 新宿区高齢者保健福祉計画・新宿区介護保険事業計画
- 新宿区次世代育成支援計画
- 新宿区教育ビジョン

※04 **健康寿命** p023参照
※20 **食育** p035参照

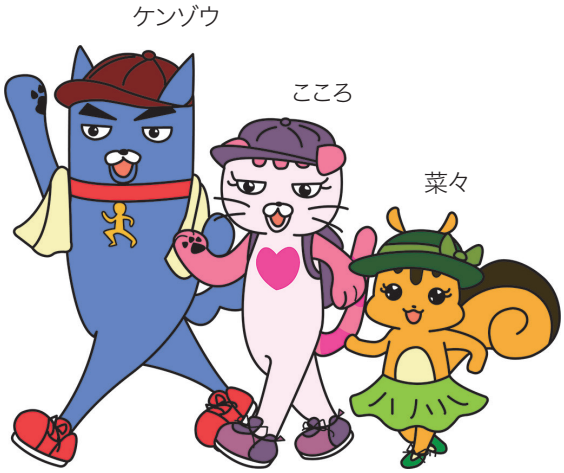

しんじゅく健康フレンズ



メニューコンクール


しんじゅくシティウォーク

個別施策 I-2 住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステム※05の推進

1. めざすまちの姿・状態

高齢者のだれもが社会貢献活動などを通して意欲的かつ前向きに毎日を過ごすことができ、健康づくりや介護予防※06にも取り組むことのできる、「心身ともに健やかに　いきいきとくらせるまち」をめざします。

また、保健・医療・介護・看取りの体制の充実に加え、多様な担い手による地域のささえ合いや必要なサービスが提供される環境を整備していきます。要支援・要介護状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるとともに、本人の意思を尊重した、その人らしい最期を迎えることができる「だれもが互いを尊重し　支え合うまち」「支援が必要になっても生涯安心してくらせるまち」をめざします。

2. 現状と課題

高齢者を取り巻く環境

- 新宿区の高齢者人口に占める単身者の割合は高く、今後も上昇する見通しです。日常生活上で支援の必要な高齢者が増える中、できる限り住み慣れた住まい（自宅）で暮らし続けるためには、更なる医療・介護・介護予防※06の一体的な提供や、多様な生活支援などが欠かせません。

高齢者総合相談センターの機能の充実

- 地域包括ケアの要となる高齢者総合相談センターについて、認知症高齢者への支援や在宅療養支援にも的確に対応できるよう相談支援体制を整備するとともに、地域包括ケアを実現する上で解決すべき地域課題を整理し、多職種のネットワークを構築する必要があります。

高齢者を地域で支えるしくみづくり

- 高齢者の生活を支援するためには、地域で活動する多様な担い手が活躍しやすいような環境を整えた上で、多世代交流を視野においた住民どうしの支え合いが必要となります。
- 高齢者が、民間賃貸住宅に円滑に入居できるように支援を行う必要があります。

健康づくりと介護予防※06の推進

- 高齢者が心身の機能を維持し、自立した生活を営めるよう、地域の社会的な活動への参加促進等も含め、健康づくりと介護予防※06を推進する必要があります。

※05　**地域包括ケアシステム** p023参照
※06　**介護予防** p023参照

在宅療養支援体制の充実

●高齢化が進むにつれて、要支援・要介護状態となり通院が困難な高齢者が増えることが予測されます。今後、住み慣れた地域・自宅での療養や看取りなど、在宅医療に関するニーズはさらに増大、多様化すると考えられます。

●療養生活を支援するために、医療と介護が連携して、個人にあったきめ細かいサービスを提供することが必要です。

認知症高齢者への支援体制の充実

●認知症高齢者を早期に発見し、必要な支援につなげるとともに、区民が認知症高齢者へ適切な対応ができるように、正しい知識を普及させることが必要です。

介護保険サービスの基盤整備

●「介護が必要になっても自宅での生活を継続したい」との意向を持つ人が多くいる中で地域包括ケアを推進するためには、地域密着型サービスの整備を進める必要があります。

3.　施策の方向性

地域包括ケアシステム※05の推進に向けて

●自助力の向上への支援、地域で活動する多様な担い手との協働による在宅生活への切れ目のないサービスの実現、そして、地域のニーズやサービスに地域人財が的確にコーディネートされるよう支援していきます。

●区と多様な関係機関による情報や目的を共有した連携などを強化し、互いに役割を担うことで、保健・医療・介護体制を一層強化していきます。

高齢者総合相談センターの機能の充実

●高齢者総合相談センターと関係機関との連携を強化し、支援体制の充実を図るとともに、地域ケア会議※22を活用した多職種協働による個別ケースの検討や、関係機関による地域課題の検討を行うなど、地域ネットワークの構築を進めます。

高齢者を地域で支えるしくみづくり

●支え合いの活動主体となる人材の確保、育成を行うなど、区民が主体的に地域の担い手となって、高齢者の生活を支援する体制を整備していきます。

●高齢者の住まいの確保を図るため、高齢者の入居支援を行います。

健康づくりと介護予防※06の推進

●高齢者の特性を踏まえて、健康づくりの様々な啓発や機会の提供を行います。また、健康づくり・介護予防※06に継続して取り組めるよう、個人及び地域での主体的な活動を支援し、介護が必要となる状態をできる限り防ぐとともに、要支援の状態であっても現状維持や改善を図るための支援を行います。

※22　**地域ケア会議**
地域ケア会議は、地域包括ケアシステムの実現に向けた会議であり、個別のケースを扱う「個別型」、地域課題を検討する「日常生活圏域型」、行政計画等へとつなげる検討を行う「地域ケア推進会議」の3類型がある。

在宅療養支援体制の充実

●病院、診療所、歯科診療所、薬局等の在宅療養を支える医療ネットワークを構築するとともに、医療と介護の連携を強化するため、ケアマネジャー※23、介護サービス事業所担当者などを含めた多職種連携を推進します。

●在宅医療に関する相談体制の充実を図るとともに、区民や関係機関に対して在宅医療に関する情報を提供していきます。

●区民が自分らしい最期を選択できるように、「緩和ケア」や「看取り」など在宅療養についての正しい知識を学び、考えることができるよう、広く普及啓発を行います。

認知症高齢者への支援体制の充実

●認知症の人やその介護者の視点を重視しつつ、認知症の早期発見・早期診断体制の推進や、認知症に関する医療と福祉、介護の連携強化を図るとともに、認知症に関する相談体制の充実や認知症についての正しい知識の普及を行います。

介護保険サービスの基盤整備

●介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアのさらなる推進に向けて、介護を要する高齢者の在宅生活を支える地域密着型サービスの基盤整備を図っていきます。その上で、今後の高齢人口の増加も踏まえ、在宅生活が困難となった方のために特別養護老人ホームの整備も行っていきます。

4. 各主体の主な役割（例示）

区民

○高齢者への理解推進と日常生活の支援
○在宅介護を支える家族への協力
○地域での声かけや安否確認
○地域福祉活動への参加
○地域見守りネットワークへの参加
○高齢期の健康づくり・介護予防※06への取組
○在宅療養への理解の促進

地域組織、NPO※14、コミュニティグループなど

○地域福祉活動の実施、支援
○地域への情報提供、普及啓発
○地域見守りネットワークへの参加

医療機関など

○地域で安心して療養できる在宅医療の提供
○在宅医療・介護のネットワークへの参加

事業者

○介護・福祉サービスの提供
○地域福祉活動への参加・支援
○福祉サービス第三者評価結果など区民への情報公開
○地域見守りネットワークへの参加

区（行政）

○介護・福祉サービスのサービス供給体制の整備促進・基盤整備
○介護人材確保等への支援
○地域福祉活動への支援、コーディネート
○高齢者とその家族への相談体制の充実
○関係機関などとの連携強化、地域見守りネットワークの充実
○地域保健・医療・福祉体制の充実
○区民の健康づくり・介護予防※06に対する主体的な取組の支援

5.　成果指標

指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 【平成29年度】 （2017年度）	目標水準 【平成39年度】 （2027年度）	データ出典
区民の地域福祉活動への協働意識	「高齢者の見守りを住民同士で行う」と考える区民の割合	支え合いの仕組みづくりの進捗度を表すため、この施策の指標としました。	8.5%	20.0%	区政モニターアンケート
認知症サポーター養成数	認知症サポーター養成の実績数	認知症高齢者への支援体制の充実につながるため、この施策の指標としました。	17,751人 （28年度末）	30,000人	事業実績による

6.　関連する主な個別計画

- 新宿区高齢者保健福祉計画
- 新宿区介護保険事業計画
- 新宿区健康づくり行動計画


いきいき体操


認知症サポーター養成講座


ささえーる薬王寺での活動風景


薬王寺地域ささえあい館　ささえーる 薬王寺

※06　**介護予防** p023参照
※14　**NPO** p027参照
※23　**ケアマネジャー**
介護の知識を幅広くもった専門家で、介護保険サービスを利用するときに相談を受け、利用者の心身の状況に応じたケアプランを作成する。また、サービス事業者との調整やケアプランの評価・見直しを継続的に行う。

個別施策 I-3

障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備

1. めざすまちの姿・状態

障害の重度化、障害者の高齢化や親亡き後を見据えて、障害者が住み慣れた地域で尊厳を持って暮らし続けられるまちをめざします。

さらに、障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが生涯にわたって社会参加ができるように、区民が互いに支援し合う関係づくりをめざします。

2. 現状と課題

障害者の地域生活支援体制の推進

●障害のある方が地域で安心した生活を送り続けることができるよう、相談体制や緊急時の受入体制などの居住支援機能をより一層強化していく必要があります。

障害を理由とする差別の解消の推進

●障害の有無によって分け隔てられることなく、いきいきと暮らし続けられるように、さらなる障害の理解の促進が必要です。

3. 施策の方向性

障害者の地域生活支援体制の推進

●障害者の生活を地域全体で支える仕組みとサービス提供体制を検討し、障害者がいつでも相談ができ、地域で安心して暮らし続けられよう支援します。

●事業所間の連携強化を進め、障害者を地域で支えるための相談支援等のネットワークを強化していきます。

障害を理由とする差別の解消の推進

●区民や事業者への啓発など、障害を理由とする差別を解消するための取組を推進していきます。

障害者グループホームの設置促進

●地域で安心して生活を継続できるよう、区が障害者グループホームの設置促進を行います。

障害者就労支援の促進

●障害者の就労の機会拡大を図るとともに、安心して働き続けられるよう、障害者の自立と社会参加を一層促進していきます。

※14 **NPO** p027参照

4.　各主体の主な役割（例示）

区民
○障害のある人への理解推進と日常生活の支援
○在宅介護を支える家族への協力
○地域での声かけや安否確認
○地域福祉活動への参加
○地域見守りネットワークへの参加

地域組織、NPO※14、コミュニティグループなど
○地域福祉活動の実施、支援
○地域への情報提供、普及啓発
○地域見守りネットワークへの参加

事業者
○介護・福祉サービスの提供
○地域福祉活動への参加・支援
○福祉サービス第三者評価結果など区民への情報公開
○地域見守りネットワークへの参加

区（行政）
○介護・福祉サービスのサービス供給体制の整備促進
○地域福祉活動への支援、コーディネート
○障害のある人とその家族への相談体制の充実
○関係機関などとの連携強化
○地域見守りネットワークの充実

5.　成果指標

指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 【平成29年度】 （2017年度）	目標水準 【平成39年度】 （2027年度）	データ出典
障害者の社会参加のしやすさ	障害があっても積極的に社会参加しやすいまちだと思う割合	障害者の自立と社会参加がしやすいまちの実現につながるため、この施策の指標としました。	14.8%	増加	区政モニターアンケート
障害者差別解消法認知度	障害者差別解消法の施行を知っている人の割合	障害者が住み慣れた地域で暮らし続けられるまちの実現につながるため、この施策の指標としました。	44.7%	増加	区政モニターアンケート

6.　関連する主な個別計画

- 新宿区障害者計画
- 新宿区障害児福祉計画
- 新宿区障害福祉計画


入所支援施設
「シャロームみなみ風」


障害者グループホーム

個別施策 I-4

安心できる子育て環境の整備

1. めざすまちの姿・状態

すべての子育て家庭に妊娠期からきめ細かな支援が行われ、子どもを安心して生み、育てられる環境が実現しているとともに、次代を担うすべての子どもたちが健やかに自分らしく成長していけるまちをめざします。

また、子どもが社会的に自立した若者として成長できるよう、幼少期から切れ目なく支援が行われるまちをめざします。

地域や子育てを支援する人々の子育て支援の輪を広げ、新しい出会いと世代を超えた交流が生まれ、みんなで子どもの育ち・子育てを支え合うまちをめざします。

2. 現状と課題

多様な子育て支援ニーズへの対応

- 多様化するニーズをふまえ、子育ての負担感や孤立感を軽減・解消するよう支援するためのサービスの充実を図るとともに、それらの情報を確実に届けることが必要です。
- 乳幼児期における質の高い教育・保育内容の提供に向けた取組が引き続き求められます。

保育所等の待機児童の解消

- 地域の実情に即した保育所等を多様な手法により整備し、保育定員の拡大を図ることで待機児童の解消をめざすとともに、働きながら安心して子育てできる環境づくりを行う必要があります。
- 保育ニーズの拡大が進む中、保育所等の適正な運営が一層重要です。また、保育士確保を支援する取組の継続や、特別な配慮を必要とする乳幼児など発達の度合に応じた適切な保育を行うための保育士の資質向上が必要です。

子どもの居場所づくり

- 放課後の子どもの居場所は、家庭の状況や子どもの自立度などに応じた事業展開が求められます。
- 子どもたちの健やかな成長に資する、公園や遊び場等の環境整備と遊びの機会の充実が重要です。

特に配慮を要する子どもへの対応

- 特に配慮や支援が必要な子どもと家族のため、乳幼児期から高校卒業後までの継続した切れ目のない支援体制を整備するとともに、増加する相談件数や多様化するニーズに適切に対応する必要があります。
- 早期の支援開始と学習環境等の整備に加え、子どもの多様な特性について周囲の理解を深めることが重要です。

※24 **子どもの権利**
子どもの保障されるべき基本的な人権を国際的に定めた条約が、平成元(1989)年11月20日国連総会において採択され、平成2(1990)年に「子どもの権利条約」が国際条約として発効された。日本は、平成6(1994)年に条約を批准した。この条約による子どもの権利の代表的なものには、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」がある。

地域で支える子育て支援体制の構築

●子育て支援の活動に区民が気軽に参加できる機会の拡充や、活動展開の支援を行うことで、子育てを支え合う環境づくりを広げていくことが求められます。

●子どもたちが犯罪や事故等の危険にさらされる事例があり、子どもたちが地域で安全で安心に遊び、過ごせるような環境の整備が重要となっています。

子どもの権利※24の尊重

●虐待やいじめ、子どもの性の商品化など、子どもが人として尊ばれ守られる権利が侵害されています。

●虐待などの問題に迅速できめ細かな対応を行うため、児童相談所の区への移管を着実に進める必要があります。

ひとり親家庭の支援の充実

●ひとり親家庭における個々の世帯の多様かつ重層的なニーズや課題を踏まえた、きめ細かな情報提供や支援が必要です。

貧困世帯への支援

●貧困世帯での世代間の負の連鎖を解消させる必要があります。

子どもから若者までの切れ目のない支援の充実

●社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者が増加している中、幼少期から社会的に自立した若者に成長するまで切れ目のない支援を継続することが必要です。

妊娠期からの子育て支援

●すべての妊婦に対し、切れ目のない支援を行っていくためには、妊娠届出時等の看護職面接率の向上等、妊娠初期からの支援の充実が必要です。

3.　施策の方向性

多様なニーズへの対応と親と子の育ちの場をつくる子育て支援

●すべての子育て家庭が、地域の中で安心して子育てできるよう、多様な子育てニーズに対応できるサービスの充実を図り、必要なサービスを選択し、気軽に利用できる仕組みを実現していきます。

●保護者のニーズに合った子育て支援サービスのコーディネートなどにより、適切な機関につなげることにより、保護者の子育て負担感の軽減を図っていきます。

●様々な子育て支援サービスが、子どもの育ちとともに、親の育ちへとつながるよう、内容の充実を図っていきます。

保育所等の待機児童の解消

●地域の実情に即した保育所等を多様な手法により整備し、利用を希望する人がそれぞれのニーズに応じて利用できるような環境を整えていきます。

●多様な保育サービスを充実していきます。（一時、定期利用、病児・病後児、障害児、延長、休日　等）

●乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であるため、子どもの発達に応じた質の高い教育・保育内容の提供に向け、引き続き、保育士の確保も含め保育所等の適正な運営を支援していくほか、保育士の資質向上を図っていきます。

子どもの居場所づくり

●放課後の子どもの居場所については、多様化する家庭環境や子どもの成長段階に合わせて選択できるよう、放課後子どもひろば及び学童クラブ事業の充実を図っていきます。

●地域の中に、子どもが様々な体験や遊びができる環境や機会をつくっていきます。遊びや自主的な活動などを通して、幅広い年齢の子どもたちが互いに影響し合いながら豊かに育ち合い、のびのびと成長する力を伸ばしていきます。

特に配慮を要する子どもへの対応

●特に配慮や支援が必要な子どもと家族について、子どもの成長段階や家庭環境に応じた切れ目のない支援を早い時期から行うとともに、多様化するニーズに適切に対応するため、福祉、保健、教育、医療などの関係機関の連携を強化し、個々のニーズに応じたサービスを提供していきます。また、子どもの多様な特性について、周囲の理解を深めるための啓発を図っていきます。

地域で支える子育て支援体制の構築

●子どもの成長と子育て家庭を支援する地域の力を育み、家庭・地域・学校が手を携えて子どもを育てる取組や多世代による交流活動などを充実させ、子育てを社会全体で支える環境づくりを進めていきます。また、関係機関が連携し、子どもたちを犯罪や事故から守る活動の推進、居住環境の整備などにより、子育てしやすいまちの実現をめざします。

子どもの権利※24の尊重

●子ども自身及び保護者が子どもの権利※24や人権についての理解を深める取組を進めるとともに、子どもが自らの意見を表明する機会を持ち、区政への参加意欲を高める取組を行っていきます。また、悩みを持つ子ども自身や保護者が気軽に相談できる仕組みを強化するとともに、いじめや虐待から子どもを守る支援の充実を図ります。

●居住実態の把握を含め、子どもに関する様々な相談に総合的に対応し、一貫した支援を行えるよう、関係機関が必要な情報交換を行うとともに、支援の内容を協議し、必要なサービスの調整、見守り等を行っていきます。

●区の児童相談所を設置し、児童相談行政を一元的かつ総合的に担うことで、児童虐待などの問題に迅速かつ適切に対応していきます。

ひとり親家庭の支援の充実

●ひとり親家庭の相談窓口のワンストップ化を進め、個々の世帯状況に応じた継続的、計画的な寄り添い型の支援を行っていきます。

貧困世帯への支援

●貧困世帯の負の連鎖など、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していけるよう、地域の人々や支援する団体との連携を進め、きめ細かな支援を総合的に推進していきます。

子どもから若者までの切れ目のない支援の充実

●子どもが社会的に自立した若者に成長するまで切れ目なく支援するための体制づくりや施策を総合的、包括的に実施し、若者が地域や社会の中で孤立することなく、自分らしく生きるための支援を行っていきます。

妊娠期からの子育て支援

●すべての妊婦が、安心して妊娠期を過ごせ、出産、子育てが行えるよう、妊娠期から不安やリスクを把握し、切れ目のない支援を充実していきます。

4.　各主体の主な役割（例示）

区民

○家族の協力による子育て
○世代間交流などを通じた子育て支援への参加
○家庭での子どもの健康づくり

地域組織、NPO※14、コミュニティグループなど

○地域の子育て支援活動の充実
○親子の居場所づくり

事業者

○保育サービスの充実
○子育て支援サービスの提供
○生活と仕事のバランスが取れる職場環境づくり

区（行政）

○子どもの権利※24を守るための取組
○保育サービスの充実
○子育て支援サービスの充実
○地域の子育て支援活動への支援
○子どもの健全育成の取組と支援
○母子の保健・医療の推進・充実
○子どもの安全を守る取組と支援

5.　成果指標

指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 【平成29年度】 （2017年度）	目標水準 【平成39年度】 （2027年度）	データ出典
子育てのしやすさ	子育てしやすいまちだと感じる人の割合	子どもを安心して生み、育てる環境の実現を表すため、この施策の指標としました。	就学前児童保護者　47.0% 小学生保護者　54.9% （平成25年度）	増加	次世代育成支援に関する調査
子育て支援サービスの利用支援	子育て支援サービスの情報提供等（利用者支援事業）の件数	多様な子育て支援サービスの円滑な利用を促進し、子育ての負担感や孤立感の軽減・解消につながるため、この施策の指標としました。	11,868件 （平成28年度）	増加	事業実績による

6.　関連する主な個別計画

●新宿区次世代育成支援計画
●新宿区子ども・子育て支援事業計画

※14　**NPO** p027参照
※24　**子どもの権利** p046参照

個別施策 I-5 未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実

1. めざすまちの姿・状態

子どもたちが自ら学び、考え、行動できる「生きる力」を育むとともに、地域の人々とのつながりの中でのびのびと健やかに育ち、新宿に誇りと愛着を持てる人として成長し、自立した個人として他者とともに次代の社会を担うことができるまちをめざします。

2. 現状と課題

子ども一人ひとりの「生きる力」を育む質の高い学校教育の実現

- 情報化やグローバル化のさらなる進展、人工知能の飛躍的な進化等、社会の構造的な変化が今後も見込まれる中にあって、子どもたちは社会や世界とのかかわりの中で、生涯を切り拓いていく力を身に付ける必要があります。
- 少子化の進展や働き方の多様化等、教育を取り巻く環境が大きく変化する中で、多様化・複雑化する就学前教育へのニーズに対して、公私立幼稚園が緊密な連携のもとに対応していく必要があります。

新宿のまちに学び、家庭や地域とともにすすめる教育の実現

- 教育に対する多様な要請に応え、地域に開かれた信頼される学校を実現するため、保護者や地域住民の意見を反映させ、それぞれの地域の創意工夫を活かした学校づくりを進める必要があります。また、新宿の伝統・文化を積極的に取り入れ、地域に根ざした教育を進めていく必要があります。
- 子どもを巻き込んだ事件や事故、インターネット等の利用に伴う危険から子どもを守るとともに、子ども自身が安全について正しく判断できるようにする必要があります。また、保護者や地域との連携・協力により、子どもの安全を守る意識を高めていく必要があります。

一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育環境の整備

- いじめや不登校等の学校問題に積極的にかかわっていく必要があります。また、ひきこもり・不登校の出現ゼロをめざし、各学校等による取組を充実させるとともに、こうした取組を支援していく必要があります。
- 障害のある子どもたちに対して、個別のニーズに対応した、幼児期からの一貫した教育的支援を行っていく必要があります。また、外国にルーツを持つ児童・生徒等が日本の学校生活に慣れ、十分に学ぶことができるよう支援していく必要があります。

学校の教育力の強化と学校環境の整備・充実

- 学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化する中、学校に求められる役割が増大してきています。子どもたちにとってよりよい教育環境を実現するため、教員の業務負担を軽減し、学習指導や生徒指導等に取り組むことができるよう支援していく必要があります。
- 若手教員の授業力の向上や、ノウハウの継承等、教員の資質・能力の向上を図る必要があります。
- 教育施設を子どもたちが学習し生活する場所として、学校環境の整備・充実を図る必要があります。

3.　施策の方向性

新しい時代に求められる資質・能力を育成するため、就学前及び9年間の義務教育を通したより質の高い、地域に開かれた教育を推進していきます。

子ども一人ひとりの「生きる力」を育む質の高い学校教育の実現

- 子ども一人ひとりの能力を伸ばし「生きる力」をはぐくむ質の高い学校教育を実現します。子どもの学習意欲を高め、主体的に学ぶ機会を充実するために、ICT※02を活用した教育活動の一層の充実と「主体的・対話的で深い学び」の実現を図ります。また、グローバルな視野をもち、時代の変化を見極めながら自らの将来を切り拓く先進的、開発的な才能を芽生えさせ、伸ばすための様々な手法による国際理解教育、英語教育、理科教育及び情報技術活用能力を高める教育の充実を図ります。
- さまざまな教育活動を通じて、子どもたち一人ひとりが自分を大切にし、自分のよさを認めるとともに、他者とのかかわりのなかで自分を肯定的に受け止め、人権を尊重する心や社会性を身に付けることができるようにします。
- すべての子どもが健やかに成長するよう、幼児期の特性に応じた質の高い幼児教育を推進します。また、「区立幼稚園のあり方の見直し方針」に基づき、区立幼稚園を適切に運営していくとともに、私立幼稚園とより一層の連携を図っていきます。
- 就学前から中学校までのつながりを重視した滑らかな接続を図るため、関係機関とともに、連携教育を推進していきます。

東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とした教育の推進

- 東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とした教育の推進により、子どもたちの豊かな感受性を育み、夢や希望を持ってさまざまなことに挑戦する意欲を養います。また、グローバル社会を生きる子どもたちの豊かな国際感覚や多様性を尊重する態度を養います。このため、国際理解教育や英語教育を充実するとともに、障害者への理解やスポーツへの関心を高めるなどの取組を推進します。

新宿のまちに学び、家庭や地域とともにすすめる教育の実現

- 地域協働学校（コミュニティ・スクール※25）の取組や学校評価制度の活用により、地域住民や保護者が学校運営に参加する、開かれた学校づくりの仕組みを推進していきます。
- 地域の人材や歴史・文化等、さまざまな地域資源の活用を図ることで、新宿のまちの特性を活かすとともに、多様な形態による家庭の教育力の向上を支援していきます。
- 子どもが安全に関する情報を正しく判断し、行動することができるよう、安全教育や情報モラル教育を推進していきます。また、学校や通学路において、子どもの安全を守る環境整備を進めていきます。

※02　**ICT** p021参照
※25　**コミュニティ・スクール**
学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み

一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育環境の整備

- 学校問題支援室を中心に、いじめや不登校等に対する学校の対応を総合的に支援するとともに、問題行動等に対する取組を学校と教育委員会が一体となって推進していきます。
- 発達障害があるなど特別な支援を要する子どもに対して、各小学校に設置した特別支援教室や特別支援学級、特別支援学校等により、個別の教育的ニーズに応じた指導及び支援を行っていくとともに、中学校における特別支援教室を開設し、支援体制を充実していきます。
- 外国籍等、日本語能力が十分でない子どもに対する日本語サポート指導を推進していきます。
- 子どもたちが経済状況等の家庭環境に左右されることなく確かな学力や社会性を身に付けることができるよう、学習指導の充実や関係機関等との連携により支援していきます。

学校の教育力の強化

- 子どもや家庭を取り巻く環境の変化等に伴い複雑化・多様化する教育課題にチームで向き合う体制を整備するなど、学校が組織的に解決していくことができるよう支援していきます。
- 学校の情報化による事務の効率化や、適切な事務分掌の徹底、外部人材の活用等、教員の業務負担の軽減に向けた取組により、教員が子どもとしっかりと向き合うことができる環境を確保していきます。
- 教育課題研究校による研究・発表等を通じて、教員が自ら学ぶ学校を推進するとともに、学校支援アドバイザーの派遣等により、若手教員やミドルリーダーの指導・育成を図ります。教員の授業力の強化・向上に向けた校内の組織的な取組を支援し、教員の資質・能力を高めていきます。

学校環境の整備・充実

- 子どもたちが安心して学べるよう学校施設の保全・改修を行うとともに、環境に配慮した学校施設の整備を推進していきます。
- ICT※02を活用した教育を推進し、授業の質的向上を図り、より分かりやすく、学習効果の高い授業を展開します。
- 学校図書館については、学校図書館支援員による読書活動の充実を図るとともに、児童・生徒の自学自習や調べ学習の場としての環境を整えます。



学校行事の様子

※02 **ICT** p021参照
※14 **NPO** p027参照
※25 **コミュニティ・スクール** p051参照

4.　各主体の主な役割（例示）

区民

○学校や地域との連携・協働による教育活動の実践
○地域の子どもに対する見守り、助言、協力
○子どもを地域で育むという意識の醸成

地域組織、NPO※14、コミュニティグループなど

○学校や区民（家庭）との連携・協働による教育活動の実践
○子どもの育成のための活動の充実
○専門的な知識・情報の提供

教育・研究機関

○学校との連携・協働による教育活動の実践
○子どもの育成のための活動の充実
○専門的な知識・情報の提供

事業者

○学校との連携・協働による教育活動の実践
○子どもの育成のための活動の充実
○就労体験など体験学習の場の提供
○専門的な知識・情報の提供

区（行政）

○学校・家庭・地域の連携・協働とそのための環境づくり、取組への支援
○子どもの生きる力を育む学校教育、教育効果を高める教育環境づくり
○子どもが活動する機会の提供

5.　成果指標

指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 【平成29年度】 （2017年度）	目標水準 【平成39年度】 （2027年度）	データ出典
分かる授業の実践	児童・生徒アンケートで学校の授業が分かりやすいと回答した割合	学校の教育力の強化の取組や学校環境の整備・充実による授業の質的向上を表すため、この施策の指標としました。	88.0% （平成28年度）	93.0%	学校評価 （自己評価）
学校運営の充実	第三者評価報告書において総合所見がA（優れている）の評価を得た割合	よりよい学校運営が行われているか表すため、この施策の指標としました。	52.5% （平成28年度）	75.0%	学校評価 （第三者評価）
学校と地域が連携した教育の取組	学校関係者評価報告書の「地域連携」の項目についてA（十分達成）の評価を得た割合	地域協働学校（コミュニティ・スクール※25）として、学校と地域とが連携・協働して子どもの成長に結びついているかを表すため、この施策の指標としました。	72.0% （平成28年度）	80.0%	学校評価 （学校関係者評価）

6.　関連する主な個別計画

●新宿区教育ビジョン
●区立幼稚園のあり方の見直し方針

個別施策 I-6

セーフティネット※07の整備充実

1. めざすまちの姿・状態

障害や疾病、高齢化、失業等による生活困窮など様々な境遇にあっても、区民一人ひとりが尊重され、地域の中で自立した生活を営み、その人らしく安心して心豊かに暮らしていけるまちをめざし、区はセーフティネット※07機能の充実を積極的に図っていきます。

2. 現状と課題

生活困窮者の自立支援の推進・生活保護受給者の自立支援の推進

- 毎日の生活の中で、または長い人生において、誰もが障害や疾病、高齢化、失業等による生活困窮などから、一人ひとりの努力だけでは解決できず、何らかの支援を必要とすることがあります。自立して生活することが困難な状況に陥った人々に対し、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな対応が必要です。
- 失業等により生活困窮している人は、経済的な問題のみならず社会的な孤立や医療問題など複合的な課題を抱える場合があり、本人だけではなく世帯全体の問題として解決していく必要があります。

ホームレスの自立支援の推進

- ホームレス数は長期的には減少傾向にありますが、ホームレス問題は、単に公園や道路等から退去するだけでは根本的な解決には至りません。ホームレスの自立に向けて、それぞれの態様、段階に応じた総合的な支援を行うことが必要です。

3. 施策の方向性

生活困窮者の自立支援の推進

- 生活に困窮している人に対し、生活保護受給に至る前の段階で、自立に向けた支援を行うことによって、問題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進を図り、重層的なセーフティネット※07を構築します。また、生活困窮者への支援を通して、様々な分野の社会資源の連携を促進し、生活に困窮している人を早期に把握し、多様で複合的な課題を解きほぐしながら、本人の状況に応じて必要な支援を行うことにより、生活困窮状態からの脱却を図ります。

生活保護受給者の自立支援の推進

- 最後のセーフティネット※07として生活保護制度が機能し、すべての区民が個々の状況に合わせて自立し安定した生活が送れるよう、就労や地域への社会参加などそれぞれの人に合ったきめ細やかな支援を行います。

ホームレスの自立支援の推進

●ホームレスに対しては、国や東京都及び他の特別区、地域住民、NPO※14等と連携を深め、路上生活からの脱却を促すため、粘り強く支援を行います。また、個々の状況に合わせたきめ細かな就労支援、生活支援を行い、元ホームレスの再路上化を防止していきます。

4.　各主体の主な役割（例示）

区民

○支援が必要な人々への理解推進と日常生活の支援

事業者

○体験就労など区が実施する支援が必要な人々の自立支援に対する協力

地域組織、NPO※14、コミュニティグループなど

○支援が必要な人々への自立支援に係る活動の実施

区（行政）

○相談、訪問サポート、就労支援など支援が必要な人々への自立支援

5.　成果指標

指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 【平成29年度】 （2017年度）	目標水準 【平成39年度】 （2027年度）	データ出典
生活保護の被保護者の就労割合	被保護世帯のうち、就労世帯の割合	生活保護者の就労や社会参加などへの支援の成果を表すため、この施策の指標としました。	14.5% （平成28年度）	20.0%	東京都業務報告
ホームレスの減少	新宿区のホームレスの人数	多様な主体との連携による、ホームレス等への就労支援、生活支援の成果を表すため、この施策の指標としました。	126人 （平成28年度）	減少	東京都路上生活者概数調査報告

6.　関連する主な個別計画

●新宿区ホームレスの自立支援等に関する推進計画

※07　**セーフティネット** p024参照
※14　**NPO** p027参照

個別施策 I-7

女性や若者が活躍できる地域づくりの推進

1. めざすまちの姿・状態

誰もが人として尊重され、性別にかかわりなく自分らしく生きることができるとともに、多様な働き方が選択でき、生きがいのある豊かな日々の暮らしが調和したワーク・ライフ・バランス※08が実現するまちをめざします。

また、お互いの人権を尊重し、配偶者等からの暴力の無い社会の実現をめざすとともに、学校や職場等の社会生活でつまずきを経験した若者が何度でもやり直しながら社会の中で活躍でき自分らしく生活できるまちをめざします。

2. 現状と課題

男女共同参画の推進と多様な生き方を認め合う社会づくり

- 男女が家庭や地域社会、職場においてより一層等しく参画できるように固定的な性別役割分担意識をより解消していく必要があります。
- 意思決定過程における女性の参画はまだ十分とは言えず、女性の活躍機会が少ない分野もあります。また、女性活躍推進法等を踏まえ、職場における女性の参画を推進していく必要があります。
- 性自認や性的指向を理由に社会の中で差別を受けたり、自己のあり方について悩み日常生活が困難な状況に陥っている場合があります。理解不足や偏見による差別の解消を図るとともに、当事者が自己肯定できるように支援していく必要があります。

区政における女性の参画の促進

- 区政に女性の意見を反映させるため、各種審議会等における女性委員の登用を進めていく必要があります。
- 区では、次世代育成支援対策推進法に基づき、地方公共団体としての行動計画（新宿区次世代育成支援計画）に加え、事業主としての特定事業主※26行動計画を策定し、子育てと仕事の両立や、女性の区政参画の促進に取り組んでいます。

※08 **ワーク・ライフ・バランス** p024参照

ワーク・ライフ・バランス※08（仕事と生活の調和）の推進

- すべての人々が仕事と子育て・介護・地域活動などを両立できるように、また、多様な生き方を選択することができるように、ワーク・ライフ・バランス※08を実現していく必要があります。また、少子高齢化や晩婚化の影響により、親の介護と子育てが同時期に起こるケースが増加しています。こうした問題による離職を防ぐために企業や区民を支援していく必要があります。
- ワーク・ライフ・バランス※08に関する取組は、一定規模以上の企業では取組の機運が高まっていますが、中小企業については認識や課題意識など取組に差が大きい等の課題があります。

配偶者等からの暴力の防止

- 配偶者等からの暴力（ＤＶ）、セクシュアル・ハラスメント※27、ストーカー行為、メディアにおける性差別や性の商品化などが社会問題となっている状況が続いています。特に、配偶者等からの暴力は、重大な人権侵害であるという意識啓発を図るとともに、ＤＶの被害者・加害者にならないように、早期からの啓発に取り組む必要があります。また、ＤＶ被害者は多様で複雑な問題を抱えているため、配偶者暴力相談支援センターでは、相談体制の充実に努める必要があります。

子どもから若者までの切れ目のない支援の充実

- 若者の社会的自立には、就業による自立、親からの精神的・経済的自立、社会に関心を持ち公共に参画することなど、多様な課題があります。しかし、自立のありようは一様でない面もあり、これらの課題について若者一人ひとりにとってふさわしい自立のあり方を考えた支援が必要です。また、幼少期からの切れ目のない支援の取組が必要です。

若者の地域活動や区政参加の促進

- 若者の地域活動や区政への参加を一層促進させる必要があります。

3.　施策の方向性

男女共同参画の推進と多様な生き方を認め合う社会づくり

- 男女があらゆる分野で等しく参画できるよう固定的性別役割分担意識の解消をめざし幅広い世代に向けて意識啓発を行い、個人の人権が尊重され個性と能力を発揮できる社会づくりを進めていきます。
- 政策・方針決定過程への女性の参画を促進するとともに、あらゆる分野において女性がその希望に応じて能力を十分に発揮できるよう、情報提供や支援を行い女性の活躍を推進していきます。
- 性には多様性があることを認め合い、理解不足や偏見による差別を解消させるよう人権教育や啓発活動の促進に努めるとともに、当事者が安心して悩みごとを相談できる体制の充実を図っていきます。
- 男女を問わず育児休業等を取得しやすい職場環境づくりや、長時間労働の抑制など働き方の見直し等を進められるように普及啓発や支援を行い、仕事と生活が調和した職場づくりを推進していきます。また、介護と子育てに直面している当事者や企業に対して、働き続けることができる環境の整備を進めるよう啓発に努めます。

※26　**特定事業主**
「次世代育成支援対策推進法」及び「女性の職業活動における活躍の推進に関する法律」において、事業主に行動計画の策定を義務付けており、事業主のうち、公務部門（国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの）を特定事業主、民間部門を一般事業主と規定している。
※27　**セクシュアル・ハラスメント**
労働や教育などの公的な場の社会関係において、歓迎されない性的言動または行為により、相手に不快感を与えること。

区政における女性の参画の促進

●区の政策・方針決定過程にさらなる女性の参画が図れるよう、区の審議会等における女性の参画を積極的に推進していきます。

●区は、特定事業主※26としての職員・職場の意識改革を図り、仕事の進め方を見直すとともに、様々な制度の活用を促すことで、職員の仕事と子育ての両立を支援し、ワーク・ライフ・バランス※08の実現に努めていきます。特に男性と女性が、どちらも主体的に子育てや家事に取り組むことを積極的に応援するとともに、女性職員の活躍を推進するための環境づくりを進めます。

ワーク・ライフ・バランス※08（仕事と生活の調和）の推進

●先駆的に女性活躍やワーク・ライフ・バランス※08を推進している企業の取組を紹介・表彰するなど、働きやすい職場づくりを支援していきます。また、中小企業等における取組の推進のために、個々の企業の認識や実態・課題に合わせたきめ細かな支援を行っていきます。

配偶者等からの暴力の防止

●配偶者等からの暴力（DV）を防止するためには、暴力について正しく理解することが必要です。DVについての意識啓発や情報提供など、正しい認識を広めるための取組を推進していきます。また被害者が抱える多様で複雑な問題に対応できるように、配偶者暴力相談支援センターにおいて、専門の相談員による相談や様々な自立支援の実施に努め、円滑な解決に向けて複合的な支援を行っていきます。

子どもから若者までの切れ目のない支援の充実

●若者が地域や社会から孤立することなく、自分らしく生きられるよう、若者一人ひとりにとってふさわしい自立のあり方を考えながら支援を行っていきます。また、子どもが社会的に自立した若者に成長するまで切れ目なく支援するための体制づくりや施策を総合的、包括的に考え、実施していきます。

若者の地域活動や区政参加の促進

●若者が地域活動や区政に参加する機会をつくり、地域の課題解決や活性化へとつなげていきます。



パープルリボン運動パネル



男女共同参画情報誌

※08 **ワーク・ライフ・バランス** p024参照
※14 **NPO** p027参照
※26 **特定事業主** p057参照

4.　各主体の主な役割（例示）

区民

○男女共同参画の推進
○若者支援
○性の多様性への理解
○男女共同参画の基本理念への理解

地域組織、NPO※14、コミュニティグループなど

○地域における男女共同参画の推進
○若者の社会参加促進への取組
○性の多様性への理解

事業者

○職場における男女共同参画の推進
○生活と仕事のバランスが取れる職場環境づくり
○若者の社会参加促進への取組
○性の多様性への理解

区（行政）

○男女共同参画社会の形成に向けた職員・区民・事業者への意識啓発
○児童・生徒への男女平等教育の充実
○若者の自立支援とそのための情報提供
○性の多様性への理解促進

5.　成果指標

指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 【平成29年度】 （2017年度）	目標水準 【平成39年度】 （2027年度）	データ出典
性別役割分担意識に反対する人の割合	固定的な性別役割分担意識に反対する人の割合	性別にかかわりなく自分らしく多様な働き方が選択でき、ワーク・ライフ・バランス※08の実現につながるため、この施策の指標としました。	53.4%	増加	区政モニターアンケート

6.　関連する主な個別計画

- 新宿区次世代育成支援計画
- 新宿区男女共同参画推進計画
- 新宿区配偶者等暴力防止及び被害者支援基本計画
- 新宿区女性の職業生活における活躍推進計画
- 新宿区特定事業主※26行動計画

個別施策 I-8 地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進

1. めざすまちの姿・状態

地域の中でお互いの顔が見える関係が築かれ、子どもから高齢者まで多様な世代が交流・連携・協力し合うとともに、区民が自ら考え行動しながら地域の課題に取り組み・解決していくことで、地域の人材を活かした区民が主役の自治のまちをめざします。

2. 現状と課題

町会・自治会及び地域活動への支援

- 都市化が進む中で、地域社会の人間関係が希薄になり、地域における相互扶助の機能が低下しています。さらに、少子高齢化の急速な進行や首都直下地震の切迫性の高まりなど、地域課題や区民の需要は多様化・複雑化しており、行政だけで対応することが困難になっています。一方、地域の自治基盤である町会・自治会の加入率が5割に届いていません。地域コミュニティの輪を広げ、地域の自治組織に多くの区民が参加することで、地域の自治機能を効果的に高めていくことが求められています。
- 地域の自治活動を担う町会・自治会などの地域団体では、役員の高齢化が課題となっています。新しい住民や若者、子育て世代など多様な人々が、地域の自治活動とつながり、地域の将来を担う活動主体となるための支援が求められています。
- 地域団体の活動や交流が一層盛んになるように、地域のコミュニティづくりの拠点として、地域センターの機能強化が求められています。

多様な主体との協働の推進

- 社会貢献活動の多様化に伴い、より多様な主体との協働を検討し、地域課題の解決に向けて取り組む必要があります。
- 地域課題に対してNPO※14等が自主的かつ継続的に活動していくためには、単独ではなく、区民・地域団体・企業等多様な主体と連携してそれぞれのノウハウを共有し課題に取り組んでいくための、ネットワークの充実が必要です。

自治のまちの推進

- 「新宿区自治基本条例」は、「新宿区」という単位で物事を考え決める場合に、誰がどのような役割を担い、どのような方法で決めていくかなどを定めた「自治の基本ルール」です。このため、「新宿区自治基本条例」の認知度を高めていく取組が必要です。

※14 **NPO** p027参照

3.　施策の方向性

町会・自治会及び地域活動への支援

- 地域自治活動を主体的に担っている町会・自治会活動をより活性化させるため、新宿区町会連合会との連携を図り、活動を支援していきます。
- 町会・自治会の活動を区の広報紙やホームページなどを活用し広く紹介していきます。
- 町会・自治会、地区協議会など、地域の課題解決やコミュニティ活動に取り組む団体等と連携が図れるよう、多様な主体に対して助成を行います。
- 新しい住民や若者、子育て世代などが自主活動を通じて地域の自治活動とつながり、将来の担い手となることをめざします。
- コミュニティ活動の拠点となる地域センターの機能を高めるため、地域がより主体的に地域活動に取り組むことができる仕組みを検討します。

多様な主体との協働の推進

- 区民・地域団体・NPO※14・さらには企業など社会貢献活動を行う多様な主体と連携し、地域課題の効果的な解決に向けて取り組んでいきます。
- 複雑・多様化する課題に対して、様々な社会貢献活動団体が連携し、かつ継続して課題に取り組むことができるように、地域、NPO※14、企業等多様な主体からなるネットワークの構築をめざします。

自治のまちの推進

- 「新宿区自治基本条例」の理念を踏まえ、地域のことは地域が責任をもって自ら考え、決め、行動するといった「自治のまち新宿」のさらなる推進に取り組みます。

4.　各主体の主な役割（例示）

区民

○地域コミュニティに対する意識の向上
○地域の課題解決に向けた活動への参加
○区民がまちを創り、担っていくという自治意識の向上
○区政情報及び地域情報への関心度の向上

地域組織、NPO※14、コミュニティグループなど

○ふれあい・交流活動、地域でのまちづくり活動の推進
○地域課題を創意工夫して解決するための活動推進
○コミュニティ活動の担い手となる人材の育成
○まちづくり活動の担い手となる人材・団体の育成と連携化
○区民がまちを創り、担っていくという自治意識の向上
○区政情報及び地域情報への関心度の向上

事業者

○地域でのまちづくり活動・社会貢献活動への参加と協力

区（行政）

○コミュニティ活動、区政への参加・協働への意識啓発
○コミュニティ活動、区政への参加・協働の担い手となる人材・団体の育成支援
○町会・自治会、NPO※14団体等の連携支援
○民生委員・児童委員、青少年育成委員会、保護司等との連携支援
○区政情報及び地域情報の発信
○「新宿区自治基本条例」の推進

5. 成果指標

指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 【平成29年度】 （2017年度）	目標水準 【平成39年度】 （2027年度）	データ出典
町会・自治会の加入率	町会・自治会の加入世帯率	町会・自治会の活性化の取組や活動支援の成果を表すため、この施策の指標としました。	45.5%	55.0%	町会・自治会調査結果
地域コミュニティ活動への参加率	地域の中でコミュニティ活動を行っている人の割合	区民が自ら考え行動する、区民が主役の自治のまちの実現につながるため、この施策の指標としました。	50.0%	60.0%	区政モニターアンケート
区政への関心度	区政に関心がある区民の割合	区民の区政への関心の高まりが、自治のまちの推進につながるため、この施策の指標としました。	62.2%	66.8%	新宿区区民意識調査

6. 関連する主な個別計画

●新宿区・地域との協働推進計画



新宿区協働推進基金
マスコットキャラクター
キラ・ミラ



コミュニティ活動補償制度のパンフレット

※03　**基礎自治体** p021参照

「新宿区自治基本条例」の概要

≪「新宿区自治基本条例」とは≫

「新宿区自治基本条例」は、新宿区の地域特性を踏まえ、「新宿区」という単位で物事を考え決める場合に、誰がどのような役割を担い、どのような方法で決めていくかなどを定める「自治の基本ルール」です。

この条例では、自治の主役である区民の権利や、自治の担い手である区民、議会、区長（執行機関）のそれぞれの役割や責務を定めるとともに、区政運営の基本原則を明らかにしています。

「新宿区自治基本条例」は、区における最高規範として位置づけられています。

≪基本理念（第３条）≫

- 区は、人権を尊重し、一人ひとりを大切にする区政を行う。
- 区は、区民が主役の自治の実現を図り、区民は、自治の担い手として地域の課題を解決するものとする。
- 区は、地方自治の本旨に基づく基礎自治体※03であり、確立した自治権をもち、区民自治を基本とした区政を推進する。



地域の防犯パトロール



地域でのふれあい・交流活動



協働事業（新宿スポーツ環境推進プロジェクト）



協働推進基金助成事業の公開プレゼンテーション

個別施策 I-9

地域での生活を支える取組の推進

1. めざすまちの姿・状態

判断能力が十分でないため日常生活等に支障のある人でも、地域社会の一員として尊厳を持っていきいきと生活が送れる共生社会の実現をめざします。

誰もが地域でいきいきと、活躍できるまちをめざします。

誰もが安心して住み続けられる住宅・住環境づくりをめざします。

2. 現状と課題

成年後見制度の利用促進

- 成年後見制度の普及に伴い、相談件数の増加とともに、相談内容も複雑化しているため、より迅速かつ的確な対応が求められています。
- 認知症高齢者の増加など、身上監護や財産管理を必要とする方の増加も見込まれるため、市民後見人等の新たな担い手の確保などが求められています。

障害者、高齢者、若年非就業者、女性等に対する総合的な就労支援

- これまで障害者の就労支援事業所の飛躍的な増加や就労定着支援事業の創設、高齢者の継続雇用制度の導入等、障害者、高齢者の雇用に関する法整備が着実に進められ、雇用を取り巻く環境は大きく変化しているため、対応が必要です。
- 障害者雇用については、就労に結びつかない人への就職相談や就職準備支援はもとより、障害者雇用の拡大に伴って必要とされる就職後の定着支援について、更なる充実が求められています。
- 高齢者については、求人開拓に加え、より年齢の高い方への職業紹介等、求められる支援内容の変化に対応することが必要です。
- 若年非就業者の支援については、社会的に自立した若者に成長するまでの切れ目のない支援が必要であり、問題の早期発見とより早い段階からの支援が必要であるとともに、就労が困難な方については、包括的かつ長期的支援が必要です。
- 女性が就業しやすい環境を整備し、女性の就職・復職を促進するとともに離職を防止するなど、女性に対する就労支援が必要です。
- これからの時代の変化に対応できるよう、多様化するニーズに柔軟に応じた質の高いサービスを提供し続けることが重要です。

誰もが住み続けられる住宅・住環境

- 住まいは毎日の安定した暮らしを支える最も重要な基盤であり、欠くことはできません。高齢者や障害のある人など住宅の確保が困難な方への支援をしていく必要があります。
- 高齢者が地域で住み続けられる仕組みづくりや、区営住宅のセーフティネット※07機能の向上が求められています。安全で安心した生活を送るために、誰もが安心して住み続けられる住宅・住環境の整備が必要です。

3.　施策の方向性

成年後見制度の利用促進

- 成年後見制度の利用を必要とする方が確実に利用できるよう制度の利用促進を図っていきます。
- 具体的には、制度の利用が必要な人に対する相談や助成を行うとともに、より計画的な市民後見人の養成に取り組みます。その上で、関係機関との連携を強化しながら、社会福祉協議会による法人後見の実施を含め、判断能力が十分でない人が地域で安心して生活できる支援体制づくりに取り組んでいきます。

障害者、高齢者、若年非就業者、女性等に対する総合的な就労支援

- 各就労支援事業については、時代の変化に対応した事業を展開し、これまで以上に質の高い支援が実現できるようにします。
- 障害者、高齢者、若年非就業者、女性等、それぞれの分野において、総合的なサービスのあり方を検討します。
- 若年非就業者については、困難を抱える若者が社会とのつながりを持てるための切れ目のない支援をめざします。
- 就労に課題を抱える方については、一般就労をゴールとした支援と併せて福祉的支援を行うことで、だれもがいきいきとくらし、活躍できるまちをめざします。

誰もが住み続けられる住宅・住環境

- 高齢者や障害のある人など様々な状況にある人が、それぞれのニーズに即した住宅に住むことができるよう、民間賃貸住宅への入居を支援するとともに、公共住宅の活用を図ります。

※07　**セーフティネット** p024参照

4. 各主体の主な役割（例示）

区民
○成年後見制度への理解
○高齢者、障害のある人の社会参加支援
○職業能力の向上や自己啓発、職業訓練への主体的な参加
○住み続けられる住まいづくり

地域組織、NPO※14、コミュニティグループなど
○成年後見制度への理解
○高齢者、障害のある人の社会参加支援
○地域への情報提供
○若者への労働、職場環境に関する相談支援

教育・研究機関
○職業能力向上のための情報提供と職業訓練
○インターンシップ、進路指導の充実

事業者
○成年後見制度への理解
○高齢者・障害のある人の雇用促進と働きやすい環境づくり
○若者への雇用情報提供
○良質な住宅の供給

区（行政）
○成年後見制度の周知啓発・利用促進
○高齢者・障害のある人の社会参加・就労、自立等への支援
○若者の就労、自立等への支援
○高齢者や障害者等の入居支援
○公共住宅の活用

5. 成果指標

指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状【平成29年度】（2017年度）	目標水準【平成39年度】（2027年度）	データ出典
就職者数（障害者・若年者非就業者等）	障害者・若年非就業者等で一般就労に結び付いた人数	障害者・若年非就業者等への総合的な就労支援の成果を表すため、この施策の指標としました。	40人/年	60人/年	事業実績による
新宿区登録後見活動メンバー数	新宿区登録後見活動メンバー数	成年後見制度を支える市民後見人を養成し、制度の利用促進につなげるため、この施策の指標としました。	58名（平成28年度）	100名	事業実績による

※14 **NPO** p027参照

6.　関連する主な個別計画

- 新宿区住宅マスタープラン
- 新宿区高齢者保健福祉計画
- 新宿区障害者計画
- 新宿区障害児福祉計画
- 新宿区障害福祉計画



公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター

個別施策 Ⅱ-1

災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり

①建築物等の耐震化の推進 ②木造住宅密集地域※09解消の取組の推進
③市街地整備による防災・住環境等の向上

1. めざすまちの姿・状態

「減災※10社会」をめざし、区民と区の協働により、災害に強い都市づくりを進め、安全で安心して住めるまち、逃げないですむまちをめざします。

建築物等の耐震化、木造住宅密集地域※09の解消を促進するとともに、道路、公園等の公共施設の防災性を強化し、防災性の向上と住環境の改善を図ります。

特定緊急輸送道路※11沿道建築物を耐震化することで、災害時において避難や救助活動、復旧復興活動等の重要な役割を担う道路機能を確保し、都市の防災性を強化します。

2. 現状と課題

建築物等の耐震化

- 建築物の耐震化については、耐震性が不足する建築物が依然として残っています。木造建築物の耐震化を促進するためには、耐震化の必要性を啓発し、支援制度の周知・利用促進を図る必要があります。また、マンション等の非木造建築物については、耐震改修工事に向けての合意形成を支援していく必要があります。
- 特定緊急輸送道路※11沿道建築物の耐震化については、耐震診断から補強設計・耐震改修工事の実施につなげていくことが課題です。
- 建築敷地の耐震化については、古い石積みなど耐震性が不足する擁壁が多く残っています。擁壁及びがけ改修等の支援制度の一層の周知・利用促進を図ることで建築敷地の耐震化へとつなげていく必要があります。

木造住宅密集地域※09の防災性強化

- 共同建替えについては、防災性の向上と住環境の改善に向け、地元の合意形成の支援を円滑に進めることが課題です。関係機関との協議や補助金の適切な執行等を行い、住宅の建替え及び共同建替えを促進するとともに、道路等の公共施設を整備していく必要があります。
- 老朽木造住宅の個別建替えや除却を促進するためには、建替えや除却に対する機運を高める必要があります。
- 新たな防火規制※28は、地区計画※29と併せて策定することが効果的であるため、地元地権者等に対し不燃化促進の必要性等について丁寧に説明を行い、十分な合意形成を図る必要があります。

※09 **木造住宅密集地域** p024参照 ※10 **減災** p024参照 ※11 **特定緊急輸送道路** p025参照
※28 **新たな防火規制**
東京都建築安全条例第７条の３の規定に基づく防火規制。建物の不燃化を促進し木造密集地域の再生産を防止するために災害時の危険性の高い地域について指定し、建物の耐火性能を強化する規制

再開発による市街地の整備

- 区内には、老朽化した木造住宅が密集し、道路が狭く、防災面や住環境面で課題を抱える地区があり、防災性を確保するとともにインフラ※30機能を強化し、災害に強い高度な防災機能を備えた高度防災都市づくりを行っていく必要があります。
- これらの地域では、地域の方々が主体となり地域の将来像を見据えた計画的なまちづくりを展開していく必要があります。市街地再開発準備組合等が関係権利者や周辺住民の理解の得られる計画となるよう、組合等の活動に対し、都市計画決定の手続や、関係機関等との協議・調整、助言を行うとともに、補助金等を交付する場合には、適切に執行するなどの支援が必要です。

3.　施策の方向性

建築物等の耐震化

- 木造住宅については、個別訪問等によるきめ細かな普及啓発を実施することで、耐震化を促進していきます。
- 非木造建築物については、マンション等への普及啓発を実施することで、耐震化を促進していきます。
- 特定緊急輸送道路※11沿道建築物については、東京都と連携し、個別訪問等を実施し、耐震化を促進していきます。
- あわせて、擁壁の所有者等に対し、様々な機会を捉えて、支援制度における周知・利用促進を図ることにより、建築敷地の耐震化を促進していきます。

木造住宅密集地域※09の防災性強化

- 木造住宅密集地域※09の建替え促進を一層図るとともに、道路等を整備することで、不燃化による防災性の向上と住環境の改善を図ります。
- 老朽木造住宅の耐火建築物・準耐火建築物への建替えや除却に要する費用の一部を助成することで、木造住宅密集地域※09の防災強化を図ります。
- 火災危険度が高い地区について、地区計画※29のほか、新たな防火規制※28を活用したまちづくりを早急に進めていきます。

再開発による市街地の整備

- 市街地再開発事業※31等を活用した良質で防災性の高い建築物への建て替え及び道路・公園の整備等の面的なまちづくりを支援し、災害に強いまちづくりに取り組み、新宿の高度防災都市化の早期実現を図ります。
- 市街地再開発事業※31等の進捗に応じて、市街地再開発組合等へ指導・助言などの支援を行っていきます。

※29　**地区計画**
都市計画法に基づき一定の区域を対象に、建物の形態、公共施設の配置などを定め、その地区にふさわしい良好な環境を整備・保全するための計画
※30　**インフラ**
インフラストラクチャーの略。都市における社会生活や経済活動を円滑に維持し、発展させるために基盤となる施設。道路・鉄道・港湾・上下水道、電気・ガス・通信などの施設をいう。
※31　**市街地再開発事業**
都市再開発法に基づき、建築物と公共施設とを一体的に整備することにより、木造住宅密集地域や住宅、店舗及び工場等が混在し、防災面や居住環境面で課題を抱える市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的とする事業

4. 各主体の主な役割(例示)

区民
○建築物の耐震・耐火性の把握と改善
○地域の専門家との連携による防災性の向上

地域組織、NPO※14、コミュニティグループなど
○面的なまちづくり事業による都市機能の更新や防災性の向上
○建築物の耐震化の推進

事業者
○建築物の耐震・耐火性の向上
○地域の専門家との連携による防災性の向上

電気・ガス・水道・通信事業者
○災害に強い施設の整備
○災害時におけるライフライン※32の迅速な復旧

区(行政)
○防災まちづくりの推進と支援
○まちづくりに貢献する市街地再開発事業※31等の支援
○都市基盤の整備と不燃化の推進
○公共施設の防災性の向上
○国や都との連携による防災まちづくり

5. 成果指標

指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 【平成29年度】 (2017年度)	目標水準 【平成39年度】 (2027年度)	データ出典
住宅の耐震化率※33	住宅総戸数に対する建築基準法における新耐震基準(昭和56年基準)または、これと同等の耐震性能を有する住宅戸数の割合	区内住宅の耐震化の進捗状況を表すため、この施策の指標としました。	91.5% (平成27年度末)	耐震性が不十分な住宅をおおむね解消する。	新宿区耐震改修促進計画
若葉・須賀町地区の木造住宅密集地域※09における不燃領域率※34	市街地の「燃えにくさ」を表す指標であり、建築物の不燃化や道路、公園などの空地の状況から算出	災害時の活動困難度を考慮した総合危険度が高い若葉・須賀町地区について、木造住宅密集地の防災性確保の度合いを表すため、この施策の指標としました。	若葉・須賀町地区 52.6% (H27年度末)	60.0%以上	若葉・須賀町地区密集市街地総合防災計画

※09 **木造住宅密集地域** p024参照
※14 **NPO** p027参照
※32 **ライフライン**
都市生活や都市活動を支えるために不可欠な、水道、ガス、電気、通信等の供給処理施設や情報通信施設のこと。
※33 **耐震化率**
全建物のうち、新耐震基準(昭和56(1981)年基準)または、これと同等の耐震性能を有する建物の割合
※34 **不燃領域率**
市街地の「燃えにくさ」を表す指標。建物の不燃化や道路、公園などの空地の状況から算出し、不燃領域率が70%を超えると市街地の焼失率はほぼゼロとなる。

6.　関連する主な個別計画

- 新宿区耐震改修促進計画
- 新宿区地域防災計画



西新宿五丁目中央北地区市街地再開発事業（平成29年10月竣工）

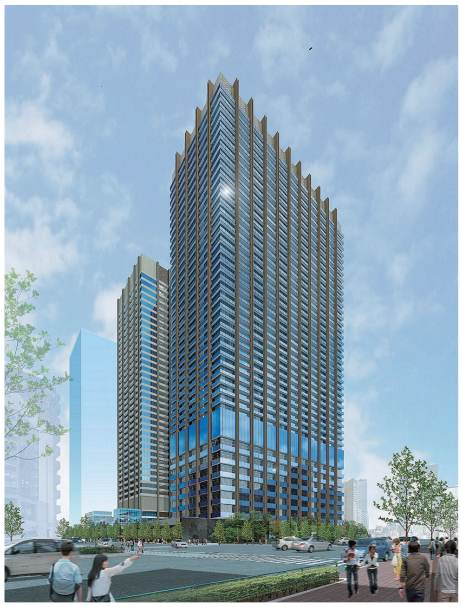

西新宿五丁目北地区防災街区整備事業
（イメージ）



新宿区建築物等耐震化支援事業
イメージキャラクター　耐震くん



地震に強いあなたの住まい（パンフレット）

個別施策 Ⅱ-1

災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり
④災害に強い都市基盤の整備

1. めざすまちの姿・状態

都市空間の防災機能を強化し、災害に強い都市づくりをめざします。

災害に強い道路・公園づくりや橋りょうの整備を進めるとともに、水害対策に取り組むことで、安心して生活でき、逃げないですむまちをめざします。

2. 現状と課題

道路の無電柱化※35

●比較的狭い区道での無電柱化※35は、地上機器の設置場所や歩行者動線を確保することが課題です。また、整備には多くの経費と時間を要することから整備路線の選定については、周辺のまちづくりの状況など総合的な検証が必要です。

道路・公園の防災性向上

●道路・公園擁壁の安全性を確保するためには、継続的な点検調査を行うことが課題となっています。

橋りょうの整備

●計画的な補修、補強のため、5年に1回の近接目視の法定点検の実施とともに、橋りょう長寿命化修繕計画を見直して、予算の平準化を図り効率的かつ計画的に補修、補強を行う必要があります。

水害対策

●異常気象に起因する大型台風や局地的集中豪雨による水害対策に、取り組む必要があります。

3. 施策の方向性

細街路※36**の拡幅整備**

●細街路※36拡幅整備事業は、災害に強いまちづくりを実現するための重要な施策です。区民、事業者の理解と協力のもとに、幅員4m未満の細街路※36を拡幅整備していきます。また、高度防災都市化の実現に向けて一層の拡幅整備を推進するため、拡幅可能箇所の土地所有者への協力要請を行うとともに、他の施策と連携した啓発活動を進めていきます。

道路の無電柱化※35

●防災・景観の観点から道路の無電柱化※35の整備の必要性や効果を総合的に評価し、幹線道路から優先的に整備を進めます。また、再開発等の機会を捉えて積極的に無電柱化※35を促進していきます。

道路・公園の防災性向上

●道路・公園擁壁を対象として、定期的な点検調査を行い、必要に応じて補修・改修を行うことによって、安全性を確保していきます。

橋りょうの整備

●定期的な点検調査を行い、必要に応じて補修、補強を実施し、橋りょうの健全かつ安全な維持管理を行います。

水害対策

●都市型水害に備えるため、神田川、妙正寺川の河川改修や下水幹線の整備を促進するとともに、道路の透水性舗装※37や浸透ますなどの雨水流出抑制※38施設の整備やハザードマップ※39等による啓発活動など、総合的な治水対策を促進します。

●水位警報（サイレン）装置や防災行政無線により、避難勧告等の水害情報の伝達を行います。

4.　各主体の主な役割（例示）

区民

○道路等の防災性の認識

地域組織、NPO※14、コミュニティグループなど

○面的なまちづくり事業による都市機能の更新や防災性の向上

事業者

○道路等の防災性の認識

電気・ガス・水道・通信事業者

○災害に強い施設の整備
○災害時におけるライフライン※32の迅速な復旧

区（行政）

○防災まちづくりの推進
○都市基盤の整備と不燃化の推進
○道路・橋りょうの維持・管理
○公共施設の防災性の向上
○総合的な治水対策の促進
○国や都との連携による都市基盤の整備

5.　成果指標

指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 【平成29年度】 （2017年度）	目標水準 【平成39年度】 （2027年度）	データ出典
細街路※36の拡幅整備	区細街路※36拡幅整備条例に基づく区による整備距離及び整備率	緊急車両の通行や、避難経路の確保など、災害に強いまちづくりにむけて、この施策の指標としました。	整備距離 約30km 整備率 約8.0%	整備距離 約54km 整備率 約13.0%	事業実績による
区道の無電柱化※35率	区道総延長に占める無電柱化※35された道路延長の割合	災害に強いまちづくりや美しい都市景観の創出にむけて、この施策の指標としました。	10.0%	増加	事業実績による

6.　関連する主な個別計画

●新宿区地域防災計画
●新宿区橋りょう長寿命化修繕計画

※14　**NPO** p027参照
※32　**ライフライン** p070参照

※35　**無電柱化**
災害の防止、安全・円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、電線を地下に埋設することなどにより、電柱または電線の道路上への設置を抑えたり、道路上の電柱または電線を撤去したりすること。

※36　**細街路**
幅員4m未満の狭い道路。なお、細街路の拡幅整備とは、新宿区細街路拡幅整備条例に基づく事前協議等による細街路の拡幅整備のこと。

※37　**透水性舗装**
透水性舗装は、局地的な集中豪雨の発生で、河川や下水道への急激な負荷による道路冠水等の水害発生に対応するため、雨水の一部を地下に浸透させる舗装工法

※38　**雨水流出抑制**
地表に降った雨水が短時間で一挙に下水道管や河川に流れ込むのを防ぎ、河川や下水道への負担を軽減すること。

※39　**ハザードマップ**
大雨によって河川等が増水し、水があふれた場合の浸水予測結果（平成13（2001）年8月東京都作成）に基づき、区内で予想される浸水範囲や土砂災害の恐れのある区域と、各地域の避難所を示した地図

個別施策 Ⅱ-2

災害に強い体制づくり

1. めざすまちの姿・状態

高度防災都市化の実現に向け、区民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、区民との協働により、地域防災力の向上や防災都市づくりに取り組み、災害に強い、逃げないですむ安全なまちをめざします。

2. 現状と課題

防災意識と地域の防災力の向上

●首都直下地震発生の切迫性が指摘され、地域の防災力向上に向けた取組の強化が喫緊の課題となっています。一方、区民の防災意識が薄れがちとなり、意識を高揚させるための取組の強化とともに、地域防災の担い手の高齢化や偏在化の解消に向け、幅広い層への防災意識の普及を図り、地域防災活動への参加を促す必要があります。

避難所※40運営体制の充実

●東日本大震災や熊本地震を踏まえ、女性の視点や高齢者等に配慮した避難所※40運営の体制づくりや備蓄物資の充実などの対策が求められています。

災害時要援護者※41(要配慮者※42)の安全確保

●福祉避難所※43において、要配慮者※42の状況に応じた専門的支援ができる人材の確保が課題となっています。また、災害時に円滑な避難・誘導等ができるよう、避難訓練等の実施による災害時応急体制の強化が必要とされています。

●災害時における来街者を含めた外国人支援の仕組みづくりが求められています。

マンション対策

●区民の約8割が集合住宅に居住しているという区の特性を踏まえ、集合住宅・マンション特有の課題に取り組む必要があります。

帰宅困難者※44対策

●商業・業務機能が高度に集積し昼間人口を多く抱えることから発生する帰宅困難者※44対策をはじめ、東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とした国内外からの来訪者の増加、超高層ビルや大規模地下街、繁華街などの災害対策が大きな課題となっています。

※32 **ライフライン** p070参照
※40 **避難所**
災害によって現に被害を受けた人や、災害によって現に被害を受ける恐れがある人が、災害時等において生命の安全を確保でき一時的に生活できる施設
※41 **災害時要援護者**
災害発生時において必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動をとるのに支援を必要とする人々(高齢者、障害者、外国人、難病患者、乳幼児、妊産婦等を想定)をいう。
※42 **要配慮者**
発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を必要とする者(高齢者、障害者、外国人、難病患者、乳幼児、妊産婦等を想定)をいう。

3.　施策の方向性

防災意識と地域の防災力の向上

●区民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、年齢や国籍を超えた幅広い層の区民が災害発生時に互いに助け合う体制を構築し地域の防災力を向上します。

●町会・自治会、商店会など地域の各種団体との連携を強化することで地域の防災力向上を図ります。

●自宅での災害対策を促進するため、防災用品の備蓄、家具転倒防止対策、感震ブレーカー※45の設置など、日頃からの防災の取組を支援します。

災害情報の伝達体制の強化

●災害情報、避難情報などを区民や来街者に的確に伝達する体制強化を図ります。また、ＳＮＳによる情報発信を行い、災害時には多言語で災害情報を発信するなど災害時の外国人支援の仕組みづくりに取り組みます。

避難所※40運営体制の充実

●女性の視点を踏まえた避難所※40運営体制の見直しや、高齢者や障害者をはじめ配慮を要する方の安全安心を確保するための避難所※40の充実と体制強化を図ります。

災害時要援護者※41（要配慮者※42）の安全確保

●民間福祉事業者との協定締結により、福祉避難所※43の拡大や避難者への支援を行う人材の確保に取り組みます。また、備蓄物資の計画的な配備・更新、避難所※40開設・運営訓練等を実施し、災害時応急体制を強化します。

マンション対策

●震災時の電気・ガス・水道などライフライン※32の停止による高層階の孤立、エレベーターへの閉じ込めの危険性、長周期地震動※46による大きな揺れへの対応及びマンション自主防災組織による防災活動の強化などマンション特有の問題についての防災対策の充実を図ります。

帰宅困難者※44対策

●町会・自治会、商店会、事業所、大学、医師会、防災関係機関との協働による帰宅困難者※44対策や災害応急活動体制づくり、東京２０２０オリンピック・パラリンピックの開催やその後も見据えた、国内外からの来訪者への対応、超高層ビルや大規模地下街、繁華街などの災害対策など、商業・業務地域の防災力を強化します。

※43　**福祉避難所**
自宅や通常の避難所での生活が困難な高齢者や障害者等のために開設される避難所のことをいう。

※44　**帰宅困難者**
事業所や学校などに通勤、通学または買い物その他の理由により来店、もしくは来所する人のうち、大地震等の災害時に交通機関の運行が停止したことにより、徒歩で帰宅することが困難となり保護が必要となる人

※45　**感震ブレーカー**
あらかじめ設定されている震度に達すると自動的にブレーカーを落とす機器。大規模災害が発生すると電気の供給が遮断され、復旧した際に「通電火災」が発生する可能性があり、感震ブレーカーは通電火災を未然に防ぐために、有効な手段とされている。

※46　**長周期地震動**
揺れの周期が長い（2、3～20秒）波長を多く含む地震動で、船酔いを起こすようなゆっくりとした揺れが非常に長く続くという特徴がある。

4. 各主体の主な役割（例示）

区民

○災害に対する家庭での備え
○訓練や講習会への参加
○避難の経路、場所及び方法についての確認
○地域防災力強化に対する協力

地域組織、NPO※14、コミュニティグループなど

○一次避難所の開設及び運営に対する協力
○災害時要援護者※41の把握と地域相互支援ネットワークづくりなど、災害時対応の連携
○地域における災害時の危険性の把握と情報共有のための支援
○災害に強い都市づくりへの参加

事業者

○事業所の災害に対する安全確保
○従業員の防災に関する知識や技術の習得、帰宅困難者※44対策
○災害に強い都市づくりへの参加
○地域の専門家との連携による防災性の向上

電気・ガス・水道・通信事業者

○災害時におけるライフライン※32の迅速な復旧

消防

○災害情報の迅速な公表
○区民の自主的な防災活動への支援

区（行政）

○地域防災計画に基づく体制づくり
○防災まちづくりの推進
○防災に関する啓発と訓練の実施
○災害に強い都市づくりのための情報提供と支援

5. 成果指標

指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状【平成29年度】（2017年度）	目標水準【平成39年度】（2027年度）	データ出典
家庭内の防災対策の普及	家庭内の防災対策実施率	区民への防災意識の普及啓発や防災用品の支援などの取組成果を表すため、この施策の指標としました。	65.2%	90.0%	区政モニターアンケート
避難場所※47・避難所※40の理解度	一時集合場所、一次避難所、避難場所※47を理解している区民の割合	区民への防災意識や知識の普及啓発の取組成果を表すため、この施策の指標としました。	49.1%	80.0%	区政モニターアンケート
防災訓練参加者数	避難所※40防災訓練への参加者数	避難所※40運営体制の充実にむけて、この施策の指標としました。	8,507人（平成28年度）	増加	事業実績による

※14 **NPO** p027参照
※32 **ライフライン** p070参照
※40 **避難所** p074参照
※41 **災害時要援護者** p074参照
※44 **帰宅困難者** p075参照

6.　関連する主な個別計画

●新宿区地域防災計画



防災区民組織の活動（訓練）







区が発行している防災に関するパンフレットやマニュアル

※47　**避難場所**
大規模な市街地火災等の災害時に身の安全を確保するため、住民が避難する安全な場所。東京都が震災対策条例に基づき、避難場所を指定し、主に大規模な公園や空地が指定されている。

個別施策 Ⅱ-3

暮らしやすい安全で安心なまちの実現
①犯罪のない安心なまちづくり

1. めざすまちの姿・状態

すべての区民が、犯罪等の不安を感じることなく日々の生活を送ることができる、安全で安心な暮らしやすいまちをめざします。

2. 現状と課題

地域の安全・安心

- 安全・安心のまちづくりに対する関心が高まり、地域における防犯活動も活発に行われていますが、依然として犯罪に関する区民の不安は解消されておらず、防犯パトロールや子どもの見守り活動等の自主防犯活動の推進や防犯カメラの設置等、より一層の取組と防犯意識の向上が求められています。

繁華街対策

- 東京２０２０オリンピック・パラリンピックを契機に、国内外からの来訪者の増加が見込まれ、犯罪や犯罪被害者の増加が懸念されます。また、客引き行為が悪質化、巧妙化しており繁華街の安全安心対策が求められています。

詐欺・消費者対策

- 振り込め詐欺等の身近な犯罪など、地域の目で犯罪を防ぐ力を高めることが必要となっています。
- 悪質商法や契約上のトラブルなど消費生活に関する相談や苦情は多様化、深刻化しており、消費者問題への的確かつ速やかな対応が求められています。
- 特に、被害が潜在化しやすい高齢者や障害のある人などは、次々に悪質商法の被害を受け、生活にも支障をきたすなど深刻な問題となっています。被害の早期発見が求められています。
- 消費者市民社会を構築していくためには、子どもから高齢者まで人生のライフステージ※15に対応した消費者教育の推進が求められています。

3. 施策の方向性

地域の安全・安心

- 多種多様な犯罪から身を守るために、的確で新しい情報を提供し、防犯意識の向上を図っていきます。
- 警察・消防や関係部署との協力体制をさらに強め、地域における防犯パトロールや子どもの見守り活動等の自主防犯活動のほか防犯カメラ設置を促進し、犯罪が起こりにくいまちづくりに取り組みます。

繁華街対策

- 客引き行為防止対策などを進め、繁華街の安全・安心を高め、暮らしやすいまちを実現します。
- 東京２０２０オリンピック・パラリンピックの開催やその後を見据え、警察署及び民間事業者を含む関係機関との連携により、区民の安全安心に向けテロを初めとする犯罪の抑止へ向けた取組について、より一層の強化を図ります。

詐欺・消費者対策

- 振り込め詐欺等身近な犯罪の防止に取り組みます。
- 子どもから高齢者までの人生のライフステージ※15に対応した消費者教育の推進に取り組んでいきます。
- 高齢者や障害者など、特に悪質商法の標的にされている人々への啓発や情報提供を進めるとともに、地域の見守り機能や相談機能の強化を図ります。また、潜在化、複雑化している消費者問題に、関係機関・団体と連携・協働して的確に対応していきます。

4.　各主体の主な役割（例示）

区民

○自分のまちは自分で守る意識の向上
○防犯活動への主体的な参加
○悪質商法等にあわないための情報・知識の収集、意識向上

地域組織、NPO※14、コミュニティグループなど

○地域での防犯意識の向上と体制づくり及び自主防犯活動の推進
○消費生活問題に関する意識啓発への協力
○犯罪や悪質商法の被害防止の地域見守り機能

事業者

○道路への商品はみ出し陳列防止の徹底
○法律を遵守した適切な商行為の推進

警察

○犯罪発生情報の的確な公表
○区民の自主的な防犯活動への支援
○詐欺や違法な販売行為などの厳格な取締り

区（行政）

○まちの安全点検の推進
○防犯に関する啓発と防犯活動への支援
○消費生活相談と情報提供の充実
○犯罪や悪質商法の被害を防止する地域の仕組みづくり

5.　成果指標

指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 【平成29年度】 （2017年度）	目標水準 【平成39年度】 （2027年度）	データ出典
区民の日常生活における安心度	居住地域で犯罪への不安を感じない区民の割合	安全で安心な暮らしやすいまちの実現に向けて、この施策の指標としました。	40.6%	増加	区政モニターアンケート
犯罪件数	新宿区内の刑法犯認知件数	地域における安全・安心活動や防犯カメラの設置の取組などの成果を表すため、この施策の指標としました。	6,580件 （平成28年度）	減少	警視庁統計 （区市町村の町丁別、罪種別及び手口別認知件数）
消費者問題に対する関心度	悪質商法や消費者問題に対して関心がある区民の割合	情報提供や普及啓発の取組の成果を表すため、この施策の指標としました。	78.3%	85.0%	区政モニターアンケート
消費生活センターの認知度	契約のトラブルなどで困った時に消費生活センターに相談できることを知っている区民の割合	契約のトラブルなどで困った時に消費生活センターに相談できることを知っていることが、消費者被害の未然防止及び被害者救済につながるため、この施策の指標としました。	60.9%	70.0%	区政モニターアンケート

※14　**NPO** p027参照
※15　**ライフステージ** p028参照

個別施策 Ⅱ-3

暮らしやすい安全で安心なまちの実現

②感染症の予防と拡大防止 ＊食の安全対策を含む

1. めざすまちの姿・状態

感染症や食中毒の発生・拡大を予防し、区民の生命及び健康を守ることのできるまちをめざします。

2. 現状と課題

新型インフルエンザ※48等対策

- 新型インフルエンザ※48感染の拡大を防ぐためには、区民が感染防止のための正しい知識を得る必要があります。
- 行政と医療機関との連携や医療機関相互の連携をより強化するため、病院と診療所、及び病院間の調整について、様々な状況を想定した訓練を重ねていく必要があります。
- 発生時の医療体制を維持するため、診療所及び薬局の意識啓発を図る必要があります。
- 新型インフルエンザ※48の発生時にするべきこと（住民への予防接種等）について、さらに体制の整備を進めていく必要があります。

その他の感染症対策

- 保育所、学校、社会福祉施設、医療機関等における感染症の発生・拡大を予防するため、引き続き適切な情報提供、発生時における対応策の助言等を行うとともに、連携をさらに深める必要があります。
- エボラ出血熱などの一類感染症※49の疑いが発生した際の対応など、感染症指定医療機関※50、医師会、警察、消防などと連携し、訓練を重ねていく必要があります。
- 居住外国人・訪日外国人の増加を受け、外国人の感染症患者も増えていますが、言語や感染症に対する認識の違い、経済的問題等から、その対応は苦慮することが多く課題となっています。特に結核対策においては、日本語学校就学生を中心に、高まん延国出身の外国人が増加し、入国後に結核と診断されることから、その早期発見、治療支援が課題となっています。
- 区内に特定感染症指定医療機関※51（国立国際医療研究センター病院）や多くの大学病院があり、感染症法に基づく届出数の多い保健所として、新たな感染症に対する健康危機管理対応も含め、多様な感染症に総合的に対応できる体制を整備する必要があります。

※48 **新型インフルエンザ**
インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することにより発症する病気で、通常、ヒトからヒト等、同種の間で感染するものである。ウイルスが変異することによって発生する今までヒトが感染したことのない新しいタイプのインフルエンザを新型インフルエンザと呼ぶ。
※49 **一類感染症**
「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定された感染症のうち、感染力・重篤度・危険性が極めて高いエボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱のことをいう。

食の安全対策

- 近年の食中毒事件の大半を占めているノロウイルスおよびカンピロバクター、重篤な症状を引き起こす可能性のある腸管出血性大腸菌による食中毒の予防対策を推進する必要があります。
- 区民等の消費者が、生または加熱不十分な状態で食肉・食鳥肉を喫食することの危険性、正しい手洗いの重要性を認識する必要があります。
- 近年の食品流通のグローバル化や多様化に伴い、安全性の確認をさらに進める必要があります。

3.　施策の方向性

新型インフルエンザ※48対策

- 「新宿区新型インフルエンザ等対策地域医療包括ＢＣＰ※52」に基づく地域医療体制を構築するために、新型インフルエンザ※48対策連絡会及び同地域医療体制専門部会を開催し、行政と医療機関との連携や、医療機関相互の連携強化を図っていきます。また、様々な状況を想定した発生時対応訓練を重ねることにより新型インフルエンザ※48の発生に備えていきます。
- 新たに開設した診療所及び薬局への防護服等の配付、着脱訓練等を通じて意識啓発を進め、発生時の医療体制の強化を図っていきます。
- 普及啓発用のマスク・ポスターを、区有施設やイベントで配布・説明すること等により、区民に正しい知識を広めるよう努めていきます。

その他の感染症対策

- 平常時における、感染症に関する普及啓発、予防接種、健康診断、発生動向調査を実施し、感染症の発生・拡大予防に努めていきます。
- 感染症発生時には、感染症法に基づき、患者に対する調査、家族・接触者に対する健康診断や生活指導等を適切に実施していきます。
- 区職員に対する研修やジョブローテーションを通じて健康危機管理に対応できる人材の育成を強化するとともに、感染症指定医療機関※50、医師会、東京都など関係機関と連携し、エボラ出血熱、MERS（中東呼吸器感染症）、デング熱、ジカウイルス感染症や新たな感染症など、社会的影響の大きい感染症が発生した際の体制を充実していきます。
- 区内には特定感染症指定医療機関※51（国立国際医療研究センター病院）や多くの大学病院が存在し、感染症発生時に区内医療機関と保健所が求められる役割は大きいことから、医療機関ごとの役割分担を明確にし、連携を強化することで、地域の感染症医療体制の充実を図っていきます。

※50　**感染症指定医療機関**
「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定された新感染症、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症に罹患した患者の入院、医療を行う医療機関。特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関がある。

※51　**特定感染症指定医療機関**
感染症指定医療機関のうち、新感染症、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院

※52　**新宿区新型インフルエンザ等対策地域医療包括ＢＣＰ**
新型インフルエンザ等の発生に備え、区内の医療機関等が相互に連携し、役割を分担して感染拡大を可能な限り抑制し、感染症患者が速やかに必要な医療を受けられる体制を整備することを目的とした、事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）

食の安全対策

- 食品関連施設への監視指導や食品の検査を充実し、食中毒を予防するとともに、食品衛生に関する正確かつ適切な情報を提供することで、食の安全を確保していきます。
- 食品関連事業者による自主的衛生管理の取組が適切に行われるよう、情報の提供、その他の技術的支援を行っていきます。
- 区民等の消費者に対して、広報・区ホームページへの掲載や講習会の開催、パンフレットの配布等により、食品衛生知識の普及啓発及び情報提供を適時・適切に行っていきます。
- 国など関係機関との情報共有、連携の強化を図り、輸入食品の検査などグローバル化等への対応を適切に行い、食の安全を推進していきます。

4. 各主体の主な役割（例示）

区民

○感染症予防や食の安全に関する意識の向上

地域組織、NPO※14、コミュニティグループなど

○感染症予防や食の安全に関する意識啓発への協力

事業者

○感染症などへの危機管理体制の確立
○感染症予防や食の安全に関する情報提供

区（行政）

○感染症など危機管理への総合的な体制づくり
○感染症予防や食の安全に関する情報提供

5. 成果指標

指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 【平成29年度】 （2017年度）	目標水準 【平成39年度】 （2027年度）	データ出典
感染の予防行動	感染の予防行動をとっている区民の割合	感染症対策に関する情報提供や普及啓発の成果を表すため、この施策の指標としました。	1）手洗い実施率：84.2% 2）咳エチケット実施率：77.7%	1）90.0% 2）85.0%	区政モニターアンケート
食の安全に関する関心度	食中毒の予防や食品の安全に対して正しい知識を持つ区民の割合	食品の安全に関する情報提供や普及啓発の成果を表すため、この施策の指標としました。	65.8%	80.0%	区政モニターアンケート

※14 **NPO** p027参照
※48 **新型インフルエンザ** p080参照

6.　関連する主な個別計画

●新宿区新型インフルエンザ※48対策行動計画



感染症対策のチラシ



食品衛生カレンダー

個別施策 Ⅱ-3

暮らしやすい安全で安心なまちの実現
③良好な生活環境づくりの推進

1. めざすまちの姿・状態

アスベスト※12の除去や空家等の適切な管理、マンションの適正な維持管理を支援することで、誰もが安心できる住宅環境を実現します。

ポイ捨てや路上喫煙を防止し、騒音・振動・悪臭などの公害に対する規制・指導を行うとともに、大気測定、自動車騒音振動等の環境測定を継続して実施することで、良好な生活環境をつくります。

2. 現状と課題

アスベスト※12対策

- アスベスト※12有りと判明した建築物や、アスベスト※12の有無が不明の建築物については、継続して含有調査や除去等工事の実施を促すことが重要です。

空家等対策

- 区内全域の空家等の所在地や老朽化度等の現状を踏まえ、空家等の適正な維持管理の促進が必要となります。また、いわゆるごみ屋敷についても、その解消に向けた取り組みが必要となっています。
- 所有者が判明しないケースなど、改善要請を行うことが困難な場合があります。
- 空家等の所有者が特定できても相続等で権利関係が複雑化しているケースや、所有者の経済的な理由でただちに改善できないケースがあります。
- 廃棄物に起因する管理不全な建築物は再発する事例も多いため、生活改善などを関係部署と連携して対応していく必要があります。

マンションの適正な維持管理及び再生への支援

- マンション管理相談員派遣制度の利用を促進するため、利用方法などを改善し、更なる周知を図る必要があります。
- 分譲マンションの管理状況の実態把握に努め、管理体制の不十分なマンション等への対応策を検討し、支援を実施していく必要があります。
- 同様に、賃貸マンションの状況を把握し、支援を実施していく必要があります。

路上喫煙対策

- 来街者が多い新宿駅周辺などの路上喫煙対策、特に夜間時間帯への対策が課題です。
- 受動喫煙防止の観点から、区で管理している喫煙所は、環境改善を進めて行く必要があります。改善に当たっては、道路管理者等の関係機関や地域の理解と協力が必要です。

ポイ捨て防止対策

●観光客など来街者が増加しているため、ポイ捨て防止等キャンペーンのさらなる周知を行い、より一層のまち美化を推進していくことが求められています。

公害の監視・規制・指導

●区内では、住宅や事務所、工場・事業場、商業施設などが密集しているだけでなく、大規模な建設作業が行われることも多く、騒音・振動・悪臭等の公害が発生しやすい状況となっています。このような都市型公害による生活環境への影響を抑制することが求められています。

●大気測定や自動車騒音振動測定等を実施し、測定結果を公表することが区民の安全安心に繋がることから、継続的に環境測定を行っていく必要があります。

●新たな環境に関する課題等の発生に応じて適切に情報収集を行っていく必要があります。

民泊問題への対応

●無許可で宿泊営業を行う「違法民泊」は、管理責任者が不明確なため利用者による騒音やごみ出しのルールが守られないなど、区民の生活環境に影響が生じており、苦情や相談が増加しています。

●「住宅宿泊事業法※53」を踏まえ、地域の実情に合った適正なルールにより、区民の生活環境を守る必要があります。

3.　施策の方向性

アスベスト※12対策

●吹付けアスベスト※12は劣化や損傷、建築物の解体工事等により飛散し健康被害を及ぼすおそれがあるため、区民への啓発活動を実施し、アスベスト※12含有調査や適正な除去等の実施について働きかけていきます。

空家等対策

●管理不全な空家やいわゆるごみ屋敷等による周辺環境への悪影響を防止するため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」や「空き家等の適正管理に関する条例」に基づき問題解消に向けて粘り強く取り組んでいきます。

●「新宿区空家等対策計画」に基づき空家やごみ屋敷等の対策を総合的かつ計画的に推進していきます。

マンションの適正な維持管理及び再生への支援

●マンションの適正な維持・管理を促進していくために、管理実態の的確な把握に努め、管理組合が機能していないなどの分譲マンションに対して、管理組合の必要性等の更なる周知・啓発を行い、区からの積極的なマンション管理相談員派遣を行うなど、再生への支援をしていきます。また、新たに賃貸マンションに対する支援策も進めていきます。

※12　**アスベスト** p025参照

※53　**住宅宿泊事業法**
住宅の全部又は一部を活用し、宿泊料を受けて人を宿泊させる事業（民泊）について、住宅宿泊事業の届出や、住宅宿泊管理業・住宅宿泊仲介業の登録等の一定のルールを定め、事業者等に適正な運営を行うことを義務付けたもの（平成30（2018）年6月15日施行）。なお、住宅宿泊事業法の届出等や旅館業法の許可の手続きを行わず、この事業を実施しているものは、いわゆる「違法民泊」として旅館業法違反となる。

路上喫煙対策

●ポイ捨てや受動喫煙などを防止し、たばこを吸う人も吸わない人も心地よく過ごせる新宿となるよう、地域等との協働によるキャンペーンやパトロールによる指導を継続的に実施するとともに、区民、事業者、来街者などへの路上喫煙禁止の普及啓発を行っていきます。

●区が設置している喫煙所について、受動喫煙への配慮などさらなる対策のため、喫煙所の整備を進めていきます。

公害の監視・規制・指導

●公害の監視・規制・指導及びカラス・ハクビシン対策は、公害等を未然に防止し、良好な生活環境を維持するとともに、区民の暮らしや健康を守り、安全安心なまちづくりに不可欠な事業であるため、継続して行っていきます。

●今後も、環境測定を継続的かつ定期的に行うことで良好な生活環境づくりに努めていきます。

民泊問題への対応

●区の実情に合った都市型民泊のルールに基づき、事業者が適正に住宅宿泊事業を行うよう取り組みます。

●無許可で宿泊営業を行う「違法民泊」が発覚した場合には、指導・是正を行います。

4. 各主体の主な役割（例示）

区民

○まちの美化のための公共空間利用ルールの遵守

地域組織、NPO※14、コミュニティグループなど

○分譲マンションの適正な維持管理・再生への取組

○まちの美化のための公共空間利用ルールの徹底

事業者

○排気、騒音など事業活動に伴う周辺環境への配慮

○分譲マンションの適正な維持管理・再生に係る事業への取組

○地域の実情に合った適正なルールに基づく住宅宿泊事業の営業

区（行政）

○まちの安全点検の推進

○まちの美化のための活動への支援

○公害対策の推進

○マンションの適正な維持管理及び再生への支援

○事業者が適正な住宅宿泊事業を行うための取組

○違法民泊への指導・是正

※14 **NPO** p027参照

5.　成果指標

指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 【平成29年度】 （2017年度）	目標水準 【平成39年度】 （2027年度）	データ出典
一斉道路美化清掃の参加者数	春と秋の全区一斉道路美化清掃の参加者数	区民、事業者等のまちの美化活動への意識醸成の度合いを表すとともに、良好な生活環境づくりにむけて、この施策の指標としました。	8,354人	11,000人	事業実績による
駅周辺・生活道路での路上喫煙率	駅周辺・生活道路での路上喫煙率	路上喫煙禁止パトロールや普及啓発の成果を表すため、この施策の指標としました。	0.11%（駅周辺） 0.45%（生活道路） （H29年12月）	減少	路上喫煙率調査

6.　関連する主な個別計画

- 新宿区空家等対策計画
- 新宿区環境基本計画



路上喫煙禁止ポスター




ごみゼロデーの清掃活動

個別施策 Ⅲ-1 回遊性と利便性の向上による魅力的で歩いて楽しいまちづくり

1. めざすまちの姿・状態

新宿駅をはじめとする区内の主要駅周辺において、交通ターミナルとしての交通結節機能※13と商業・娯楽・滞在施設など多様な都市機能を併せ持つ魅力を活かし、歩行者の回遊性、利便性向上を軸とした都市基盤整備と、より魅力的で賑わいあふれるまちづくりを連携して進めることで、誰もが歩きたくなるまちをめざします。

2. 現状と課題

新宿駅周辺地区の整備推進

- 東京を代表し牽引する都市として、また、世界中の人々から選択される都市としていくためには、東口地区や西口地区など地区のもつ特性を活かした更なる都市機能の強化を図るとともに、地区の連携・回遊性を高め、周辺地域全体での競争力・ブランド力向上を図っていく必要があります。
- 複数の鉄道路線が乗り入れるターミナル駅等では、現状は乗り換え動線が多層かつ複雑で案内サインが不統一であるなど、障害のある人や高齢者だけでなく、国内外の観光客にもわかりやすく利用しやすい空間づくりが求められています。魅力的で快適な、歩いて楽しい都市空間の創造に向けて、車中心のまちから人中心のまちへの転換が求められています。
- 地域の活動を支える利用しやすい公共交通の整備をはじめ、荷捌き車や自転車等の適正かつ効率的な利用を支える都市環境整備が求められています。

高田馬場駅周辺地区の課題

- 駅施設が狭いことによる混雑緩和とともに、鉄道の乗り換え経路やバリアフリールートの安全性、利便性向上を図る必要があります。
- 駅周辺では建物が更新時期を迎えている状況であり、建物の更新に合わせたまちづくりを進めていく必要があります。

駅周辺地区の共通した課題

- ユニバーサルデザイン※01に配慮した施設整備が求められています。

※01 **ユニバーサルデザイン** p005参照
※13 **交通結節機能** p026参照
※14 **NPO** p027参照

3.　施策の方向性

駅周辺地区の整備推進

- 新宿駅直近地区は、世界一の乗降客数を誇る新宿駅を擁する交流の核であり新宿の顔であるとともに、世界中から人々を呼び込み、駅周辺の各地区へ送り出す拠点として、国際的な賑わい交流を創造する都市空間づくりを進めていきます。
- 少子・高齢化への対応や障害のある人の社会参加を促進するだけでなく、更なる外国人観光客の増加に対応するため、誰もがわかりやすく利用しやすいユニバーサルデザイン※01に配慮した交通ターミナル整備を促進します。
- 歩行者中心で賑わいを感じられる広場・道路空間づくりや、多層的かつ民間との複合的な歩行者ネットワークを整備し、歩行者の回遊性とまちの賑わい向上を図ります。
- 鉄道やバス、荷捌き車、自転車など地域活動を支える多様な交通手段に対応した適切な施設整備とともに、周辺建物等とも連携した駅前広場や自由通路、駐車場等の公共的空間を整備し、人にやさしい総合的な交通システムを構築します。

4.　各主体の主な役割（例示）

区民

○高齢者・障害のある人や、国内外の観光客の移動への理解と支援

事業者

○公共的に利用される建物のバリアフリー化
○新たな移送サービス

地域組織、NPO※14、コミュニティグループなど

○地域の交通環境改善に向けた課題の明確化と共有
○交通環境改善への支援

区（行政）

○安全な歩行環境づくり
○公共施設のバリアフリー化の推進
○国、都、事業者と連携した取組の推進

5.　成果指標

指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 【平成29年度】 （2017年度）	目標水準 【平成39年度】 （2027年度）	データ出典
新宿駅周辺の回遊のしやすさに対する満足度	新宿駅周辺（東口・西口・南口など）が、訪れる人にとって、それぞれアクセスしやすいと思う区民の割合	新宿駅周辺の回遊のしやすさが利便性の向上を表すとともに、魅力的で歩いて楽しいまちの実現につながるため、この施策の指標としました。	18.4%	30.0%	区政モニターアンケート

6.　関連する主な個別計画

- 新宿駅周辺地域まちづくりガイドライン
- 新宿の新たなまちづくり

個別施策 Ⅲ-2 誰もが安心して楽しめるエンターテイメントシティの実現

1. めざすまちの姿・状態

区、地元・事業者、関係行政機関、NPO※14、ボランティア等が官民一体となって、誰もが安心して楽しめる「エンターテイメントシティ・歌舞伎町」を実現し、「国際観光都市・新宿」の魅力を歌舞伎町から世界に向けて発信します。

2. 現状と課題

地域活性化プロジェクトの推進

- シネシティ広場では、歌舞伎町タウン・マネージメント※54が主体となり、区、地元、周辺地権者・テナント等で組織した歌舞伎町ルネッサンス推進協議会※55の下、オープンカフェ※56や各種イベント等を開催し、利活用の実証実験を行っています。
  今後も、新たな賑わいの創出に取り組んでいく必要があります。

クリーン作戦プロジェクトの推進

- 客引きとともに不当な高額請求を行う事例が多発しています。警察の取り締まりにより沈静化していますが、客引き行為等が悪質・巧妙化しています。
- 歩行者が安心して快適に散策できるよう、今後も不法看板と放置自転車への対策が必要です。
- 清掃活動の参加者が固定化しています。

まちづくりプロジェクトの推進

- 多くの人が集い訪れる魅力とポテンシャルのある新宿では、まちを新たな都市空間として活用していくための取組や仕組みづくりが求められています。
- 歌舞伎町まちづくり誘導方針の推進については、土地・建物の権利を有する方以外の意見をどのように反映していくかが課題となっています。

※14 **NPO** p027参照
※54 **歌舞伎町タウン・マネージメント**
歌舞伎町ルネッサンスの取組を関係者が連携して推進していくため、地元、事業者、関係行政機関等を構成員として設立した団体

3.　施策の方向性

地域活性化プロジェクトの推進

●歌舞伎町タウン・マネージメント※54が主体となり、区、地元、周辺地権者・テナント等で組織した歌舞伎町ルネッサンス推進協議会※55の下、シネシティ広場などの公共空間の活用をはじめ、屋外広告物等を活用したエリアマネジメント※57事業に取り組み、新たな賑わいを創出していきます。

クリーン作戦プロジェクトの推進

●繁華街の防犯活動の推進については、国内外からの観光客を含む来街者の増加を背景に悪質・巧妙化する客引き行為等の根絶に向け「新宿区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例」に基づく、罰則等を適用するとともにパトロールを実施するなど、安全安心に向けた取組を強化します。また、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催やその後も見据え、今後も町会や商店会等の地域団体や警察等の関係各機関と連携し、各種防犯対策に取り組みます。

●警察署や東京都と連携し、地元商店会の協力も得ながら、不法看板の是正指導を強化します。

●放置自転車を駐輪場へ誘導し、道路の適正利用を進めます。

●ボランティア等との連携をはじめとした清掃活動を実施していきます。多様な主体に活動の輪を広げるため、様々な機会を捉えて参加を呼びかけていきます。

まちづくりプロジェクトの推進

●歌舞伎町まちづくり誘導方針の推進については、テナントに対しても意見聴取を行うなど、まちの将来像について、より深く協議を行っていきます。

●歌舞伎町地区の道路については、「歌舞伎町街並みデザインガイドライン」に基づき、まちづくりと連動して整備を進めていきます。

＊歌舞伎町の安全安心対策については、基本政策Ⅱの「個別施策３暮らしやすい安全で安心なまちの実現　①犯罪のない安心なまちづくり」にある、繁華街対策で取り組んでいきます。

※55　**歌舞伎町ルネッサンス推進協議会**
歌舞伎町を誰もが安心して楽しめるまちへと再生する取組として、①「クリーン作戦プロジェクト」（犯罪インフラの除去と環境浄化・美化）、②「地域活性化プロジェクト」（新たな文化の創造と発信）、③「まちづくりプロジェクト」（健全で魅力あふれるまちづくり）の３つのプロジェクトを中心に活動する、地元商店街振興組合、町会、有識者、都、区などからなる協議会
※56　**オープンカフェ**
公道にパラソルやテーブル椅子などを並べ営業する形態の飲食店
※57　**エリアマネジメント**
地域の良好な環境の維持や賑わいの創出などを図るための、住民、団体等による主体的な地域経営の取組

4. 各主体の主な役割（例示）

区民

○まちの美化のための公共空間利用ルールの遵守
○新たな文化の創造・発信、賑わいづくりに関する取組への参加

地域組織、NPO※14、コミュニティグループなど

○まちの美化のための公共空間利用ルールの徹底
○安心して歩ける環境づくりへの取組
○新たな文化の創造・発信、賑わいづくりに関する取組への協力

事業者

○まちの美化のための公共空間利用ルールの遵守
○安心して歩ける環境づくりへの取組
○新たな文化の創造・発信、賑わいづくりに関する取組

区（行政）

○「歌舞伎町まちづくり誘導方針」及び「歌舞伎町街並みデザインガイドライン」に基づく快適で魅力あふれるまちづくりの推進
○安心して歩ける環境づくりへの取組の支援
○新たな文化の創造・発信
○賑わいづくりに関する取組の支援

5. 成果指標

指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状【平成29年度】（2017年度）	目標水準【平成39年度】（2027年度）	データ出典
歌舞伎町に対する区民のイメージ	以前と比較して歌舞伎町が賑わいのあるまちになったと思う人の割合	各主体による歌舞伎町の賑わい創出への取組の成果とともに、誰もが安心して楽しめるエンターテイメントシティの実現の度合いを表すため、この施策の指標としました。	30.7%	40.0%	区政モニターアンケート
地域活性化プロジェクト参加人数	歌舞伎町ルネッサンス※58における地域活性化プロジェクトの参加人数	歌舞伎町タウン・マネージメント※54が主体となった新たな賑わい創出への取組による、誰もが安心して楽しめるエンターテイメントシティの実現の度合いを表すため、この施策の指標としました。	573,800人	800,000人	事業実績による

6. 関連する主な個別計画

- 歌舞伎町まちづくり誘導方針
- 歌舞伎町街並みデザインガイドライン
- 新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画

※14 **NPO** p027参照
※54 **歌舞伎町タウン・マネージメント** p090参照
※58 **歌舞伎町ルネッサンス**
歌舞伎町の環境浄化・環境美化を図り、歌舞伎町を映画、演劇、映像、文化芸術など「大衆文化・娯楽の企画・制作・消費の拠点」とすることにより、誰もが安心して楽しめるまちへと再生する活動



ゴジラロード（セントラルロード）



シネシティ広場を活用したイベント



大久保公園を活用したイベント

個別施策 Ⅲ-3

地域特性を活かした都市空間づくり

1. めざすまちの姿・状態

地域の特性や魅力を十分に活かした地域主体のまちづくりを進め、人々が住み、働き、学び、遊ぶ都市として愛着がもてるまちをめざします。あわせて、まちなみや建造物などの歴史的景観や、高低差の大きい変化に富んだ地形、みどりや水辺などの自然景観と調和した、個性的で美しい景観に配慮したまちの実現をめざします。

このことにより、誰もが住みたくなる豊かで良好な居住環境を実現します。

2. 現状と課題

地区計画※29等のまちづくりルールの策定

- 地域の個性や魅力を十分に活かしていくためには、各地域にふさわしいきめ細かなまちづくりを進めていくことが必要です。また、地域住民の参加と協働により、十分な合意形成を図っていく必要があります。
- 新宿駅周辺では、国際的な存在感や魅力を備えた賑わいと交流あふれるまちをめざし、駅前広場等の基盤整備やまちづくりの検討が求められており、各地区のまちづくりを推進していく必要があります。
- 不燃化を促進するための新たな防火規制※28は、地区計画※29と併せて導入することが効果的です。

景観に配慮したまちづくりの推進

- 景観に関する基準は区内一律ではなく、それぞれの地域特性に応じた良好な景観形成基準が求められています。経済効率のみを重視した建築行為等によって個性的なまちなみが損なわれることのないよう、景観まちづくり計画※59や景観形成ガイドライン※60に基づいた良好な景観誘導を推進していく必要があります。
- 景観まちづくり計画※59の目標や理念、制度について、一層の周知が必要です。
- 「地域の景観特性に基づく区分地区」については、それぞれのまちの将来像を実現するため、地元地権者等の意向やまちづくりの進捗に合わせた調査・検討が求められています。
- 屋外広告物の地域ルール策定の意向がある地域については、区民等との意見交換を行いながら、検討を進める必要があります。

3. 施策の方向性

地区計画※29等のまちづくりルールの策定

- 地域の課題にきめ細かく対応していくため、地域住民との協働によりまちづくり活動を行い、地区計画※29やまちづくり構想、ガイドライン等のまちづくりルールを定めていくことで、地域の個性や魅力を活かしたまちづくりや不燃化を推進していきます。また、ルールを定めた後の運営体制についても支援していきます。
- 新宿駅周辺では、国際競争力を備えた都市活力の維持・発展に向けた新たな取組を進め、高田馬場駅周辺、信濃町駅周辺及び飯田橋駅周辺などでは、各地域の特性を活かしたまちづくりを推進していきます。

景観に配慮したまちづくりの推進

- 景観まちづくり計画※59や景観形成ガイドライン※60に基づいた、きめ細かな単位での景観誘導や多様な主体との連携により、地域特性に応じた景観まちづくりを進めていきます。
- 景観まちづくり計画※59の目標や理念、制度について、シンポジウムやパンフレットの充実など更なる周知活動を行っていきます。
- 「地域の景観特性に基づく区分地区」の拡大や拡充、指定については、地区計画※29の策定等まちづくりの進捗に合わせて、今後も区民等との意見交換を行いながら推進していきます。
- 屋外広告物の地域ルール策定の意向がある地域については、区民等と意見交換を行いながら検討していきます。

4.　各主体の主な役割（例示）

区民

○良好な景観まちづくりへの参加
○地域の個性を活かしたまちづくりへの協力
○住民主導による地域の個性を活かしたルールづくりへの参加

地域組織、NPO※14、コミュニティグループなど

○良好な景観まちづくり活動
○地域の個性を活かしたまちづくりへの協力、参加
○地域整備の仕組みづくりへの参加

事業者

○良好な景観まちづくりへの協力
○地域の個性を活かしたまちづくりへの協力、参加

区（行政）

○良好な景観まちづくりの情報提供
○良好な景観まちづくり施策の展開
○都市基盤の整備促進
○地域個性を活かしたまちづくりへの支援
○住民主導によるまちづくりへの支援

5.　成果指標

指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状【平成29年度】（2017年度）	目標水準【平成39年度】（2027年度）	データ出典
景観に対する区民意識	まちなみや景観が「良い」、または「まあまあ良い」と感じる区民の割合	美しい景観に配慮したまちの実現の度合いを表すため、この施策の指標としました。	42.8%	60.0%	区政モニターアンケート
地域特性を踏まえたまちづくりに対する区民意識	地域の土地利用の特性を踏まえたまちづくりが行われていると感じる区民の割合	地域特性を踏まえたまちづくりの実現の度合いを表すため、この施策の指標としました。	39.8%	60.0%	区政モニターアンケート

6.　関連する主な個別計画

- 新宿区景観まちづくり計画※59
- 新宿区景観形成ガイドライン※60

※14　**NPO** p027参照　　※28　**新たな防火規制** p068参照　　※29　**地区計画** p069参照
※59　**景観まちづくり計画**
景観法第8条に基づき、良好な景観の形成に関する計画として、景観行政団体が定めるもの。新宿区は、平成21（2009）年4月に策定した。
※60　**景観形成ガイドライン**
新宿区景観まちづくり条例第9条に基づき、地域の景観特性に応じた良好な景観の形成を推進するため、新宿区景観まちづくり計画に基づく指針として定めたもの

個別施策 Ⅲ-4 誰もが自由に歩ける、利用しやすく、わかりやすいまちづくり

1. めざすまちの姿・状態

年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用できるよう生活環境その他の環境を推進していきます。また、誰もがわかりやすく使いやすい利用者本位の案内サインを整備し、歩行者空間の創出に取り組みます。

2. 現状と課題

ユニバーサルデザイン※01まちづくりの推進

- ワークショップ※61や現場体験などを実施する中で、横断歩道の境界部分の小さな段差の効果やコミュニケーションをとるときの身振り手振り、言葉の使い方の効果など新たな気付きがあったり、ユニバーサルデザイン※01の理念がまだまだ浸透していないという課題が明らかになりました。また、周知啓発事業と併せ、ユニバーサルデザイン※01の更なる理念の浸透やまちづくりの実践を図っていくための新たな取組が必要です。
- 新宿駅周辺は、各交通機関が広域かつ重層的に散在しており、既存案内標識の不統一などから利用者に分かりにくい状況であり、東京都や鉄道事業者等との連携が必要です。
- 東京2020オリンピック・パラリンピックを契機に国内外からの来街者の増加が見込まれるため、初めて街を訪れる旅行者でもストレスフリーで目的地にたどり着けるよう、視認性が高く判読しやすい案内標識とする必要があります。
- 国や東京都で定めた、案内サインや多言語標記の指針等と整合性のとれた、最新のピクトグラム※62、マーク、地図記号及び外国語訳を反映する必要があります。
- 新宿駅周辺の観光案内標識については、新たな案内サインの配置計画との調整が課題となっています。

※01 **ユニバーサルデザイン** p005参照
※14 **NPO** p027参照
※61 **ワークショップ**
市民参加によるまちづくりの手法の一つで、一般的に、地域に係わる立場や経験、考え方の異なる人が参加し、知恵と工夫を出し合い、地域の抱える課題の整理や解決方策等を検討し、参加者全員の協働作業を通じて成果をとりまとめていくことをいう。

3.　施策の方向性

ユニバーサルデザイン※01まちづくりの推進

- 区民参加型ワークショップ※61により作成するガイドブックシリーズを活用することで、より多くの区民へ啓発します。また、ユニバーサルデザイン※01を更に推進するため事前協議制度を創設し、誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン※01のまちづくりを推進していきます。
- 東京2020オリンピック・パラリンピックの開催とその後を見据え、新宿駅及びその周辺をはじめとするアクセスルートが、国内外からの来街者にもわかりやすく利用しやすいものとなるよう、駅案内サインや観光案内標識等の整備を推進して利便性と回遊性の向上を図ります。
- ユニバーサルデザイン※01の観点に立ち、公共施設、道路、公園、駅などのバリアフリー化を促進します。

4.　各主体の主な役割（例示）

区民
○ユニバーサルデザイン※01の意識醸成
○高齢者・障害のある人の移動への理解と支援

事業者
○公共的に利用される建物のバリアフリー化
○新たな移送サービス

地域組織、NPO※14、コミュニティグループなど
○ユニバーサルデザイン※01の推進
○高齢者・障害のある人の移動への理解と支援

区（行政）
○ユニバーサルデザイン※01の推進
○公共施設のバリアフリー化の推進

5.　成果指標

指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 【平成29年度】 （2017年度）	目標水準 【平成39年度】 （2027年度）	データ出典
道路の歩きやすさ満足度	安全で快適な歩きやすい道路だと感じる人の割合	放置自転車対策や道路整備の進捗度を表すため、この施策の指標としました。	24.0%	増加	区政モニターアンケート

6.　関連する主な個別計画

- ユニバーサルデザイン※01まちづくりガイドライン
- 新宿区交通バリアフリー基本構想※63

※62　**ピクトグラム**
表現対象を視覚イメージとして抽象化し、文字以外のシンプルな図記号によって表したもの。一見してその表現内容を理解できることから、優れた情報提供手段となっている。国際的に通用する標準案内用図記号（一部ＪＩＳ化）が定められている。
※63　**交通バリアフリー基本構想（新宿区）**
高齢者や障害者も安心して暮らせる、住みよいまちづくりを進めていくため、「旅客施設と周辺道路、駅前広場、信号機等について、整合をとりつつ、安全性に配慮した上で、重点的かつ一体的にバリアフリー化を進めること」を目的とした交通バリアフリーに関する基本構想。平成17（2005）年４月策定

個別施策 Ⅲ-5

道路環境の整備

1. めざすまちの姿・状態

都市の骨格となる道路・交通施設等を充実させるとともに、歩く人にやさしい歩行者空間の充実をめざします。

2. 現状と課題

都市計画道路等の整備

●都市計画道路等の整備では、残る用地の取得や整備に向けた関係機関との調整をする必要があります。

人にやさしい道路の整備

●高齢者が安心して通行できる歩行環境を整備する必要があります。

●バリアフリーの道づくりでは、重点整備地区に限らずニーズが高まっているため、住民や来街者など誰もが使いやすいバリアフリーの道路を整備する必要があります。

道路の環境対策

●環境に配慮した道づくりでは、効果の検証や耐久性の確認を引き続き行っていくとともに、より一層の効果を高めるため、規模の拡大を図っていく必要があります。

3. 施策の方向性

都市計画道路等の整備

●都市計画道路等の整備により、周辺道路の混雑緩和など交通の利便性や歩行者の安全性の向上を図ります。

人にやさしい道路の整備

●高齢者にやさしい道づくりに取り組むなど、安全で快適な歩行者空間を確保するとともに、生活する人が安心して暮らしやすい道路空間の整備を進めます。

●東京2020オリンピック・パラリンピックやその後のまちの動向を見据えて、歩行者空間のバリアフリー化を進めます。

道路の環境対策

●環境に配慮した道づくりでは、ヒートアイランド現象※64の一層の抑制を図るため、遮熱性舗装※65の施工を拡大して実施するとともに、間伐材の有効活用を図るため、木製防護柵の設置を進めます。

●街路灯のLED※66化を進め、環境保全と省エネルギー※67化を図っていきます。

4.　各主体の主な役割（例示）

区民

○道のサポーターなどへの参加
○道づくりの検討への参加

地域組織、NPO※14、コミュニティグループなど

○地域の交通環境改善に向けた課題の明確化と共有

事業者

○道路・交通体系の整備への協力

区（行政）

○道路・交通体系の整備
○安全な歩行環境づくり
○道路の維持・管理
○環境に配慮した道づくりや道路の環境対策の推進
○国や都と連携し、沿道のまちづくりと一体となった道路の整備

5.　成果指標

指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状【平成29年度】（2017年度）	目標水準【平成39年度】（2027年度）	データ出典
道路の歩きやすさ満足度【再掲】	安全で快適な歩きやすい道路だと感じる人の割合【再掲】	放置自転車対策や道路整備の進捗度を表すため、この施策の指標としました。	24.0%	増加	区政モニターアンケート
遮熱性舗装※65の整備面積	遮熱性舗装※65の整備面積	環境に配慮した道路の整備状況を表すため、この施策の指標としました。	15,935㎡	31,700㎡	事業実績による

6.　関連する主な個別計画

●新宿区交通バリアフリー基本構想※63



都市計画道路補助第72号線

※14　**NPO** p027参照
※63　**交通バリアフリー基本構想（新宿区）** p097参照
※64　**ヒートアイランド、ヒートアイランド現象**
建物や工場、自動車などによる人工排熱の増加、緑地の減少とアスファルトやコンクリート面などの拡大による地表面被膜の人工化、密集した建物による風通しの阻害などによる都市形態の高密度化により、地表面での熱吸収が行われずに、都市部に熱が溜まる現象で、自然の気候とは異なった都市部特有の局地的な気象。都市部において、郊外部よりも気温が高くなり、等温線を描くと都市部が島の形に似ることから、この名称が付けられている。
※65　**遮熱透水性舗装　遮熱性舗装**
遮熱透水性舗装とは、遮熱性と透水性の両方を備えた舗装工法
このうち遮熱性舗装は、アスファルトなどの舗装表面に赤外線を反射させる遮熱性樹脂を塗布し、昼間の路面温度上昇の低減や夜間の舗装からの放熱量を抑える舗装工法。一方の透水性舗装は、局地的な集中豪雨の発生で、河川や下水道への急激な負荷による道路冠水等の水害発生に対応するため、雨水の一部を地下に浸透させる舗装工法
※66　**LED**
Light Emitting Diodeの略。日本語では発光ダイオードと訳される。電流を流すと発光する半導体素子の一種。消費電力は、従来の点灯管式蛍光灯照明をLEDに変換すると約50%、一般電球などをLEDに交換すると約15%となる。
※67　**省エネルギー（省エネ）**
限りあるエネルギー資源の枯渇を防ぐため、エネルギーを効率よく使うこと。

個別施策 Ⅲ-6

交通環境の整備

1. めざすまちの姿・状態

都市機能が高度に集積し、多くの人が行き交う新宿区の都市活動を支えていくため、利用しやすい公共交通機関の充実したまちをめざします。

また、自転車等の適正利用と利便性の向上を図ることで、誰もが快適に自転車等を利用できるまちをめざします。

2. 現状と課題

自転車等の適正利用と利便性の向上

- 区道の多くは幅員が狭いことから、限られた空間でどのように自転車通行空間を確保していくかが課題です。また、整備に当たっては都道など他の道路とのネットワーク化を図る必要があります。
- 自転車等（自転車、原動機付自転車及び自動二輪車）の適正利用を支える都市環境の整備が求められています。

みんなで進める交通安全

- 区内の交通事故件数は依然として高い水準にあり、道路交通環境の安全性向上が求められています。また、高齢社会の到来は、高齢者が交通事故の被害者としてだけでなく、加害者にもなるという問題を生み出しています。
- 携帯電話（スマートフォン）等の使用を要因とする交通事故が社会問題となっています。

駐車場整備事業の推進

- 地域の特性、まちづくりと整合した駐車場整備事業の推進が必要です。

鉄道施設の整備推進

- 中井駅付近では南北自由通路を整備する一方、他の地域では朝の通勤時間帯を中心とした踏切による交通遮断、地域分断の解消が求められています。
- 駅ホームからの転落事故が社会的な問題となっています。

3. 施策の方向性

自転車等の適正利用と利便性の向上

- 限られた道路空間の中で路面表示を活用するなど関係機関と連携しながら自転車通行空間を確保していきます。また、都道など他の道路とのネットワーク化を図ります。
- 駐輪場整備や自転車シェアリング※68など自転車等の利用を支える環境を整備し、自転車等の適正利用と利便性の向上を進めます。

みんなで進める交通安全

●自動車利用者、歩行者などあらゆる立場の人々への交通安全教育を推進します。

駐車場整備事業の推進

●適正な駐車場整備の需給を把握し、地域の特性に合わせた駐車場整備基準を定めます。

公共交通機関の充実

●公共交通事業者等による都市計画事業と調整を図りつつ交通環境の整備を促進します。

●バリアフリー化やホームドアの設置など、鉄道施設の整備を促進します。

4.　各主体の主な役割（例示）

区民

○自転車利用のマナー向上
○交通ルールの遵守

地域組織、NPO※14、コミュニティグループなど

○交通安全運動の推進
○交通環境改善への支援

事業者

○駐車場、駐輪場の整備

警察

○交通安全運動の普及・啓発

区（行政）

○安全な歩行環境づくり
○放置自転車対策等の推進
○関係機関との連携強化
○交通安全運動の普及・啓発
○交通安全施設等の整備
○国や都、隣接区との連携による交通環境の整備

5.　成果指標

指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 【平成29年度】 （2017年度）	目標水準 【平成39年度】 （2027年度）	データ出典
放置自転車台数	駅周辺の道路上に放置された自転車台数	良好な道路空間が確保されているかを表すため、この施策の指標としました。	2,012台 （平成28年度）	1,000台	事業実績による
交通安全の集いの参加人数	『交通安全の集い』に参加している人数	交通安全教育の実施により、安全な交通環境の実現につなげるため、この施策の指標としました。	3,965人	5,000人	事業実績による

6.　関連する主な個別計画

●新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画

●新宿区交通安全計画

※14　**NPO** p027参照
※68　**自転車シェアリング**
新たな移動手段の確保や地域・観光の活性化、まちの回遊性の向上などを目的とし、いつでも、どこのサイクルポートでも自転車の貸出・返却が可能な自転車の共同利用システム

個別施策 Ⅲ-7

豊かなみどりの創造と魅力ある公園等の整備

1. めざすまちの姿・状態

新宿の持つ貴重な水辺やみどりを、未来に引き継ぐべき区民共有の財産として位置づけ、その保全・再生・整備を図ります。

誰もが安心して利用できる身近な公園や広場を充実させ、地域の記憶である街路樹を次世代につないでいくことで、歩きたくなり、ふと立ち寄りたくなる魅力ある楽しいまちをめざします。

2. 現状と課題

新宿らしいみどりづくり

- 新宿区のみどりは年々失われており、残された貴重なみどりを保全・育成するとともに、都市のインフラ※30の一つとしてみどりを創出することが課題となっています。
- 戸塚特別出張所前の神田川親水テラスのような親水空間は人気が高く、貴重な空間であるため、今後周辺の都市的な土地利用、空間利用の中で確保していくことが課題となっています。
- 限られた空間に植栽された街路樹には、育成環境の悪化により活力度が低下したものがあり、更新していく必要があります。

身近な公園等の整備

- 区民1人当たりの公園面積を、都市マスタープランの将来目標でもある「都市公園法施行令」で定めている標準面積5㎡に近づけるため、公園を確保し、増やしていくことが課題となっています。
- 新宿区の公園は画一的な整備内容のものが多く、また、施設が老朽化している箇所が多いことから、それらを利用しやすくすることが課題となっているため、今後は誰もが利用しやすく、区民が誇れる地域の公園となるよう整備・管理・運営していく必要があります。
- 新宿中央公園が地域のまちづくりの核となる施設として、どのようにあるべきかを明確にする必要があります。
- バリアフリー化に対応しなくてはならない公園トイレ・公衆トイレの改善を図ることが課題です。

3. 施策の方向性

新宿らしいみどりづくり

- 新宿の持つ貴重な水辺やみどりを、未来に引き継ぐべき区民共有の財産として位置づけ、その保全・再生・整備を図り、やすらぎと潤いのあるまちをめざします。また、地域の公園を、誰もが楽しく、快適に利用できるよう整備を進めます。
- みどりと潤いのある散策路や快適に利用できる歩行者空間を整備していきます。
- みどりの整備に当たっては、生物多様性※69に配慮します。

身近な公園等の整備

- 引き続き、様々な地域住民との協働により公園の整備計画を作成することで、防災、健康づくりなどの利用ニーズを反映した魅力ある公園の実現を図ります。
- 民間活力の活用を含め、新宿中央公園の特色や魅力をさらに活かしたにぎわいのある公園づくりを進めます。
- 清潔でバリアフリーに対応した公園トイレ・公衆トイレの整備を進めていきます。

4.　各主体の主な役割（例示）

区民

○敷地・建物の緑化と保全の推進
○みどりと水辺の保全と創出のための地域活動への参加
○地域の公園の計画づくり・維持管理への協力

地域組織、NPO※14、コミュニティグループなど

○みどりと水辺の保全と創出のための地域活動
○地域の公園の計画づくりへの参加

事業者

○事業所敷地・建物の緑化の推進
○みどりと水辺の保全と創出のための地域活動への参加

区（行政）

○公共空間におけるみどりと水辺の保全・創出
○みどりと水辺の保全・創出に関する情報提供
○公園の維持・管理

5.　成果指標

指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 【平成29年度】 （2017年度）	目標水準 【平成39年度】 （2027年度）	データ出典
緑被率※70	区の面積に対する樹木、樹林、草地、屋上緑地の割合	新宿の持つ貴重な水辺やみどりの保全・再生・整備の取組の成果を表すため、この施策の指標としました。	17.5% （平成27年度）	18.5%	みどりの実態調査
公園利用者満足度	公園の利用に関して満足している区民の割合	魅力ある公園の整備・充実に向けた取組の成果を表すため、この施策の指標としました。	68.9%	75.0%	区政モニターアンケート

6.　関連する主な個別計画

- 新宿区みどりの基本計画
- 新宿区魅力ある身近な公園づくり基本方針
- 清潔できれいなトイレづくりのための指針
- 新宿区みどりによる生物生息環境形成計画
- 新宿区公園再整備方針

※14　**NPO** p027参照　　※30　**インフラ** p069参照
※69　**生物多様性**
全ての生物が、遺伝子、種、生態系（ある一定の区域に存在する動植物と、水や大気、土といった非生物的環境とのまとまり）や生物間相互の作用といった点で多様であることを指す。
※70　**緑被率**
一定の地域における、土地の面積に対する緑被地の占める割合。緑被地とは樹木・樹林、草地、屋上緑地等をいう。

個別施策 Ⅲ-8

地球温暖化対策の推進

1. めざすまちの姿・状態

区内に暮らし、または活動しているすべての方々と連携・協働し、CO_2の排出が少ない社会基盤やライフスタイルを進めていくことで、「環境都市・新宿」を実現していきます。

2. 現状と課題

地球温暖化対策の推進

- 国際社会全体で地球温暖化対策に取り組んでいます。このため、区においても地球温暖化対策を推進する必要があります。
- 区の二酸化炭素排出量の約8割は民生部門（業務・家庭）からの排出であり、区民と事業者のさらなる削減努力が必要です。
- 区民向け省エネルギー※67機器等の導入補助については、今後も社会的なニーズにあった補助対象を追加するなど、補助対象・補助件数の見直しを続けていく必要があります。
- 「新宿の森」の森林整備について、森林の成長に合わせて森林整備の内容を計画的に見直していくことが課題です。

環境学習・環境教育の推進

- 環境学習・環境教育の推進について、区民等に対して広く周知啓発を継続し、環境保全の裾野を広げていく必要があります。
- 自然環境を守り、環境負荷の少ない持続可能な社会を構築するためには、すべての世代が様々な機会を通じて環境問題について学習し、自主的・積極的に環境保全活動に取り組むことが重要であり、特に、次代を担う子どもたちへの環境教育を進める必要があります。

3. 施策の方向性

地球温暖化対策の推進

- 区、区民、事業者が連携して省エネルギー※67・省資源を推進し、地球温暖化・ヒートアイランド※64対策を進めていきます。
- 区は、区民に向けて、環境学習などを通じ、環境に配慮したライフスタイルへの変換を促すとともに、省エネルギー※67・新エネルギーの機器の導入支援を継続して実施していきます。事業者に対してはビジネススタイルの転換や、省エネルギー※67設備への更新等を働きかけていきます。
- 温暖化対策につながる「まちづくり」を推進することで、ハードの面から一層の低炭素化を図ります。

環境学習・環境教育の推進

●環境保全・環境教育の裾野を広げるため、区民・事業者・NPO※14等との協働による環境学習事業を推進していきます。

●身近な自然の中での体験活動や学校施設を活用した環境学習、環境学習発表会等を通じて、子ども一人ひとりの環境に配慮した実践的な態度・能力の育成をめざします。

4.　各主体の主な役割（例示）

区民

○環境にやさしいライフスタイルの実践
○環境保全活動への積極的参加

地域組織、NPO※14、コミュニティグループなど

○環境保全活動の推進

事業者

○環境にやさしい事業スタイルの実践
○環境保全活動への積極的参加
○環境保全に関する率先行動

区（行政）

○環境保全に関する率先行動
○環境保全活動の普及・啓発・支援
○地球温暖化対策の推進
○環境学習・環境教育の推進

5.　成果指標

指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 【平成29年度】 （2017年度）	目標水準 【平成39年度】 （2027年度）	データ出典
温室効果ガス※71（二酸化炭素）の排出量	区における温室効果ガス※71排出量の平成25年度比	地球温暖化対策の取組の効果を表すため、この施策の指標としました。	5.9%削減 （平成26年度）	24.0%削減 （平成42年度）	２３区温室効果ガス※71排出量算定手法による算定結果
環境に配慮した取組を行っている区民の割合	環境に配慮した取組を例示した上で、それらのいずれかを実施している区民の割合	環境学習・環境教育の推進など、区民等に対する周知啓発の取組の成果を表すため、この施策の指標としました。	93.9%	取組率向上	区政モニターアンケート

6.　関連する主な個別計画

●新宿区環境基本計画
●新宿区一般廃棄物処理基本計画

※14　**NPO** p027参照　　※64　**ヒートアイランド、ヒートアイランド現象** p099参照　　※67　**省エネルギー（省エネ）** p099参照
※71　**温室効果ガス**
地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす大気圏にある気体の総称。温室効果ガスにより、地球の平均気温が適温に保たれてきたが、近年、その量が増加したため、地球温暖化問題が生じている。気候変動枠組条約で削減の対象となっているのは、二酸化炭素、一酸化二窒素、メタンなど7種類ある。

個別施策 Ⅲ-9

資源循環型社会の構築

1. めざすまちの姿・状態

ごみの発生抑制、リサイクルしやすい商品の利用、無駄の少ないエネルギー利用など、日々の暮らしの中で、できる限り環境に負荷をかけないライフスタイルを確立するとともに、きれいなまちづくりに取り組むことにより、環境と調和したまちをめざします。

2. 現状と課題

ごみの減量とリサイクルの推進

- 限りある貴重な資源を、効果的に利用する持続可能な資源循環型社会を確立するには、さらなるごみの減量や資源化の推進、事業者の排出者責任に基づくごみの減量・資源化の取組が求められています。

  そのためには、ごみの適正な分別の周知徹底や新たな資源回収の検討など、資源をごみとしない取組、事業系ごみの排出者責任に基づく適正な排出指導について推進する必要があります。

3. 施策の方向性

ごみの減量とリサイクルの推進

- 資源循環型社会の構築に向けて区民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たし、3R※72の普及啓発に努めるとともに様々な取組によって、「ごみ発生抑制によるスリムな社会」「資源回収の拡充による循環する社会」「事業者による適正処理とごみの減量・資源化を推進する社会」「適正なごみ処理を行う社会」の実現を図ります。
- ごみ発生抑制によるスリムな社会の実現に向けては、発生抑制や再使用を更に進め、ごみ排出量そのものを減らすスリムな社会をめざします。
- 資源回収の拡充による循環する社会の実現に向けては、資源・ごみの分別方法の周知徹底、資源集団回収の促進、及び施設の有効活用を含めた効率的な資源回収方法の検討を行います。
- 事業者による適正処理とごみの減量・資源化を推進する社会の実現に向けては、事業系廃棄物の自己処理原則に基づき、区の収集を利用している事業者に対し、自己処理への誘導や資源化の推進に取り組むとともに、ごみ発生抑制等に向けた方針策定と規則等の整備を進めます。
- 適正なごみ処理を行う社会の実現に向けては、組織的な排出指導の取組を一層進めます。

※14 **NPO** p027参照
※72 **3R**
資源循環型社会を推進するために取り組む行動、①ごみの発生自体を減らす「発生抑制（Ｒｅｄｕｃｅ：リデュース）」、②繰り返し使う「再使用（Ｒｅｕｓｅ：リユース）」、③資源として再生して利用する「再生利用（Ｒｅｃｙｃｌｅ：リサイクル）」の3つの頭文字をとったもの

4.　各主体の主な役割（例示）

区民

○環境にやさしい生活スタイルの実践
○ごみの減量とリサイクルの実践
○ごみの排出やまち美化のための公共空間利用ルールの遵守

地域組織、NPO※14、コミュニティグループなど

○リサイクルの推進
○ごみの排出ルールの徹底

事業者

○環境にやさしい事業スタイルの実践
○環境保全に関する率先行動
○環境保全活動への積極的参加
○商品包装の簡素化等によるごみの発生抑制
○リサイクルの推進
○拡大生産者責任の考え方に基づく行動

区（行政）

○環境保全に関する率先行動
○ごみの減量化とリサイクルの推進

5.　成果指標

指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 【平成29年度】 （2017年度）	目標水準 【平成39年度】 （2027年度）	データ出典
区民一人1日当たりの区収集ごみ量の推移	平成27年度（592g）を基準にした減少率 区民一人1日あたり区収集ごみ量＝年間区収集ごみ量／人口／365日	ごみ減量と適正な廃棄物処理施策の進捗状況を表すため、この施策の指標としました。	578g （平成28年度）	484g	一般廃棄物処理基本計画
ごみの減量やリサイクルに取り組む区民の割合	「ごみの減量・リサイクルの推進に向けて取組を行っている」と回答する区民の割合	資源循環型社会の構築に向けた各主体の取組や、3R※72の普及啓発による成果を表すため、この施策の指標としました。	98.3%	取組率向上	区政モニターアンケート

6.　関連する主な個別計画

●新宿区環境基本計画
●新宿区一般廃棄物処理基本計画

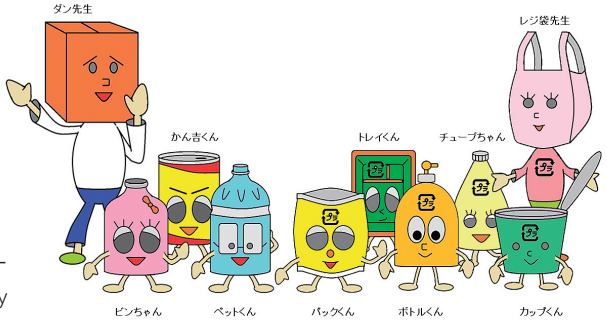

新宿区リサイクルキャラクター
©2008 Shinjuku City

個別施策 Ⅲ-10 活力ある産業が芽吹くまちの実現

1. めざすまちの姿・状態

多様な産業の集積や、人々が集まることで発生するニーズが溢れる都市としての特性を活かし、社会環境の変化に対応した事業革新や新たな価値創造に向けた積極的な事業活動を支援することで、持続的に発展するまちをめざします。

また、就労支援と人材確保支援の双方に取り組むことによって、働く人と企業がともに支え合い、発展することができるまちづくりをめざします。

2. 現状と課題

産業の創造・連携・発信

- 情報化の進展やグローバル化、外国人観光客の増加など、新宿の産業を取り巻く環境は大きく変化しており、そうした社会環境の変化に対応した事業革新や新たな価値創造に向けた積極的な事業活動を支援していくことが必要です。
- 区の持つ都市としての特性を活かし、区内で創業する人を増やしていくことが必要です。
- 地場産業やものづくり産業など、区内の特色ある産業への就業を志す人材の創出に向けた効果的なPRに取り組んでいくことが必要です。

地域における雇用の促進

- 従来、国の政策であった雇用対策については、地域の自主性・自立性を高める国の方針のもとに、地域の実情に応じた的確な対応が地方自治体に求められてきています。
- 若者や中高年の正規雇用化、高齢者や女性の活躍推進等の課題に取り組むことが必要です。
- 中小企業の人材確保については一層厳しい状況下にあり、中小企業と求職者のミスマッチの解消を図ることも重要な課題です。さらに、中小企業の採用力強化や、働き方改革の推進、処遇改善の実行による従業員の定着率向上に取り組むことが必要です。

3. 施策の方向性

産業の創造・連携・発信

- 事業革新や新たな価値創造に向けた経営基盤の強化や人材育成の取組を支援するとともに、連携・交流の場を提供し、企業相互のネットワーク形成を図ることで、新たな事業展開につなげます。また、来街者の増加を好機ととらえた企業を支援します。
- 創業支援については、区内創業に向けた支援に努めます。
- 産業施策などの情報発信に積極的に取り組み、事業活動を支援します。
- 染色業や印刷製本関連業などの伝統産業・地場産業における技術の継承、発展に努めます。

地域における雇用の促進

●国、東京都との連携を更に強化するとともに、民間のノウハウを活用し、地域の雇用をめぐる課題に迅速かつ的確に対応していきます。

●若者や中高年の正規雇用化、高齢者や女性の活躍推進に取り組むとともに、中小企業に対して人材確保等の支援を行うことで、求職者と中小企業のマッチング強化を図ります。また、中小企業の働き方改革を推進し、処遇改善を支援することで、誰もが働き続けられる環境を構築します。

4.　各主体の主な役割（例示）

区民

○消費活動を通じた産業振興への寄与
○企業や区が行う産業振興の取組への協力
○伝統産業・地場産業の理解と継承
○起業へのチャレンジ

教育・研究機関

○新たな研究分野の開拓
○企業、区との連携
○産業振興を担う人材の育成

事業者

○創意工夫や自助努力に基づく事業活動
○経営基盤や情報発信の強化
○雇用の創出や従業員の育成、福利厚生の増進
○地域社会の発展への寄与

産業経済団体・金融機関

○事業者の創意工夫及び自助努力に基づく事業活動に対する環境整備
○事業者の経営基盤の強化、経営革新への支援

区（行政）

○事業者の創意工夫及び自助努力に基づく事業活動の支援
○産業振興に関するネットワーク形成
○産業に関する情報収集と発信
○産業振興を担う人材の発掘と育成
○社会経済状況の変化に適応する事業転換の支援
○創業及び事業承継のための環境整備
○創造力のある産業の育成
○中小企業者の活力ある成長と発展のための取組の実施
○地場産業の持続ある発展のための取組の実施
○区民、事業者、教育・研究機関との連携
○就労・就業の支援

5.　成果指標

指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 【平成29年度】 （2017年度）	目標水準 【平成39年度】 （2027年度）	データ出典
区内中小企業の景況	地域の産業の景気状況について、「良い」と答えた企業割合から、「悪い」と答えた企業割合を差し引いた数値（業況DI※73）	地域の産業の景気状況を表すため、この施策の指標としました。	▲32.0 （平成28年度業況DI※73の平均値）	0	新宿区中小企業景気動向調査

6.　関連する主な個別計画

●新宿区産業振興プラン

※73　**DI**
Diffusion Index（ディフュージョンインデックス）の略で、増加（又は「上昇」「楽」など）したと答えた企業割合から、減少（又は「下降」「苦しい」など）したと答えた企業割合を差引いた数値のこと。不変部分を除いて増加したとする企業と減少したとする企業のどちらかの力が強いかを比べて時系列的に傾向をみようとするもの

個別施策 Ⅲ-11

魅力ある商店街の活性化に向けた支援

1.　めざすまちの姿・状態

魅力ある商店街づくりを進め、暮らしやすさと賑わいの調和がとれた、人々のふれあいと交流のあるまちをめざします。

2.　現状と課題

魅力ある商店街の活性化に向けた支援

- 商店会員数の減少や店主の高齢化などによって人材が不足し、商店街活動が縮小する商店街もあり、商店街の組織力を強化し、商店街の魅力づくりの取組を支援することが必要です。
- 多様な主体との連携を通じて、商店街の活性化や魅力づくりを図っていくことが必要です。
- 商店街は地域のコミュニティを支えるほか、地域の安全・安心にも貢献しているため、地域に根差した商店街の振興を支援することが必要です。

3.　施策の方向性

魅力ある商店街の活性化に向けた支援

- 商店街全体の魅力を高めるために、商店街を構成する個店それぞれの魅力づくりや、創業支援も含めて積極的に事業の革新を図る個店の取組を支援し、新たな価値の創造を促進するとともに、取組事例の共有化を図ります。
- 商店街と多様な主体（大学や企業等）との連携の機会を提供することによって、商店街活動の活性化を図り、多くの来街者が商店街を訪れ、賑わう環境の創出を支援します。
- 地域のコミュニティにとって安全・安心な環境を提供し、区民の消費や暮らしを支える商店街の魅力を高めることによって、地域に根ざした商店街の振興を図ります。

4.　各主体の主な役割（例示）

区民
○地域の魅力づくりへの参加
○地域商店街の活用、イベントなどへの参加
○来訪者への情報提供、交流、ふれあいの場づくり

商店会
○人が集まる魅力的な商店街づくり
○区民や事業者、来訪者に対する情報提供
○商店街に関するイベントや事業の企画・実施
○商店会への加入の促進

事業者
○魅力的な店舗づくり
○商店街振興への参加・協力
○周辺の生活環境への配慮

区（行政）
○多様な主体との連携促進や支援
○商店会サポーターを通じた支援
○都と連携した補助金による商店街の支援

5.　成果指標

指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 【平成29年度】 （2017年度）	目標水準 【平成39年度】 （2027年度）	データ出典
商店会数	区内商店会数	地域コミュニティの核であり、住民の消費や生活を支える商店街の魅力を向上させ、取組の成果を反映させるため、この施策の指標としました。	104	維持	事業実績による

6.　関連する主な個別計画

●新宿区産業振興プラン



新宿区商店会情報誌「あきんど」

個別施策 Ⅲ-12 まちの歴史や記憶、文化、芸術など多様な魅力による賑わいの創造

1. めざすまちの姿・状態

新宿が持つ歴史や、文化、芸術などの多彩な魅力を発掘・創造・発信し続けることにより、区民のまちへの愛着と誇りを醸成します。

また、こうした多彩な魅力を活かし、国内外から多くの方々を新宿のまちへ惹き付け、賑わいを創出していきます。

2. 現状と課題

文化歴史資源の活用と情報発信

- 新宿歴史博物館をはじめとする文化歴史施設のさらなる周知と利用促進が必要です。
- 新宿に足跡を残した文化人等の、その新宿とのゆかりについて、さらなる情報発信が必要です。

文化の創造と発信

- 区民と来街者が文化芸術に触れる機会を拡げるとともに、活動者として、また、愛好家や支援者として、文化芸術に関わっていく仕組みづくりが必要です。
- 新宿のまちの魅力として、新宿の文化歴史資源、文化芸術資源等を活用し、区民の地域への愛着や誇りを高め、国内外からの来街者の更なる増加を図る取組が求められています。
- 新宿のまちが持つ文化芸術的な魅力を創造・発信するため、文化団体等の自主的な活動を引き出すとともに参加団体間の連携をより深めて、ネットワークづくりを促進することが求められています。
- 区内の文化芸術イベントの更なる認知度の向上を図るとともに、文化芸術イベント相互の連携を強化する必要があります。

3. 施策の方向性

文化歴史資源の活用と情報発信

- 貴重な文化・歴史資源を掘り起こし、継承・発展・発信することにより、区民のまちへの愛着と誇りを育み、多くの人が繰り返し訪れたくなるまちづくりを進めます。
- 漱石山房記念館を中心とした既存の文化歴史施設を地域の歴史や文化の情報発信の拠点として、区民をはじめ来街者や文学・歴史ファン等の様々な人々が集い、交流する機会を提供します。
- 国民的文豪・夏目漱石をはじめとした新宿区ゆかりの文化人等を、貴重な文化歴史資源として全国に広く情報発信します。

文化の創造と発信

●新宿の多彩な魅力を発掘・創造・発信し続けることにより、新宿の魅力やブランド力をさらに高め、区民が誇れる、来街者が繰り返し訪れたくなるまち・新宿を創造します。

●新宿のまちを文化芸術活動の発表の場として活用し、新宿の新たな魅力づくりを進めます。

4.　各主体の主な役割（例示）

区民

○地域の魅力づくりへの参加
○文化芸術の鑑賞、創作、表現活動への参加
○歴史や伝統文化の理解、保存と継承
○来街者への情報提供、交流、ふれあいの場づくり

地域組織、NPO※14、コミュニティグループなど

○歴史や伝統文化の保存と継承
○文化芸術を継承、発展、創造していく人材の育成
○文化芸術に関する活動の情報交換や多様な場づくり
○区民や事業者、来訪者に対する情報提供
○文化歴史資源の保護、活用の推進

事業者

○文化芸術に関する支援
○文化芸術活動の展開
○文化芸術情報の発信・提供

区（行政）

○文化芸術に関する活動の支援と情報の発信
○歴史や伝統文化の保存と継承の支援

5.　成果指標

指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 【平成29年度】 （2017年度）	目標水準 【平成39年度】 （2027年度）	データ出典
区の伝統文化や文化財への関心度	区の伝統文化や文化財への関心がある区民の割合	区の伝統文化や文化財の認知度、関心度を把握し、区民のまちへの愛着と誇りを醸成することにつなげるため、この施策の指標としました。	62.8%	70.0%	区政モニターアンケート
文化芸術活動の状況	文化芸術の鑑賞や創作、表現活動など、文化芸術に触れる機会がある区民の割合	区民が文化芸術に接する機会があると感じているかを把握し、区民のまちへの愛着と誇りを醸成することにつなげるため、この施策の指標としました。	51.9%	60.0%	区政モニターアンケート

※14　**NPO** p027参照

個別施策 Ⅲ-13

国際観光都市・新宿としての魅力の向上

1. めざすまちの姿・状態

官民一体による観光振興や産業振興などの施策を総合的に推進し、国際観光都市としての魅力とブランド力をさらに高め、「賑わい都市・新宿」の実現をめざします。

国内外から新宿を訪れる人たちが、安心して快適に新宿のまちを楽しむことができる世界に誇れるまちをめざします。

2. 現状と課題

新宿のまちの魅力の発信

- 新宿の魅力の創出・発信を効果的に行うため、地域団体、企業等と連携し、そのスキル、ノウハウ、ネットワーク等を十分に活用することが必要です。
- 区内各エリアの観光資源を活用し、回遊性を高めていくことが必要です。

新宿ブランドの創出

- 誰もが新宿のまちをイメージできるような、魅力あるブランドの創出が求められています。

ICT※02（情報通信技術）の活用

- 外国人旅行者から特に要望が強く、情報提供ツールとしても活用できる公衆無線LAN※74環境の整備の促進が必要です。
- 区内の多彩な観光資源について、外国人旅行者をはじめ来街者が必要とする情報を、的確に提供することが必要です。

観光案内機能の充実

- 多彩な魅力がある新宿のまちを楽しめるよう、気軽にまち歩きができ、目的地に迷わずに向かえる環境が求められています。
- 丁寧に的確な観光情報を提供し、多くの来街者に利用されている新宿観光案内所の更なる機能強化が必要です。

※02 **ICT** p021参照
※14 **NPO** p027参照
※62 **ピクトグラム** p097参照
※74 **公衆無線LAN**
不特定多数の人が集まる空間に設置された無線LANアクセスポイントを利用して、有償または無償で利用することのできる無線LANのこと。

3.　施策の方向性

新宿のまちの魅力の発信

●官民連携しての「ＡＬＬ新宿」の体制で観光振興を推進する一般社団法人新宿観光振興協会と連携して、そのスキル、ノウハウ、ネットワーク等を十分に活用し、新宿の多彩な魅力を発掘・創造し、観光資源として効果的に発信していきます。

●観光立国を推進する国や、東京都などの関係機関や企業等と連携して、外国人旅行者の受入れ環境の整備を推進します。

新宿ブランドの創出

●区内の魅力ある商品や製品を、創出し、広く発信・普及させていきます。

●新宿ならではの魅力あるスポットや観光資源についても、新宿のブランドとして発信していきます。

ＩＣＴ※02（情報通信技術）の活用

●公衆無線LAN※74等の外国人旅行者が容易にインターネットに接続できる環境について、官民連携により、利用可能エリアを拡げていきます。

●区内の多彩な観光資源について、データベース化するとともに検索機能を加え、外国人旅行者をはじめ来街者が必要とする情報を、的確に提供します。

観光案内機能の充実

●ピクトグラム※62（絵文字）や多言語表記によるわかりやすい観光案内標識の整備を進め、気軽にまち歩きを楽しめ、また、目的地にストレスなく辿り着ける環境を整えます。

●更に多くの来街者に対応し、その満足度を高めていくため、新宿観光案内所の機能の拡充を図ります。

4.　各主体の主な役割（例示）

区民

○地域の魅力づくりへの参加
○来訪者への情報提供と交流

地域組織、NPO※14、コミュニティグループなど

○地域の魅力づくりへの推進
○来訪者への情報提供と交流

事業者

○観光資源の創造・発信
○ICT※02（情報通信技術）の活用
○観光案内機能の充実

区（行政）

○観光資源の創造・発信
○ICT※02（情報通信技術）の活用
○観光案内機能の充実

5.　成果指標

指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状【平成29年度】（2017年度）	目標水準【平成39年度】（2027年度）	データ出典
訪都外国人旅行者が、都内で一番期待するエリア	東京都「国別外国人旅行者行動特性調査」の調査項目の「一番期待していた場所」において第1位となったエリア	国際観光都市・新宿として、外国人旅行者が快適に楽しむことができるまちの実現に向けて、この施策の指標としました。	第3位（平成28年度）	第1位	東京都「国別外国人旅行者行動特性調査報告書」

個別施策 Ⅲ-14 生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実

1. めざすまちの姿・状態

すべての人々にやさしい知の拠点としての図書館の活用を通じて、教育と文化の発展に寄与するとともに、区民が様々な課題について自ら考え、他者と協働して解決することができるまちをめざします。

子どもから高齢者まで誰もが気軽にスポーツや学習を楽しみ、ライフステージ※15等に応じて健康でいきいきとした生活を送ることで、生涯を通じて学習やスポーツ活動に取り組めるまちをめざします。

2. 現状と課題

図書館サービスの充実

- 図書館は地域の知識基盤として、電子書籍等を含めたデジタルコンテンツへの対応、知的交流や知識創造に向けた取組、他の機関や団体との連携や協働等一層の対応が求められています。
- 知の拠点として、新中央図書館の建設に向けた検討を行っています。

子ども読書活動の推進

- 図書館を利用した読書機会だけでなく、すべての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所において、自発的な読書活動や調べ学習を行えるような環境整備が必要です。

生涯学習の推進

- 多様な区民ニーズに対応した生涯学習の場や機会を提供することが求められています。
- 生涯学習活動を行う団体や担い手の育成が求められています。

スポーツ環境の整備

- 「新宿区スポーツ環境整備方針」に基づく、区民のスポーツ実施率の向上への取組が必要です。
- 東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて、大会を身近なものと感じられるよう気運醸成を図っていくとともに、大会の開催後も気軽にスポーツができる環境整備を図ることが求められています。
- 健康寿命※04延伸に向けて、体を動かすことの大切さやスポーツ関係事業について、庁内連携の更なる強化が必要です。
- 戸山公園箱根山地区多目的運動広場については、より快適に、多種目・多目的に使用できる総合的な多目的運動場として整備するように、都と協議・調整を行うことが必要です。

※04 **健康寿命** p023参照
※15 **ライフステージ** p028参照

3.　施策の方向性

図書館サービスの充実

- 区民の主体的な学習を支援するとともに、デジタルコンテンツへの対応など幅広い利用者ニーズに応えられるよう、図書館サービスの充実を図ります。
- 引き続き、新中央図書館の建設に向けた検討を進めていきます。

子ども読書活動の推進

- 子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠かせないものです。家庭、地域ぐるみの読書環境の支援・啓発をしていくとともに、学校や幼稚園・保育園・児童館等の子育て関連施設との連携を更に強化し、サービスの充実等を図っていきます。

生涯学習の推進

- 多くの区民が参加し、楽しめる、生涯学習の場や機会を提供していきます。
- 区民のライフステージ※15に応じた生涯学習プログラムの提供と、参加を促すための情報発信に取り組んでいきます。
- 活動団体やボランティア等との連携により、生涯学習活動の担い手の育成や交流を促進していきます。

スポーツ環境の整備

- ライフステージ※15等に応じた場や機会を提供し、誰もが気軽にスポーツに取り組み、楽しめる環境づくりを進めていきます。
- 東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて、区民にスポーツを楽しむ場や機会を提供するとともに、大会の開催後も見据えたスポーツの環境整備を図ります。
- 健康寿命※04延伸のために体を動かすことの大切さや、スポーツ関係事業について、広く周知していく等、地域をつなぐスポーツコミュニティの推進を図ります。
- 戸山公園箱根山地区多目的運動広場の施設整備の早期実現に向け、より一層、都との連携を強化し、協議を進めていきます。

4. 各主体の主な役割（例示）

区民

○生涯学習の実践
○家庭で学習・スポーツを楽しむ環境づくり
○鑑賞、創作、表現活動への参加
○スポーツイベントへの参加

地域組織、NPO※14、コミュニティグループなど

○自主的な学習機会の創出
○生涯学習・スポーツに関する活動の情報交換とネットワーク
○地域スポーツの振興と団体相互交流活動

教育・研究機関

○生涯学習・スポーツの指導者や専門家などの人材の育成

事業者

○生涯学習・スポーツの支援
○地域に根ざしたスポーツ活動の推進
○専門家による地域への指導・交流
○運動施設の空き時間開放

区（行政）

○生涯学習・スポーツ活動の総合的な情報提供
○生涯学習・スポーツ活動が円滑に進むための調整
○図書館機能の充実と新中央図書館の建設に向けた検討

5. 成果指標

指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 【平成29年度】 （2017年度）	目標水準 【平成39年度】 （2027年度）	データ出典
学習・スポーツ活動の実施状況	学習・スポーツ活動を行っている区民の割合	生涯を通じて学習やスポーツ活動に取り組めるまちの実現に向けて、この施策の指標としました。	56.4%	65.0%	区政モニターアンケート

6. 関連する主な個別計画

●新宿区スポーツ環境整備方針
●新宿区立図書館基本方針
●新宿区子ども読書活動推進計画

※14 **NPO** p027参照



下落合図書館



子どもスポーツデー

個別施策 Ⅲ-15

多文化共生※16のまちづくりの推進

1. めざすまちの姿・状態

国籍や民族等の異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、一人ひとりが地域社会の一員として活躍できる「多文化共生※16のまち」をめざします。

2. 現状と課題

多文化共生※16のまちづくりの推進

- 新宿区には人口の１割を超える外国人が居住しており、増加傾向が続いています。また、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催や訪日観光客の増加により、新宿区には、今後さらに多くの外国人が訪れると予想されています。外国人住民が地域で安定した生活を送るための支援事業の充実や、様々な情報の多言語化によるインフラ※30の整備など、総合的に都市の国際化を推進していく必要があります。
- 流動性が高いという特性を持つ外国人住民に対し、日本の生活ルールなどを効果的に周知するため、日本語学校・大使館・外国人コミュニティ団体・地域団体・不動産業者等の関係機関と連携した情報提供の仕組みを整備する必要があります。
- 互いの文化を理解し、協力し合う関係を構築するための交流の機会が、日本人・外国人の双方から望まれています。
- 今後、更なる外国人住民の増加を見据えた交流事業のあり方を検討する必要があります。

3. 施策の方向性

多文化共生※16のまちづくりの推進

- 多言語情報の発信、多言語表記の推進など、東京2020オリンピック・パラリンピックに向け、またその後のレガシーとなる環境整備を行います。
- 日本人と外国人が共にまちづくりの課題について審議する「新宿区多文化共生※16まちづくり会議」をはじめ、多様な主体によるネットワーク「新宿区多文化共生※16連絡会」など様々な機会を捉えて、日本人と外国人が共に地域で安定した生活を送るとともに、まちづくりに主体的に参加する取組を推進します。
- 多文化共生※16のまちづくりを推進する体制をより充実させるため、交流事業のあり方や、他の団体との連携を再検討すると共に、交流拠点であるしんじゅく多文化共生※16プラザの機能の充実を図ります。

4.　各主体の主な役割（例示）

区民
○外国人と日本人の相互理解、支援

地域組織、NPO※14、コミュニティグループなど
○外国人と日本人の相互理解の促進、支援
○外国人の地域コミュニティへの受入

事業者
○外国人と日本人の相互理解の促進、支援

区（行政）
○外国人と日本人の相互理解の促進、支援
○外国人への行政サービスの提供
○外国人の地域コミュニティへの参加の促進・支援

5.　成果指標

指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 【平成29年度】 （2017年度）	目標水準 【平成39年度】 （2027年度）	データ出典
地域における多文化共生※16の定着度	「地域における多文化共生※16が進んでいる」と回答する区民の割合	「多文化共生※16のまち」の実現の度合いを表すため、この施策の指標としました。	64.5%	増加	区政モニターアンケート


日本語教室（しんじゅく多文化共生プラザ）

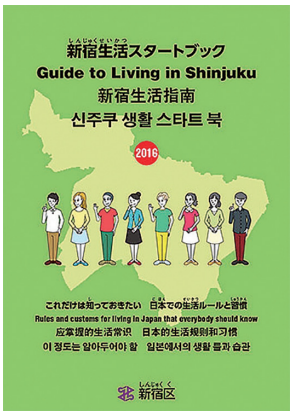

新宿生活スタートブック

※14　**NPO** p027参照
※16　**多文化共生** p028参照
※30　**インフラ** p069参照

個別施策 Ⅲ-16

平和都市の推進

1. めざすまちの姿・状態

「新宿区平和都市宣言」の趣旨に基づいて、区民一人ひとりが平和の大切さと戦争の悲惨さへの認識を深め、平和を守っていくまちをめざします。

2. 現状と課題

平和都市の推進

- 戦後70年以上を経過して、次代を担う子どもたちに戦争の悲惨さをどのように継承していくか、また、平和の大切さをどのように伝えていくかが課題です。
- 時間の経過によって戦争がもたらす悲惨さを風化させることがないよう、平和の大切さや平和への思いを、世代を超えて共有し、認識を一層深めていくことが重要です。
- 「新宿区平和都市宣言」の趣旨を更に周知し、理解を深めていくことが大切です。

3. 施策の方向性

平和都市の推進

- 終戦から70年以上が経過し、区民の多くが戦後生まれとなり、戦争を体験された方が70歳代を超えることから、空襲や疎開の体験、戦争中の苦しい経験などを、伝え、残していく取組を進めていきます。
- 「新宿区平和都市宣言」の趣旨を踏まえ、区民一人ひとりが、平和の尊さと戦争の悲惨さを認識し、平和を守っていく意識を高めるため、様々な事業を通じて、平和への意識の普及啓発に取り組んでいきます。

4. 各主体の主な役割（例示）

区民

○平和に対する意識の醸成
○平和に対する意識啓発に係る取組への参加

地域組織、NPO※14、コミュニティグループなど

○平和に対する意識啓発に係る取組への参加

事業者

○職場における平和に対する意識の醸成
○平和に対する意識啓発に係る取組への参加・協力

区（行政）

○平和に対する意識啓発

5.　成果指標

指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 【平成29年度】 （2017年度）	目標水準 【平成39年度】 （2027年度）	データ出典
平和イベントの参加者数	平和派遣報告会や平和コンサートなどの平和啓発事業の参加者数	区民一人ひとりが平和の大切さと戦争の悲惨さへの認識を深め、平和を守っていくまちの実現にむけて、この施策の指標としました。	400人	増加	事業実績による



親と子の平和派遣

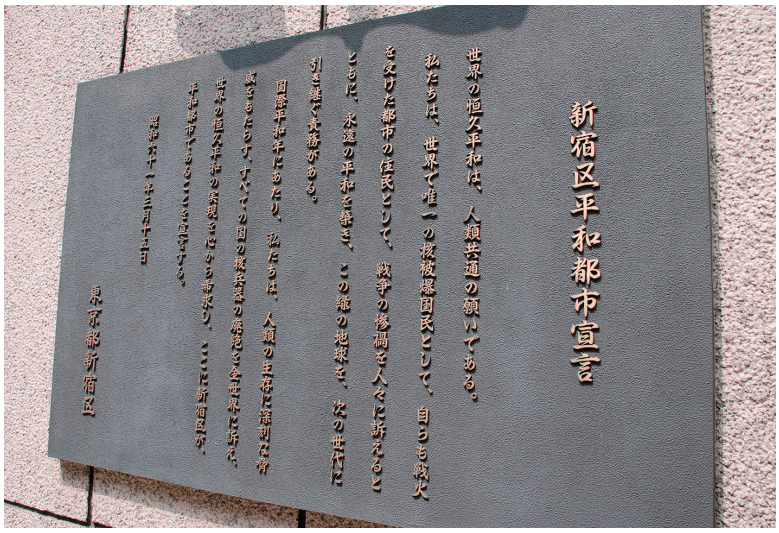

新宿区平和都市宣言記念板



平和派遣報告会・合唱コンサート



平和の灯

※14　**NPO** p027参照

個別施策 Ⅳ-1

効果的・効率的な行財政運営

1. めざすまちの姿・状態（めざす区政運営）

行政評価制度による、計画・実行・評価・見直しというサイクルを区政運営に活かすとともに、柔軟性と多様性のある民間活力の公共サービスへの活用、戦略的なICT※02の利活用などを推進することにより、効果的・効率的な区政運営をめざします。

2. 現状と課題

安定した財政基盤の確立

- 区税等の財源は、行政サービスを提供するために必要な費用であり、基礎自治体※03の基盤をなすものです。区税等の収入の確保を図るためには、収納率の一層の向上に努める必要があります。
- 受益者負担のあり方については、引き続き基本的な考え方に基づき適正化を図る必要があります。
- 安定した財政基盤を確立するため、税外収入確保のさらなる取組が求められています。

行政評価制度の推進

- 行政評価制度の運用に当たっては、区民への説明責任を果たすため、より分かりやすい評価内容とする必要があります。
- 行政評価制度がより適切に施策・事業の進行管理を行うことができるよう、適宜、これまでの行政評価を振り返り、検証する必要があります。

公民連携（民間活用）の推進

- 区民や地域団体、NPO※14、事業者など多様な主体が、それぞれの特色や強みを活かした公共サービスの担い手になっています。今後も、積極的に民間の柔軟な発想や専門性を活かし、質の高い行政サービスを提供していくため、区は民間活力の活用を更に進めていく必要があります。

ICT※02の利活用による効果的・効率的な業務の推進

- 急速に進展する情報化に伴って、効果的・効率的にICT※02を利活用できる環境を推進していく必要があります。
- ICT※02機器の適正かつ効率的な運用管理・保守を実施するとともに、ウイルス対策やデータバックアップ等の情報セキュリティ対策の維持・向上を更に充実させていく必要があります。
- 庁内におけるICT※02の利活用を更に推進するため、ICT※02利活用に長けた職員人材を育成する必要があります。

効果的・効率的な区政運営に向けた取組

- 人員や予算などの限られた行政資源を、効果的・効率的に活用することが、区政運営の基本です。
- マイナンバー制度を活用した、効果的・効率的な行政サービスの提供の推進が必要です。

透明性の高い区政運営

●透明性の高い区政運営を推進するためには、効果的な区政情報の提供や公開が必要です。

3.　施策の方向性

安定した財政基盤の確立

●区税、国民健康保険料、区立住宅使用料等、行政サービスの提供に要する費用の財源については、高い収納率を維持して負担の公平性を確保し、基礎自治体※03としての自主性・自立性を高めていきます。

●受益者負担のあり方については、引き続き基本的な考え方に基づき適正化を図っていきます。

●区有施設等における命名権（ネーミングライツ）や広告掲載など、税外収入のさらなる確保に取り組みます。

行政評価制度の推進

●新たな評価手法を用いることにより、事業の見直しや予算編成への反映を一層徹底し、行政運営のＰＤＣＡ（計画・実行・評価・見直し）サイクルの強化を図り、効果的・効率的な行財政運営に取り組みます。

公民連携（民間活用）の推進

●区民や地域団体、NPO※14、事業者など多様な主体が、それぞれの特色や強みを活かした公共サービスの担い手になっており、今後も、積極的に民間の柔軟な発想や専門性を活かし、質の高い行政サービスを提供していきます。

●民間の資金やノウハウなどを活かした施設運営や、事業の包括委託化など、民間活力の活用を更に進めていきます。

ICT※02の利活用による効果的・効率的な業務の推進

●機器等の統合と共有による適正かつ効率的なICT※02運用を図ります。

●複雑化・巧妙化する攻撃から区の情報を守るためにウイルス対策やデータバックアップ等によるセキュリティ強化を図ります。

●OJT※75など研修等によりICT※02に長けた職員人材を育成し、ICT※02スキル・ノウハウを継承しながら、庁内におけるICT※02の利活用を推進します。

効果的・効率的な区政運営に向けた取組

●職員の定員適正化に取り組むとともに、事業の見直しと経費の削減に取り組みます。

●マイナンバー制度を活用した、効果的・効率的な行政サービスの提供を推進します。

透明性の高い区政運営

●区民が知りたい情報をより早く提供できるよう、効果的な区政情報の提供や公開に取り組みます。

●ICT※02などを活用し、多様な媒体により区政情報を広く発信していきます。

※02　**ICT** p021参照
※03　**基礎自治体** p021参照
※14　**NPO** p027参照
※75　**OJT**
On-the-Job Training の略。各職場内で行う研修のこと。仕事を通じて教育訓練を行うこと。

4. 各主体の主な役割（例示）

区民

○効果的・効率的な区政運営に向けた提案や意見

地域組織、NPO※14、コミュニティグループなど

○サービスの担い手

事業者

○サービスの担い手

区（行政）

○安定した財政基盤の確立
○効果的・効率的な区政運営
○情報公開、情報提供による透明性の高い区政運営

5. 成果指標

指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状【平成29年度】（2017年度）	目標水準【平成39年度】（2027年度）	データ出典
効果的・効率的な行財政運営	効果的・効率的な行財政運営を推進する。	健全な区財政の確立には、効果的・効率的な行財政運営を推進することが重要であるため、この施策の指標としました。	推進	推進	―

6. 関連する主な個別計画

●新宿区情報化戦略計画

※14 **NPO** p027参照



新宿区の財政（パンフレット）



行政評価実施結果報告書等

個別施策 Ⅳ-2

公共施設マネジメントの強化

1. めざすまちの姿・状態（めざす区政運営）

区有施設の老朽度や緊急度等を総合的に勘案して、効果的で効率的な予防保全工事を実施し、施設経費の抑制と、資産（建築物）の長寿命化を図ります。

区有施設の維持管理・安全確保・長寿命化・統廃合などを総合的かつ計画的に行い、財政負担の軽減・平準化と施設の最適な配置を実現します。

2. 現状と課題

資産（建築物）の長寿命化

- 区有施設の半数以上が築年数30年以上と老朽化した施設が増加していく中、継続的な区民サービスを提供できるよう、建物の長寿命化対策が必要不可欠です。
- 今後、予防保全工事に多額の経費がかかることが見込まれますが、区の財政状況などを踏まえ、今まで以上に劣化状況を適切に把握し、工事費の縮減や平準化を推進する必要があります。

施設の有効活用／公共施設マネジメントの強化

- 老朽化した施設の修繕や更新に係る経費は膨大であり、今後の区財政に与える影響は非常に大きいものとなっています。
- 空き施設や跡施設の有効活用にこれまでも取り組んできましたが、老朽化が進む施設の修繕や更新に係る経費は膨大であることから、財政負担の軽減・平準化と施設の最適な配置について取り組む必要があります。

※14 **NPO** p027参照

3.　施策の方向性

資産（建築物）の長寿命化

- 区有施設の安全・安心対策と長寿命化を図るため、定期点検の結果や工事履歴を基に対象施設の現況を確認していきます。
- 老朽度や緊急度等を総合的に勘案して、より優先度の高い工事の順位付けを行い、無駄なく効果的に工事を施工していきます。
- 区有施設のあり方の検討状況などを踏まえ、引き続き計画的な予防保全工事を実施していきます。

施設の有効活用／公共施設マネジメントの強化

- 行政需要に的確に対応するため、施設の機能転換や統廃合などを進めるとともに、民設民営などの手法により必要な施設サービスの確保と維持向上を図ります。
- 施設の有効活用に当たっては、行政需要や地域需要、財政状況等に十分配慮します。
- 跡施設、跡地を事業として活用しない場合には、資産活用として貸付等を行い、財源確保に努めていきます。

4.　各主体の主な役割（例示）

区民

○公共施設マネジメント強化への提案や意見

事業者

○公共施設マネジメント強化への協力

地域組織、NPO※14、コミュニティグループなど

○公共施設マネジメント強化への協力

区（行政）

○公共施設の長寿命化、機能転換、統廃合
○施設サービスの確保と維持向上

5.　成果指標

指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 【平成29年度】 （2017年度）	目標水準 【平成39年度】 （2027年度）	データ出典
公共施設等総合管理計画に基づく公共施設マネジメントの強化	個別施設の更新等を検討する場合は、公共施設等総合管理計画に基づいて実施する。	公共施設の維持管理・完全確保・長寿命化・統廃合などを総合的かつ計画的に行い、財政負担の軽減・平準化と施設の最適な配置を実現するため、この施策の指標としました。	推進	推進	公共施設等総合管理計画

6.　関連する主な個別計画

- 新宿区公共施設等総合管理計画

個別施策 V-1

行政サービスの向上

1. めざすまちの姿・状態（めざす区政運営）

行政サービスがより利用しやすくなるよう、窓口案内等の質の向上を図るとともに、ICT※02の活用など、行政サービスの一層の向上を進めていきます。

2. 現状と課題

行政サービスの向上

- 区民の多様なライフスタイルに対応できるよう、区民の生活実態に着目し、需要に応じた窓口サービスの充実を図る必要があります。
- 新宿区の人口増加に伴い、区施設の窓口に来庁される方が増えており、繁忙期には待ち時間が長くなっているため、窓口環境の改善が必要です。
- マイナンバー制度を活用した、窓口サービスの充実が必要です。
- 区が保有する公共データを誰もが自由に二次利用できるよう、オープンデータの公開と活用をさらに推進させる必要があります。

3. 施策の方向性

行政サービスの向上

- 窓口事務の時間延長を引き続き実施し、区民の多様なライフスタイルに対応できるように、窓口サービスを充実していきます。
- コンビニエンスストアでの証明書発行の実施など、マイナンバー制度を活用した、窓口サービスの充実を図ります。
- ICT※02を利活用した区民サービスの充実に努めることで、窓口サービスの利便性向上を図ります。
- 本庁舎や特別出張所などすべての窓口に来られた方への案内を効果的・効率的に行い、より一層の窓口環境の改善に努めます。
- クレジット納付など、収納方法の拡大を図り、区民の利便性の向上に努めます。
- オープンデータとして公開する情報をさらに増やし、オープンデータ活用の促進を図ります。また、オープンデータを活用した地域課題の解決にも取り組んでいきます。

4.　各主体の主な役割（例示）

区民
○行政サービス向上への提案や意見

事業者
○行政サービス向上への協力

地域組織、NPO※14、コミュニティグループなど
○行政サービス向上への協力

区（行政）
○行政サービス向上に向けた取組

5.　成果指標

指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 【平成29年度】 （2017年度）	目標水準 【平成39年度】 （2027年度）	データ出典
区役所への好感度	様々な区役所とのかかわりの中で、職員の応対や区の発行物のわかりやすさなど印象が「良い」と感じる人の割合	職員の接遇応対力や分かりやすい情報提供は、区民との信頼関係を築く上で不可欠であるため、この施策の指標としました。	49.0%	55.0%	区政モニターアンケート



職員マナーブック



※02　**ICT** p021参照
※14　**NPO** p027参照

個別施策 V-2

職員の能力開発、意識改革の推進

1. めざすまちの姿・状態（めざす区政運営）

地域の将来を見据えた時代認識を持ち、区民起点で考え、変化に柔軟に対応し、地域の実情に合った政策を自ら立案できる職員を育成します。このことにより、区民本位の区政運営をめざします。

2. 現状と課題

職員の能力開発、意識改革の推進

- 時代の変化に伴い多様化する地域の行政課題に対し、区民の目線から機動的かつ的確に政策を立案し、実行できる職員の育成が求められています。
- 限られた財源や人員の中、区が将来にわたって安定して発展していくために、職員一人ひとりが常に区の将来をしっかりと見据え、日々その能力を高め、発揮することが求められています。

3. 施策の方向性

職員の能力開発、意識改革の推進

- 区民とともに地域の課題を共有し、解決するための政策を立案・実行できる職員を育成するため、職層や経験年数などに応じた研修を実施するとともに、時代の変化に応じて研修内容を常に見直し実施します。
- 職員一人ひとりが日々の仕事を実践していく中でより成長できるように、管理監督者向けの人材育成の研修や女性職員の活躍推進に向けた研修等を通じて職員の意識改革を図り、組織の活性化を推進します。
- 区の政策立案の基礎となり、政策形成能力向上に寄与できるよう、区の中長期的・横断的な政策課題についての調査研究や人材育成に取り組みます。
- 公務員としての高い倫理観と自覚を持って職務を遂行するとともに、業務内容や組織のあり方を改善する職員の育成に取り組みます。

4.　各主体の主な役割（例示）

区民

○職員の能力開発と意識改革に向けた提案や意見

地域組織、NPO※14、コミュニティグループなど

○職員の能力開発と意識改革に向けた協力

事業者

○職員の能力開発と意識改革に向けた協力

区（行政）

○職員の能力開発と意識改革に向けた取組

5.　成果指標

指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 【平成29年度】 （2017年度）	目標水準 【平成39年度】 （2027年度）	データ出典
職員研修受講者率	1年間に職員研修を受講した延べ職員数の全職員数に対する割合（正規職員）	区民視点で考え、自ら政策立案できる職員の育成の取組の度合いを表すため、この施策の指標としました。	144%	150%	事業実績による

6.　関連する主な個別計画

●新宿区人材育成基本方針



研究所レポート　2017



新宿区人材育成基本方針

※14　**NPO** p027参照

個別施策 V-3

地方分権の推進

1. めざすまちの姿・状態（めざす区政運営）

地域の実情にあったサービスが一層展開できるよう、区民に最も身近な基礎自治体※03として、権能の拡充を推進していきます。

2. 現状と課題

地方分権の推進

- 地域の実情にあったサービスを展開し、住民自治の確立を図るためには、住民に最も近い立場にある基礎自治体※03の権能を充実していくことが必要です。
- 都区制度については、権限と税財源の移譲を着実に推進していく必要があります。
- 地方分権については、地方分権一括法に基づく法令改正等について、適切に対応する必要があります。

3. 施策の方向性

地方分権の推進

- 基礎自治体※03である新宿区が地域の実情にあったサービスを一層展開できるよう、国や都との適切な役割分担に基づいた権限と税財源の移譲を着実に推進していきます。

※03 **基礎自治体** p021参照
※14 **NPO** p027参照

4.　各主体の主な役割（例示）

区民
○地方分権への理解、提案や意見

地域組織、NPO※14、コミュニティグループなど
○地方分権への理解

事業者
○地方分権への理解

区（行政）
○地方分権の推進
○国や都への働きかけ
○特別区における連携・協力

5.　成果指標

指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 【平成29年度】 （2017年度）	目標水準 【平成39年度】 （2027年度）	データ出典
国、都からの区への更なる権限移譲と財源移譲	国、都からの区への権限移譲及びこれに伴う適正な財源移譲についての働きかけの継続	地方分権の実現には、国、都への継続した働きかけが効果的であるため、この施策の指標としました。	国、都からの区への更なる権限移譲と財源移譲の推進	国、都からの区への更なる権限移譲と財源移譲の推進	—


新宿区役所本庁舎

第3編

新宿区都市マスタープラン

3

目次

第3編

新宿区都市マスタープラン

第1章 めざす都市の骨格 140

1 将来の都市像 140
2 めざす都市の骨格の考え方 140
3 将来の都市構造 143

第2章 まちづくり方針 146

1 土地利用の方針 147
2 都市交通整備の方針 158
3 防災まちづくりの方針 169
4 みどり・公園整備の方針 178
5 景観まちづくりの方針 185
6 住宅・住環境整備の方針 191
7 誰もが豊かに暮らせるまちづくりの方針 198
8 環境に配慮したまちづくりの方針 204

第3章 地域別まちづくり方針 210

1 四谷地域まちづくり方針 212
2 箪笥地域まちづくり方針 222
3 榎地域まちづくり方針 232
4 若松地域まちづくり方針 240
5 大久保地域まちづくり方針 250
6 戸塚地域まちづくり方針 260
7 落合第一地域まちづくり方針 270
8 落合第二地域まちづくり方針 278
9 柏木地域まちづくり方針 286
10 新宿駅周辺地域まちづくり方針 294

都市マスタープランでは、「めざす都市の骨格」、「まちづくり方針」、「地域別まちづくり方針」を示します。
都市マスタープランの役割は、次のとおりです。

- 都市計画など、都市整備に関する計画を作成するにあたっての総合的な指針
- 区民と区とが、協働してまちづくりを進めていくための指針
- 区が定める個別計画を、総合的に調整する指針

第1章 めざす都市の骨格

新宿区基本構想で掲げる「めざすまちの姿」の実現に向けた、都市基盤等の主にハード整備に関する「将来の都市像」とともに、「めざす都市の骨格の考え方」、「将来の都市構造」を示します。

第2章 まちづくり方針

新宿区のまちづくりを総合的に推進していくため、新宿区全体のまちづくりに重点を置いた土地利用や都市交通など、都市計画に関する8つの部門ごとのまちづくり方針を示します。

第3章 地域別まちづくり方針

住民が身近に感じることのできる日常の生活範囲として、特別出張所の所管区域を基本とし、新宿区全体を10の地域に区分し、地域住民の意向を踏まえた上で、特に地域で必要となるより詳細なまちづくりの方針を示します。

第1章 めざす都市の骨格

1. 将来の都市像

基本構想では、策定した平成19(2007)年からおおむね20年後を想定した「めざすまちの姿」を**「『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち」**としています。

都市マスタープランでは、この「めざすまちの姿」の実現に向けた、都市基盤等の主にハード整備に関するめざす将来の都市像として

《暮らしと賑わいの交流創造都市》　を描き、

「暮らしと賑わいが調和し、住む人、働く人や訪れる人々が心地よく感じることができる、環境に配慮したみどり豊かな快適で潤いのあるまち」、
「新宿に住みたいと願う人が安全に安心して生活でき、住み続けられるまち」、
「誰にも愛される魅力あふれる文化を創造するまち」、
「新宿を訪れる人々によって生み出される活力が住む人々の利益にも結びつくまち」

の実現をめざします。

2. めざす都市の骨格の考え方

将来の都市像を実現するため、将来の都市機能や都市施設※76の基本的な都市の骨格の考え方を、次のとおり示します。

(1)新宿に蓄積されてきた多様性を活かしていく

①新宿駅周辺を、国際的な賑わいと交流を創造する中心にします。

○新宿駅周辺を、業務商業の機能に加えて、みどり豊かなアメニティ※77の中心と位置づけ、世界に向けて情報を発信する多様な機能をもつとともに、生活する人々や訪れる人々が歩いて楽しい環境を備えた、東京の成長や国際競争力を担う創造のまちにします。

②高田馬場、四谷、神楽坂・飯田橋、大久保・新大久保、信濃町の駅周辺業務商業地を、賑わいと交流の中心として育てます。

○高田馬場、四谷、神楽坂・飯田橋、大久保・新大久保、信濃町の各駅周辺業務商業地を、地域の個性を活かした賑わいと交流の中心として、魅力ある質の高いまちに育てます。

※76　**都市施設**
都市計画法で定められる都市の骨格を形成する施設で、道路、河川、公園等の施設、水道や電気、ガスの供給施設または処理施設等、良好な都市環境を保持するために必要とされる施設

※77　**アメニティ**
心地よさという意味から転じて、快適な生活環境・空間をいい、人間的な住みやすさを示す概念。具体的には、生活環境において、快適な建物、場所、景観、気候などをいう。

③東西南北の賑わい軸を中心に面的なまちづくりを進めます。

○新宿通りを中心に東西方向に形成された賑わいの軸と、明治通りを中心に南北方向に形成されつつある賑わい軸を中心に、さらに広がりのある面的なまちづくりを進めます。

④誰もが快適に過ごせる都市空間となるまちづくりを進めます。

○多様な来街者も含め、ユニバーサルデザイン※01の視点を踏まえ、住む人、働く人、訪れる人々誰もが移動しやすく利用しやすい快適に過ごせる都市空間となるまちづくりを進めます。

（2）まちの記憶を活かし、次世代に引き継いでいく

①まちの資源を活かし、地域の個性を創ります。

○地形や自然環境、まちを形成してきた歴史や文化を見直し、地域の個性を創り、まちづくりに活かします。

②新宿区の骨格を形成するみどりと水辺の充実を図ります。

○区内に分布する新宿御苑などのまとまったみどりを「七つの都市の森」、新宿区の外周を囲む河川や緑地を「水とみどりの環」と位置づけ、みどりと水辺の充実を図ります。

（3）地域の個性を活かし、区民が誇りと愛着をもてる新宿を創っていく

①地域の交流を支える場の形成を進めます。

○住む人や働く人をはじめ地域の人々にとって身近な商業施設や公共空間等の整備では、交流を支えるコミュニティの場づくりを進めます。

②まちづくり制度を活用し、地域の個性を活かします。

○地域の住民やその地域で活動する人々の意見や発想、その地域の歴史や文化等を活かして、地区計画※29制度等のまちづくり手法を積極的に活用し、地域の個性が輝くまちづくりを進めます。

③地域で活動する人が地域の個性を創る担い手となり、まちづくりを進めます。

○地域の個性を創り出していく担い手として、地域の住民をはじめ、事業者、NPO※14、大学等を、まちづくり主体と位置づけ、多様な主体との協働により、地域のまちづくりを進めます。

④地域の住民が相互に連携するしくみをつくります。

○地域の実情や特性に応じた柔軟なまちづくりを進めるため、特別出張所の所管区域を基本の単位とした生活圏において、町会・自治会や地区協議会など地域のまちづくりを担う区民の参画のしくみを育てます。

（4）災害に強い高度な防災機能を備えた新宿を創っていく

①大規模地震や大型台風、局地的豪雨などの自然災害に強いまちづくりを進めます。

○住む人、働く人、訪れる人々にとってより安全な新宿を創るため、建物の耐震化や落下物対策を一層強化し、災害に強い道路の整備や、治水対策などを進めます。また、地域コミュニティの災害拠点となる公園や広場などの確保や充実を図るとともに、区民や事業者などと連携した地域の防災体制の強化を図ります。

※01　**ユニバーサルデザイン** p005参照
※14　**NPO** p027参照
※29　**地区計画** p069参照

②燃え広がらない火災に強いまちづくりを進めます。

○市街地再開発事業※31や地区計画※29、新たな防火規制※28等のまちづくりにより木造密集市街地の解消を進め、細街路※36の拡幅や道路の無電柱化※35などにより災害時の交通ネットワークを確保し、燃え広がらないまちをめざします。

③区民や来街者が安全・安心に過ごせるまちづくりを進めます。

○繁華街などに外国人を含め多くの人が訪れることから、区民だけではなく来街者を含め、安全に避難できるまちをめざします。このため、多言語による防災情報や避難情報の提供や、事業者や関係機関とも連携した避難場所※47や施設の確保、避難ルートの安全性強化や応急対策の拡充を進めます。

(5)世界とつながる国際都市“Shinjuku”を創っていく

①質の高い都市空間の充実を図ります。

○新宿区は国際性豊かで、日本最大の交通ターミナルや国内有数の商業・業務地を擁し、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、さらに多くの人が世界から訪れることが想定されます。このため、新宿の歴史・文化・芸術などの地域資源を活かし、快適で過ごしやすい都市空間の充実を図ります。住む人、働く人、訪れた人、また、訪れることを願う人を惹きつけるまちを創ることで、世界中から多くの人が繰り返し訪れるとともに、外国人も含め継続して居住する区民にとっても愛着と誇りがもてる魅力あるまちをめざします。

②持続可能な地球にやさしいまちづくりを進めます。

○地球温暖化対策は喫緊の課題となっていることから、みどり豊かな都市環境を守り、地域冷暖房※78などの省エネルギー※67対策の推進、再生可能エネルギー※79の活用などを図ります。また、魅力的な歩行者空間の整備や自転車利用の環境整備、歴史文化や自然などの地域資源を活かし、持続可能なまちづくりを進めます。

※01　**ユニバーサルデザイン** p005参照
※13　**交通結節機能** p026参照
※28　**新たな防火規制** p068参照
※29　**地区計画** p069参照
※31　**市街地再開発事業** p069参照
※35　**無電柱化** p073参照
※36　**細街路** p073参照
※44　**帰宅困難者** p075参照
※47　**避難場所** p077参照
※67　**省エネルギー(省エネ)** p099参照
※76　**都市施設** p140参照
※78　**地域冷暖房**
各ビルにボイラーや冷凍機などの冷暖房用の熱源機器を設置し、ビルごとに行ってきた従来の冷房・暖房に対して、地域内の建物群の冷暖房・給湯をまとめて行うシステムのこと。
※79　**再生可能エネルギー**
太陽光や水力、風力、バイオマス、地熱などを活用したエネルギーのこと。一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、発電時のCO_2排出が少ないことが特長である。

3.　将来の都市構造

将来的な都市機能や都市施設※76等の基本的な骨格を、将来の都市構造として示します。

将来の都市構造には、

賑わいと交流を先導する地区を「心（しん）」、
高い都市活動を支える幹線道路やその沿道を「軸（じく）」、
都市に潤いを与える水辺やみどりのつながりを「環（わ）」

と位置づけます。

（1）「心（しん）」

①「創造交流の心」

○新宿駅周辺は、首都圏・国内・海外とつながる交通結節機能※13を有するとともに、商業・娯楽・滞在機能、都心居住・公園機能等多様な都市機能が集積しています。

○その特性をさらに伸ばし、多様化・複合化していく新たな創造型産業を育てます。多文化・多世代が集まる地域として、生活する人々や訪れる人々をはじめ誰もが自由に行き交うことができ、多様な交流を創造するまちをめざすため、必要な基盤や環境の整備を進めます。このことから、新宿駅周辺を国際的な賑わいと交流を先導する「創造交流の心」と位置づけます。

○また、世界と日本をつなぐ国際観光の中心として拠点整備を進めるとともに、誰もが安全・安心に過ごせる、高い防災機能を備えたまちの整備を進めます。

②「賑わい交流の心」

○高田馬場地区は、交通の要所であるとともに業務商業施設が集積しています。
四谷地区は、新宿通り沿道の業務商業施設を軸としています。
神楽坂地区は、江戸の文化を継承し路地など昔ながらの情緒を残しています。
神楽坂地区に隣接する飯田橋駅周辺地区は、業務商業や地場産業である印刷・製本関連業と住宅地が混在しています。
大久保地区は、江戸時代の短冊状の町割りが残る歴史ある住宅地と多国籍の商業施設が集積しています。
神宮外苑地区は、わが国のスポーツクラスターとしての再生をめざし、玄関口である信濃町地区は、駅を中心に業務・医療・商業施設が集積しています。

○これらのエリアを、賑わいと交流を先導する「賑わい交流の心」と位置づけ、それぞれの地区の特徴や個性を活かしたまちづくりを進めます。

○また、拠点整備を進めるうえでは、住む人、働く人、訪れる人などに配慮し、ユニバーサルデザイン※01の視点からまちづくりや帰宅困難者※44の対策などの防災拠点の整備を進めます。

③「生活交流の心」

○下落合、中井、落合、早稲田、曙橋等の駅周辺について、日常の生活圏の核となるエリアを「生活交流の心」と位置づけ、鉄道やバス等の公共交通を中心に、人や自転車等が行き交い集う利便性の高い立地特性を活かし、防災を含めた生活に必要な情報の発信や人の交流を先導する地域に密着したまちづくりを進めます。

○また、駅前の商店街や周辺の公共施設等と連携して、地域コミュニティの場づくりを進めます。

(2)「軸(じく)」

①「都市活動軸」

○広域交通の確保・充実及び沿道にふさわしい土地利用を誘導する都市活動の主要な軸として、広域的な幹線道路を「都市活動軸」と位置づけ、円滑な自動車交通の処理、自転車や歩行者のための安全で快適な空間の確保、街路樹の整備によるみどりの充実及び沿道建物の不燃化、沿道を含めた賑わい空間の形成などを進めます。

②「地域活動軸」

○「都市活動軸」を補助する軸として、地域間の交流を図る主要な幹線道路を「地域活動軸」と位置づけ、円滑な自動車交通の処理、自転車や歩行者のための安全な空間の確保、街路樹の整備によるみどりの充実及び沿道建物の不燃化、沿道の賑わいの誘導などを進めます。

③「賑わい交流軸」

○「都市活動軸」である明治通りとその沿道及び、「都市活動軸」あるいは「地域活動軸」である新宿通りから中央通り(新宿駅西口と新宿中央公園を結ぶ「新宿副都心街路第４号線」)とその沿道を、新宿の賑わいと交流の骨格となる軸として「賑わい交流軸」と位置づけます。

○「賑わい交流軸」は、個性的で魅力ある業務商業機能の集積を図るとともに、街路樹の整備や沿道のまちなみを整序し、道路と沿道が一体となった賑わいを創出する、住む人、働く人、訪れる人などが歩いて楽しい通りを形成します。このうち明治通りは、みどり豊かな道路整備や魅力ある沿道の商業施設等の集積を誘導します。また、新宿通りから新宿駅を介した新宿中央公園までは、魅力ある業務商業施設の立地や沿道のまちなみを整序することなどにより、歩行者にとって安全で回遊性が高い魅力的な通りを形成します。

○さらに、新宿駅東西自由通路や駅前広場等の整備により、広場と通りを核とした地域全体の賑わいと交流を創出し、新宿中央公園から四ツ谷駅までの東西の賑わいをつなぎます。

(3)「環(わ)」

①「七つの都市の森」

○新宿中央公園周辺、戸山公園周辺、落合斜面緑地、早稲田大学周辺、外濠周辺、明治神宮外苑周辺、新宿御苑周辺のまとまったみどりを、新宿区の「七つの都市の森」と位置づけ、みどりの保全と拡充を進めます。

○住む人、働く人、訪れる人などが豊かなみどりを感じながらやすらぐことができる空間を形成するとともに、地域のコミュニティの場として、賑わい空間の形成や防災機能の充実など特性に応じた整備を進めます。また、生物多様性※69等に配慮し、みどりのネットワークの形成を進めます。

②「水とみどりの環」

○都市に潤いを与え、また都市の品格を高める要素として、新宿区の外周に沿った神田川、妙正寺川や外濠の水辺、連続する外濠の緑地、明治神宮外苑、新宿御苑のみどりを「水とみどりの環」と位置づけ、水に親しめる空間や自然を感じることができ、さらに、地域の人々や訪れる人々が憩い、回遊できる連続した空間となる、みどりの骨格を形成します。

※69 **生物多様性** p103参照

③「風のみち（みどりの回廊）」

○賑わい交流軸となる明治通り及び新宿通りから中央通りを「風のみち（みどりの回廊）」と位置づけ、緑陰のある街路樹の整備や沿道建物の緑化などを進め、新宿御苑のみどりや外濠の水辺からさわやかな風を導く、厚みと広がりをもった、みどり豊かな都市空間を形成します。

○また、身近な地域のみどりをつなげ、新宿区の外周を囲む「水とみどりの環」や、まとまったみどりの保全・拡充をめざす「七つの都市の森」と結ぶように、幹線道路の街路樹のみどりを充実させます。

都市構造図

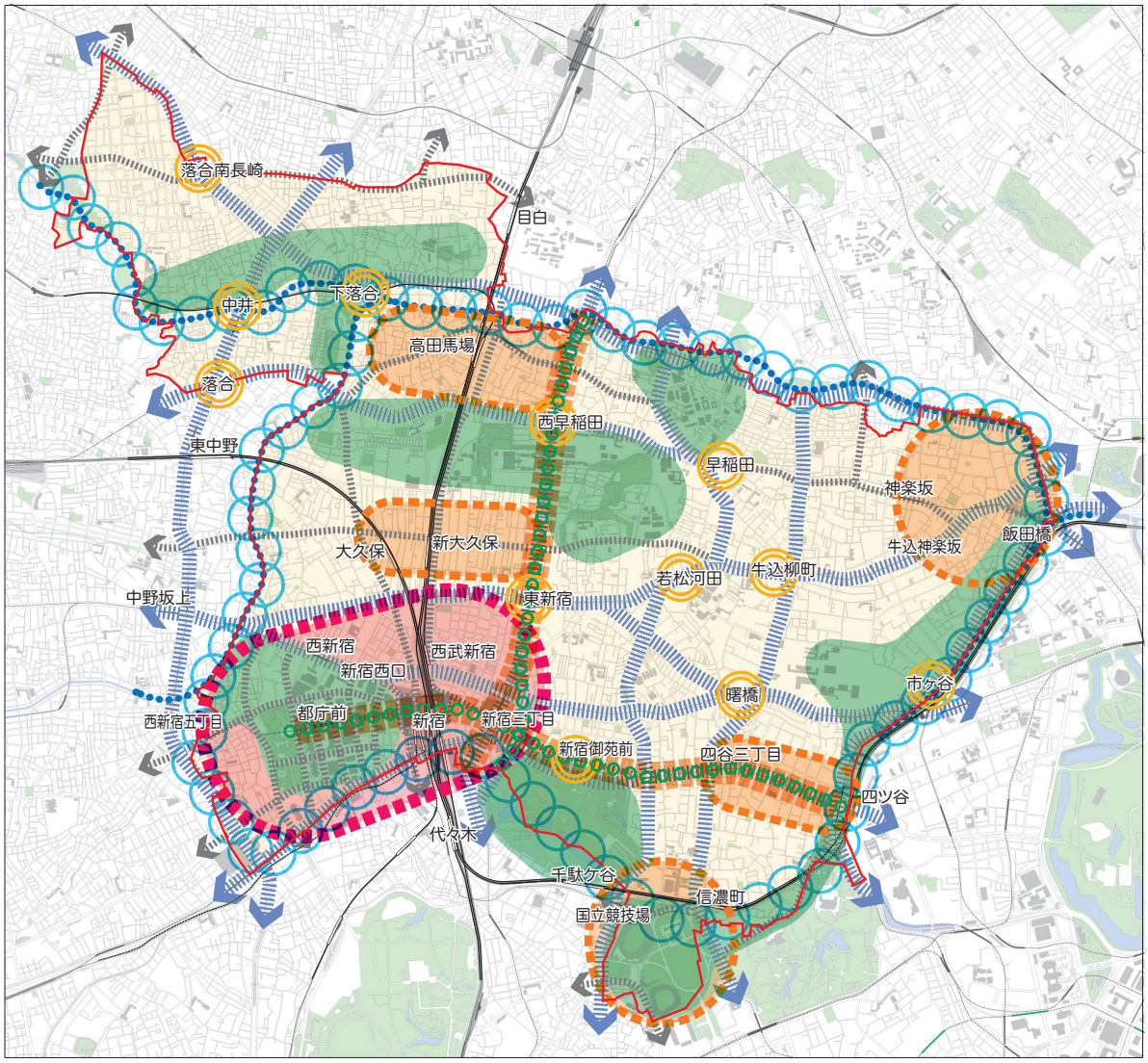

第2章 まちづくり方針

基本的な考え方及び地域の区分

まちづくり方針は、「めざす都市の骨格」の実現に向け、新宿区全域に係る都市計画に関する部門別の方針として示すものです。

まちづくり方針では、土地利用、都市交通、みどり・公園、景観、住宅・住環境などの都市計画に関する各部門について、社会経済情勢等を踏まえて防災と観光、ユニバーサルデザイン※01、環境に関する視点を強化するとともに、区民の意向を踏まえた課題解決に向けた取組みを進めていくため、8つの部門を設定します。

「めざす都市の骨格の考え方」を実現する8つの部門の設定

めざす将来の都市像 「暮らしと賑わいの交流創造都市」

めざす都市の骨格の考え方

1. 新宿に蓄積されてきた多様性を活かしていく
2. まちの記憶を活かし、次世代に引き継いでいく
3. 地域の個性を活かし、区民が誇りと愛着をもてる新宿を創っていく
4. 災害に強い高度な防災機能を備えた新宿を創っていく
5. 世界とつながる国際都市“Shinjuku”を創っていく

8つの部門の設定

1. **土地利用**
   住宅や交流地区などの土地利用区分ごとの方針
2. **都市交通整備**
   交通手段や交通施設、公共空間の活用などの方針
3. **防災まちづくり**
   建物等の安全性向上、災害発生時の対策などの方針
4. **みどり・公園整備**
   水やみどりの保全・活用、親しめる環境づくりなどの方針
5. **景観まちづくり**
   良好な景観の保全・創出、まちの顔づくりなどの方針
6. **住宅・住環境整備**
   住まいの性能向上、安定確保や良好な住環境の形成などの方針
7. **誰もが豊かに暮らせるまちづくり**
   ユニバーサルデザイン※01や人々の交流を創出するまちづくりの方針
8. **環境に配慮したまちづくり**
   エネルギー利用の効率化、ヒートアイランド※64対策などの方針

1 土地利用の方針

1.　概況

（1）土地利用の動向

○区全体の土地利用は、平成23（2011）年現在で、宅地が68.4%を占めています。また、平成13（2001）年と比較すると、宅地と公園・運動場が増加しています。

○平成23（2011）年における宅地の内訳をみると、住居系が52.8%と最も高く、次いで業務商業系の24.5%が続きます。新宿区将来推計人口によると平成47（2035）年をピークとして、今後人口は増加すると予測されていることから、住居系土地利用の増加が想定されます。

（2）建物の利用動向

○区全体の建物の延床面積は、平成23（2011）年現在で3,359haであり、総宅地面積に対して約270%となります（利用容積率※80）。東京23区全体では約180%であることから、土地の高度利用が進んでいることがわかります。

○平成23（2011）年の利用容積率※80は、平成13（2001）年と比較すると、43ポイント増加し、土地の高度利用がさらに進んでいます。特に、業務商業系の64ポイント増加と、住居系の43ポイント増加が目立ち、住居系の利用容積率※80は200%を超えました。

○平成23（2011）年の建物用途別の延床面積は、集合住宅が最も広く、区全体の建物の全延床面積の約33%を占めています。次いで事務所が26%、公共系建物が14%と続き、高密度居住都市、業務商業都市としての特徴をあらわしています。

○平成23（2011）年の建物用途別の延床面積は、平成13（2001）年と比較すると、集合住宅の増加が目立ちます。

（3）建物棟数と敷地規模の動向

○区全体の建物棟数は、平成23（2011）年現在で約50,500棟であり、平成13（2001）年と比較すると約420棟減少しました。

○区全体での平均敷地規模は、平成13（2001）年と平成23（2011）年を比較すると、増加率は2.0%とわずかであり、平成8（1996）年までさかのぼっても極めて緩い伸びとなっています。

（4）地区計画※29の現況

○地区計画※29は、平成28（2016）年10月現在で、22地区（190.2ha）定められており、区の総面積の10.4%を占めます。平成19（2007）年末と比較すると11地区（88.7ha）増加しました。

※01　**ユニバーサルデザイン** p005参照
※29　**地区計画** p069参照
※64　**ヒートアイランド、ヒートアイランド現象** p099参照
※80　**容積率**
敷地面積に対する建物の延べ床面積の割合

土地利用の動向

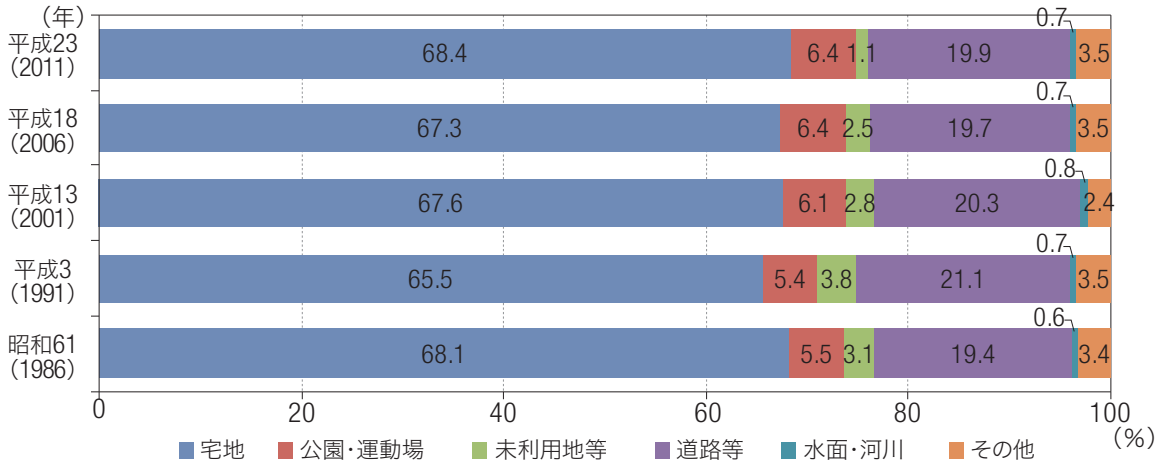

出典：土地利用現況調査

建物利用の動向

		公共系	住宅系	業務商業系	工業系	合計
平成23年(2011年)	宅地面積(ha)	248.0	657.8	304.9	36.0	1,246.7
	延床面積(ha)	465.0	1,433.6	1,396.9	63.1	3,358.6
	利用容積率※80	187.5%	217.9%	458.2%	175.2%	269.4%
平成18年(2006年)	宅地面積(ha)	243.6	635.9	306.1	40.4	1,226.1
	延床面積(ha)	444.0	1,264.2	1,348.9	72.6	3,129.6
	利用容積率	182.2%	198.8%	440.6%	179.7%	255.2%
平成13年(2001年)	宅地面積(ha)	247.2	620.6	319.8	44.4	1,232.0
	延床面積(ha)	371.2	1,085.1	1,260.3	75.0	2,791.6
	利用容積率	150.1%	174.8%	394.1%	169.0%	226.6%
平成8年(1996年)	宅地面積(ha)	229.7	611.8	312.7	45.5	1,199.6
	延床面積(ha)	335.7	955.3	1,174.4	73.1	2,538.5
	利用容積率	146.20%	156.20%	375.60%	160.60%	211.60%

出典：土地利用現況調査

建物棟数と敷地規模の動向

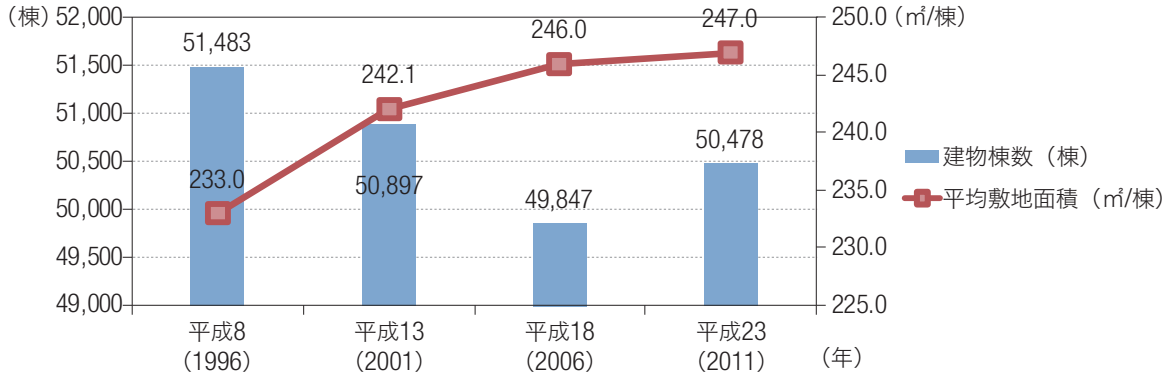

	平成8年(1996年)	平成13年(2001年)	平成18年(2006年)	平成23年(2011年)	増減(H13～23) 実数	増減(H13～23) 増減率
建物棟数(棟)	51,483	50,897	49,847	50,478	− 419	− 0.8%
宅地面積(ha)	1,199.6	1,232.0	1,226.1	1,246.7	+ 14.7	+ 1.2%
平均敷地面積(㎡/棟)	233.0	242.1	246.0	247.0	+ 4.9	+ 2.0%

出典：土地利用現況調査

2.　基本的な考え方

土地利用の方針

- （1）都心居住の推進と良好な住宅市街地の形成
- （2）多様性や懐の深い新宿の魅力を活かした業務商業系市街地の形成
- （3）都市型産業地区における土地利用の適正な誘導
- （4）都市の貴重なオープンスペース※81の保全
- （5）国際都市の拠点整備の推進

新宿区の土地利用は、新宿駅西口の超高層ビルの林立する業務商業地や歌舞伎町を中心とする世界最大規模の繁華街から、落合の低層戸建住宅地や神楽坂などの歴史の面影を残す風情あるまちなみまで、懐が深く多様性に富んでいます。また、新宿区の人口は、今後も増加することが予想され、都心居住の需要も一層高まっています。

人々が住み、働き、学び、遊ぶ、多様性のあるまちとして、住・職・学・遊の機能が融合した複合的な土地利用を誘導するとともに、住環境の保全とまちの安全性の向上、環境と調和した潤いのある市街地の形成を図っていきます。

また、外国人居住者が多いという新宿区の特性や、都市交通の発達、観光立国の取組みの本格化や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定などにより、国内外からの訪日外国人が増加していることを踏まえ、国際都市にふさわしい拠点の整備を誘導していきます。

※80　**容積率** p147参照
※81　**オープンスペース**
公園・広場・道路・河川・樹林地・農地など、建物によって覆われていない土地の総称。加えて、宅地内における広場や歩行者空間、植栽地として整備された空間や建物間の空地などをさす。

3. 方針（土地利用の方針）

○土地利用の方針を示すにあたっては、土地の利用特性を踏まえ、以下に示すとおり区分します。

〈土地利用区分と市街地整備区分一覧〉

土地利用区分	市街地整備区分
低層住宅地区	(a)低層保全地区
	(b)低層個別改善地区
低中層住宅地区	(c)低中層保全地区
	(d)低中層個別改善地区
	(e)低中層基盤整備地区
中高層住宅地区	(f)中高層住宅整備地区

土地利用区分	市街地整備区分
創造交流地区	(g)国際的な中枢業務機能拠点地区
	(h)都心居住推進地区
賑わい交流地区	(i)賑わい交流地区
生活交流地区	(j)生活交流地区
幹線道路沿道地区	(k)賑わい交流骨格整備地区
	(l)幹線道路沿道整備地区
都市型産業地区	(m)都市型産業地区
大規模な公園等	(n)大規模な公園
	(o)大規模な公共的施設

（1）都心居住の推進と良好な住宅市街地の形成

○人々が住み続けられるまちとして、災害に強く、コミュニティが豊かで暮らしやすい良好な住環境の保全・形成を図ります。また、多様なライフワークスタイルに対応した、職住近接の都心居住を積極的に誘導するとともに、都市基盤の整備状況や敷地規模などの地域特性に配慮した土地利用を図ります。

〈住宅市街地における土地利用区分と市街地整備区分〉

市街地整備区分＼土地利用区分		①低層住宅地区	②低中層住宅地区	③中高層住宅地区
保全地区	道路基盤がおおむね整備されており、現在の良好な住宅・住環境を保全します。	(a)低層 保全地区	(c)低中層 保全地区	(f)中高層 住宅整備地区
個別改善地区	道路基盤はおおむね整備されているが、敷地規模が小さいため、建物や敷地に関して改善を進め、より良好な住環境の形成をめざします。	(b)低層 個別改善地区	(d)低中層 個別改善地区	—
基盤整備地区	細街路※36が多い地区であり、道路基盤整備とあわせて、建物及び敷地の改善を図ります。	—	(e)低中層 基盤整備地区	—

※09 **木造住宅密集地域** p024参照
※28 **新たな防火規制** p068参照
※29 **地区計画** p069参照
※36 **細街路** p073参照

①低層住宅地区

○主に、戸建住宅を中心とする低層住宅により形成されてきた地区です。低層共同住宅等への建替えが進み、みどりの減少がみられます。本地区では、良好な住環境の維持形成を図り、みどり豊かな住宅地としてのまちづくりを進めます。

〈低層住宅地区の市街地整備区分〉

市街地整備区分	方針
(a)低層保全地区	○保全型の地区計画※29の策定や緑地協定※82、建築協定※83などにより、計画的なまちづくりを進めます。
(b)低層個別改善地区	○地区のまとまりを維持しながら、適正な敷地規模の土地利用を誘導し、修復・改善型まちづくりを進めます。

＊低層の高さは、10m程度を想定

②低中層住宅地区

○低層及び中層住宅を中心とする市街地で、住宅と店舗、事務所等との適切な共存を図る地区です。戸建住宅や低中層の集合住宅等を中心とする住宅地として、地区計画※29等を活用して、都心居住の魅力を活かした低中層市街地の形成を図ります。

〈低中層住宅地区の市街地整備区分〉

市街地整備区分	方針
(c)低中層保全地区	○戸建住宅と中層集合住宅の調和した良好な都市型住宅地として、地区計画※29等を活用し整備します。
(d)低中層個別改善地区	○地区の特性を考慮した良好な住環境へと改善するため、地区計画※29等を活用し整備します。
(e)低中層基盤整備地区	○木造住宅密集地域※09で、地区計画※29や新たな防火規制※28制度等を活用して、道路等の都市基盤の整備、木造建物の不燃化・耐震化を進めます。

＊低中層の高さは、20m程度を想定

③中高層住宅地区

○区画整理等により道路や公園等の都市基盤が整備された中高層住宅地で、現在の住環境を維持しながら、周辺環境と調和した都市型住宅地を形成します。

〈中高層住宅地区の市街地整備区分〉

市街地整備区分	方針
(f)中高層住宅整備地区	○道路や公園等の都市基盤が充実した都市型住宅地として、住環境の維持向上、周辺環境と調和した建物への建替えを誘導します。

＊中高層の高さは、30～40m程度以上を想定

※82　**緑地協定**
良好な住環境を創ることを目的に、都市緑地保全法に基づき、一団の土地または道路・河川等に隣接する土地の所有者等の合意により、市街地の良好な環境を確保するために結ぶ緑地の保全または緑化に関する協定

※83　**建築協定**
住宅地または商店街としての環境や利便性を維持増進するなどのため、建築基準法に基づき、土地の所有者及び借地権を有する者全員の合意により、特定行政庁が認可する建物等に関する協定。

(2)多様性や懐の深い新宿の魅力を活かした業務商業系市街地の形成

○新宿の都市構造を踏まえながら、歴史とともに形成されてきた商店街や、社会経済情勢の変化を先取りした様々な事業活動を行う企業の集積など、多様性や懐の深い新宿の魅力を活かした、業務商業系市街地の形成を進めていきます。

〈業務商業系市街地における土地利用区分と市街地整備区分〉

土地利用区分	市街地整備区分	地域
①創造交流地区	(g)国際的な中枢業務機能拠点地区	新宿駅周辺
	(h)都心居住推進地区	
②賑わい交流地区	(i)賑わい交流地区	高田馬場駅、四ツ谷駅、神楽坂・飯田橋駅、新大久保・大久保駅、信濃町駅周辺
③生活交流地区	(j)生活交流地区	上記以外の鉄道駅周辺
④幹線道路沿道地区	(k)賑わい交流骨格整備地区	幹線道路及びその沿道
	(l)幹線道路沿道整備地区	

①創造交流地区

○新宿駅周辺は、日本の国際競争力の強化・活力創出を牽引し、東京の発展を先導していく拠点の形成をめざし、商業・娯楽・業務・滞在・宿泊機能と、充実した居住・公園機能が近接して集積する、多様性をもつまちの賑わいの創出を図ります。さらに、みどり豊かなアメニティ※77の中心として、回遊性の高い観光・交流拠点として、魅力の向上を図ります。

〈創造交流地区の市街地整備区分〉

市街地整備区分	方針
(g)国際的な中枢業務機能拠点地区	○新宿駅西口周辺は、超高層ビル群を中心とした先導的な中枢業務拠点と多様な賑わい・交流空間の形成を図ります。また、特定街区※84や市街地再開発事業※31等の都市計画手法を活用してオープンスペース※81の創出と賑わいのあるまちなみを形成します。 ○新宿駅東口周辺は、高度な商業集積、多様な魅力をもつ繁華街、特徴的な娯楽街などの特色を活かし、国際的な商業機能と業務、娯楽、文化、交流機能の融合したまちづくりを進めます。 ○新宿駅の東西をつなぐ歩行者動線や駅周辺を回遊する歩行者動線を整備・拡充し、広域業務商業地としての魅力の向上を図ります。
(h)都心居住推進地区	○住、職、遊が近接し、業務商業施設と複合した利便性の高い集合住宅等の整備を誘導します。

※01 **ユニバーサルデザイン** p005参照　※31 **市街地再開発事業** p069参照　※77 **アメニティ** p140参照

※84 **特定街区**

都市計画法による地域地区の一つ。有効な空地を確保等することにより、地域の環境の向上に寄与し、また、都市の機能にふさわしい街区を形成し、市街地の整備改善を図ることを目的として、既定の容積率や建築基準法の高さ制限を適用せず、別に都市計画で建物の容積率、高さの制限、壁面の位置の制限を都市計画として定める制度

②賑わい交流地区(i)

○住宅機能、商業機能及び宿泊機能等が融合した賑わい・交流の中心として、また、地区に根ざした商業・文化の拠点として、地区の個性を活かした魅力ある質の高いまちに育てます。

○国内外からの来街者に配慮し、ユニバーサルデザイン※01の視点を踏まえたまちづくりや、災害に備えた防災まちづくりを進めます。

〈賑わい交流地区の地区区分〉

地区区分	方針
高田馬場地区	○高田馬場駅と駅周辺の一体的なまちづくりを進め、誰もが自由に行動でき、賑わいあふれる拠点の形成をめざします。
四谷地区	○四ツ谷駅周辺や新宿通り沿道のまちづくりを進め、潤いと賑わいが調和した拠点の形成をめざします。
神楽坂・飯田橋地区	○神楽坂通り周辺の伝統的なまちなみを保全し、風情と賑わいの調和した拠点の形成をめざします。 ○飯田橋駅周辺の基盤整備や放射第25号線沿道のまちづくりを進め、住宅・商業・業務機能が調和した、賑わいあふれる拠点の形成をめざします。
大久保地区	○新大久保駅の建替えや補助第72号線の整備を契機として、民間開発と連携したまちづくりを進め、地域特性を活かした賑わいあふれる拠点の整備をめざします。
神宮外苑・信濃町地区	○国際的なスポーツ拠点(神宮外苑)への玄関口として、信濃町駅と駅周辺の基盤整備を進め、潤いと賑わいの調和した拠点の整備をめざします。

③生活交流地区(j)

○区内の鉄道各駅の周辺を地区の生活中心として、周辺の商店街の振興、賑わいのあるまちなみの形成、歩きやすい道路空間の整備などを進め、コミュニティの強化を図ります。

④幹線道路沿道地区

○幹線道路及びその沿道は、みどり豊かな道路整備と魅力的な沿道建物を誘導します。また、建物の不燃化を進め、延焼遮断帯※85としての機能を強化します。

〈幹線道路沿道地区の市街地整備区分〉

市街地整備区分	方針
(k)賑わい交流骨格整備地区	○明治通り及び新宿通りから中央通りの沿道は、魅力ある業務商業機能の集積や歩行者空間の回遊性を向上させ、賑わいや交流の骨格となるよう誘導します。
(l)幹線道路沿道整備地区	○利便性の高い都市活動や都市生活を支える土地利用を誘導するとともに、沿道建物の不燃化・耐震化を促進し、延焼遮断帯※85としての機能の強化を図ります。

※81　**オープンスペース** p149参照

※85　**延焼遮断帯**

地震に伴う市街地火災の延焼を阻止する機能を果たす道路、河川、鉄道、公園等の都市施設及びこれらと近接する耐火建築物等により構成される帯状の不燃空間。震災時の避難経路、救援活動時の輸送ネットワークなどの機能も担う。

(3)都市型産業地区における土地利用の適正な誘導

①都市型産業地区(m)

○新宿区の地場産業である印刷・製本関連業などをはじめとする都市型産業が根ざした地区として、事業活動に配慮した空間の充実を図るとともに、良好な市街地環境の形成を図ります。

○地場産業の歴史や伝統を踏まえ、地域特性に配慮した機能更新の誘導を図ります。

○都市型産業と住機能が共存し、産業環境と居住環境が調和する職住近接の市街地の形成を誘導します。

(4)都市の貴重なオープンスペース※81の保全

①大規模な公園等

○大規模な公園や大学キャンパス、公共施設、寺社等のみどりを、都市における貴重なオープンスペース※81として保全するとともに、生物多様性※69に配慮した整備を誘導します。

○大規模な敷地において、土地利用の転換等を行う場合には、オープンスペース※81の機能が確保されるよう誘導します。

○公共施設の整備にあたっては、設計や施設の管理運営を地域の住民と協働で行うなど、誰もが利用しやすく、区民が愛着をもてる施設として整備します。

〈大規模な公園及び大規模な公共的施設の市街地整備区分〉

市街地整備区分	方針
(n)大規模な公園	○明治神宮外苑や新宿御苑等の大規模公園は、賑わいのある身近なオープンスペース※81として、また、防災拠点、ヒートアイランド現象※64等を緩和する拠点、昆虫や野鳥などの生物が生息できる自然の拠点などとして、保全や整備を進めます。
(o)大規模な公共的施設	○大規模なキャンパスをもつ大学や高校等の教育機関や大規模な病院、公共施設等のオープンスペース※81は、身近な都市のみどりとして、みどりの保全や整備を誘導します。

(5)国際都市の拠点整備の推進

①多文化共生※16のまちづくりの推進

○国籍や民族等の異なる人々が互いの文化的違いを認めあい、一人ひとりが地域社会の一員として活躍できる「多文化共生※16のまち」をめざします。このため、住む人、働く人などが活動・交流できる都市空間の創出を図ります。

※01 **ユニバーサルデザイン** p005参照
※16 **多文化共生** p028参照
※47 **避難場所** p077参照
※64 **ヒートアイランド、ヒートアイランド現象** p099参照
※69 **生物多様性** p103参照

②新宿駅周辺の拠点整備の推進

○新宿駅周辺は、国内外から多くの来街者が訪れることを踏まえ、商業施設や観光施設、案内施設等の機能更新や充実を図るとともに、歩行者を重視した回遊・滞留機能を備えた都市空間の整備を進めます。

○災害発生時に、国内外からの多くの来街者等を一時滞在施設※86や避難場所※47へ適切に誘導するため、ユニバーサルデザイン※01の視点を踏まえたわかりやすい案内サイン等を整備するとともに、一時滞在施設※86のさらなる確保に取り組みます。

③国内外から訪れる来街者の受け入れ施設の整備の推進

○創造交流地区及び賑わい交流地区において、都市の交流機能を支える都市機能である宿泊施設や滞在施設等の整備を推進します。

〈宿泊施設等整備の誘導区分〉

土地利用区分	市街地整備区分	地域または地区	方針
創造交流地区	(g)国際的な中枢業務機能拠点地区 (h)都心居住推進地区	新宿駅周辺	○国際競争力の向上や国際観光都市の実現に向け、宿泊施設等の整備を誘導します。
賑わい交流地区	(i)賑わい交流地区	高田馬場地区	○増加する観光客や訪日外国人、また国際的な学術交流に対応するため、宿泊施設等の整備を誘導します。
		四谷地区	○増加する観光客や訪日外国人に対応するため、宿泊施設等の整備を誘導します。
		神楽坂・飯田橋地区	○神楽坂通り周辺において、増加する観光客や訪日外国人に対応するため、宿泊施設等の整備を誘導します。 ○飯田橋駅周辺において、周辺に集積する業務施設利用者等のための、宿泊施設等の整備を誘導します。
		大久保地区	○増加する観光客や訪日外国人に対応するため、宿泊施設等の整備を誘導します。
		神宮外苑・信濃町地区	○スポーツ施設や大学病院など周辺施設利用者等のための、宿泊施設等の整備を誘導します。

※81　**オープンスペース** p149参照

※86　**一時滞在施設**
駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などを、帰宅が可能となるまでの間、一時的に受け入れるための施設

4. まちづくり方針図

(1)土地利用方針図

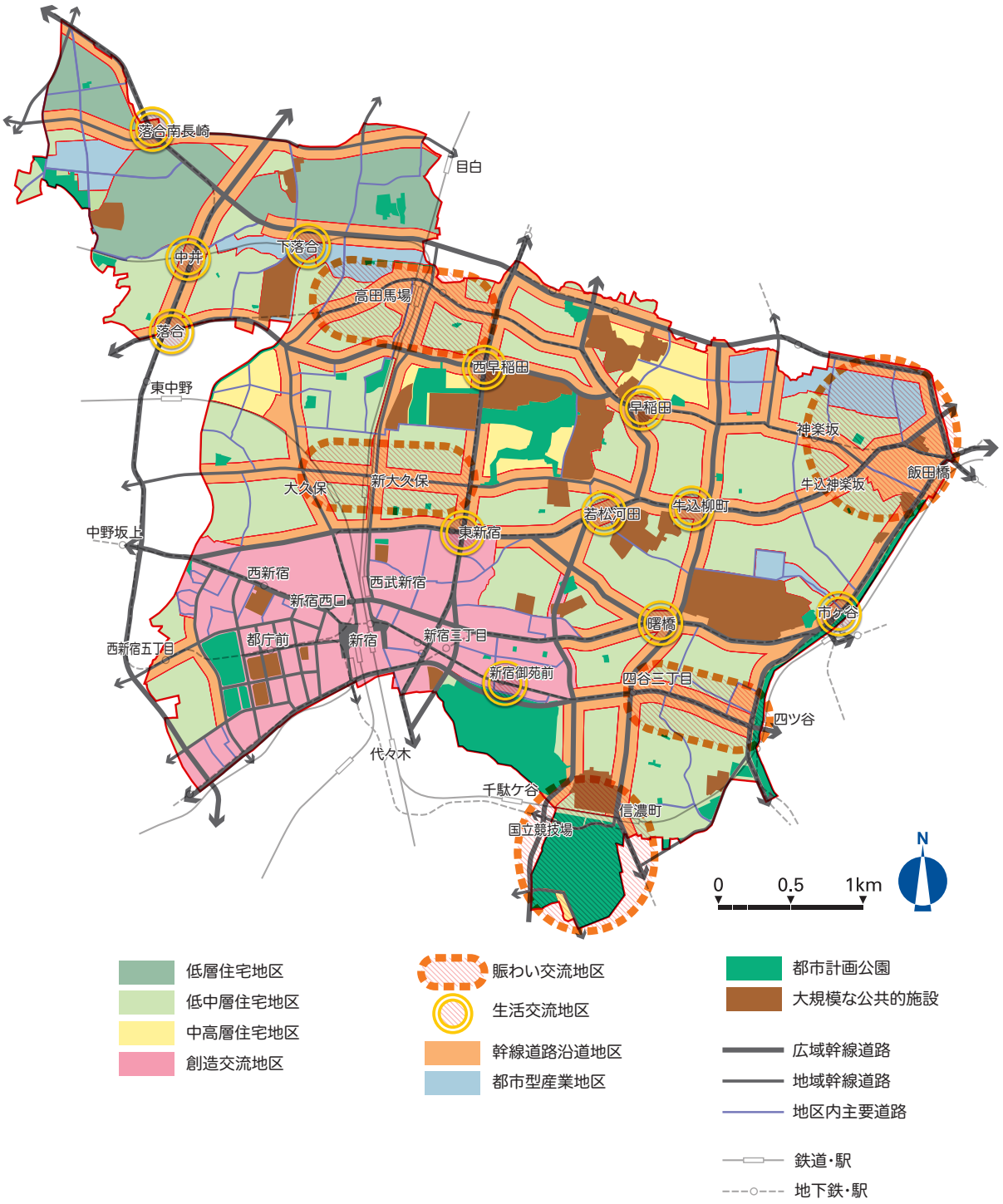

(2)市街地整備方針図

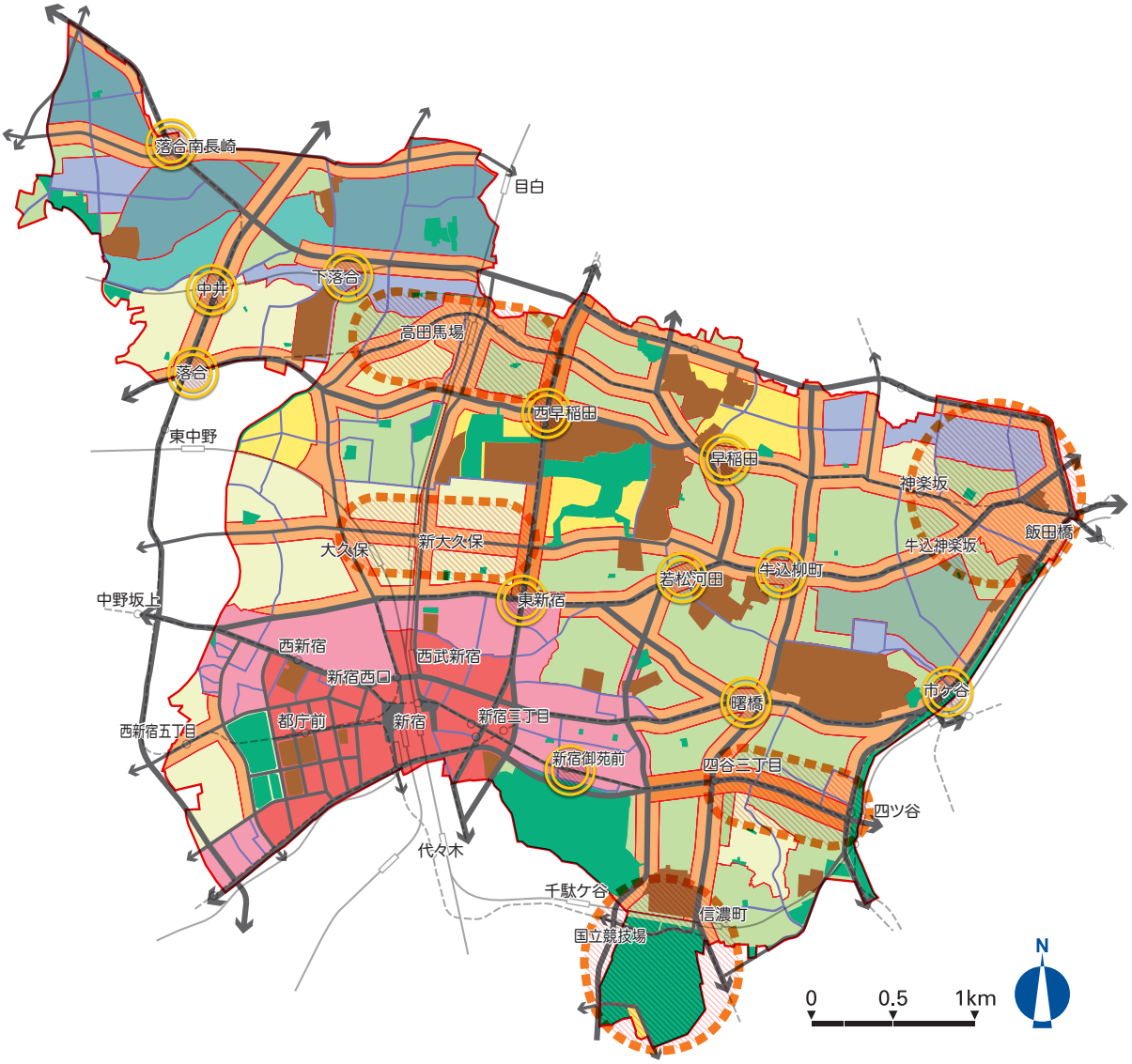

- 低層保全地区
- 低層個別改善地区
- 低中層保全地区
- 低中層個別改善地区
- 低中層基盤整備地区
- 中高層住宅整備地区
- 国際的な中枢業務機能拠点地区
- 都心居住推進地区
- 賑わい交流地区
- 生活交流地区
- 賑わい交流骨格整備地区
- 幹線道路沿道整備地区
- 都市型産業地区
- 都市計画公園
- 大規模な公共的施設
- 広域幹線道路
- 地域幹線道路
- 地区内主要道路
- 鉄道・駅
- 地下鉄・駅

2 都市交通整備の方針

1. 概況

(1)道路の状況

○新宿区全体の公道面積は、平成23(2011)年現在で、322.6haであり、区内面積の17.7%を占めています。公道道路率※87の推移をみると平成13(2001)年から平成23(2011)年までの間に0.4ポイント増加しています。

○町丁別の公道道路率※87は、新宿駅や飯田橋駅周辺の業務商業施設の集積した地域、新宿駅から四ツ谷駅にかけての新宿通り沿い、早稲田鶴巻町等区画整理を実施した地域などで高くなっていますが、一方で、環状第3号線や環状第4号線、放射第6号線の一部区間など、幹線道路の整備が遅れている地域や、木造住宅密集地域※09では低くなっています。

○また、建物を建築するために建築基準法で求められている幅員が4m以上ある公道の面積は、区内面積の16.1%を占め、徐々に増加しています。

(2)都市計画道路の整備状況

○区内の都市計画道路の完成率は、平成27(2015)年3月現在で、66.4%であり、東京23区全体の完成率と比較すると1.6ポイント高くなっています。また、平成17(2005)年と比較すると、8.4ポイント増加し、年間平均0.6kmの整備となります。

○新宿区では、環状第3号線(外苑東通り)、環状第4号線、環状第5の1号線(明治通り)、放射第25号線、補助第72号線、補助第74号線などの都市計画道路が事業中です。

(3)公共交通の状況

○新宿区の主要な鉄道駅の乗降客数は、平成28(2016)年度現在で、新宿駅が371万人、高田馬場駅が92万人、四ツ谷駅が31万人、市ヶ谷駅が36万人、飯田橋駅が41万人であり、新宿駅が大きな交通拠点であることがわかります。

○乗降客数について平成18(2006)年度と比較すると、全駅で11.2%の増加です。路線別にみると、東京メトロや都営などの地下鉄が大きく増加し、JR線や郊外線(西武新宿線、小田急線、京王線)は微増です。

※09 **木造住宅密集地域** p024参照
※87 **道路率**
道路の総面積に対する全土地面積に占める割合。

公道道路率※87の推移

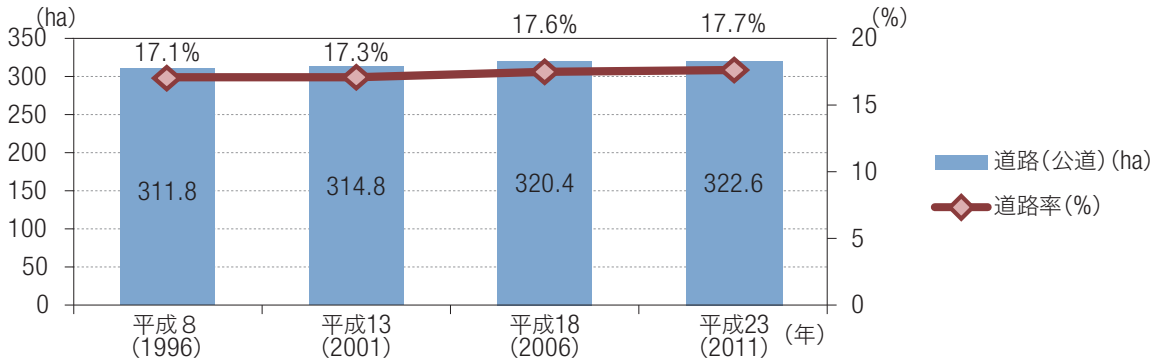

出典：土地利用現況調査

町丁別公道道路率※87

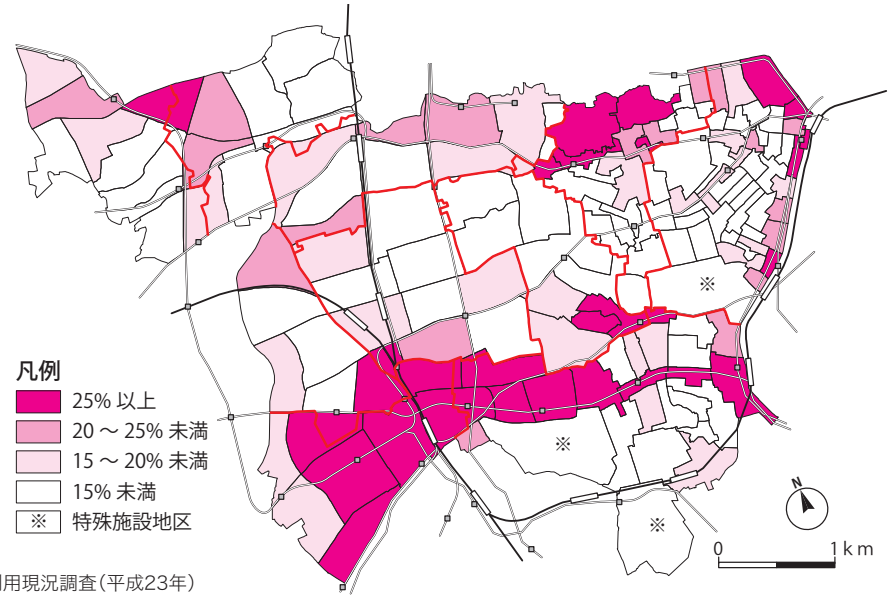

出典：土地利用現況調査(平成23年)

都市計画道路の整備状況

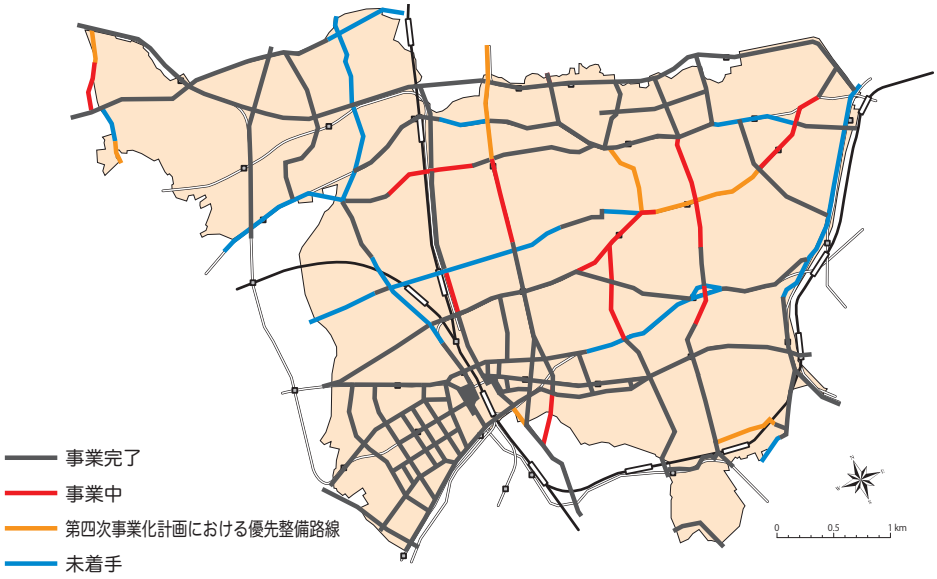

出典：新宿区(都市施設等都市計画図　平成28年３月現在)

2. 基本的な考え方

都市交通整備の方針

- （1）人にやさしい公共交通への改善
- （2）人と環境に配慮した道路整備
- （3）歩きたくなる歩行者空間の充実
- （4）交通需要の管理の推進
- （5）公共空間を活用した都市の魅力の向上

都市交通網が発達している新宿区では、駅施設やその周辺のさらなるバリアフリー化などを進め、鉄道やバスの利便性の向上を図り、公共交通の利用を促進していきます。

また、ライフスタイルの多様化、地球温暖化の進行などにより、徒歩や自転車など環境負荷の少ない移動手段への転換の重要性が高まるとともに、日常の生活のなかでの公共空間等を活用した、ウォーキング活動などによる健康づくりが注目されています。

こうしたことから、歩行者にとって安全で魅力的な歩行者空間の形成や、新たな移動手段として自転車シェアリング※68の普及などを推進していきます。

あわせて、新たな道路空間のあり方として、オープンカフェ※56の開設やイベントの開催など、道路空間を活用した多様な都市活動の場の創出を促進していきます。

※29 **地区計画** p069参照
※36 **細街路** p073参照

3.　方針（都市交通整備の方針）

（1）人にやさしい公共交通への改善

①鉄道やバスの利便性の向上

○西武新宿線の複々線化等による混雑の緩和や、開かずの踏切対策も視野に入れた都市計画のあり方を検討します。

○新宿駅周辺の観光拠点・商業施設・駐車場・駅等を結ぶ循環型バスである新宿WEバスについて、区民の移動手段として、また、観光客需要にも視点を向けた利用促進について検討します。

○都市計画道路の整備にあわせた新たなバス路線の整備や、バス停の屋根・ベンチ等の設置及び運行情報配信などの案内システムの充実について、バス事業者と協議を進めます。

○新しい交通システムの導入について検討します。

②駅施設やその周辺のバリアフリー化、駅前広場等の充実

○新宿駅、高田馬場駅、飯田橋駅等の駅施設及び駅周辺のバリアフリー化を進めます。また、新宿駅や高田馬場駅等では、駅前広場の再整備を進めます。

○区内全駅において、駅の外部（駅前広場や道路など）から改札口を経由したホームまでのバリアフリールートの増設など、駅の規模や状況に見合った整備を鉄道事業者と協力して推進します。また、ホームドアの設置など、駅ホームにおける安全対策を鉄道事業者と協力して推進します。

（2）人と環境に配慮した道路整備

①幹線道路や生活道路の整備・改善の推進

○通過交通を適切に処理する幹線道路は、地域の住民の意見等を踏まえ、周辺環境に十分に配慮しながら、整備を促進します。

○生活道路は、買い物、散策、交流などの多様な活動が繰り広げられる生活空間として、歩行者の安全性、快適性の確保に努めるとともに、道路のバリアフリー化や環境に配慮した舗装等を進めていきます。

○生活道路や細街路※36は、防災性の向上をめざし、建築基準法や地区計画※29制度などにより、拡幅整備を進めます。

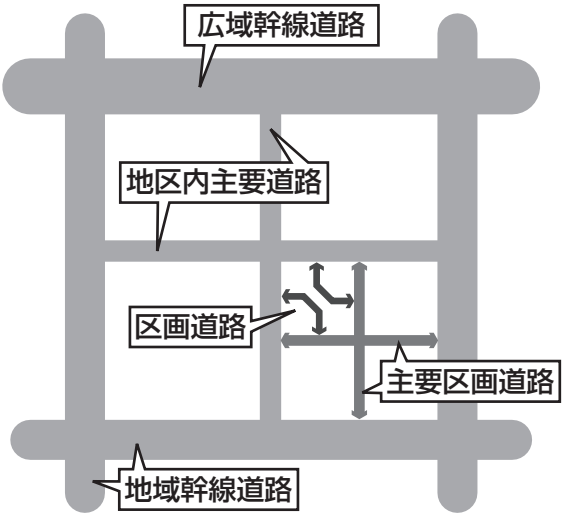

※56　**オープンカフェ** p091参照
※68　**自転車シェアリング** p101参照

〈幹線道路・生活道路の機能分類と整備・改善の方針〉

	区分	機能	整備・改善の方針
幹線道路	広域幹線道路 （おおむね幅員20m以上）	広域的な自動車交通の処理を担い、沿道建物の不燃化を促進し防災性を高める道路	○道路整備を促進するとともに、延焼遮断帯※85となる沿道建物の不燃化を進めます。 ○街路樹の整備や道路のバリアフリー化、自転車走行空間の創出、道路の無電柱化※35等を促進し、歩道を安全で快適に利用できる工夫をしていきます。また、沿道建物と一体となった賑わい空間の創出を図ります。
	地域幹線道路 （おおむね幅員16m以上）	広域幹線道路を補完し、沿道建物の不燃化を促進し防災性を高める道路	○地域内の生活・交通環境に配慮した整備と緑化を促進します。 ○街路樹の整備や道路のバリアフリー化、自転車走行空間の創出、道路の無電柱化※35等を促進し、歩道を安全に利用できる工夫をしていきます。
生活道路	地区内主要道路 （おおむね幅員8m以上）	地区内の主要な生活道路として地区の中心軸になり、コミュニティ空間を形成する道路	○地区内の交通を処理するのみならず、地区の環境の向上、防災性の向上、歩行者の安全性に資する道路整備を促進します。 ○歩車道の分離ができない道路は、舗装のカラー標示を行うなど地区の環境に配慮した整備を進めます。 ○幅員は、2車線（片側1車線）と両側の歩道が設置できる12m以上が望ましいですが、既成市街地であることを考慮し、歩車分離を想定した8m以上の幅員を整備の目標とします。
	主要区画道路 （おおむね幅員6m以上） （地区計画※29に基づく壁面位置の制限などにより、歩道状空地を確保した道路については、幅員によらないものとする）	区画道路のうち主要なもので、地区内主要道路を補完し、大規模災害時の消防活動を円滑にする道路	○大規模災害時の消防活動が困難な地域を解消する路線の整備を進めます。 ○通過交通や速度抑制を図るべき地域では、歩行者を優先した道路の整備を進めます。
	区画道路 （おおむね幅員4m以上）	個々の宅地に接続するとともに、歩行者や自転車等の日常動線となり、緊急車両等の通行を確保する道路	○新宿区細街路拡幅整備条例※88に基づいた整備を進めます。 ○このうち防災上・居住環境上、特に整備が必要な地区は、地区計画※29制度等を活用し、防災の観点から整備を進めます。

※01 **ユニバーサルデザイン** p005参照　※29 **地区計画** p069参照　※35 **無電柱化** p073参照
※64 **ヒートアイランド、ヒートアイランド現象** p099参照　※65 **遮熱透水性舗装　遮熱性舗装** p099参照
※66 **LED** p099参照　※67 **省エネルギー（省エネ）** p099参照　※85 **延焼遮断帯** p153参照

※88 **細街路拡幅整備条例**
安全で快適な災害に強いまちづくりを目的として、区民等の協力のもと、細街路を拡幅整備するために必要な事項を定めた新宿区の条例。平成14（2002）年6月施行。

※89 **ペデストリアンデッキ**
歩行者通路と車道を高架等で分離した、駅前広場等に設置される立体式の歩行者専用の通路。立体的に分離することにより、歩行者の安全、快適性の確保と自動車交通の円滑化が図られる。

※90 **モール**
みどりの多い緑陰のある並木道や散策路が語源。広場やベンチや花壇などを配置した憩い、遊び、集いなどのできる歩行者専用空間のこと。

②環境に配慮した道路整備

○環境に配慮した道路舗装（遮熱性舗装※65）の実施により、ヒートアイランド現象※64の抑制に取り組みます。また、多摩の間伐材を利用した木製防護柵（ガードフェンス）を設置することで、まちに潤いやぬくもりを与えるとともに、資源の有効活用を図ります。

○道路の街路灯を、エネルギー効率の良い省エネルギー※67タイプの機器、特にLED※66街路灯に積極的に改修し、節電対策とCO_2の発生抑制に取り組みます。

（3）歩きたくなる歩行者空間の充実

①歩いて楽しい歩行者空間の整備

○地域特性やまちの資源を活かし、これらの地域をつなぎ、散策したくなる歩行系幹線道等の充実を進めます。

- 四ツ谷駅から新宿駅を抜け新宿中央公園に至る新宿通りを中心とする東西の軸と、明治通りの南北の軸は「風のみち（みどりの回廊）」として、ゆとりある歩道や街路樹の整備等により、充実した歩行者空間の整備を促進します。
- 神田川、妙正寺川、外濠等の水辺の散策路、戸山公園、明治神宮外苑、新宿御苑等のまとまったみどりの散策路、歴史を偲ばせ起伏に富んだ地形を楽しめる坂道など、快適で文化の香りや潤いのある散策路などの整備を促進します。

○神楽坂に代表される歴史を感じさせる路地の保全など、地域の歴史や特色を活かした魅力ある歩行者空間の充実を図ります。

○沿道一体を含めた緑化や景観形成などにより、歩行者にとって魅力的な歩行者空間を形成し、区民のウォーキング活動等を促進することで、健康への貢献を図ります。

○歩行者が安全で快適に歩けるよう、マナーやルールの周知、路上等障害物対策を進めます。

②安全で快適なみちづくり

○道路や駅前広場、地下歩行者通路のバリアフリー化、公共サインの整備、休息場所の確保など、ユニバーサルデザイン※01の視点を踏まえたみちづくりを進めます。

○道路の無電柱化※35を促進するとともに、無電柱化※35を見据えた変圧器などの地上機器の設置スペースの確保を図ります。また、すべり止め舗装などの交通安全施設の整備、照明や防犯カメラなどによる防犯対策を推進します。

○一定規模以上の開発等において、歩行者の安全性を確保するため、敷地内に歩道状空地の整備を要請します。

③新宿駅周辺の歩行者ネットワークの整備

○新宿駅東西自由通路の整備により駅周辺の回遊性を高めるとともに、東口及び西口駅前広場を周辺のまちづくりと一体で再整備し、新宿駅周辺の歩行者ネットワークの整備、拡充を進めます。

- 新宿駅周辺の地下歩行者通路やペデストリアンデッキ※89等歩行者ネットワークの整備、拡充を進めます。
- 新宿駅周辺におけるサブナードの延伸等による地下歩行者ネットワークの拡大や、新宿通りのモール※90化の実現に向けた検討をさらに進めていきます。

(4)交通需要の管理の推進

①自動車の流入抑制や分散の誘導による交通需要の管理

○自動車の分散を誘導し交通渋滞を抑制するため、未整備の都市計画道路の整備を促進します。

○自動車の通過や速度抑制を図るべき地域は、歩行者の安全性の確保のためゾーン30※91の導入などを進めます。

○自動車が多く集中する地域においては、フリンジパーキング※92や共同荷捌き施設の整備などによる自動車の流入抑制を事業者とともに検討します。

○大規模な商業施設やオフィスビルでは、敷地内への共同荷捌き集約化施設の設置を誘導します。

○市街地再開発事業※31等による大規模な開発や不特定多数が集中する大規模な商業施設などの建設計画については、交通アセスメント※93等の実施により、道路交通への負担軽減のための対策を誘導します。

○安全、快適に移動しやすい交通環境の整備に向け、地域の状況に応じた総合的な交通施策について検討します。

②地域特性に応じた駐車場整備の推進

○駐車場整備計画の見直しを行うなど、駐車場の需要や地域特性にあった駐車場整備のルールの検討を進めます。

○新宿駅周辺の観光バスの滞留対策のため、事業者が観光バス駐車場の整備を進めるよう誘導します。

③自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の適正利用や利用環境の向上

○「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画」に基づき、自転車走行空間の整備や効率的な放置自転車対策等を推進し、自転車と歩行者の安全を図るとともに、自転車をより活用できる環境整備を進めていきます。

○自転車の走行環境を高めるため、自転車走行空間の創出や自転車ナビマーク※94などの設置を進めるとともに、連続性やネットワーク化に努めます。

○自転車が適正に利用されるよう、駐輪場の整備を進めるとともに、事業者等における駐輪空間の確保について検討します。また、利用に関するマナーやルールの周知を図ります。

○原動機付自転車や自動二輪車が適正に利用されるよう、駐輪場を整備するとともに、利用案内のための周知を図ります。

※31 **市街地再開発事業** p069参照

※91 **ゾーン30**
生活道路において歩行者などの安全な通行を確保するため、区域を定めて時速30kmの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組みあわせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制などを図る生活道路対策。

※92 **フリンジパーキング**
都市中心部への自動車の進入を抑制するため、都心部周辺部(フリンジ)に駐車場を整備し、その内側では原則として自動車は進入禁止とし、公共交通や徒歩で移動するシステム。

※93 **交通アセスメント**
円滑な道路交通の確保等に著しい影響を及ぼす恐れのある一定規模以上の開発行為について、道路管理者と開発者が調整し、計画段階で周辺地域への交通影響を調査・予測し、必要に応じて予防的対策を講じること。

※94 **自転車ナビマーク**
自転車が通行すべき部分と進行すべき方向を明らかにした路面表示

(5)公共空間を活用した都市の魅力の向上

①道路空間を活用した休憩機能や賑わい機能の創出

○地域の賑わいの創出や違法駐輪・違法駐車の一掃などを図るため、オープンカフェ※56の開設や路上イベントの開催など、まちづくり団体等と連携し道路空間の活用を促進します。

②自転車シェアリング※68の推進

○区民の新たな移動手段の確保や観光の活性化、まちの回遊性の向上を図るため、自転車シェアリング※68を推進します。

○自転車シェアリング※68の利用動向を踏まえ、サイクルポートの増設や自転車台数の拡充について、事業者とともに検討していきます。

③無料公衆無線LAN※74環境の整備

○訪日外国人をはじめとした来街者の利便性を高めるとともに、災害時にも有効であることから、官民が連携して、無料公衆無線LAN※74(Wi-Fi)のアクセスポイントを整備します。また、ピクトグラム※62の表示などにより利用可能地域を周知し、無料公衆無線LAN※74の利用を促進します。

○無料公衆無線LAN※74(Wi-Fi)用ポータルサイトを活用した魅力的な観光情報の提供により、区内各地への回遊を促進します。

※56　**オープンカフェ** p091参照
※62　**ピクトグラム** p097参照
※68　**自転車シェアリング** p101参照
※74　**公衆無線LAN** p114参照

4. まちづくり方針図

(1)都市交通整備方針図



(2)歩行系ネットワーク図



- 風のみち(みどりの回廊)
- 歴史と文化の散歩道(東京都生活文化局)
- 歩行系幹線道
- 安全で快適なみちづくりを推進する道路
- 地域資源をめぐる道※
- 新宿駅周辺歩行者道ネットワーク整備区域
- 幹線道路
- 鉄道・駅
- 地下鉄・駅

※出典:「新宿区史跡めぐり」(公財)新宿未来創造財団 新宿歴史博物館

4. まちづくり方針図

(3)新宿駅周辺歩行者道ネットワーク図

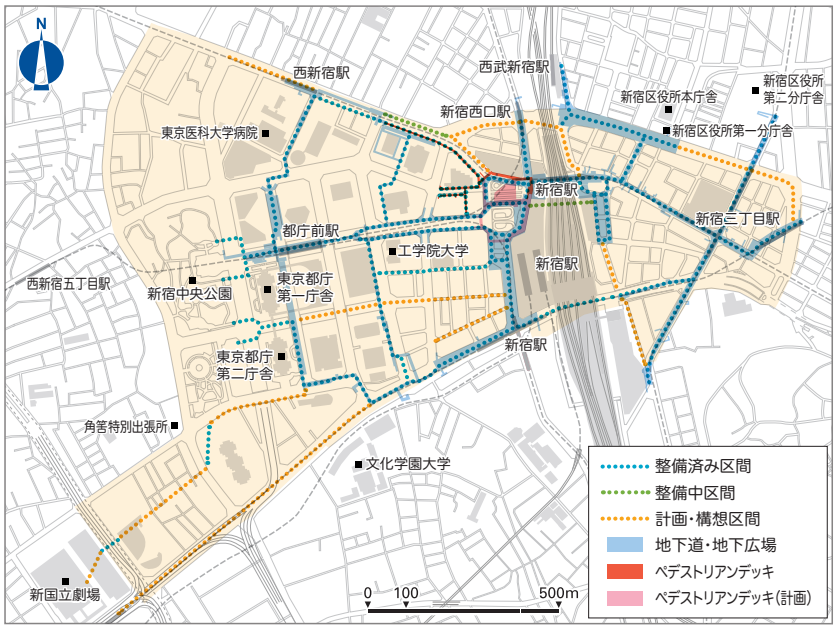

(4)将来の都市構造に関する自転車走行のネットワークの考え方(イメージ図)

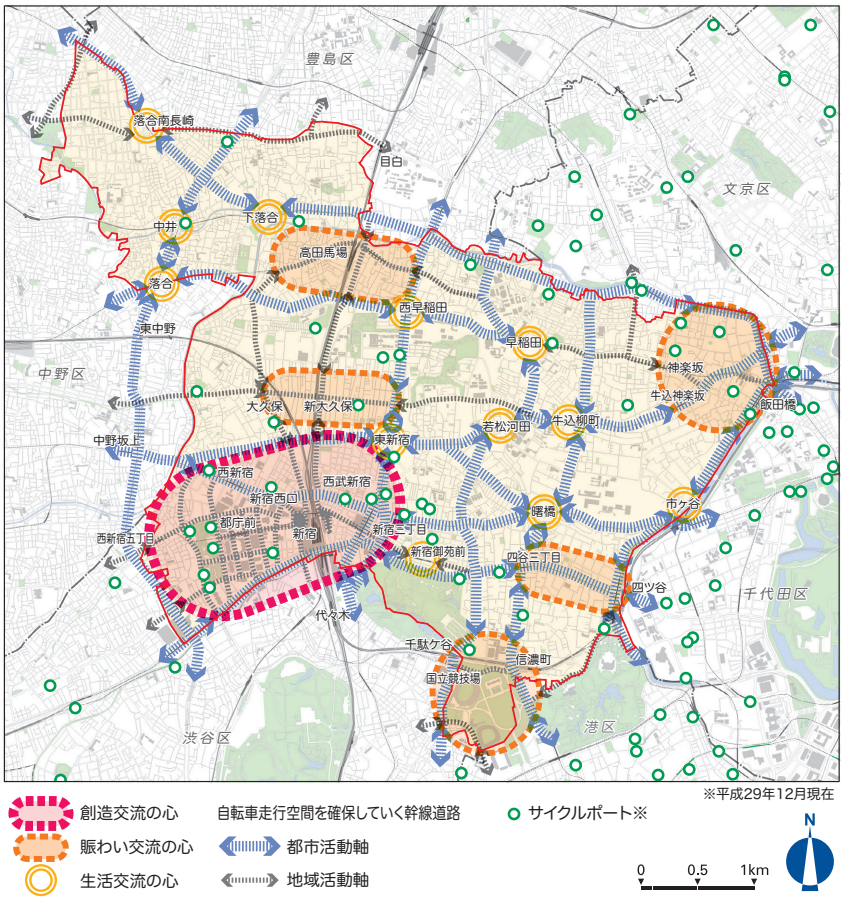

3 防災まちづくりの方針

1.　概況

（1）建物の不燃化の状況

○まちの不燃化の状況を示す不燃化率※95は、平成23（2011）年現在で75.2%であり、平成13（2001）年と比較すると、7ポイント増加しています。
○主に落合第一、落合第二、榎地域において低い町丁目があります。

（2）不燃領域率※34の状況

○不燃領域率※34は、ある地域における道路や公園などの空地と耐火建築物や準耐火建築物の占める割合をいい、まちの燃えにくさを示す指標です。不燃領域率※34が70%を超えると延焼率がほぼゼロになるといわれています。新宿区全体の不燃領域率※34は、平成23（2011）年現在で83.0%であり、高い数値となっています。
○建物の不燃化と同様、主に落合第一、落合第二、榎地域において低い町丁目があります。

（3）住宅の耐震化率※33の状況

○一定の耐震性能を有する住宅は、平成28（2016）年3月現在で91.5%であり、平成15（2003）年と比較すると、9.5ポイント増加しています。

（4）水害対策の状況

○神田川流域ではこれまで、時間降雨50mmに対応できるよう、河川改修や調節池等の治水施設の整備が進められてきましたが、近年の降雨特性の変化等を踏まえ、平成26（2014）年6月に改定された「東京都豪雨対策基本方針」に基づき、整備水準を時間75mmに引き上げ、水害対策を進めています。

（5）地震に対する地域危険度※96

○東京都が行った「地震に関する地域危険度※96測定調査（第7回）（平成25年9月公表）」によると、地域危険度※96の高い町丁目が区内に広く分布しています。特に四谷、箪笥、榎、落合第二地域が目立ちます。

※33　**耐震化率** p070参照
※34　**不燃領域率** p070参照
※95　**不燃化率**
全建築面積に対する、耐火造建物及び準耐火造建物の建築面積の合計の割合
※96　**地域危険度**
東京都震災対策条例に基づき、5年ごとに地震に関する地域危険度測定調査を行い、公表している指標。町丁目ごとに算定される地震に対する危険性を建物、火災、避難の面から1～5のランクで相対的に評価し、地域の地震に対する危険度を示したもの

建物の不燃化率※95の推移

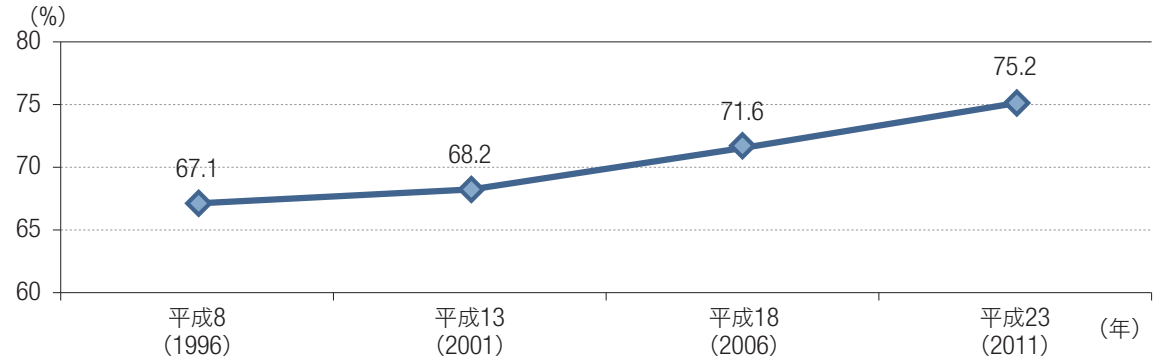

出典：土地利用現況調査

住宅の耐震化率※33

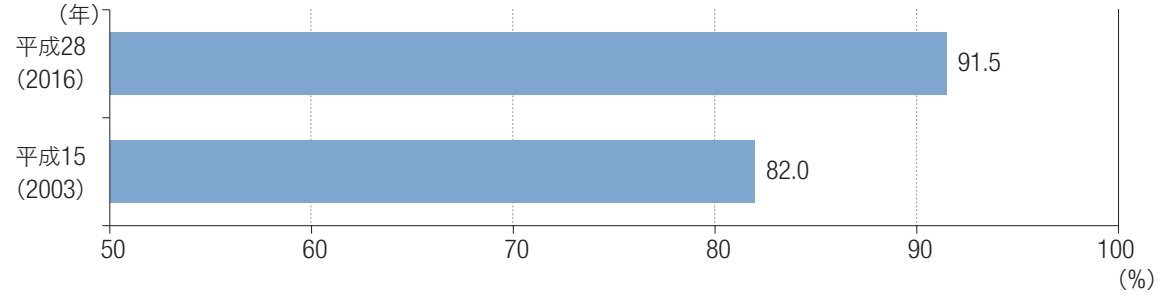

出典：新宿区

町丁目別地震に対する地域危険度※96ランク　総合危険度（建物倒壊・火災）

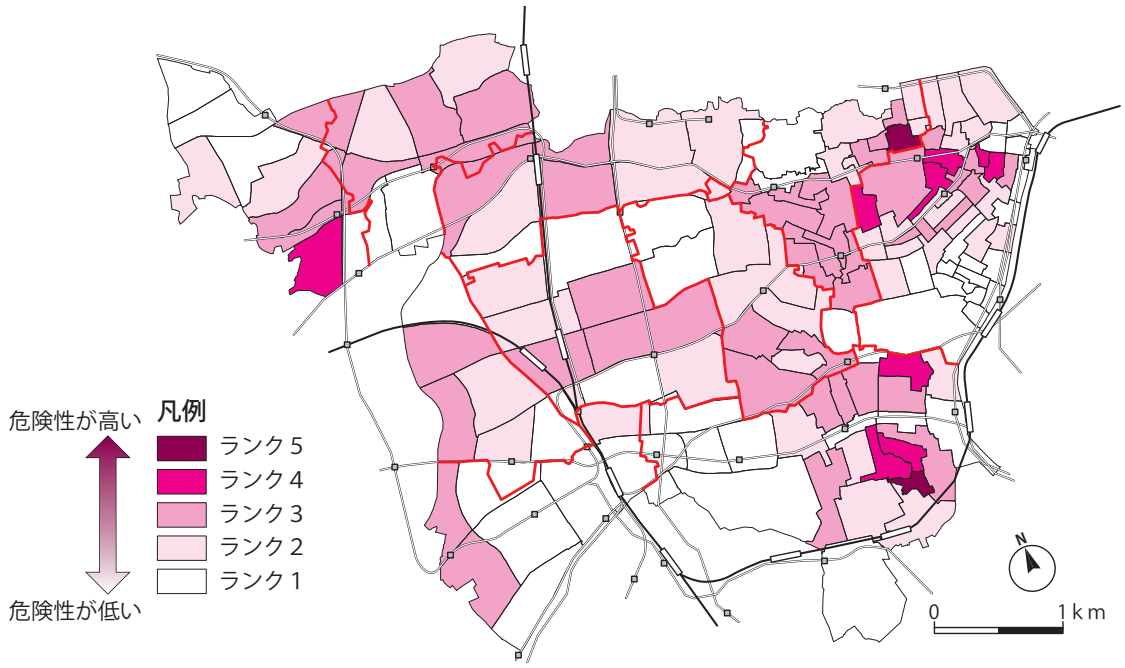

出典：地震に関する地域危険度測定調査（第７回）／東京都（平成25年公表）

2.　基本的な考え方

防災まちづくりの方針

- （1）災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり
- （2）建物・都市施設※76等の安全性の向上
- （3）防災拠点と避難施設等の充実
- （4）災害発生時の応急・復旧対策の整備
- （5）風水害対策の強化

首都直下地震の切迫性や東日本大震災の教訓を踏まえ、被害を軽減するための減災※10の取組みをさらに強化するとともに、事前復興※97の視点や災害発生時の応急・復旧対策も視野に入れた災害に強いまちづくりを進めていきます。

このため、最新の知見、震災対策の動向に常に留意しつつ、道路等の整備や建物の耐震化や不燃化を促進し、幹線道路等の沿道建物の不燃化による延焼遮断帯※85の形成や、木造住宅密集地域※09の防災性の向上などを図ります。

あわせて、災害時に、区民や増加する訪日外国人をはじめとする来街者などの安全な避難や、30万人を超える帰宅困難者※44への対応として、誘導体制の整備や避難所※40等の施設整備を進めるとともに、がれきの一時集積所等の確保や仮設市街地※98づくりの検討を行います。

また、大型台風や局地的豪雨などの気象災害が日本各地で発生していることを踏まえ、河川改修や雨水流出抑制※38等による総合的な水害対策や、強風による落下物の防止などの風害対策を進めていきます。

※09　**木造住宅密集地域** p024参照
※10　**減災** p024参照
※33　**耐震化率** p070参照
※38　**雨水流出抑制** p073参照
※40　**避難所** p074参照
※44　**帰宅困難者** p075参照
※76　**都市施設** p140参照
※85　**延焼遮断帯** p153参照
※95　**不燃化率** p169参照
※96　**地域危険度** p169参照
※97　**事前復興**
首都直下地震などで被災した場合に、速やかな都市の復興を実現するため、行政や地域の住民が復興対策の手順や進め方、復興の目標像を事前に検討・共有しておく取組み
※98　**仮設市街地**
被災を受けた市街地において、被災者が生活するための場として暫定的に形成される、応急仮設住宅、自力仮設住宅、仮設店舗・事務所などからなる市街地

3. 方針（都市交通整備の方針）

（1）災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり

①都市空間の防災性の向上

○耐火建築物への建替え誘導により、幹線道路等の沿道建物の不燃化を進め、延焼遮断帯※85の形成強化を図ります。

○地域の住民との協働により、地域特性にあわせて、地区計画※29や新たな防火規制※28制度、不燃化推進特定整備事業※99等を活用して、防災まちづくりを進めていきます。

○防災再開発促進地区※100内の老朽木造建築物の建替えの促進、市街地再開発事業※31等による耐火建築物への誘導、防災街区整備事業※101を推進していきます。

○災害時に活用できる自立分散型エネルギーネットワークシステム※102や集合住宅におけるLCP住宅※103の導入など、エネルギーの多様化等により電力供給の安定化に向けた普及啓発を進めます。

②道路等の公共的空間の確保

○防災上重要な道路である都市計画道路の整備を促進します。

○道路整備（地下通路を含む）や、地区計画※29や市街地再開発事業※31等によるオープンスペース※81等の公共的空間の確保を進めます。

○消防活動が困難な地域を解消するため、幅員6m以上の主要区画道路の整備を進めます。

○細街路※36の拡幅整備に積極的に取り組み、災害時の避難経路の安全性を高めます。

○震災時の避難や救助活動等を円滑に行うため、道路の無電柱化※35を促進します。

③がけ・擁壁、ブロック塀などの崩壊防止の推進

○がけ・擁壁の所有者や管理者に対して、がけ・擁壁の適切な維持を指導します。

○ブロック塀などの所有者や管理者に対して、適正な維持管理を指導するとともに、生垣化を誘導していきます。

④消防水利※104の整備

○広場・公園、区施設及び市街地再開発事業※31や民間開発等による大規模建築において、防火水槽等の消防水利※104の整備や深井戸の設置などを進め、震災時の消火活動の水利が不足している地域の解消を図ります。また、震災時に消火栓が使用できない場合も想定し、防火水槽などの整備を進めます。

⑤液状化※105、長周期地震動※46への対策の強化

○地震により地盤が液状化※105した場合、建物が傾斜や沈下などの被害を受ける恐れがあるため、東京都と連携を図りながら、液状化※105対策に関する情報を区民に周知していきます。

○巨大地震による長周期地震動※46が発生した場合、高層建築物等で長時間にわたり大きく揺れる恐れがあるため、東京都と連携を図りながら、危険性や家具等の転倒防止措置等の重要性について区民に周知し、室内の安全対策を促進します。

※28 **新たな防火規制** p068参照
※29 **地区計画** p069参照
※76 **都市施設** p140参照
※85 **延焼遮断帯** p153参照
※99 **不燃化推進特定整備事業**
東京都の実施する「木密地域不燃化10年プロジェクト」に基づく制度で、特に防災性に課題のある地区を指定し重点的・集中的に改善を行い災害に強いまちづくりを目指した取組の一つ。不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）は東京都の「防災都市づくり推進計画」に定める整備地域のうち、地域危険度が高い地区において区が整備プログラムを策定し、東京都が指定するもの

（2）建物・都市施設※76等の安全性の向上

①建物の安全性の向上

○地域の住民との協働により、建物の不燃化・耐震化を進めます。

○緊急輸送道路※106沿道の建物の耐震化を促進します。

○耐震診断や耐震改修の助成制度等により、建物の安全性の向上を促進していきます。

○地域危険度※96の高い地域を対象に、感震ブレーカー※45の設置を進めます。

○建物の外壁や看板等の落下物対策として、定期報告制度等を活用し、建物の所有者や管理者の定期的な点検による適切な維持管理を誘導します。

○高層ビルや地下街などは、構造の特殊性などから災害時の避難や消防活動が困難になることが予測されます。このため、防火安全対策や防災標識等の明確化などを推進します。

②都市施設※76の安全性の向上

○道路や橋りょうなど、土木施設の耐震化や長寿命化を図ります。

○道路の無電柱化※35を促進します。

○災害時における電気・ガス・水道等のライフライン※32の機能及び安全性の確保について、事業者等に対策の強化を要請します。

（3）防災拠点と避難施設等の充実

①駅や駅前広場等における整備

○ターミナル駅である新宿駅、高田馬場駅、四ツ谷駅、市ヶ谷駅、飯田橋駅などの複数の路線が乗り入れている駅及びその周辺において、災害時に発生する滞留者や帰宅困難者※44の支援を行う施設の整備を誘導します。

②防災拠点の充実

○災害情報支援システムなどの整備や運用体制の充実を図ります。

○災害時における新宿区の広域的な備蓄倉庫を、公共施設の建設や民間開発等にあわせて確保するなど、物資供給体制の強化を図ります。

③避難施設の充実等

○小中学校等の避難所※40について、女性の視点や高齢者、障害者、外国人などに配慮した施設整備と避難所※40体制づくりを進めます。

○被災した高齢者、障害者などが安心して安全に避難できるよう、民間も含め既存の福祉施設を活用します。

○新宿駅周辺地域をはじめ、商業・業務機能が集積する地域においては、発災時の混乱防止と二次被害を軽減するため、不特定多数が集まる複合施設や地域内における事業所施設内での待機を誘導するとともに、行き場のない滞留者を各施設が保護する共助のルールを推進します。また、一時滞在施設※86や避難場所※47へ誘導する環境の整備に取り組むとともに、一時滞在施設※86のさらなる確保に取り組みます。

○公園の規模等に応じた備蓄倉庫、防火水槽、災害用トイレ※107等の整備を進めます。

○大規模な開発については、広場や防火水槽、備蓄倉庫、道路の無電柱化※35など、地域の防災に資する施設の整備を誘導します。

○街頭消火器の整備を促進し、地域の初期消火体制を強化します。

(4)災害発生時の応急・復旧対策の整備

①応急対策の整備

○大地震などの大規模災害発生時、迅速に事業継続計画(BCP)※108に基づく応急対策活動が実施できるよう、体制整備を進めます。

○高所カメラや災害情報支援システムによる被害状況等の収集及び防災スピーカーや防災ラジオ等による情報伝達の体制を強化します。

○避難準備・避難勧告などの迅速な指示、避難場所※47等への的確な誘導、円滑な避難所※40開設・運営等が実施できるよう、体制整備を進めます。

○新宿駅周辺をはじめ「将来の都市構造」における「心(しん)」となる各拠点は、特に来街者などの行き場のない滞留者への対応が重要であるため、集客施設や駅等における利用者保護、一時滞在施設※86の開設・受入、事業者等での自助の対策などが図れるよう、東京都や鉄道事業者、一時滞在施設※86の施設管理者などと連携を図りながら体制整備を進めます。

②復旧対策の整備

○都市機能の確保や各種復旧対策の実施に欠かせない上・下水道施設、電力施設、電話通信設備、都市ガス施設、交通施設等のライフライン※32について、適切な応急対策及び早期復旧に向けた取組みができるよう、関係事業者等との連携を深めます。

○被災後の避難期・復旧期は、道路障害物の撤去が重要となるため、がれきの一時集積所等の確保方策について検討を行います。

○被災後直ちに被災者の応急仮設住宅※109を確保するため必要量を把握し、公園・緑地、住宅団地などの活用方策や、復興までの数年間を過ごせる仮設市街地※98について検討を行います。

③復興まちづくりの進め方

○被災後の速やかな復興を図るため、被害状況に応じて災害復興計画※110を策定し、まちづくりを進めます。なお、計画の検討にあたっては、震災前の地域コミュニティを基盤とした住民の生活再建も考慮します。

○大規模災害からの早期復興を図るため、地籍情報の調査を進めます。

※31 **市街地再開発事業** p069参照
※32 **ライフライン** p070参照
※35 **無電柱化** p073参照
※36 **細街路** p073参照
※37 **透水性舗装** p073参照
※38 **雨水流出抑制** p073参照
※39 **ハザードマップ** p073参照
※40 **避難所** p074参照
※44 **帰宅困難者** p075参照
※45 **感震ブレーカー** p075参照
※46 **長周期地震動** p075参照
※47 **避難場所** p077参照
※81 **オープンスペース** p149参照
※86 **一時滞在施設** p155参照
※96 **地域危険度** p169参照
※98 **仮設市街地** p171参照

※100 **防災再開発促進地区**
密集市街地における防災地区の整備の促進に関する法律に基づき、建物の不燃化、共同化等を促進し、安全で良好な環境を備えたまちとして再生を図るため、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区

※101 **防災街区整備事業**
密集市街地において特定防災機能の確保と土地の健全な利用を図る事業。防災街区整備地区計画等のうち一定の制限が定められた区域を対象として、建物への権利変換による土地・建物の共同化を基本としつつ、例外的に個別の土地への権利変換を認める柔軟かつ強力な事業手法を用いながら、老朽化した建物を除却し、防災性能を備えた建物及び公共施設の整備を行う事業

※102 **自立分散型エネルギーネットワークシステム**
低炭素社会に向けた機運の高まりや、災害時における電力確保に対する不安などを背景に、既存の熱供給体制も活用しつつ、コージェネレーションによる熱と電力の効率的な供給、建物間熱融通、未利用エネルギーや再生可能エネルギー活用などを一定の地区内でネットワークする、高効率なエネルギー利用システムのこと。

※103 **LCP住宅**
Life Continuity Performanceの略。停電時でも水の供給やエレベーターの運転に必要な最小限の電源を確保することで、自宅での生活継続を可能とする住宅

※104 **消防水利**
消防法に規定する消防に必要な水利施設として指定されたもので、消火栓や防火水槽等またはこれに類する施設

(5)風水害対策の強化

①水害対策の促進

○神田川、妙正寺川について、時間降雨50mm対応の未整備区間の河川整備を進めるとともに、平成26(2014)年6月改定の「東京都豪雨対策基本方針」に基づき、時間降雨75mm対応に引き上げ、対策を進めます。

○下水道幹線や主要枝線などの整備により浸水対策を進めます。

○学校の校庭などの公共施設や民間施設における雨水の一時貯留施設や雨水を地下に浸透させるますの整備、道路の透水性舗装※37等の整備などにより、雨水流出抑制※38対策を進めます。また、建物の地下階への雨水流入防止策を進めます。

○河川流域等において、雨量や河川の水位など水害に関する情報伝達・避難体制の整備を進めます。

○土砂災害警戒区域※111等における、がけ・擁壁の適切な維持を推進します。

○地域の住民や防災区民組織等への災害警報・注意報の伝達体制の強化を図ります。

○ハザードマップ※39の公開等による啓発活動を進めます。

②風害対策の促進

○強風による建物の外壁や屋根、設備機器、看板の落下などの事故を防止するため、定期報告制度等を活用し、建物等の所有者や管理者、工事施行者などによる定期的な点検による維持管理を誘導します。また、工事現場の足場やパネルの崩壊などの事故防止のため、工事管理者による適切な安全管理の徹底を誘導します。

○強風による街路樹などの倒木や落枝の危険性を視野に入れ、樹木診断や風圧低減のための剪定など安全管理を進めます。

※105　**液状化**
地震の揺れにより地盤が液体のようになること。

※106　**緊急輸送道路**
一般緊急輸送道路と特定緊急輸送道路からなる。このうち一般緊急輸送道路は、東京都地域防災計画に定める高速自動車道国道、一般国道及びこれらを連結する幹線的な道路、並びにこれらの道路と東京都知事が指定する拠点(指定拠点)とを連結し、または指定拠点を相互に連絡する道路。一方の特定緊急輸送道路は、応急対策の中枢を担う東京都庁舎や立川地域防災センター、重要港湾、空港等を連絡する道路や、その道路と区市町村庁舎等を連絡する道路として、特に沿道建物の耐震化を図る必要がある道路

※107　**災害用トイレ**
避難所等において災害時に機能するトイレ

※108　**事業継続計画(BCP)**
大規模地震が発生すると、区役所自体も被災し、人員や物資・ライフライン等の制約を受け、平常時の人員や執務環境で業務を行うことが難しくなることから、重要業務を中断させず、あるいは早急に復旧させることを目的に、平時から事業継続について戦略的に準備しておく計画。BCPは、Business Continuity Planの略

※109　**応急仮設住宅**
災害のため住宅が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、住宅を仮設し、一時的な居住の安定を図ることを目的として新たに建設する住宅や、既存の公共住宅や地方公共団体が借り上げる民間賃貸住宅

※110　**災害復興計画**
大震災が発生した時に、東京都等の関係機関や住民と協力して復興事業を行うために策定される計画

※111　**土砂災害警戒区域**
土砂災害の恐れのある警戒区域。土砂災害防止法に基づき東京都が指定する。

4. まちづくり方針図

(1)防災まちづくり方針図1



防災再開発促進地区
不燃化推進特定整備地区
防火地域
新たな防火規制
延焼遮断帯を形成する道路・鉄道
調整池
河川・外濠
幹線道路
鉄道・駅
地下鉄・駅

(2)防災まちづくり方針図2

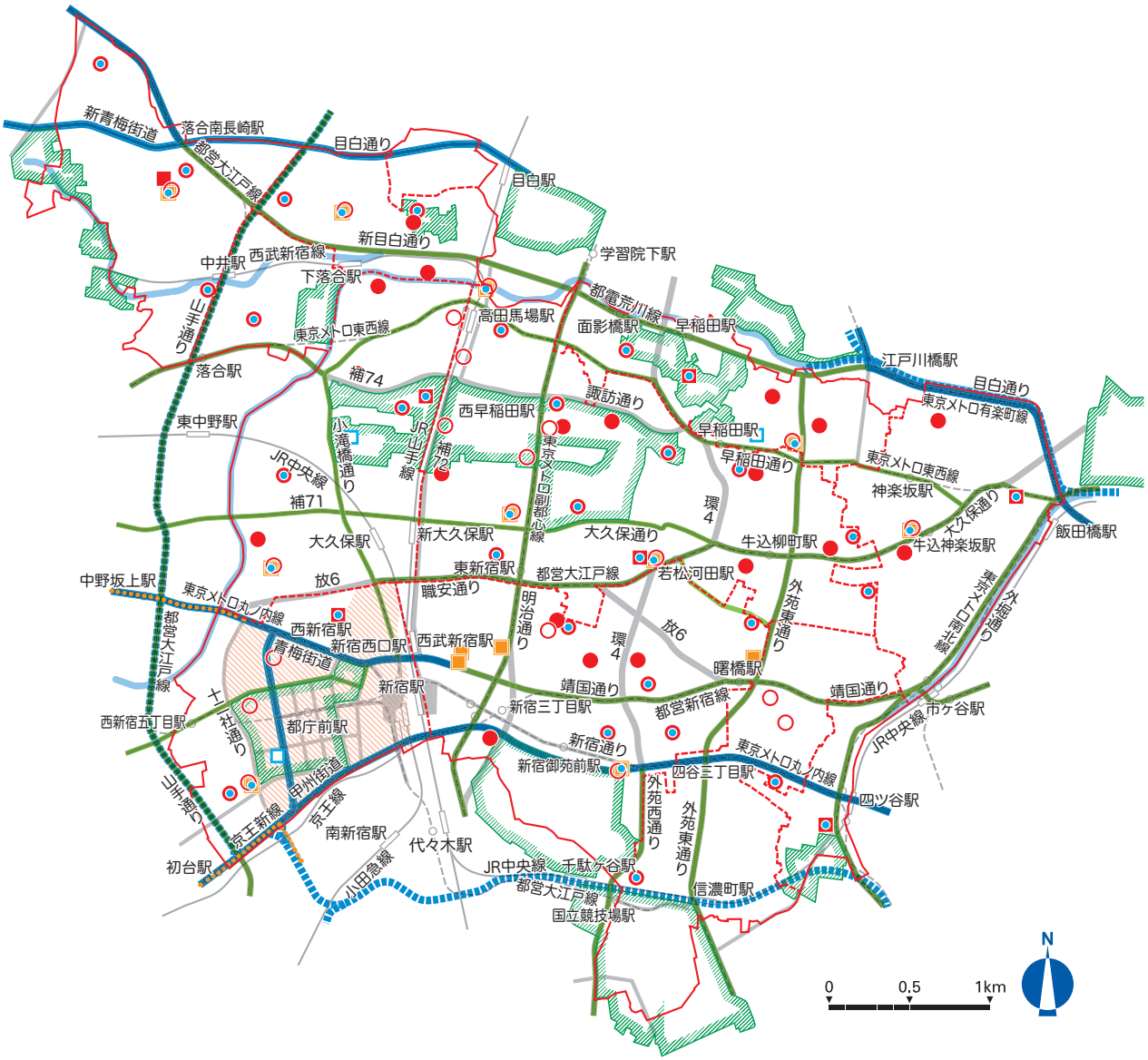

特定緊急輸送道路
一般緊急輸送道路
避難道路
避難場所
避難場所地区割
地区内残留地区
帰宅困難者一時滞在施設
避難所
水害時の避難所
避難所及び医療救護所
区役所・特別出張所・防災センター
給水所・応急給水槽
河川・外濠
幹線道路
鉄道・駅
地下鉄・駅

4 みどり・公園整備の方針

1. 概況

(1)みどりの状況

○緑被率※70は、平成27(2015)年度現在で17.5%です。平成17(2005)年度と比較すると、ほとんど変化は見られません。内訳をみると、樹木・樹林が減少し、草地と屋上緑化が増加しています。

○緑被率※70に水面などを加えたみどり率は19.9%で、平成17(2005)年度と比較すると0.1ポイント増加しています。

○町丁別に緑被率※70を見ると、戸山公園、新宿御苑、新宿中央公園、早稲田大学、外濠や明治神宮外苑など大規模な公園等がある地域、また、おとめ山公園や斜面林が残る落合北部が高くなっています。

○一方、新宿区北東部の住工混在地域や新宿駅の東側を中心とした業務商業施設の集積した地域などの緑被率※70は低くなっています。

(2)公園の状況

○公園面積は、平成28(2016)年4月現在で、117.6haであり、平成19(2007)年と比較すると、区立公園の拡張等があった一方で大規模施設整備に伴う都立公園等の一時的な廃止などにより、0.5ha減少しています。

○また、公園面積率(公園面積／新宿区の面積)は、6.45%であり、内訳をみると、新宿御苑や明治神宮外苑といった大規模な国民公園や都立公園等が公園面積の約70%を占めています。

○一方、区民一人当たりの公園面積は3.51㎡であり、平成19(2007)年と比較すると一人当たり0.32㎡減少しています。

※70 **緑被率** p103参照

町丁目別緑被率※70

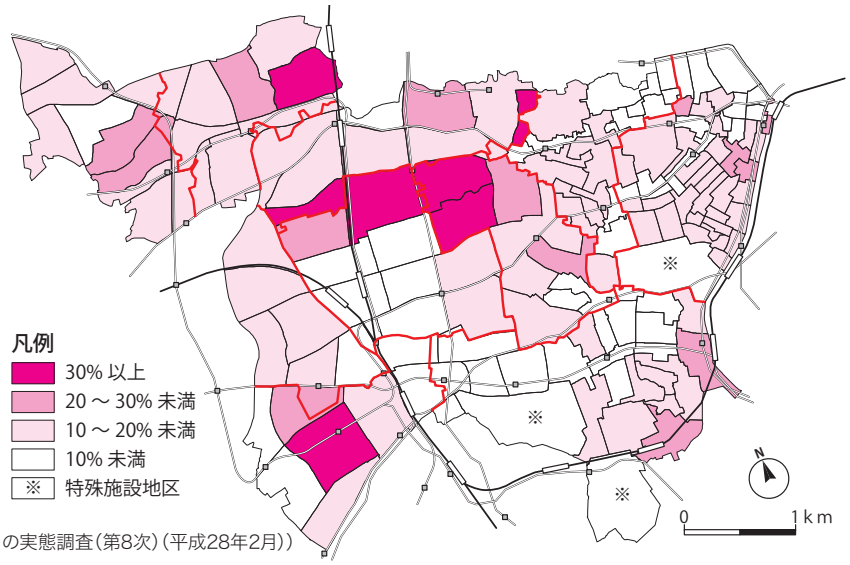

出典：新宿区（みどりの実態調査（第8次）（平成28年2月））

町丁目別公園面積率

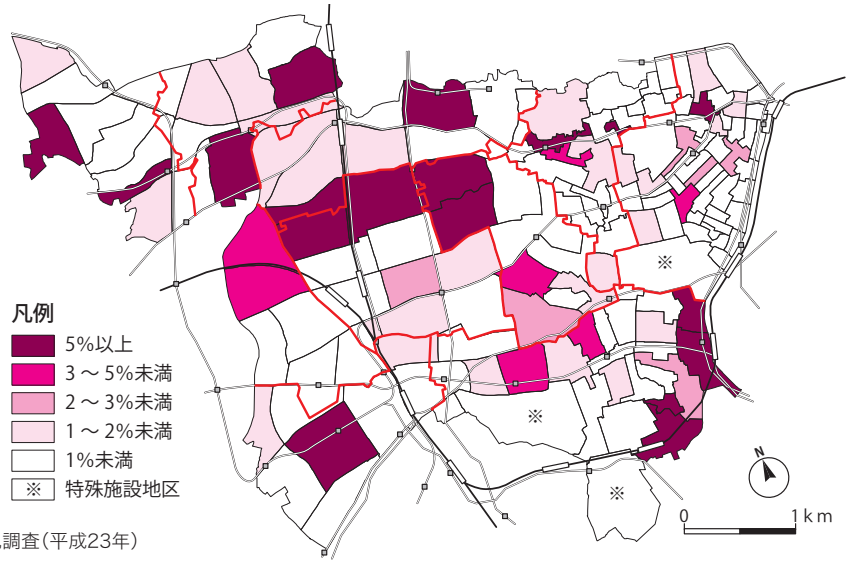

出典：土地利用現況調査（平成23年）

町丁目別１人当たり公園面積

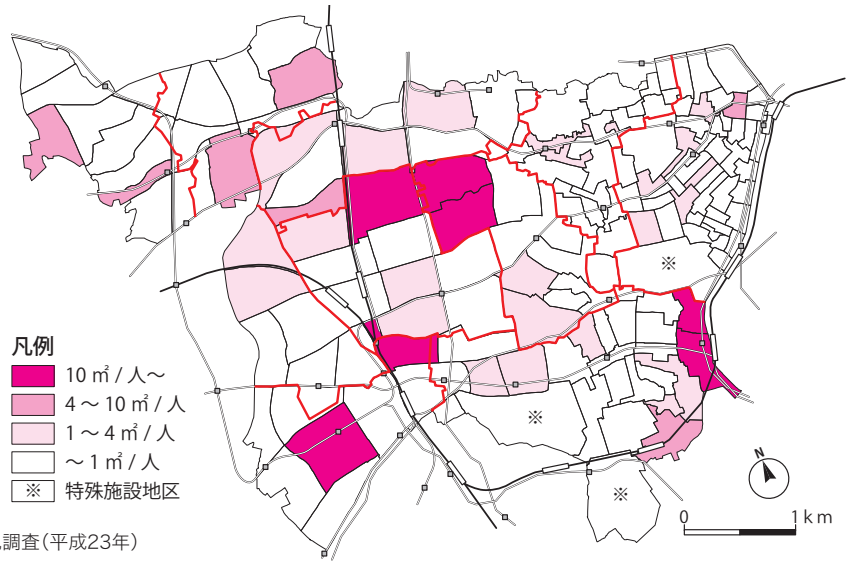

出典：土地利用現況調査（平成23年）

2. 基本的な考え方

みどり・公園整備の方針

- （1）みどりの骨格の形成
- （2）みどりを残し、まちへ拡げる
- （3）水やみどりに親しめる環境づくり
- （4）生活や活動の場にある身近なみどりの充実
- （5）公園を活かした賑わいづくり

水辺（河川や外濠などの水面）や、みどり（みどりを構成する樹木、樹林、草地など）は、気温の変化を和らげ、大気を浄化し、火災に強いまちをつくる効用をもっています。

また、みどりは、人々に潤いややすらぎを与えるとともに、ヒートアイランド現象※64の緩和などの環境面においても重要なものとなっています。こうしたことから、水辺やみどりの保全・創出を図ります。

あわせて、誰もが安心して利用できる公園づくりや公園を活かした賑わいの創出などに取り組んでいきます。

※29 **地区計画** p069参照
※31 **市街地再開発事業** p069参照
※64 **ヒートアイランド、ヒートアイランド現象** p099参照
※81 **オープンスペース** p149参照
※112 **グリーンバンク制度**
みどりのリサイクルの一環として、所有者が不要になった樹木を引き取り、一時的にストック場所等に預かり仮植えし、希望する者に提供する制度

3.　方針（みどり・公園整備の方針）

（1）みどりの骨格の形成

①「七つの都市の森」の保全・拡充

○新宿中央公園周辺、戸山公園周辺、落合斜面緑地、早稲田大学周辺、外濠周辺、明治神宮外苑周辺、新宿御苑周辺のみどりや公園、斜面緑地等のまとまったみどりは、多様な生物が生息でき、これらによる生態系の豊かさやバランスが保たれるよう、保全と拡充を進めます。また、この「七つの都市の森」を相互につなぐ「水とみどりの環」や「風のみち（みどりの回廊）」では、連続した緑化を進め、水とみどりのネットワーク形成を図ります。

②「水とみどりの環」の形成

○神田川、妙正寺川、外濠等の水辺を要所とした親水空間づくりについて、機会を捉えて促進を図ります。

○新国立競技場の整備等にあわせた渋谷川の再現にあたっては、歴史を偲ぶ河川空間の創出となるよう、関係機関へ働きかけを行います。

○神田川上部にかかる首都高速道路の地下化等の検討を関係機関に要請します。

③「風のみち（みどりの回廊）」の整備

○明治通り、新宿通り、中央通りにおいて、緑陰のある街路樹の整備や沿道建物の緑化などを進め、みどりと風を感じることができる都市空間づくりを進めます。

○沿道建物の緑化は、屋上緑化、壁面緑化、接道部分の緑化等により、沿道のまちなみ特性にあった多様なみどりの創出を図ります。

④「心（しん）」とのネットワーク

○賑わいや生活の拠点となる「心（しん）」に水とみどりの潤いをもたらすため、「七つの都市の森」、「水とみどりの環」、「風のみち（みどりの回廊）」との連続性をもたせます。

（2）みどりを残し、まちへ拡げる

①「みどりの記憶」の継承

○藩邸跡地等の歴史をもつ公共施設や公園を中心としたみどりの保全・創出、地区計画※29制度や保護樹木制度等の活用を土地所有者や区民との協働により進めます。

②みどりの保全・活用

○保護樹木・保護樹林等の指定、グリーンバンク制度※112等により、みどりの保全・活用を図ります。

③みどりの拡大・整備

○緑化計画書制度による緑化の誘導、ブロック塀の生垣化助成などによる接道部の緑化、建物の屋上緑化や壁面緑化を進めます。

④みどりのまちづくり

○みどりの創出を盛り込んだ整備計画の作成等、地区計画※29制度を活用した、みどりのまちづくりを進めます。

○市街地再開発事業※31等による大規模な開発においては、オープンスペース※81や広場等の整備により、地域に開放されるみどりの創出を誘導します。

○商店会や町会・自治会によるみどりの協定※113制度の活用により、地域ぐるみの緑化を誘導します。
○区道の街路樹や植栽について剪定等の工夫により、緑量を豊かにするとともに、国道や都道の幹線道路等においても街路樹の質を高めるみどりの充実を要請します。

⑤みどりの啓発

○桜の開花や紅葉など、みどりの状況について区民への広報を進めます。
○みどりの普及啓発やボランティア活動など、区民の自主的なみどりの維持・創出の活動を支援します。

（3）水やみどりに親しめる環境づくり

①まちなみのみどりの整備

○建物の壁面緑化など緑視の観点から目に見えるみどりの整備を進めます。
○シンボル性や連続性、多層的、立体的など、まちなみの特性に応じた多様なみどりの創出を誘導します。
○花の名所づくりに取り組みます。

②地域特性に応じた生物多様性※69の展開

○昆虫や野鳥などの生き物が生息できる、ビオトープ※114などの空間の整備を進めます。
○市街地再開発事業※31等による地域の面的な整備においては、昆虫や野鳥の生息に配慮したオープンスペース※81や広場等のまとまったみどりの創出を誘導します。

③水辺空間の充実

○神田川や妙正寺川、外濠、玉川上水などが、水辺に親しめる空間となるような取組みの充実や維持管理を行います。
○望ましい水循環を形成するため、湧水の保全に努めます。

※31 **市街地再開発事業** p069参照
※61 **ワークショップ** p096参照
※69 **生物多様性** p103参照
※81 **オープンスペース** p149参照
※113 **みどりの協定**
地域のみどりを増やし、多くの人が楽しむことができるようなきれいなみどりのまちなみをつくるため、一定の地域内の区民や共同住宅、工場や事業者または管理者が区と締結する協定
※114 **ビオトープ**
野生の動植物や微生物がありのままの姿で生息し、自然の生態系が機能する空間のこと。近年では、人工的につくられた植物や魚、昆虫が共存する空間を呼ぶことが多い。
※115 **コミュニティガーデン（地域の庭）**
地域の住民が主体となって、地域のために場所の選定から造成、維持管理までを自主的な活動によって支えている「みどりの空間」やその活動そのものをさす概念。本計画では「生活や活動の場にある身近なみどり」のこと。

（4）生活や活動の場にある身近なみどり（コミュニティガーデン※00）の充実

①身近なオープンスペース※81の活用

○庁舎・学校等の公共施設、寺社、病院などの大規模な敷地のみどりやオープンスペース※81を、生活や活動の場にある身近なみどり（コミュニティガーデン（地域の庭）※115）と位置づけ、地域の住民や施設利用者等が楽しめるように、みどりの充実と地域への開放を進めます。あわせて、生物多様性※69に配慮した整備を誘導します。

○市街地再開発事業※31等による面的な整備によって創出されるオープンスペース※81や広場などの緑化を進めます。

○高齢者や障害者等が歩いていける範囲に、公園や緑地を確保するよう努めます。

○デッキレベルや地上のオープンスペース※81等を活用し、多様な形態や担い手による公園・広場整備を誘導します。

②特徴ある公園づくり

○地域の歴史や文化など「まちの記憶」を活かした特徴ある公園の整備を進めます。

○新宿にゆかりのある文化人に関わる公園整備を進めます。

③みんなが安全で利用しやすい公園づくり

○ワークショップ※61方式により利用者等の意見やアイデアを活用した「みんなで考える身近な公園の整備事業」を進めます。

○子どもが公園で安心して遊べるように、見通しの確保などによる安全性に配慮した公園づくりを進めていきます。

○公園内のバリアフリー化や防災機能の強化、健康器具の設置などに取り組み、誰もが気軽に安心して利用できる公園づくりを進めていきます。また、公園施設等の老朽化対策を進めます。

④公園・緑地の運営管理

○公園を人々が気楽に集まれる場所として、祭り等の地域の様々な賑わいイベントに開放するなど、地域コミュニティの拠点として活用していきます。また、民間活力やノウハウを活用した効率的で効果的な公園管理を推進します。

○地域に密着した公園運営や、地域の住民などによる公園での継続的な活動に係るしくみ（公園サポーター制度等）を充実します。

○民有地を公園的な空間として整備・公開するため、緑化技術や緑地の活用アイデアをもつ事業者が設置・管理の担い手（緑地保全・緑化推進法人）となるよう誘導します。

（5）公園を活かした賑わいづくり

○公園で、訪日外国人などの来街者から、在住・在勤の区民まで、幅広い利用者層を対象にした多様で魅力的なイベントが開催できるよう、施設整備や管理運営に取り組みます。

○季節にあわせたライトアップや、民間活力を活用した公園内でのレストラン運営などを検討し、みどりあふれる空間での憩いと賑わいづくりを進めます。

4. まちづくり方針図

(1)みどり・公園整備方針図



水とみどりの環
七つの都市の森
風のみち(みどりの回廊)
みどりの記憶
緑陰豊かな街路
都市計画公園・緑地
都市公園等
河川・外濠
玉川上水の記憶
渋谷川の記憶
コミュニティガーデン
小学校※
中学校※
区役所・特別出張所※
鉄道・駅
地下鉄・駅

※平成29年12月現在

5 景観まちづくりの方針

1.　概況

（1）区内の景観資源

○区内には、寺社や遺跡、風情のあるまちなみ、自然特性である地形により形成された坂道などの景観資源が各所に残っています。

○また、明治期を中心に、多くの文学者が活躍した足跡を残しており、まちそのものが文学の舞台になるなど、文化の薫るまちとしての魅力ももっています。これらは、新宿の歴史や伝統の記憶を今も残す貴重なまちの資源です。

（2）超高層ビルの現況（新宿駅西口地域）

○区内には100mを超える超高層ビルは全部で40棟あり、このうち33棟が新宿駅西口地域にあります。これらの超高層ビル群は、新宿の特徴的な景観の一つとなっています。

○東京23区にある超高層ビルの高さ上位10位のうち、約半数が新宿駅西口地域にあります。

（3）建物の絶対高さ制限

○土地の高度利用と居住環境の維持・調和を図るとともに、良好な景観形成を目的に、区内の約8割の区域に、建物の高さの最高限度を定める絶対高さ制限（高度地区※116）が、平成18（2006）年3月31日に導入されています。

（4）景観まちづくり計画※59による景観誘導

○今もなお多くの地域で輝きを放っている「個性的で多様な景観」を、新宿区の魅力として、また、貴重な財産として活かしながらまちづくりを進めるため、新宿区は平成20（2008）年7月に景観行政団体となり、平成21（2009）年4月に「景観まちづくり計画※59」及び「景観形成ガイドライン※60」を策定しました。

○地域の景観特性に基づく区分地区を、7地区・約264haで指定するとともに、「景観まちづくり相談員」や「エリア別景観形成ガイドライン※60」を活用し、区全域で景観まちづくりを進めています。

○また、良好な景観形成のために「景観まちづくり計画※59」では、東京都屋外広告物条例※117の制度である通称「地域ルール」を活用した屋外広告物に関する基準や、景観重要建造物の指定の方針、景観重要樹木の指定の方針、景観重要公共施設の整備に関する事項などを定め、景観まちづくりを進めています。

※59　**景観まちづくり計画** p095参照　　※60　**景観形成ガイドライン** p095参照

※116　**高度地区**
都市計画法による地域地区の一つ。北側敷地への日照確保や圧迫感を抑えるために指定する地区。真北方向から勾配をつけて高さを制限する第一種～第三種高度地区がある。あわせて、建物の高さの最低限度及び最高限度を定めることもできる。

※117　**屋外広告物条例**
都道府県、政令市及び中核市が、屋外広告物法に基づき屋外広告物条例を定め、良好な景観の形成又は風致の維持、公衆に対する危害の防止を目的に、必要な規制を行うことができる。景観行政団体等は、都道府県と協議の上、屋外広告物条例を定めることができる（屋外広告物業の登録に関することは除く）。また、許可等の事務については、都道府県から委任を受けて、市区町村が行っている場合がある。

超高層建物（100m以上）の位置と高さ



出典：建築統計年報2016

景観まちづくり計画で位置づけた景観資源

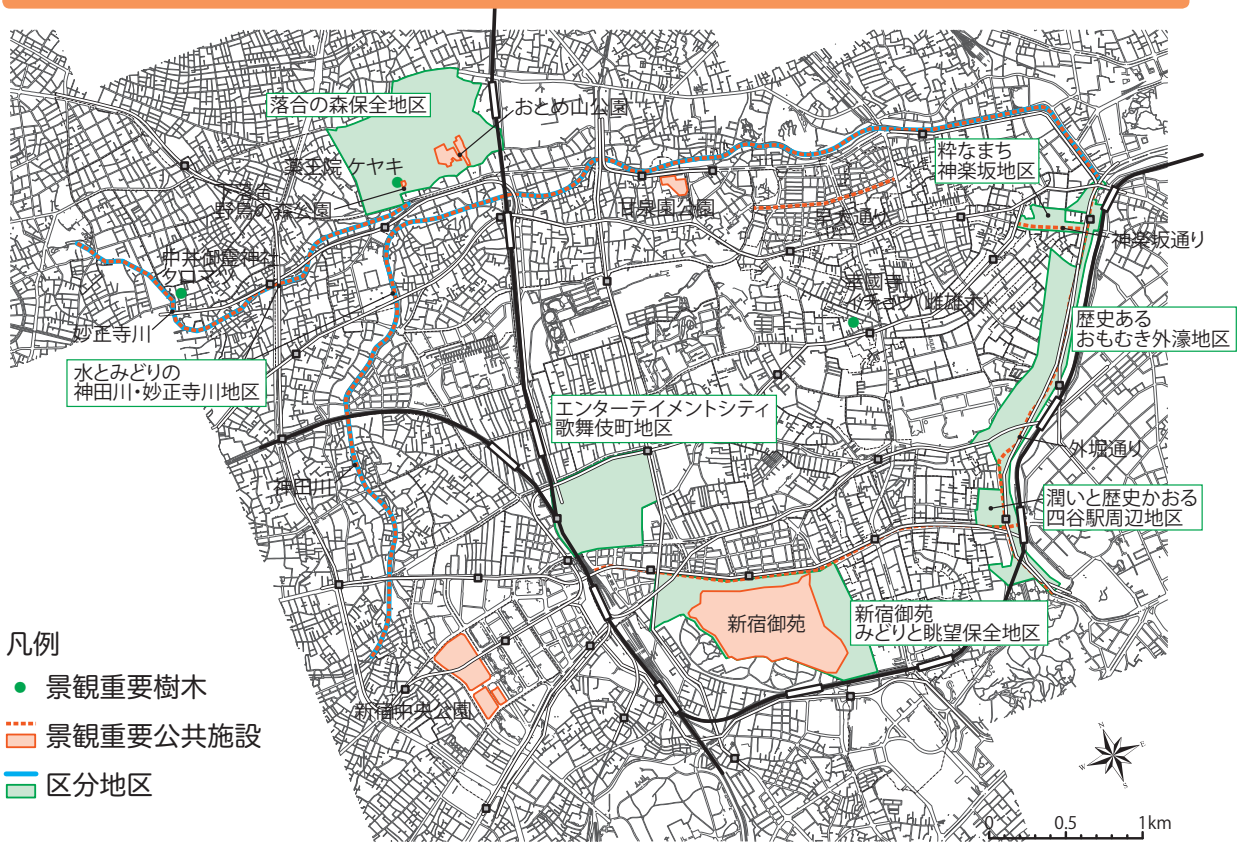

出典：新宿区（景観まちづくり計画（平成28年3月改定））

2.　基本的な考え方

景観まちづくりの方針

- （1）地域の個性を活かした景観誘導
- （2）賑わいと潤いのある景観誘導
- （3）国際観光都市・新宿の顔づくりの推進
- （4）区民との連携による景観まちづくりの推進

新宿区は、豊島台地、淀橋台地とそれらに挟まれて東西に延びる下町低地、新宿区の外周を取り囲む神田川、妙正寺川、外濠、新宿御苑、明治神宮外苑、落合斜面緑地のみどりなど、変化に富んだ地形により構成されています。そのうえで展開されてきた多様な都市活動により、江戸時代からの歴史や文化を感じさせる神楽坂の路地、新宿駅西口超高層ビル群の都市景観、アジアの異国情緒あふれる界隈、落合のみどりあふれる閑静な住宅地のまちなみなど、個性的な景観が形成されてきました。

今後は、東京都や隣接区とも整合を図りながら、地域の個性に光をあてた景観形成を推進し、市街地の更新にあわせた美しい景観を備えた都市空間の創出、これまで蓄積されてきた歴史的・文化的資源の保存、観光の視点も踏まえた景観の活用、神田川等の水辺や新宿御苑等のみどりの保全、また、その周辺を含めた景観の整備を進めていきます。これにより、潤いのある豊かな生活環境を創出するとともに、まちの活性化を図り、区民にとっても来訪者にとっても魅力的なまちの景観の形成を進めていきます。

3. 方針（景観まちづくりの方針）

（1）地域の個性を活かした景観誘導

①「まちの記憶」を活かした景観形成

○景観まちづくり計画※59により、土地利用や街路網の変遷、そこで展開されてきた人々の営みの歴史や文化など、地域に刻まれた「まちの記憶」を活かした景観形成を誘導します。

②変化に富んだ地形を活かした景観形成

○景観まちづくり計画※59により、変化に富んだ地形、神田川・外濠などの水辺、新宿御苑・落合斜面緑地などの貴重なみどりを、新宿区の景観の財産として景観形成を誘導します。

③水とみどりを活かした景観形成

○景観まちづくり計画※59により、公共施設や大規模施設、斜面緑地や寺社などのまとまったみどりや、地域の景観資源となっている水辺を保全・創出し、都市に潤いを与え品格を高める景観形成を誘導します。

④眺望景観の保全・創出

○明治神宮聖徳記念絵画館等の歴史的建造物を中心とした眺望景観や、新宿御苑からの良好な眺望景観を保全します。

○新宿駅西口の超高層ビル群においては、国際都市にふさわしい景観の維持を誘導します。

○街路樹の整備や道路の無電柱化※35により、良好な眺望景観を創出します。

（2）賑わいと潤いのある景観誘導

①賑わいのある都市空間の創出

○「将来の都市構造」における「創造交流の心」及び「賑わい交流の心」と、「賑わい交流軸」については、地域の特色を活かし、風格のあるまちなみの形成や快適な歩行者空間の整備などを進め、賑わいのある景観を創出します。

区分	景観形成の方針
賑わい交流景観創造ゾーン	○新宿駅周辺は、超高層ビル群全体として、まとまりのあるスカイラインの形成や、賑わいのある魅力的な景観を創出します。 ○高田馬場、四谷、神楽坂・飯田橋、大久保、信濃町の各ゾーンは、それぞれのまちの個性を活かした質の高い賑わいのある景観形成を誘導します。
賑わい交流景観創造軸	○新宿通りから中央通り、明治通りにみどりあふれる快適な歩行者空間の創出や沿道建物等の景観誘導を行い、賑わいと魅力あふれる沿道景観を形成します。

※14 **NPO** p027参照
※35 **無電柱化** p073参照
※59 **景観まちづくり計画** p095参照
※60 **景観形成ガイドライン** p095参照
※118 **景観法**
良好な景観の形成に向けた基本理念や住民・事業者・行政の責務等を規定した、景観に関する総合的な法律

②潤いのある景観形成

○「将来の都市構造」における「七つの都市の森」及び大規模施設のみどりや公園等と、「水とみどりの環」のうち、河川や外濠など水が主体となる区間については、水辺とみどり豊かな潤いのある景観形成を進めます。

区分	景観形成の方針
みどりの景観ゾーン	○「七つの都市の森」を核に、潤いあふれる景観形成を図ります。また、積極的にみどりを創出し、これらを連続させるみどりのネットワークの形成を図ります。
水辺の景観軸	○神田川、妙正寺川、外濠などの景観を活かした親水空間の創出、周囲のまちなみや遊歩道などの整備の促進を図ります。

③建物等や公共施設の景観誘導

○景観まちづくり計画※59における地域の景観特性に基づく区分地区を追加・拡充し、良好な景観を保全・創出します。

○景観形成ガイドライン※60や景観まちづくり相談員を活用した景観事前協議により、建物等の景観誘導を進めます。

○道路や広場などの公共施設などに関する景観誘導のしくみを検討します。

④屋外広告物の景観誘導

○屋外広告物の規制誘導や地域別ガイドラインの策定地区の追加による、地域特性を活かした広告のルールづくりとともに、景観事前協議等によって、きめ細かに屋外広告物の景観誘導を進めます。

(3)国際観光都市・新宿の顔づくりの推進

○国際観光都市の拠点として「将来の都市構造」における「創造交流の心」及び「賑わい交流の心」を位置づけ、拠点が有する歴史や文化、自然、あるいは個性ある都市空間などを活かし、まちの顔となる景観の保全・創出を進めます。

○特に、新宿の玄関口となる新宿駅周辺では、国際的な交流都市として、新宿にふさわしい個性と魅力あふれる顔づくりを進めます。

(4)区民との連携による景観まちづくりの推進

①区民との連携

○地域の住民、事業者、NPO※14、大学などの多様な主体との連携・協働により、景観まちづくりを進めます。

②広域的な景観誘導の推進

○道路や河川などの連続する景観形成や眺望景観の保全など、広域的な景観形成が必要な地域については、東京都や隣接区などと連携し、景観誘導を進めます。

○景観法※118及び関連制度を活用した景観施策を効率的・効果的に進めるため、関係自治体と連携した景観まちづくりを進めます。

4. まちづくり方針図

(1)景観まちづくり方針図



6 住宅・住環境整備の方針

1.　概況

（1）住宅数の動向

○区内の住宅総数は、平成5（1993）年まで減少傾向でしたが、その後の都心回帰や東京圏への集中などにより急速に増加しました。この20年間で約61％増加し、平成25（2013）年現在で234,960戸となりました。

○空き家は徐々に増加しており、平成25（2013）年現在で28,560戸です。このうち、管理されていない空き家（住宅・土地統計調査におけるその他の住宅）は4,890戸あり、これを平成15（2003）年と比較すると600戸（約14％）増加しています。ただし、中間の平成20（2008）年と比較すると1,870戸（約28％）減少しています。

（2）住宅タイプの動向

○住宅タイプは共同住宅が圧倒的に多く、平成25（2013）年現在で約86％（戸数ベース）を占め、区民の多くが共同住宅に住んでいることがわかります。

○共同住宅のなかでも、マンションの中高層化が進み、6階以上の共同住宅の戸数が急速に増加し、平成15（2003）年から平成25（2013）年の10年間で約48％増加しました。一方で、2階以下の低層の共同住宅は減少傾向にあります。

（3）居住水準の動向

○区内の一住宅当たりの居住室の畳数は、平成25（2013）年現在で20.47畳であり、平成15（2003）年と比較すると1.5％減少し、居住室の規模が微減しています。しかしながら、世帯の構成人数の減少により、一人当たりの居住室の畳数は増加しています。

○居住世帯のある住宅数に占める、最低居住水準を満たしていない主世帯数は、増加しています。

住宅数等の推移

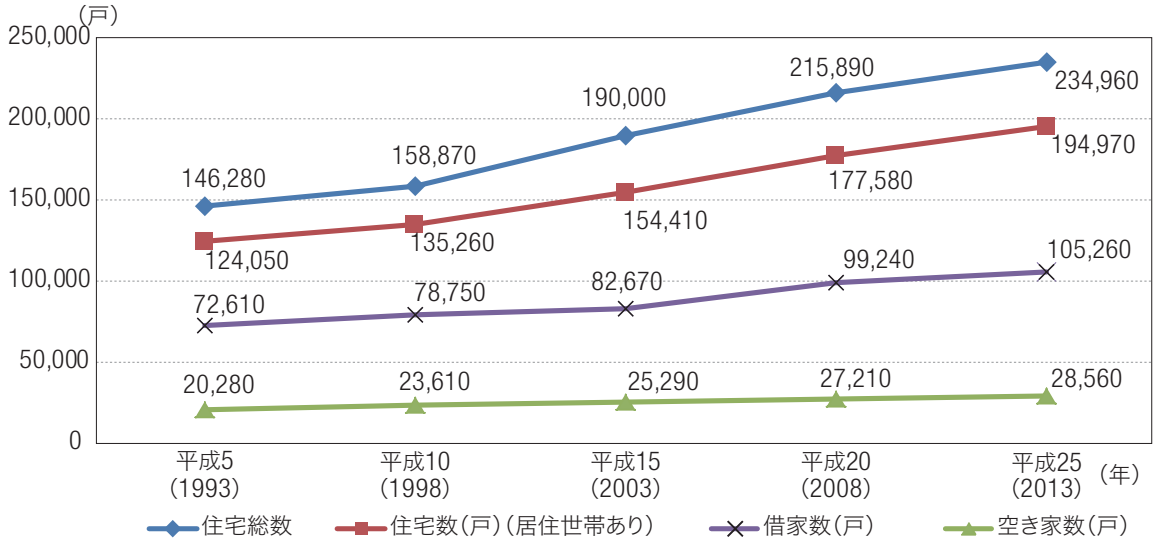

出典：住宅・土地統計調査

住宅タイプの推移

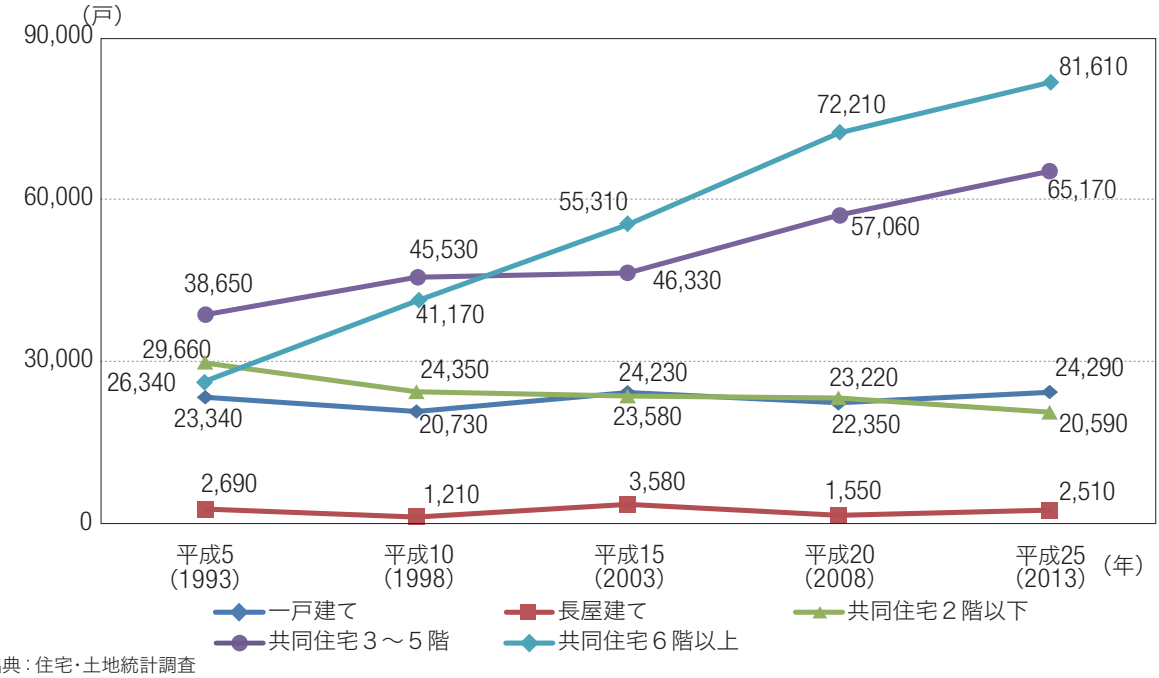

出典：住宅・土地統計調査

１住宅当たり・１人当たり畳数

	平成15年(2003年) 居住者の畳数(畳)		平成25年(2013年) 居住者の畳数(畳)		平成15～25年 増減率(%)	
	1住宅当たり	1人当たり	1住宅当たり	1人当たり	1住宅当たり	1人当たり
区全体	20.78	11.15	20.47	11.72	- 1.5%	5.1%
持　家	30.34	13.32	29.83	14.45	- 1.7%	8.5%
借　家	13.49	8.71	14.23	9.27	5.5%	6.4%

出典：住宅・土地統計調査

2.　基本的な考え方

住宅・住環境整備の方針

- （1）安心して暮らせる住まいづくり
- （2）住生活の豊かさを実感できる住まいづくり
- （3）安定した居住を確保できるしくみづくり
- （4）地域コミュニティを主体とした魅力ある住環境づくり
- （5）子ども、障害者、高齢者、外国人等にやさしい暮らしづくり

新宿区には、落合のように戸建住宅の多い地域や、住宅と業務ビル・店舗等が混在する地域、西新宿のように再開発等により大規模な高層マンションの建設が進んでいる地域など、様々な住居地域が存在しています。良好な住環境の低層住宅地や中高層住宅地がある一方で、木造住宅密集地域※09のように防災性に課題のある地域も多く、また、交通利便性の高さなどによりワンルームマンションの建設も多く、近隣環境の維持や良好な住環境の形成に課題があります。

このような状況を踏まえ、今後も、都心居住を積極的に促進するとともに、人々が住み続けられ、子どもを育てられる住環境の整備に取り組む必要があることから、民間の住宅供給を適切に誘導し、安心して住み続けられる住宅と良好な住環境の形成を進めていきます。

また、ユニバーサルデザイン※01の視点を踏まえた住宅の整備を支援するとともに、ファミリー世帯、高齢者等の住まいの安定確保を図り、人々が安全で快適に住み続けられる住宅・住環境整備の支援を進めていきます。

※01　**ユニバーサルデザイン** p005参照
※09　**木造住宅密集地域** p024参照

3. 方針（住宅・住環境整備の方針）

（1）安心して暮らせる住まいづくり

①災害に備えたまちづくり・住まいづくり

○地区計画※29や街区再編まちづくり制度※119等のまちづくり手法、市街地再開発事業※31や土地区画整理事業※120等の活用により、道路等の都市基盤の整備を進めます。

○地域の住民との協働により、地域特性にあわせて、地区計画※29や新たな防火規制※28制度、不燃化推進特定整備事業※99、市街地再開発事業※31等を活用して、木造住宅密集地域※09や地域危険度※96の高い地域の防災性の向上に取り組みます。

○建物の敷地面積の最低限度を定めるなど、ゆとりのある住宅の誘導を図ります。

○耐震診断・耐震改修の支援により、既存住宅の耐震化を進めます。

○日常生活における住まいの防災対策を進めます。

②住まい等の防犯

○住宅等の防犯性の向上や、まちなかにおける防犯カメラの設置や街路灯の整備、見通しの確保などを誘導します。

○パトロール、見守り、清掃・美化など警察や地域との連携により、まちの安全性の向上を図ります。

③健康に配慮した住宅の普及促進

○住宅性能表示制度※121の活用促進等により、健康に配慮した住宅の普及を促進します。

④空き家等の対策

○管理不全な空き家や管理不全な土地・建物は、空家等対策計画に基づき、管理不全な状態を解消し、区民の良好な生活環境が確保できるよう努めていきます。

（2）住生活の豊かさを実感できる住まいづくり

①多様な居住ニーズに対応するしくみづくり

○高齢者や障害者、ファミリー世帯、単身世帯など多様な居住ニーズに対応するため、事業者と連携した住宅の供給、住み替えなどを誘導するとともに、既存の公共住宅の活用を図ります。

○良好な住環境の維持等を目的に、住宅宿泊事業法※53等に基づき民泊の適切な運営等について、新宿区にふさわしい取組みを推進していきます。

※01 **ユニバーサルデザイン** p005参照
※09 **木造住宅密集地域** p024参照
※28 **新たな防火規制** p068参照
※29 **地区計画** p069参照
※31 **市街地再開発事業** p069参照
※53 **住宅宿泊事業法** p085参照
※119 **街区再編まちづくり制度**
個性豊かで魅力のあるしゃれた街並みづくりを進め、東京の魅力の向上に資するための制度。東京のしゃれた街並みづくり推進条例により、①街区再編まちづくり制度、②街並み景観づくり制度、③まちづくり団体の登録制度が整備された。
※120 **土地区画整理事業**
土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るために行われる土地の区画や形質の変更、公共施設の整備に関する事業
※121 **住宅性能表示制度**
住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づき、住宅の性能に関する表示の適正化を図るための共通ルールを設け、消費者による住宅の性能の相互比較を可能とする制度

②ユニバーサルデザイン※01の視点などを踏まえた住宅の質の向上

○ユニバーサルデザイン※01の視点を踏まえた良好な住宅づくりを促進します。

○住宅改修等に対する資金融資やリフォーム工事業者の斡旋などにより、既存住宅の適切な維持・改善を支援していきます。また、良質な住宅を確保するため、住宅性能表示制度※121やリフォームの履歴情報の活用、地域の住宅関連業者との連携などを進めます。

○長期にわたり良好な状態で住める長期優良住宅※122を増やすため、建設や既存住宅の増・改築を進めます。

③マンションの適正な維持管理・再生への支援

○マンションの良好な維持管理や再生を促進するため、相談事業の実施や啓発により、管理組合等を支援します。

○ワンルームマンション条例※123等に基づき、高齢者世帯やファミリー世帯向けの住宅の供給や適正な建物管理を誘導します。

○老朽化したマンション等への対応として、管理の適正化や改修・建替えの誘導など、効果的な支援のしくみづくりを検討します。

④環境に配慮した住宅の普及促進

○住宅の省エネルギー※67化や再生可能エネルギー※79の導入などを進めます。また、室内における有害化学物質についての情報提供など、健康に配慮した住宅の普及を促進します。

(3)安定した居住を確保できるしくみづくり

①高齢者や障害者等の住まいの安定確保

○高齢者や障害者等が入居制限を受けずに民間賃貸住宅に入居できるように、区内の不動産団体と連携して、住み替え相談会などによる支援を推進します。

○「新宿区高齢者の住まい安定確保連絡会」の継続を含め、今後、高齢者の住まいの確保に向けての関係団体との連携のしくみづくりを検討します。

②安心して子育てできる居住環境づくり

○子育て世帯が居住ニーズに応じて住宅を確保できるよう、居住継続の支援を進めます。

○良好なコミュニティができるよう、子育て世帯の居住にも適した優良な住宅供給を適切に誘導します。

○子育て世帯の定住化と子育てに適した環境整備や支援を進めます。また、ひとり親世帯等が安心して生活を営める環境づくりや支援を進めます。

※67　**省エネルギー(省エネ)** p099参照
※79　**再生可能エネルギー** p142参照
※96　**地域危険度** p169参照
※99　**不燃化推進特定整備事業** p172参照
※122　**長期優良住宅**
劣化対策、耐震性、可変性、省エネルギー性などの性能を有し、長期にわたり良好な状態で使用できる住宅。この住宅を普及させるため、平成20(2008)年に長期優良住宅の普及の促進に関する法律が制定された。
※123　**ワンルームマンション条例**
新宿区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例。ワンルームマンション等の建築に起因する紛争の防止を図るとともに、少子高齢社会に対応した住戸の整備を促し、円滑な近隣関係の維持と良好な居住環境の形成により、様々な人が暮らしやすい地域づくりの必要性を考慮し、定められた条例。平成16(2004)年4月施行

③区営住宅等の有効活用とセーフティネット※07機能の向上

○老朽化した区営住宅等の建替えや修繕による良質な住宅ストック※124の整備を進めます。

○区営住宅が区民のセーフティネット※07として有効に機能するよう、管理の適正化・効率化を進めます。

(4)地域コミュニティを主体とした魅力ある住環境づくり

①地域主体の住環境づくり

○地区計画※29制度等を活用した地域の住民等が主体となった良好な居住環境の形成や、地域の交流の場づくりなどを推進します。

②地域力の強化

○災害対策はもとより、高齢社会や子育て支援への対応や、外国人や単身居住など多様な居住ニーズなどへの対応のためには、地域で暮らしをともにする住民が相互に支えあう地域力を高めることが重要です。このため、町会・自治会や商店会等の地域団体、防災・防犯その他の課題に関わるまちづくり活動団体への支援等を行い、地域コミュニティの形成を推進します。

(5)子ども、障害者、高齢者、外国人等にやさしい暮らしづくり

○公共交通、道路、公園、不特定多数の人が利用する建物などのバリアフリー化を進めるとともに、コミュニケーションが困難な人への対応を進めます。

○まちなかでは、子どもの目線や視野等に対応した環境整備を進めるとともに、子ども連れでの外出を安全なものとするため、ベビーカーの利用環境などを高めます。

○大規模な開発や施設建築物のリニューアルの際は、子育て支援施設や高齢者福祉施設、日常生活に必要な商業・サービス施設などを誘導します。

○大規模な住宅開発や公共住宅の建替え等にあたっては、若者から子育て世帯・高齢者世帯など、多様な世帯や文化が共存できるコミュニティの形成を進めます。

○地域で生活する外国人にも住みやすい暮らしを実現するため、生活情報の多言語による広報を行うとともに、相互の文化の理解や、地域コミュニティへの参加、円滑なコミュニケーションの環境づくりを進めます。

※07 **セーフティネット** p024参照
※29 **地区計画** p069参照
※124 **住宅ストック**
ある時点における住宅の総量。これまでに蓄積された住宅

4.　まちづくり方針図

（1）住宅・住環境整備方針図



7 誰もが豊かに暮らせるまちづくりの方針

1. 概況

(1)バリアフリーの状況

○鉄道駅のバリアフリー化率は、平成28(2016)年度現在で87.8%(49駅のうち43駅)であり、平成19(2007)年度の67.4%(46駅のうち31駅)から増加しています。

○平成17(2005)年4月に新宿区交通バリアフリー基本構想※63を策定し、重点整備地区に指定した新宿駅周辺地区及び高田馬場駅周辺地区において、バリアフリー事業を進めており、特定事業計画における事業完了割合は高水準の状況です。

○しかしながら、違法駐輪などがみられることにより、安全な歩行者空間の確保が課題となっています。また、歩道と車道が分離されていない道路の存在や、歩行者と自動車と自転車の交錯などもみられ、歩行者優先・歩車共存の道路空間に課題があります。さらに、まちの案内サイン整備が未だ十分ではなく、外国人や観光客など慣れない人にはわかりづらいものとなっていること、また、自転車の放置等によりサイン機能が阻害されていることなどの課題があります。

(2)ユニバーサルデザイン※01のまちづくりガイドラインの策定

○平成23(2011)年3月に、ユニバーサルデザイン※01の視点を踏まえ、まちの改善すべき点に気づき、望まれるまちの姿の実現をめざす「ユニバーサルデザイン※01まちづくりガイドライン」を策定しました。

○使い手やつくり手、行政、NPO※14、関係する団体等が、それぞれの立場でまちづくりの役割と協働のなかで本ガイドラインが活用されています。

(3)健康づくりの場としての都市空間の需要状況

○平成27年度新宿区区民意識調査によると、生活における心配事のうち「自分が心身の健康を損なうこと」について、「心配である・心配になると思う」と回答した割合は約75%であり、区政への要望として上位9位に「区民の健康増進」があがっています。一方、平成22年度新宿区スポーツ環境調査よると、スポーツを行う理由は、「健康や体力の保持・増進」が最も多く、特に60代からその傾向が高くなっています。また、スポーツを行う場所は、屋外の公共空間(都市空間)が最も多くなっています。

○以上のようなことから、健康づくりの場として都市空間の需要が高いことがわかります。区民は散歩やジョギング、体操、ストレッチなどを行うため、歩道や公園などを活用しています。また、新宿シティハーフマラソンなど、都市空間を活用した大規模なスポーツイベントがあり、多くの区民等が参加しています。

※01 **ユニバーサルデザイン** p005参照
※14 **NPO** p027参照
※63 **交通バリアフリー基本構想(新宿区)** p097参照

(4)文化・芸術の発信の場としての都市空間の需要状況

○新宿区では、一年を通して、音楽、演劇、能・狂言、落語などの公演や美術展などの文化芸術に関わるイベントが開催されています。また、寺社などの歴史的・文化的資源、歴史上の人物ゆかりの地、美術館、博物館、能楽堂、寄席など多様な文化・芸術施設等が存在しています。

○このような新宿の多様な魅力を活かして、「文化発信創造のまち　新宿」として、新宿のまちに新たな賑わいを創出する取組みが進められています。

○多様な文化・芸術を育む新宿のまちの遺伝子を活かし、アートの力でまちに新たな賑わいと活力を生み出す一大アートイベントとして「新宿クリエイターズ・フェスタ」があります。平成23(2011)年から継続して開催されており、新宿駅周辺の公共の空間・施設、民間施設等を活用しています。

○また、まち全体を染め物のギャラリーに見立て、妙正寺川や中井駅周辺の商店街を色鮮やかな反物やのれんで飾るイベント「染の小道」があります。

○様々なアートイベントを開催することで、区民及び来街者が文化・芸術にふれる機会を創造しています。

鉄道駅のバリアフリーの状況

新宿区内の鉄道駅数	バリアフリー化された駅数	バリアフリー化率
49駅	43駅	87.9%

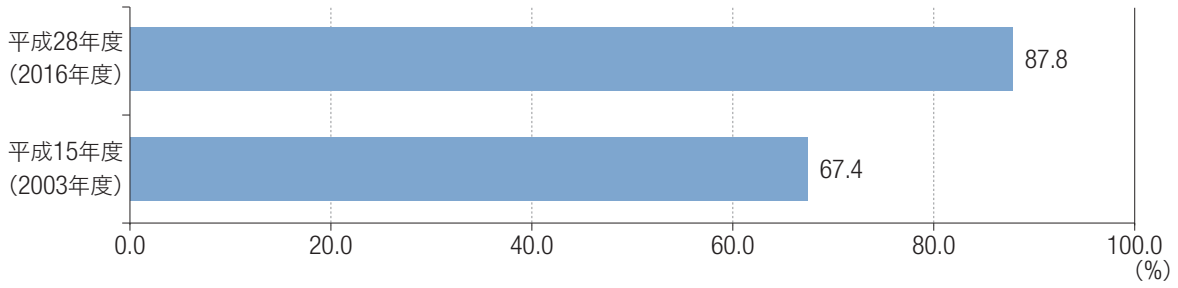

注：バリアフリー化された駅とは、エレベーターまたはスロープにより高低差が解消され、駅出入口からプラットホームまで、車いす使用者が円滑に移動できる経路が1以上確保された鉄道駅のこと。
出典：新宿区

2. 基本的な考え方

誰もが豊かに暮らせるまちづくりの方針

- （1）ユニバーサルデザイン※01まちづくり
- （2）人々の交流を創出する都市空間づくり

少子高齢化の進展や都市基盤の成熟が進むなか、都市空間の質の向上を図り、暮らしの豊かさを感じられるまちづくりを進めていきます。

高齢者の増加や訪日外国人をはじめ来街者の増加などにより、ユニバーサルデザイン※01の視点を踏まえた、誰もが移動しやすく、利用しやすく、わかりやすいまちづくりが求められています。

また、誰もが気軽に出歩き、お互いに交流しあえることは健康に暮らせるまちづくりにつながります。

新宿区では、道路や公園などの質の向上や交流の場の活用を推進し、人々の交流や賑わいを創出する都市空間づくりを進めます。

※01 **ユニバーサルデザイン** p005参照

3.　方針（誰もが豊かに暮らせるまちづくりの方針）

（1）ユニバーサルデザイン※01まちづくり

①都市空間の整備や改善

○道路や駅前広場、地下歩行者通路のバリアフリー化を進めます。

○多言語の公共サイン・案内板、音声案内等の整備など、訪日外国人をはじめとする来街者にとってわかりやすい都市空間の整備や改善を図ります。

○まちかど広場、休憩ベンチ、緑陰空間などを設け、健康的で快適に過ごせる歩行者空間の整備を進めます。

○身近な道路に愛称をつけ、また、地域の歴史や文化、まちの記憶などを説明した案内板等の整備を進め、わかりやすく親しみやすい都市空間づくりを進めます。

②公共施設等の整備

○不特定多数の利用のある鉄道駅舎や公園、官公庁施設、保健・福祉施設、医療機関、金融機関、文化・スポーツ施設、商業施設、学校などは、ユニバーサルデザイン※01の視点を踏まえた整備や改善を誘導します。

○施設の出入口の段差の解消や、誰でも利用できるトイレ等の整備を促進します。

③バリアフリー住宅の整備

○床の段差の解消やトイレ・浴室・廊下等への手すりの設置など、障害者や高齢者等に配慮したバリアフリー住宅の整備を誘導します。

④多様な主体との協働

○道路、駅舎等の公共施設の整備にあたっては、バリアフリー化などユニバーサルデザイン※01の視点を踏まえて、関係機関と協働で進めていきます。

○福祉のまちづくり団体、NPO※14などと協働し、また、その活動を支援し、まちのバリアフリー化を促進していきます。

○ユニバーサルデザイン※01の視点を踏まえた都市空間の形成のため、周辺に影響のある施設等を対象にマニュアルと事前協議による誘導を進めます。

○バリアフリー化のための設備等の整備への支援について検討します。

○新宿駅では、多様な関係者が連携して取り組んでいる新宿ターミナル協議会にて、利便性向上のための施設整備等を進めていきます。なお、この取組みの検討成果を、区内各所で進められているまちづくりにも活かしていきます。

※14　**NPO** p027参照

(2)人々の交流を創出する都市空間づくり

①道路・公園の質の向上

○幹線道路及び区内主要道路等の整備時に歩行者通行部の設置や拡幅、みどり環境の充実に配慮するなど、散歩やランニングなどで気軽に区民が楽しめる道路環境を整備します。

○区内の公園が、誰もが使いやすく、安全で安心して過ごせる場となるよう、公園施設のユニバーサルデザイン※01化や清潔で使いやすいトイレづくりなどを進めます。また、散歩やランニングなどで気軽に区民が楽しめる公園環境を整備します。

○地域と利用者との連携による、地域や公園の特性に応じた独自のルール・運営の検討などにより、魅力ある公園づくりを進めます。

○道路や公共施設においては遮熱性舗装※65や緑陰整備などを図ります。また、周辺の防犯対策や景観誘導を進めます。

○戸山公園箱根山地区多目的運動広場は、引き続き、多種目・多目的に使用できる総合的な多目的運動場としての整備を東京都へ要望します。

②公共施設の質の向上

○区内の運動・スポーツ関連施設は、ユニバーサルデザイン※01の視点を踏まえた誰もが使いやすい施設としての整備や充実を図ります。

○区民の多様化するニーズに対応し、誰もが気持良く安心して使えるよう、温水シャワーの標準完備や一時救護スペースの確保、更衣室等を清潔に保つ工夫など、区内の運動・スポーツ関連施設の付帯設備等の充実を図ります。

③交流の場の活用推進

○区民のスポーツ・レクリエーション活動や相互交流の場、文化・芸術の発信の場となるよう、道路や公園、施設建築物における公共的な空間などを活かし、賑わいや活力あるまちづくりを推進します。

○民間施設と一体となった都市空間の場が活用されるよう、施設管理者とイベント主催者との連携を図ります。

④健康に暮らせるまちづくり

○区民が気軽に出歩き、ウォーキングやジョギングを楽しむことで、無理なく健康的な生活ができるよう、道路・公園の質を向上します。

○地域の人々のつながりが住民の健康に影響することがわかってきています。人々の交流が活発になるコミュニティづくりに役立つよう、交流の場の創出を促進していきます。

※01 **ユニバーサルデザイン** p005参照
※65 **遮熱透水性舗装　遮熱性舗装** p099参照

4.　まちづくり方針図

（1）誰もが豊かに暮らせるまちづくり方針図



※バリアフリー法に基づき、駅ホームから地上までエレベーターの利用により、1経路以上円滑な移動経路が確保されている駅

8 環境に配慮したまちづくりの方針

1. 概況

(1)温室効果ガス※71の排出等の状況

○区内の二酸化炭素(温室効果ガス※71の二酸化炭素換算)の排出量は、平成26(2014)年度現在で301万3,000t-co_2であり、前年度に比べ約19万t-co_2減少しました。しかしながら、平成26(2014)年度値は、基準年となった平成2(1990)年度値と比較して、22.3%増加しています。

○部門別では、民生部門のうち業務の排出量が多いことが特徴で、民生部門のうち家庭をあわせた民生部門だけで、全体の約81%を占めます。

(2)発電電力の状況

○平成23(2011)年の東日本大震災を契機に国内の電力供給の構成が変化し、平成27(2015)年度現在では、石油や石炭などの化石エネルギーが91.2%を占めています。一方で太陽光や風力などの再生可能エネルギー※79による発電が増えつつあります。

○新宿区においては、住宅用新エネルギー及び省エネルギー※67機器等導入補助金制度を平成21(2009)年度に導入し、平成28(2016)年度までに2,745件の設置があり、住宅用太陽光発電システム、家庭用燃料電池(エネファーム)の設置が進んでいます。

(3)気候の状況

○東京の年平均気温は、過去100年で約3℃の上昇がみられ、他の大都市の平均上昇気温2.4℃、中小規模の都市の平均上昇気温1℃に比べて大きな上昇となっています。気温上昇の原因には、地球温暖化の影響もありますが、ヒートアイランド現象※64を含む都市温暖化の傾向が、顕著にあらわれています。

(4)ごみ・リサイクルの状況

○新宿区収集のごみと資源回収の総量は、平成28(2016)年度現在で約9.1万tであり、平成19(2007)年度と比較すると約1.9万t減少しました。資源化率は、平成28(2016)年度現在で21.7%であり、平成19(2007)年度と比較すると3ポイント増加しました。

(5)都市型公害に関する苦情・相談の状況

○都市型公害に関する苦情件数は、平成28(2016)年度末現在で192件あり、過去5年間をみると100～200件台で推移しています。平成28(2016)年度は、騒音が最も多く全体の48%を占め、粉じん(11%)、振動(15%)、悪臭(14%)が続きます。

○都市型公害に関する相談件数は、平成28(2016)年度現在で3,081件あり、過去5年間をみると増加傾向にあります。土壌汚染が最も多く全体の70%を占めます。

産業部門別二酸化炭素排出量の推移

（単位：1000t−CO_2）

部門	平成2年度（1990年度）	平成15年度（2003年度）	平成16年度（2004年度）	平成17年度（2005年度）	平成18年度（2006年度）	平成19年度（2007年度）	平成20年度（2008年度）	平成21年度（2009年度）	平成22年度（2010年度）	平成23年度（2011年度）	平成24年度（2012年度）	平成25年度（2013年度）	平成26年度（2014年度）
産業部門	274	150	135	143	129	121	123	110	109	108	109	99	66
民生部門	1,640	2,339	2,135	2,135	2,029	2,414	2,456	2,236	2,219	2,314	2,599	2,579	2,436
運輸部門	520	624	564	550	527	536	510	495	433	450	459	453	444
廃棄物部門	30	21	21	21	33	37	47	54	63	63	65	70	67
合計	2,464	3,134	2,856	2,849	2,717	3,108	3,137	2,895	2,823	2,935	3,232	3,201	3,013
平成2年度比（1990年度）	±0.0%	+27.2%	+15.9%	+15.6%	+10.3%	+26.1%	+27.3%	+17.5%	+14.6%	+19.1%	+31.2%	+29.9%	+22.3%

各部門の排出量と合計は、四捨五入の関係で異なることがある。



出典：オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」

※64　**ヒートアイランド、ヒートアイランド現象** p099参照
※67　**省エネルギー（省エネ）** p099参照
※71　**温室効果ガス** p105参照
※79　**再生可能エネルギー** p142参照

2. 基本的な考え方

環境に配慮したまちづくりの方針

- （1）エネルギー利用の効率化を推進するまちづくり
- （2）ヒートアイランド※64対策を推進するまちづくり
- （3）資源循環型のまちづくり
- （4）誰もが快適に過ごせる都市空間づくり

地球温暖化の進行や東日本大震災等の教訓から、災害時のエネルギー確保の必要性が高まり、低炭素・省エネルギー※67の推進や再生可能エネルギー※79の活用に取り組んでいきます。あわせて資源循環型のまちづくりを推進し、持続可能な都市づくりに取り組んでいきます。

また、騒音、臭気、光害、ビル風等に配慮した建物整備や、来街者を意識したきれいなまちづくりなどを進め、誰もが快適に過ごせる都市空間をつくっていきます。

※02 **ICT** p021参照
※31 **市街地再開発事業** p069参照
※64 **ヒートアイランド、ヒートアイランド現象** p099参照
※65 **遮熱透水性舗装　遮熱性舗装** p099参照
※66 **LED** p099参照
※67 **省エネルギー（省エネ）** p099参照
※68 **自転車シェアリング** p101参照
※78 **地域冷暖房** p142参照
※79 **再生可能エネルギー** p142参照
※122 **長期優良住宅** p195参照

3.　方針（環境に配慮したまちづくりの方針）

（1）エネルギー利用の効率化を推進するまちづくり

①区内全域における推進

○太陽光、太陽熱、地中熱※125などの再生可能エネルギー※79、排熱などの未利用エネルギー※126の普及のための取組みを進めます。

○省エネルギー※67対策等によるCO_2の排出削減の推進に取り組みます。

○環境への負荷を軽減する工法や省エネルギー※67製品の採用に取り組みます。

○改修可能な小型街路灯すべてをLED※66街路灯に改修します。

○区内のエネルギー消費量を削減するため、区民の環境に対する意識の向上を図ります。

②大規模施設における推進

○ICT※02によるエネルギーの管理や、コージェネレーション※127などの高効率なエネルギー設備の導入を促進します。

○市街地再開発事業※31等による大規模建築の計画においては、徹底した省エネルギー※67化を促し、建物の高断熱化や再生可能エネルギー※79の導入、地域冷暖房※78など効率的なエネルギー利用を働きかけます。

③住宅における推進

○長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた、長期優良住宅※122制度の周知のほか、国が定める建物の消費性能基準（省エネ基準）に基づく低炭素住宅※128やZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス※129）などの環境配慮型住宅の導入などを促進します。

（2）ヒートアイランド※64対策を推進するまちづくり

○交通渋滞の緩和、自動車交通の抑制、公共交通機関の整備と利用を進めます。また、道路や公共公益施設は、遮熱透水性舗装※65や保水性舗装※130などによる整備を進めます。

○環境負荷の少ない区民の新たな移動手段として、また、観光の活性化やまちの回遊性の向上が期待される、自転車シェアリング※68を推進します。

○建物の敷地の接道部緑化、建物の屋上緑化や壁面緑化、工作物の緑化を進めるとともに、広場や駐車場の芝生化などを誘導します。

※125　**地中熱**
地表からおよそ地下200mの深さまでの地中にある熱のことをいい、このうち深さ10m以深の地中温度は季節に関わらずほぼ安定していて、夏は外気温より冷たく、冬は外気温より暖かい性質をもっている。地熱の一種ではあるが、太陽エネルギーによる熱である。

※126　**未利用エネルギー**
河川水・下水等の温度差エネルギー（夏は大気よりも冷たく、冬は大気よりも暖かい水）や、工場等の排熱といった、今まで利用されていなかったエネルギーの総称

※127　**コージェネレーション**
一つのエネルギーから複数のエネルギー（電気・熱など）を取り出すシステム。具体的には、発電を行うと同時に、従来、大気中に放出していた排熱を回収して給湯や冷暖房用に利用し、エネルギー効率を高めるシステムのこと。

※128　**低炭素住宅**
一定の基準以上の省エネルギー性能を有し、CO_2の排出の抑制に資する住宅

※129　**ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（Net Zero Energy House）**
「住宅で年間に消費するエネルギー量」と「住宅で年間につくるエネルギー量」の差がゼロ、もしくはつくるエネルギー量のほうが多くなる住宅のこと。ZEH（ゼッチ）とも呼ばれる。

※130　**保水性舗装**
特殊なアスファルトを舗装の表層に使用し、その層の空隙に雨水を蓄える機能をもつ液体を充填させたものであり、保水された水分が蒸発し気化熱が奪われることにより、路面温度の上昇を抑制する機能を有する舗装工法

(3)資源循環型のまちづくり

○都市施設※76や施設建築物について、計画から竣工、維持管理、解体に至る全過程において、環境負荷軽減への配慮や長寿命化修繕計画の策定などを踏まえて、ライフサイクルコストの軽減を図ります。
○大規模な開発や商業施設の建設などの際には、資源や廃棄物などの効率的な排出を促します。
○建設工事等に伴う産業廃棄物の排出量の発生抑制、再生利用、縮減を図るため、建設リサイクル法※131に基づき分別解体と再資源化を進めます。
○雨水(あまみず)の利用を図るため、自然環境機能を活用した取組み、浸透機能をもたせた植栽帯・雨水利用設備の設置を進めます。

(4)誰もが快適に過ごせる都市空間づくり

①都市空間

○自動車騒音・道路交通振動の緩和を図るため、沿道環境に配慮した幹線道路の整備や低騒音舗装の導入、さらなる発生源対策などを関係行政機関とともに進めます。
○繁華街では、事業系ごみや資源の保管に必要な空間(保管庫等)の設置に加え、路上へのごみ等の排出規制など、地域主体の適正な資源・ごみの排出を誘導します。
○建物の建設による騒音、臭気、光害、ビル風などの抑制を促すとともに、建物や設備の適切な更新や維持管理を誘導します。
○ポイ捨て防止や路上喫煙禁止、放置自転車や路上看板の撤去、不法投棄対策などを進め、地域特性や人に配慮した歩行者空間の整備を推進します。
○路上喫煙は、ポイ捨てにつながる恐れがあるため、路上喫煙禁止の普及啓発等に努め、きれいなまちづくりを進めていきます。

②建物

○解体・建設工事に伴って発生する騒音、振動、粉じんに対して、監視、規制、指導を行ない、良好な生活環境づくりに努めます。また、繁華街の拡声機等からの騒音や飲食店等からの臭気についても調査を行い、規制・指導により、生活環境への影響を抑制します。
○解体工事等の際の適正な処理など、区有施設や民間建物におけるアスベスト※12対策を推進します。
○土壌汚染や地下水汚染対策などのため、有害化学物質取扱い事業者に対し、適正管理を指導するとともに、施設の廃止の際に義務づけられている土壌汚染調査等の実施を徹底させます。
○住宅の新築や大幅な改築、用途変更の際は、資源・ごみ集積所設置に向けた事前協議を義務づけ、適切な集積所の設置を促進します。
○管理不全な空き家や土地・建物については、関係機関と連携し、助言指導を行い適正な管理を促します。また、空き家等の所有者に対し、適正管理の周知啓発を行います。

※12 **アスベスト** p025参照
※76 **都市施設** p140参照
※131 **建設リサイクル法**
特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等を目的に、平成12(2000)年5月31日に公布された。主な内容は、①建物等に使用されている建設資材に係る分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の義務づけ、②発注者または自主施工者による工事の事前届出、元請業者からの発注者への書面による報告の義務づけ、③解体工事業者の登録制度や技術管理者による解体工事の監督である。

4.　まちづくり方針図

（1）環境に配慮したまちづくり方針図



＊1　東京都の「新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針」では、エネルギーの面的利用に対する取組みの基準を定めており、区内の一地域が既存の地域冷暖房の受け入れ検討エリアに位置づけられている。その範囲は地域冷暖房区域のプラントから500m以内とされている。

＊2　東京都の「新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針」において、緑化の増進に対する取組みの基準を定めており、区内の一地域が緑化推進エリアに位置づけられている。
なお、「ヒートアイランド対策」推進エリアとは、業務ビル、アスファルト等の人工被覆面からの熱負荷や建物排熱が大きく、昼夜ともに気温が高いエリアなど、ヒートアイランド対策を組み込みながら都市開発を計画的に誘導すべき地域として、平成17（2005）年4月に東京都ヒートアイランド推進会議が指定した地域のこと。

第3章 地域別まちづくり方針

基本的な考え方及び地域の区分

1. 基本的な考え方

地域別まちづくり方針は、8つからなるまちづくり方針（第2章）を踏まえて、各地域の総合的なまちづくり方針を定めるものです。

まちづくり方針は新宿区全体のまちづくりに重点が置かれているのに対し、地域別まちづくり方針は地域の課題に応じて地域のより詳細なまちづくりの方針を示すものです。

また、地域別まちづくり方針は、区全域に係るまちづくり方針についても、地域特性等を踏まえて、再度記載しているものがあります。

地域別まちづくり方針は、住民が身近に感じることのできる日常の生活範囲として、特別出張所の所管区域を基本とし、新宿区全体を10の地域に区分しています。

2. 地域の区分



各地域別まちづくり方針図2の総括図

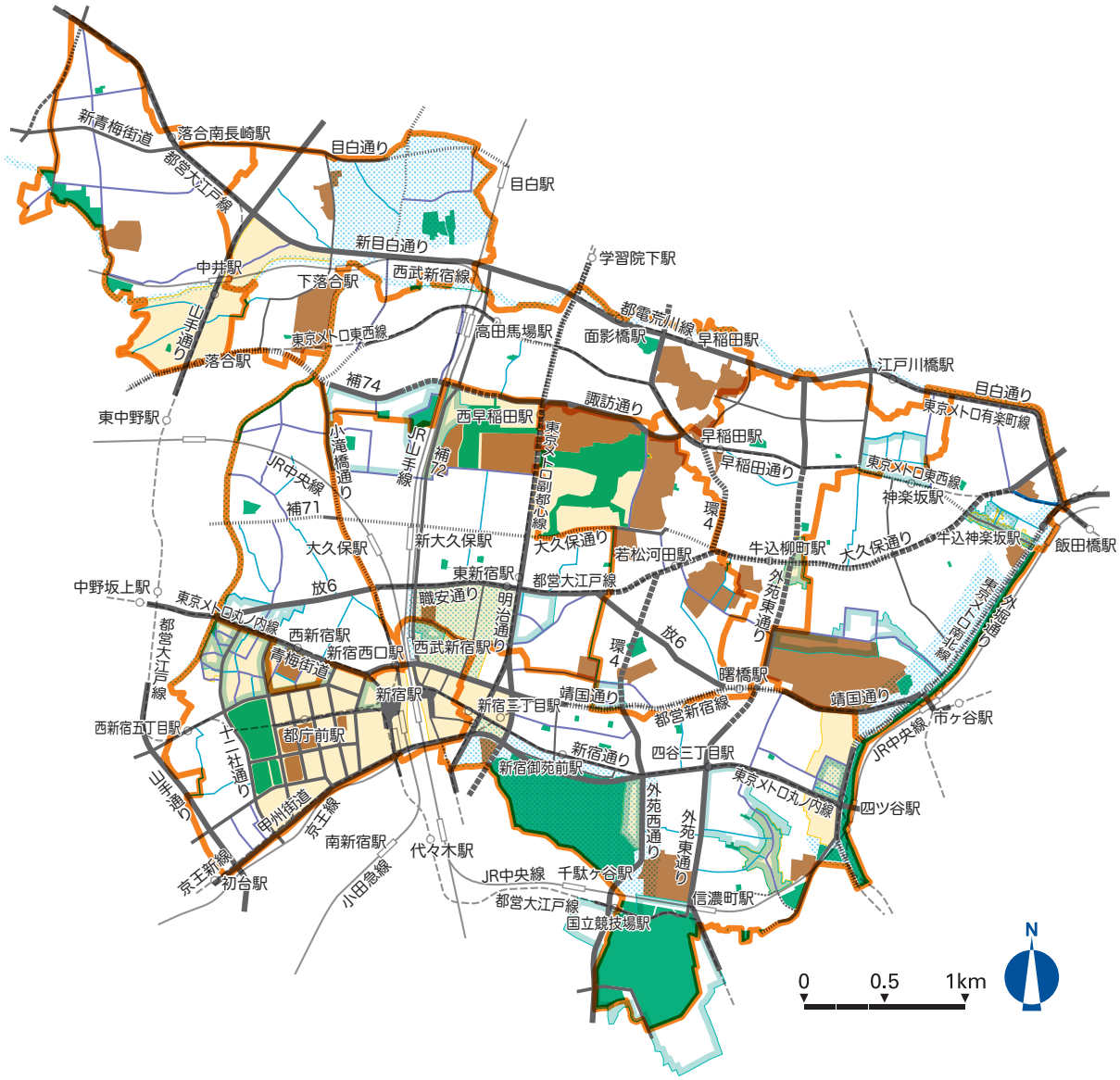

1 四谷地域まちづくり方針



●地域の指標

	平成19年(2007年)	平成29年(2017年)	区全体に対する割合	増減率
面積＊1	320 ha	319 ha	17.5%	-0.3%
人口	34,799 人	37,549 人	11.1%	7.9%
日本人	32,024 人 (100.0%)	35,214 人 (100.0%)	11.8%	10.0%
0歳～14歳	2,375 人 (7.4%)	3,052 人 (8.7%)	11.4%	28.5%
15歳～64歳	22,913 人 (71.5%)	24,480 人 (69.5%)	12.0%	6.8%
65歳以上	6,736 人 (21.0%)	7,682 人 (21.8%)	11.6%	14.0%
外国人	2,775 人	2,335 人	5.7%	-15.9%
人口密度＊2	108.7 人／ha	117.7 人／ha	－	8.2%
世帯数＊3	－ 世帯	24,114 世帯	11.3%	－
世帯構成人員＊3	－ 人／世帯	1.56 人／世帯	－	－
単身世帯率	59.2 %	65.1 %	－	－

資料：平成19(2007)年の日本人は住民基本台帳(1月)、外国人は外国人登録(1月)
平成29(2017)年の日本人、外国人はともに住民基本台帳(1月)
平成19(2007)年の単身世帯率は平成17年国勢調査
平成29(2017)年の単身世帯率は平成27年国勢調査
＊1：平成26(2014)年10月、国土地理院により変更(計測方法の変更等による)
＊2：人口密度＝人口／面積
＊3：外国人世帯を含む

●対象町名（＊町丁内の一部が対象）

四谷一丁目	若葉一丁目	荒木町	住吉町＊
四谷二丁目	若葉二丁目	舟町	新宿一丁目
四谷三丁目	若葉三丁目	愛住町	新宿二丁目
四谷四丁目	須賀町	大京町	新宿三丁目＊
四谷本塩町	左門町	霞ヶ丘町	新宿四丁目
三栄町	信濃町	内藤町	新宿五丁目＊
四谷坂町	南元町	片町	歌舞伎町一丁目＊


新宿御苑(玉川上水・内藤新宿分水散歩道)

1. 地域の概況

(1)地域の位置と成り立ち

○新宿区の南東に位置し、千代田区、港区、渋谷区に隣接し、区内で一番面積の大きい地域です。地形は淀橋台地にありほぼ平坦ですが、新宿通り沿道や若葉などに部分的な窪地があり、そこでは坂やがけが形成されています。

○本地域は、江戸時代当初に開け、武家屋敷が数多く置かれ、また、寺社が江戸の中心部より移転し、門前町屋が形成されました。さらに、江戸城外堀や甲州街道の整備、内藤新宿が江戸四宿※132の一つとして栄えたことで、街道を中心に早い時期より市街化が進みました。若葉や須賀町、荒木町等では昔の面影を偲ぶ坂道やまちなみを残し、歴史や文化が感じられます。

○明治以降は四ツ谷駅の開設や交通網の発達とともに、新宿通り沿道に商店が軒を連ね、商業地として栄えました。

○その後、戦災で被害を受けましたが、閑静な住宅地の形成とともに、四ツ谷駅、新宿三丁目一帯や、幹線道路沿道を中心に業務商業機能が集積し発展してきました。

○一方、新宿御苑や明治神宮外苑といった風格ある都市景観と豊かな自然環境を有する大規模公園が立地しています。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のメイン会場である新国立競技場をはじめとする日本を代表するスポーツ施設が集積しています。

(2)地域の主な特徴

①2つの顔をもつ地域です。

○外苑西通りを挟んで西側は大規模小売店舗やオフィス等の業務商業機能と都心居住を中心とした新宿エリア、東側は幹線道路の後背地を中心に、閑静な住宅地の四谷エリアを形成しています。

○また、地域の土地利用は、住居系と業務商業系の構成比率が同程度となっています。

②駅周辺のまちづくりが期待される地域です。

○四ツ谷駅は、JR線、地下鉄丸ノ内線、南北線と複数の線が乗り入れるターミナル駅です。駅周辺には業務商業施設が数多く立地し、さらなる駅周辺の賑わいのまちづくりが期待される地域です。

○また、神宮外苑への玄関口となる信濃町駅周辺は、賑わいと活力のあるまちづくりが期待されています。

③防災面で課題のある地域があります。

○若葉周辺など、細街路※36が多く木造の建物が密集し、地震に対する地域危険度※96の高い地域があります。

○また、幹線道路の後背地には、防災性に課題のある地域があります。

④自然資源に恵まれています。

○みどりの核の役割を担う新宿御苑や明治神宮外苑等の大規模公園が立地し、自然資源に恵まれた地域です。

○また、明治神宮外苑には日本を代表するスポーツ施設が立地し、イベント時には多くの人々が訪れています。

⑤風情あるまちなみと歴史的・文化的資源の点在するまちです。

○荒木町周辺は、路地が入り組み、昔ながらの風情あるまちなみを残す、魅力的な商業地となっています。

○外濠、四谷見附橋をはじめ、寺社や坂道など、歴史的・文化的資源が多く点在する地域です。

■地域別昼夜間人口の比較

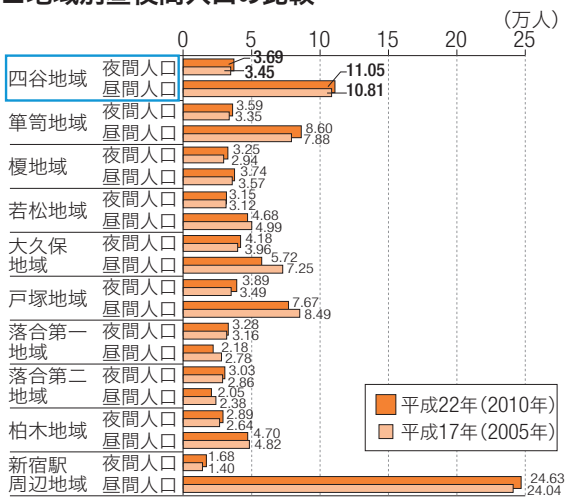

出典：国勢調査

■土地利用面積構成比の推移

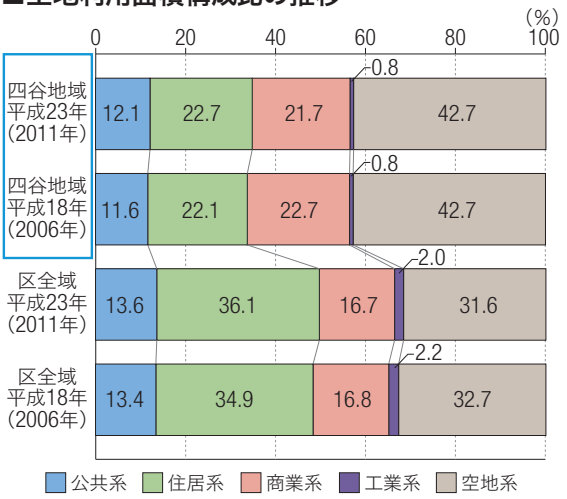

出典：土地利用現況調査

■地域別緑被率※70の比較

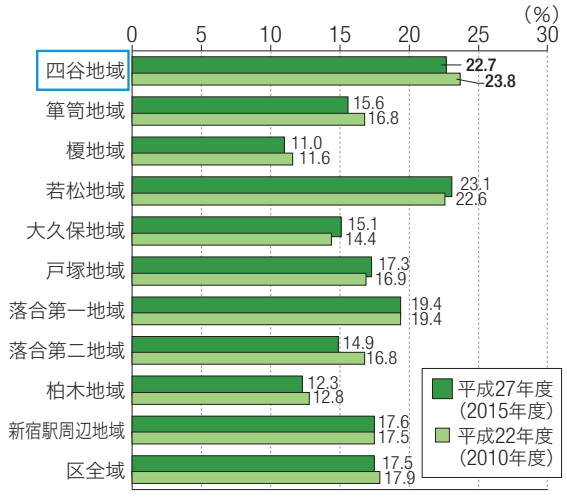

出典：新宿区(みどりの実態調査)

2. 地域の将来像

歴史と文化の香りあふれ、多くの人が集う夢のまち

まちづくりの目標

●歴史と文化

江戸時代からの文化を継承する歴史ある地域であり、寺社等の歴史的資源を活かしながら、その歴史・文化と融合した賑わいあるまちをめざします。

●香り

新宿御苑や明治神宮外苑などの大規模なみどりの拠点が連続し、季節感を運ぶ風の香りに加え、四谷の歴史や文化を肌で感じ取れるまちをめざします。

●人が集う

住む人、働く人、観光客に加え、多くのアーティストや文化人を迎え入れることができる個性的でハイセンスなまちをめざします。

●夢

地域住民が誇りと夢を持ち、責任を持って未来へと引き継いでいくまちをめざします。



聖徳記念絵画館



新宿通り

※132 **江戸四宿**
江戸時代、五街道とともに整備された江戸（日本橋）に最も近い宿場町で品川宿、内藤新宿、板橋宿、千住宿をいい、江戸の内外を分ける一つの目安となっていた。このうち内藤新宿は、甲州街道の宿場として栄え、新宿の名の由来となっている。

3.　まちづくりの方針

（1）都市の骨格に関するまちづくり方針

①四谷地区【賑わい交流の心】

○四谷駅前地区市街地再開発事業※31を推進するとともに、四谷駅周辺地区地区計画※29により業務商業と都心居住が調和し、歴史的な文化・景観を保全しつつ賑わい交流機能や教育機能を備えた拠点形成を進め、新しい魅力をもつまちにしていきます。

○四谷一丁目南地区沿道では、魅力的な商業が集積した賑わいの形成や秩序だったまちなみの形成、みどりやオープンスペース※81の確保など、新たな魅力を周辺につなげるまちづくりについて検討します。

○増加する観光客や訪日外国人に対応するため、宿泊施設の整備を誘導します。

②神宮外苑地区、信濃町駅周辺地区【賑わい交流の心】

○東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定を契機として、神宮外苑地区では、新国立競技場や関連施設の整備が進んでいます。神宮外苑への玄関口となる信濃町駅周辺とあわせて、スポーツクラスターとして集客力の高い、賑わいと活力のあるまちとして再生を推進するとともに、周辺の快適な歩行者空間や環境を整備します。

○明治神宮外苑周辺のみどり豊かな潤いと調和したまちづくりを推進します。

○スポーツ施設や大学病院など周辺施設利用者等のための、宿泊施設の整備を誘導します。

③新宿通り【賑わい交流軸】

○魅力ある業務商業施設の立地を誘導していくとともに、快適な歩行者空間や景観を創出し、歩きたくなるまちづくりを推進します。特に、荒木町等の老舗や歴史的建物が点在する地区では、歩きたくなる風情あるまちなみを創出します。

④外濠周辺、新宿御苑周辺と明治神宮外苑周辺【七つの都市の森】

○外濠周辺、新宿御苑周辺と明治神宮外苑周辺のまとまったみどりをそれぞれ「七つの都市の森」の一つと位置づけ、みどりの保全・充実・活用を進めます。

⑤外濠、新宿御苑と明治神宮外苑【水とみどりの環】

○外濠の水辺と連続する緑地、新宿御苑と明治神宮外苑のみどりを新宿区の外周を囲む「水とみどりの環」と位置づけ、水に親しめる空間や自然を感じることができる、連続した水とみどりの骨格を形成します。

⑥新宿通り、明治通り（御苑大通り）【風のみち（みどりの回廊）】

○新宿通りと明治通り（御苑大通り）を「風のみち（みどりの回廊）」と位置づけ、街路樹の整備や沿道建物の緑化を進め、みどり豊かな都市空間を形成します。

※29　**地区計画** p069参照
※31　**市街地再開発事業** p069参照
※36　**細街路** p073参照
※70　**緑被率** p103参照
※81　**オープンスペース** p149参照

(2)地域のまちづくり方針

1)土地利用・市街地整備

①四谷地域の拠点の整備を進めます。

○四ツ谷駅周辺の一体的なまちづくりを行っていくなかで、地区計画※29や市街地再開発事業※31等による四谷地域の拠点の形成を進めます。

○新宿通りとともに、靖国通り沿道を業務商業の重要な路線として、多くの人々が往来する賑わいのある地域とします。

○信濃町駅周辺は、まちづくりルールの策定などにより、地域にふさわしいまちづくりを進めます。

②住機能と業務商業機能の調和を図ります。

○新宿一、二、五丁目は、中高層階住居専用地区※133の指定により、定住人口を確保しつつ、住機能と業務商業機能の調和した複合市街地としての整備を誘導します。

○四谷三丁目駅周辺は、後背の住宅地の生活交流の中心として、魅力ある商店街等の整備を促進します。

③住宅地の修復型のまちづくりを進めます。

○三栄町、愛住町、四谷四丁目など幹線道路に囲まれた住宅地は、建物の更新や共同建替えの時期を捉え、生活道路やオープンスペース※81の整備など、修復型のまちづくりを進めます。

2)道路・交通

①幹線道路における歩行者空間の整備を進めます。

○明治通り、新宿通り、靖国通り等の幹線道路は、沿道商業環境に配慮し、歩道の景観整備や緑化を促進します。

②公共交通等によるまちの利便性の向上を図ります。

○地域の住民の利便性及び観光客等の来訪者の回遊性向上のため、地域内外の移動手段として自転車シェアリング※68の充実を図ります。

○高齢者、障害者も含めたすべての人が容易に移動できるよう、駅及び駅周辺のバリアフリー化を促進します。

③駐車場の整備を促進します。

○駅や商業施設などの集客施設は、事業者や商店会などに対して駐車場や駐輪場の設置を働きかけていきます。

④住環境に配慮した幹線道路の整備を進めます。

○補助第58号線の整備促進について、関係機関と協議します。

※133 **中高層階住居専用地区**
都市計画法の特別用途地区の一つ。中高層の階を「住宅以外」の用途に使用する場合に、立体的な用途規制を強化し、住宅の確保等を図る地区。新宿区では、「新宿区中高層階住居専用地区内における建築物の制限に関する条例」の制定と「地区」を指定している。平成8(1996)年5月31日施行

3）安全・安心まちづくり

①まちの防災性の向上を図ります。

○若葉三丁目等の木造住宅密集地域※09は、地区計画※29等を活用し、歴史的な文化資源を活かしながら、道路等の基盤整備を促進するとともに、共同建替えを誘導し、まちの不燃化を進めます。

○木造住宅密集地域※09や地域危険度※96の高い地域は、地域の状況に応じて新たな防火規制※28制度の活用について検討します。

②大規模施設跡地の有効活用を図ります。

○大規模施設等の跡地は、開発等の際に地域の安全性の向上のために、災害時の避難施設として活用するなど、有効な利用の検討を進めます。

4）みどり・公園

①水とみどりのネットワークの形成を図ります。

○新宿御苑から明治神宮外苑、外濠に至る歩行系幹線道における街路樹の充実等を図り、区民と協働でみどりの創出を進めます。また、玉川上水を偲ぶ流れとして整備された玉川上水・内藤新宿分水散歩道の適正な管理による保全を図ります。

○新宿御苑、明治神宮外苑などの大規模公園を核とし、周辺地域へみどりが広がるよう、地区計画※29や景観まちづくり計画※59等の制度の活用を検討します。

○大規模な開発等の際には、事業者にオープンスペース※81の確保を要請し、地域に開かれたみどりの広場の整備を進めます。

②利用者の声を反映した公園の再整備を進めます。

○公園の再整備にあたっては、公園利用者のニーズを把握し、地域の実情にあった公園整備を進めていきます。また、地域の住民による公園管理のしくみについての検討を進めます。

※09　**木造住宅密集地域** p024参照
※28　**新たな防火規制** p068参照
※29　**地区計画** p069参照
※31　**市街地再開発事業** p069参照
※59　**景観まちづくり計画** p095参照
※68　**自転車シェアリング** p101参照
※81　**オープンスペース** p149参照
※96　**地域危険度** p169参照

5）都市アメニティ※77

①歴史的・文化的資源を活かしたまちづくりを推進します。

○若葉や須賀町を中心に四谷地域に点在する寺社や坂道などに残る歴史的・文化的資源について、広報やイベントの開催等により情報を発信し、観光資源として活用します。また、これらの資源をめぐるまち歩きルートの設定や案内板の設置などを検討します。

○新宿御苑周辺を「新宿御苑みどりと眺望保全地区」、外濠周辺を「歴史あるおもむき外濠地区」、四谷一丁目の新宿通り北側を「潤いと歴史かおる四谷駅周辺地区」として、地域の歴史や文化、水とみどりなどの資源を活かした景観まちづくりを進めます。

②風情ある景観の保全を図ります。

○荒木町などの昔ながらの風情を残す地区が、魅力ある商業地としての景観を維持していけるように、地区計画※29等のまちづくり制度を活用し、建物の高さや意匠等のルールづくりについて検討します。

③新宿駅からの歩行者の回遊性の向上を図ります。

○新宿駅南口や東口から新宿御苑方面への往来ができるよう、動線の検討を行うとともにサイン整備等により歩行者の回遊性の向上を図ります。

④子育てしやすいまちづくりを推進します。

○多様な保育ニーズへの対応とともに、放課後の子どもの居場所や乳幼児親子が集える場、気軽に相談できる場の提供など、子育てしやすいまちづくりを推進します。

⑤スポーツ拠点を活かしたまちの活性化を図ります。

○新国立競技場や神宮球場などのスポーツ施設でイベントを開催するなど、地域の活性化に結びつけることを促進します。

6）コミュニティ

①地域の住民のまちづくりを支えるしくみづくりを検討します。

○地域の住民等のまちづくりへの参画を得て、生活道路や公園等を整備するしくみづくりを検討します。

※29 **地区計画** p069参照
※77 **アメニティ** p140参照

4.　地域が主体に進めるまちづくり

①マンパワーを活かしたまちづくり活動を実施します。

○まちづくりの起爆材として、地域の住民のマンパワーを活かした様々な試みを、実施します。

②文化のまちづくりと地域コミュニティの形成を図ります。

○江戸四宿※132であった「土地の記憶」を大切にし、四谷の文化をまちづくりに活かします。

○祭りやイベントの開催により、地域の住民や地元事業者等の四谷地域のまちづくりに対する意識を醸成し、良好な地域コミュニティの形成を進めます。

③来訪者を広く受け入れる体制づくりを行います。

○外国人をはじめ、四谷地域を訪れる人、四谷地域に移り住んできた人を温かく受け入れるための体制づくりを行います。

※132　**江戸四宿** p214参照

5. 四谷地域まちづくり方針図

図1



土地利用（市街地整備区分）
- 低中層個別改善地区
- 低中層基盤整備地区
- 中高層住宅整備地区
- 国際的な中枢業務機能拠点地区
- 都心居住推進地区
- 賑わい交流地区
- 生活交流地区
- 賑わい交流骨格整備地区
- 幹線道路沿道整備地区

道路・交通
- 広域幹線道路
- 地域幹線道路
- 地区内主要道路
- 主要区画道路
- 風のみち（みどりの回廊）
- 歩行系幹線道
- 鉄道・駅
- 地下鉄・駅

公園・施設等
- 都市計画公園
- その他の都市公園
- 大規模な公共的施設
- 小学校※
- 中学校※
- 区役所・特別出張所※

※平成29年12月現在

図2


幹線道路の整備にあわせた周辺部のモール※90化
幹線道路の歩行者空間の整備
魅力的な商業地として、風情あるまちなみの継承
環状第5の1号線の早期整備
新国立競技場などのスポーツの拠点の活用による地域の活性化
防災性の向上と、安心して暮らせる住環境整備の推進
地区計画※29や市街地再開発事業※31等による四谷地域の拠点の形成
【地域全体】
地域の実情にあった公園の再整備
寺社や坂道などの、地域の歴史的・文化的資源を活かしたまちづくりの推進
N
0 100 500m
東京医大通り
新宿五丁目
明治通り
都営新宿線
靖国通り
御苑大通り
新宿三丁目駅
補69
新宿通り
新宿御苑前駅
甲州街道
東京メトロ丸ノ内線
四谷三丁目駅
曙橋駅
津の守坂通り
荒木町
四谷坂町
三栄町
四谷本塩町
三栄通り
外堀通り
東京メトロ南北線
四谷一丁目
四ツ谷駅
外苑西通り
外苑東通り
大京町
須賀町
若葉三丁目
若葉一丁目
慶應義塾大学信濃町キャンパス
慶應義塾大学病院
補58
信濃町駅
JR中央線
国立競技場駅
都営大江戸線
聖徳記念絵画館
新国立競技場(予定地)
霞岳町
明治神宮外苑
補56
地区計画
まちづくりルール
景観まちづくり計画区分地区
都市計画道路
完了　事業中　優先整備路線※　計画
広域幹線道路
地域幹線道路
地区内主要道路
都市計画道路以外
地域幹線道路
地区内主要道路
主要区画道路
公園・施設等
都市計画公園
その他の都市公園
大規模な公共的施設
小学校*
中学校*
区役所・特別出張所*
鉄道・駅
地下鉄・駅
＊平成29年12月現在

2 箪笥地域まちづくり方針



●地域の指標

	平成19年(2007年)	平成29年(2017年)	区全体に対する割合	増減率
面積	226 ha	226 ha	12.4%	0.0%
人口	33,319 人	37,596 人	11.1%	12.8%
日本人	31,493 人 (100.0%)	36,040 人 (100.0%)	12.1%	14.4%
0歳～14歳	2,997 人 (9.5%)	3,986 人 (11.1%)	14.9%	33.0%
15歳～64歳	23,259 人 (73.9%)	25,336 人 (70.3%)	12.4%	8.9%
65歳以上	5,237 人 (16.6%)	6,718 人 (18.6%)	10.2%	28.3%
外国人	1,826 人	1,556 人	3.8%	-14.8%
人口密度*1	147.4 人／ha	166.4 人／ha	－	12.8%
世帯数*2	－ 世帯	21,307 世帯	10.0%	－
世帯構成人員*2	－ 人／世帯	1.76 人／世帯	－	－
単身世帯率	54.3 %	56.8 %	－	－

資料：平成19(2007)年の日本人は住民基本台帳(1月)、外国人は外国人登録(1月)
平成29(2017)年の日本人、外国人はともに住民基本台帳(1月)
平成19(2007)年の単身世帯率は平成17年国勢調査
平成29(2017)年の単身世帯率は平成27年国勢調査
*1：人口密度＝人口／面積
*2：外国人世帯を含む

●対象町名（*町丁内の一部が対象）

谷田町一丁目	市谷長延寺町	揚場町	北山伏町
市谷田町二丁目	市谷鷹匠町	津久戸町	白銀町
市谷田町三丁目	市谷山伏町	東五軒町	下宮比町
市谷本村町	市谷八幡町	西五軒町*	矢来町
市谷砂土原町一丁目	神楽坂一丁目	赤城元町	若宮町
市谷砂土原町二丁目	神楽坂二丁目	南榎町	岩戸町
市谷砂土原町三丁目	神楽坂三丁目	袋町	中町
市谷左内町	神楽坂四丁目	払方町	箪笥町
市谷加賀町一丁目	神楽坂五丁目	南町	横寺町
市谷加賀町二丁目	神楽坂六丁目	北町	筑土八幡町
市谷甲良町	細工町	納戸町	新小川町
市谷船河原町	二十騎町	南山伏町	神楽河岸



神楽坂

1. 地域の概況

(1)地域の位置と成り立ち

○新宿区の東端に位置し、北側を神田川、東側を外濠に囲まれている地域です。

○地形は、淀橋台地から神田川周辺の低地に向かって下り、坂の多い地域です。

○室町時代、赤城山麓より大胡氏が移住して牛込氏を名乗り、城館を構えた所で、江戸時代以前より集落があったと推定されています。その後、江戸時代には武家地や町屋、江戸の中心部より移転された寺社が混在していました。

○明治以降は市街化が進み、高台の住宅地や神楽坂を中心とする商業地とともに、工業地として栄えました。このため、市谷加賀町、新小川町、東五軒町、西五軒町周辺には、新宿の地場産業である印刷・製本関連事業者が多く立地しています。

○その後、飯田橋駅周辺や外掘通り沿道を中心に、業務商業施設の集積や都心居住に伴う人口増加等により建物の中高層化が図られ、まちの環境や景観に変化が見られます。

○また、水とみどりのある外濠、昔を偲ばせる町名、寺社、坂道、路地、大田南畝や泉鏡花等の文化人が過ごした地域であるなど、歴史や文化が感じられる地域です。

○来訪者も多く、古き良き風情と賑わいをあわせもつまちとなっています。

(2)地域の主な特徴

①集合住宅の増加により人口、世帯の増加が見られます。

○高層集合住宅の建設等により、人口、世帯数は、ともに新宿区全体の増加率を上回っています。

②住・商・工・公共の土地利用が混在しています。

○地域の北側には、新宿区の地場産業である印刷、製本関連事業が多く立地しています。

○中央部には、神楽坂に情緒ある商業地、飯田橋駅周辺に業務地が形成されています。

○外濠沿いから西に向かって坂を登った高台には、閑静な住宅地が形成されています。

○南側には、尾張藩の藩邸跡地で防衛省等の大規模施設が立地しています。

③防災面で課題のある地域があります。

○南榎町など、細街路※36が多く木造の建物が密集するなど、地域危険度※96の高い地域があります。

④自然資源に恵まれています。

○地域の東には外濠、北側には神田川があり、水辺やみどりの自然資源に恵まれている地域です。

⑤風情ある江戸情緒を残すまちなみをもつ地域です。

○神楽坂周辺は、神楽坂通りから一歩裏に入ると地割りや路地など、江戸時代の形態を今も残しており、黒塀の続く石畳の風情あるまちなみを形成しています。

○また、外濠をはじめとする文化財、寺社や坂道などの歴史的・文化的資源も数多くある地域です。

※36　**細街路** p073参照
※96　**地域危険度** p169参照

■人口・世帯数の地域別増減率(H19・H29)の比較

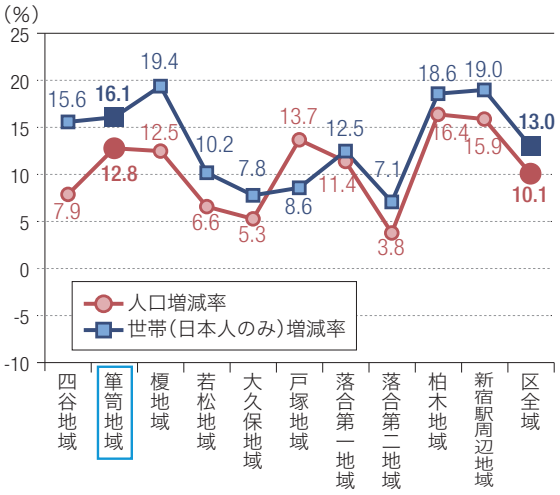

出典：住民基本台帳、外国人登録(各年1月1日)
＊人口：平成19(2007)年は住民基本台帳に外国人を含まないため外国人登録を加算、平成29(2017)年は住民基本台帳人口による日本人と外国人の合計
＊世帯数：平成19(2007)年、平成29(2017)年ともに住民基本台帳の日本人

■土地利用面積構成比の推移

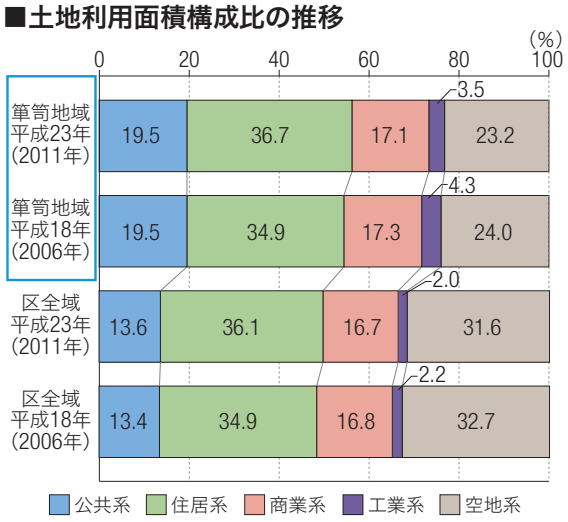

出典：国勢調査

■住宅種別延床面積比率の推移

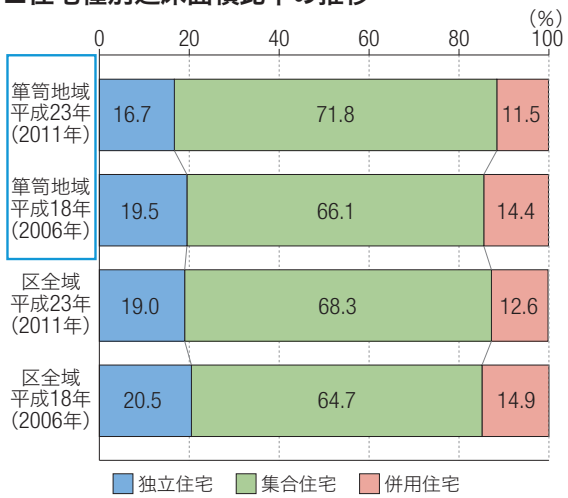

出典：土地利用現況調査

2.　地域の将来像

坂と水　歴史を綴る
粋なまち　箪笥

まちづくりの目標

- 地域の特徴である外濠や神田川などの水辺や坂道等の自然の地形を活かし、人々が生き生きと生活、生産していけるまちをめざします。
- 大名屋敷が点在していた時代から受け継がれ、歴史の変遷の中で積み重ねられた魅力を織り込みながら、江戸文化の「粋」を感じさせるまちづくりをめざします。



外濠



放射第25号線（津久戸町～新小川町区間）

3.　まちづくりの方針

（1）都市の骨格に関するまちづくり方針

①神楽坂地区【賑わい交流の心】

○江戸の文化を継承した路地景観など昔ながらの情緒と業務商業機能や都心居住機能が調和する、歴史的な文化・景観を保全しつつ賑わい交流機能を備えた、新しい魅力をもったまちに誘導します。

○国内外の多様な来街者を踏まえたサイン整備、路上等障害物の是正、地域特性に応じた景観まちづくりを推進するとともに、地域のホスピタリティの醸成に取り組みます。

○増加する観光客や訪日外国人に対応するため、宿泊施設の整備を誘導します。

②飯田橋駅周辺地区【賑わい交流の心】

○放射第25号線の開通や飯田橋駅ホームの安全対策などに対応し、賑わいと交流の拠点形成を進め、住宅と業務が調和した新しい魅力を周辺につなげるまちづくりについて、地域の住民等とともに検討します。

○飯田橋駅周辺は、業務・商業、宿泊、住宅、教育、医療施設などの集積を誘導し、駅改良や駅前広場などの整備による安全で快適な空間と、魅力的な拠点の創出を図ります。

③外濠周辺【七つの都市の森】

○外濠周辺のまとまったみどりを「七つの都市の森」の一つと位置づけ、みどりの保全・充実・活用を進めます。

④外濠、神田川の水とみどり【水とみどりの環】

○外濠の水辺と連続する緑地、神田川の水とみどりを新宿区の外周を囲む「水とみどりの環」と位置づけ、水に親しめる空間や自然を感じることができる、連続したみどりの骨格を形成します。

（2）地域のまちづくり方針

1）土地利用・市街地整備

①住機能と工業機能の調和した土地利用を進めます。

○地場産業の維持や住機能との調和のため、工場アパートなど工業施設の集約化をめざします。

○環境負荷軽減のため、共同配送や荷捌き車両の共同駐車場の整備を検討します。

②きめ細かな土地利用計画を策定します。

○将来を見据えた積極的な産業再構築等のため、地域の実情にあわせたきめ細かな土地利用計画を検討します。

③地域に貢献する周辺と調和した建物を誘導します。

○地区計画※29等のまちづくり制度を活用し、高層ビルや大規模建物が周辺環境と調和し、また、オープンスペース※81の確保等により地域に貢献するものになるよう誘導します。

※29　**地区計画** p069参照
※81　**オープンスペース** p149参照

④良好な住宅地の保全、形成を図ります。

○北町、中町、南町、払方町、市谷砂土原町等は、良好な住宅地として保全します。良好な住宅地の保全、形成にあたっては、地区計画※29等を活用し、敷地の細分化防止、用途の規制、緑化の推進などを検討します。

○神楽坂周辺では、商業と住宅の共存したまちづくりを進めます。

○マンション等で一定規模以上の建築計画に対しては、住戸面積の最低規模や駐車場の附置、緑化の義務づけなどを行い、良好な住環境の形成を誘導します。

⑤神楽坂地区の風情を活かしたまちづくりを進めます。

○神楽坂地区は、風情のある路地景観や坂などの歴史的、文化的資源を活かしながら、防災性の向上を図るために、地区計画※29などまちづくりルールの検討を進めます。

⑥子育てしやすいまちづくりを推進します。

○多様な保育ニーズへの対応とともに、放課後の子どもの居場所や乳幼児親子が集える場、気軽に相談できる場の提供など、子育てしやすいまちづくりを推進します。

2）道路・交通

①地域内の交通の円滑化を図ります。

○生活道路への自動車の通過交通を抑制するため、幹線道路の整備を促進するとともに、ゾーン30※91の導入などによる通過交通車両の流入抑制について検討を進めます。

○荷捌き車両等による交通渋滞を緩和するため、商業施設に対し、荷捌き駐車場の設置や駐車場の整備を誘導します。

②快適な歩行者空間の確保、整備を進めます。

○歩行者の安全を確保するため、道路の状況に応じて道路空間の再配分を検討していきます。

○牛込中央通りなどでは、建物の更新時に、建築主にセットバック※134やオープンスペース※81の提供の協力を求めるなど、連続した歩道状空地の確保を図ります。

○外掘通りは歩行系幹線道として、歩きたくなる歩行者空間の充実と、みどりの創出を促進します。

③駅周辺における駐輪場の整備を進めます。

○駅周辺に駐輪場を整備するよう、鉄道事業者等に要請していきます。

④地域のニーズを踏まえた都市計画道路の整備を進めます。

○放射第25号線（大久保通り）の整備促進について、地域のニーズ等を踏まえ関係機関と協議します。

⑤未整備の都市計画道路内にある敷地の暫定的な利用の検討を進めます。

○未整備の都市計画道路内にある敷地は、敷地の広場的利用や駐輪場利用等の暫定的な活用策の検討を進めていきます。

⑥商工観光振興等の観点から、地域の利便性及び回遊性の向上を図ります。

○地域の住民の利便性及び観光客等の来訪者の回遊性向上のため、地域内外の移動手段として自転車シェアリング※68の充実を図ります。

※09 **木造住宅密集地域** p024参照
※28 **新たな防火規制** p068参照
※29 **地区計画** p069参照
※134 **セットバック**
指定された壁面線に沿って建物を建てたり、細街路を拡幅して空地や道路幅員を確保したりするために、現在の位置よりも後退して建物等を設置すること。

⑦買い物をしやすい魅力的な商業地としての施設整備を行います。

○歩道の拡幅やベンチ等の休憩設備の設置、駐輪場の整備等により、買い物をしやすい魅力的な商業空間の形成を進めます。

3）安全・安心まちづくり

①木造住宅密集地域※09、地域危険度※96の高い地域等の防災機能の強化を進めます。

○地域の防災機能を高めるため、建物の不燃化や耐震化、避難所※40の充実、細街路※36の解消、延焼遮断帯※85による避難経路の確保等を促進していきます。また、防衛省等の大規模敷地について、災害時の避難の場所としての提供を要請していきます。

○南榎町等の木造住宅が多く、細街路※36も多い地区では、地区計画※29や新たな防火規制※28制度を活用したまちづくりの検討を進めます。

4）みどり・公園

①水とみどりを楽しめる施設の整備を進めます。

○外濠と神田川の遊歩道の緑化、景観に配慮した整備等、水とみどりを楽しめる施設の整備を進めていきます。また、神田川や外濠の桜をライトアップするなど、魅力的な水辺空間を形成していくとともに、親水空間としての利用を検討していきます。あわせて、水質の改善に向けての取組みを働きかけます。

②地域の住民等との協働により緑化を推進します。

○地域の住民の協力を得ながら、公園を核とした緑化を進めます。

○まちに潤いを創出するため、地域の資産である坂道や寺社のみどりを保全・充実・活用するとともに、緑化を誘導していきます。

③利用者のニーズを踏まえた公園等のみどりの整備を推進します。

○地域の住民のニーズを踏まえて、身近な公園や街路樹等の整備を進めます。

○区民の参加による、みどりの空間の整備、管理をサポートしていくしくみづくりを進めます。

④公園及び緑地の整備を推進します。

○まちづくりの機会を捉えて地域の核となる公園の整備を検討するとともに、公園の再整備や寺社等の公園的空間の活用など、みどりの空間の充実を図ります。また、子どもが楽しく遊べる公園や緑地の整備を進めます。

○地域の緑化を進めていくために、一定規模以上の建築計画等に対して、引き続き、みどりの条例に基づく緑化の誘導を図るなど、みどりの充実を図ります。

※36　**細街路** p073参照
※40　**避難所** p074参照
※68　**自転車シェアリング** p101参照
※81　**オープンスペース** p149参照
※85　**延焼遮断帯** p153参照
※91　**ゾーン30** p164参照
※96　**地域危険度** p169参照

5）都市アメニティ※77

①景観まちづくり計画※59を活用した景観まちづくりを進めます。

○良好な景観形成に向けて、景観まちづくりの施策を推進します。また、新たな魅力ある景観の創出に向けて、道路や宅地の緑化、まちなみに調和した建物の色彩や意匠等の誘導を進めます。

○地域の歴史や文化、まちなみなどの資源を活かし「粋なまち神楽坂地区」、「歴史あるおもむき外濠地区」として、景観まちづくりを進めます。

②地域の景観資源を活かした魅力あるまちづくりを推進します。

○神楽坂地区では路地景観の保全、屋外広告物の景観に関するルールづくりなど、地域にふさわしいまちづくりを推進します。

③神田川の水辺空間の創出を図ります。

○開かれた水辺空間の創出のため、神田川上部の首都高速道路の地下化について、関係機関に要請していきます。

④歴史的資源を楽しめるまちづくりを推進します。

○特色ある建物、黒塀や石畳などの路地景観の活用を進めます。

○地域の歴史的資源の発掘や案内表示板の設置、情報誌の発行、資源を活かしたイベントの開催などにより、地域の資源をまちづくりに活かしていきます。また、旧町名の活用について検討します。

⑤回遊性の高いまちづくりを進めます。

○寺社等の魅力的な歴史的・文化的資源を活かしたまちなみをつくり、人の流れを創出し、回遊性の高い、面としての賑わいあふれるまちづくりを進めます。

○寺社や文化財、坂道など地域の文化的な資源を活用し、地域の魅力の向上を図ります。また、これらの資源を結ぶ散歩道の整備を検討します。

○人々が世間話や休憩ができる場として、沿道へのベンチ設置などを検討します。また、段差の少ない歩きやすい道路整備や建物の出入口の段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置などバリアフリーに配慮した整備を誘導します。

⑥地域の住民が住み続けられる住宅の供給を誘導します。

○地域の住民が継続して住み続けられ、良好な地域コミュニティを形成できるよう、良質な住宅の供給を誘導します。

6）コミュニティ

①区民によるまちづくり活動を支援する体制を充実します。

○多くの人々がまちづくりに参加できるよう、町会・自治会、商店会、NPO※14、マンション管理組合等のまちづくり活動を支援します。

※14　**NPO** p027参照
※42　**要配慮者** p074参照

4.　地域が主体に進めるまちづくり

①地域の資源とマンパワーを活かしたまちづくりを進めます。

○活力ある商業地とするために、若者が魅力を感じることのできる業種の導入、青空市などイベントの開催を進めます。また、地域ブランド確立の方策について検討します。

②商業の活性化を図ります。

○商店会を中心に、商店街の空き店舗解消のための方策を検討します。

③防災・防犯機能を支えるしくみづくりを進めます。

○地域の防災・防犯機能を高めるため、区民相互の情報交換や防災・防犯パトロールの恒常化、要配慮者※42の支援体制を検討します。

※59　**景観まちづくり計画** p095参照
※77　**アメニティ** p140参照

5. 箪笥地域まちづくり方針図

図1



図2

神田川上部の首都高速道路の地下化の要請

歩車分離などによる、交通機能の強化

建物の不燃化や道路整備等による、防災機能の強化

住宅地における、緑化の推進

建物の不燃化や道路整備等による、防災機能の強化

放射第25号線の整備に際しては、地域のニーズに配慮

建物の不燃化や道路整備等による、防災機能の強化

避難の場所の提供要請

賑わいと風情ある路地景観を保全するまちづくり

外濠等の歴史的資源の活用

地域の拠点として防災機能の向上などを図る大学の機能更新

【神楽坂地区】
神楽坂界隈を活かしたまちづくり
地域に調和した、良好な景観形成の推進

【地域全体】
駅周辺の交通機能の向上を図る施設整備



地区計画
まちづくりルール
景観まちづくり計画区分地区

都市計画道路
完了　事業中　優先整備路線※　計画
広域幹線道路
地域幹線道路
地区内主要道路

都市計画道路以外
地域幹線道路
地区内主要道路
主要区画道路

公園・施設等
都市計画公園
その他の都市公園
大規模な公共的施設
小学校*
中学校*
区役所・特別出張所*
鉄道・駅
地下鉄・駅

＊平成29年12月現在

3 榎地域まちづくり方針

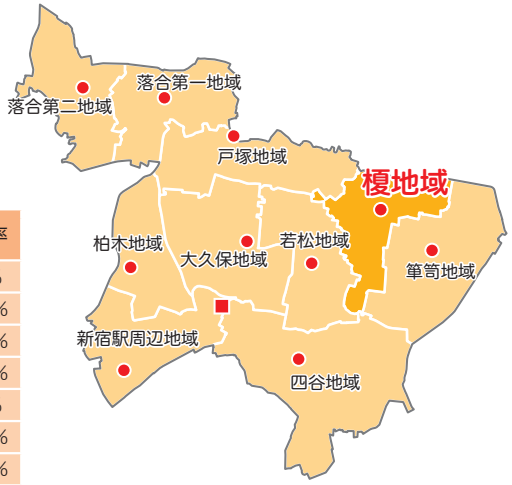

●地域の指標

		平成19年(2007年)	平成29年(2017年)	区全体に対する割合	増減率
面積		140 ha	140 ha	7.7%	0.0%
人口		29,689 人	33,407 人	9.9%	12.5%
	日本人	27,968 人 (100.0%)	31,009 人 (100.0%)	10.4%	10.9%
	0歳～14歳	2,358 人 (8.4%)	2,717 人 (8.8%)	10.1%	15.2%
	15歳～64歳	19,876 人 (71.1%)	21,728 人 (70.1%)	10.6%	9.3%
	65歳以上	5,734 人 (20.5%)	6,564 人 (21.2%)	9.9%	14.5%
	外国人	1,721 人	2,398 人	5.8%	39.3%
人口密度*1		212.1 人／ha	238.6 人／ha	－	12.5%
世帯数*2		－ 世帯	20,632 世帯	9.7%	－
世帯構成人員*2		－ 人／世帯	1.62 人／世帯	－	－
単身世帯率		58.8 %	64.5 %	－	－

資料：平成19(2007)年の日本人は住民基本台帳(1月)、外国人は外国人登録(1月)
平成29(2017)年の日本人、外国人はともに住民基本台帳(1月)
平成19(2007)年の単身世帯率は平成17年国勢調査
平成29(2017)年の単身世帯率は平成27年国勢調査
*1：人口密度＝人口／面積
*2：外国人世帯を含む

●対象町名（*町丁内の一部が対象）

市谷薬王寺町	早稲田町	若松町*	水道町
市谷柳町	早稲田南町	喜久井町	早稲田鶴巻町
市谷仲之町	馬場下町	築地町	西早稲田二丁目*
赤城下町	原町一丁目	弁天町	西五軒町*
天神町	原町二丁目	中里町	
榎町	原町三丁目	山吹町	
東榎町	河田町*	改代町	


漱石山房記念館

1. 地域の概況

(1)地域の位置と成り立ち

○新宿区の北東に位置し、北側が神田川に接し、南北にT字型の形をしている地域です。
○淀橋台地北端の高台より北に向かって下っており、高低差のある地形であるため坂やがけ地が形成されています。
○江戸時代、本地域は武家地をはじめ、江戸中心部より移転した寺社と門前町屋、また、神田川周辺の農村によって混在したまちを形成していました。
○明治期には市街化が進み、周辺に早稲田大学等の文教施設が立地し、早稲田鶴巻町では学生相手の商店が軒を連ね、学生たちの姿が多く見受けられました。
○その後、戦災により被害を受けましたが、住宅地の形成とともに、当時都電の沿線に位置していた柳町には商店等が軒を連ねました。また、地域北部には、新宿の地場産業である印刷・製本関連事業者が多数操業し、住工の混在したまちとなっています。
○現在進められている環状第３号線、環状第４号線の拡幅等により、既存の商店や沿道のまちなみが変わりつつあります。
○一方、昔を偲ばせる地名、寺社、坂道をはじめ、夏目漱石や田山花袋等の文学者も在住していたまちでもあり、今日でも歴史や文化を感じさせる地域となっています。

（2）地域の主な特徴

①住・商・工の土地利用が混在しています。

○地域の北側には新宿区の地場産業である印刷、製本関連業が立地し、幹線道路沿道には商店が軒を連ねています。南側の市谷仲之町周辺や、区画整理が行われた早稲田鶴巻町等では、閑静な住宅地が形成されています。様々な土地利用により、住・商・工の混在する地域です。

②幹線道路沿道周辺のまちづくりが期待される地域です。

○環状第３号線（外苑東通り）の整備により沿道市街地の姿が変化していくことが想定され、これを契機とした住民主体のまちづくりが期待される地域です。

③防災面で課題のある地域があります。

○赤城下町周辺など、細街路※36が多く木造の建物が密集し、地震に対する地域危険度※96の高い地区があります。

○また、建物の棟数密度が区内で最も高く、建物が密集する地域です。北側の低地部では水害の危険性のある地域があります。

④みどりが少ない地域です。

○鶴巻南公園、仲之公園等の公園が、地域内に点在していますが、公園面積の少ない地域です。また、道路沿道等で緑化が進んでいますが、緑被率※70は減少傾向にあり、区内で最もみどりの少ない地域です。

⑤良好な景観、文化資源の点在する地域です。

○早大通りは、道路の無電柱化※35や街路樹の植樹により、良好な景観を形成しています。

○また、漱石山房記念館をはじめ、寺社や文化財などの文化資源が数多く点在しています。

※35　**無電柱化** p073参照
※36　**細街路** p073参照
※70　**緑被率** p103参照
※96　**地域危険度** p169参照

■土地利用面積構成比の推移

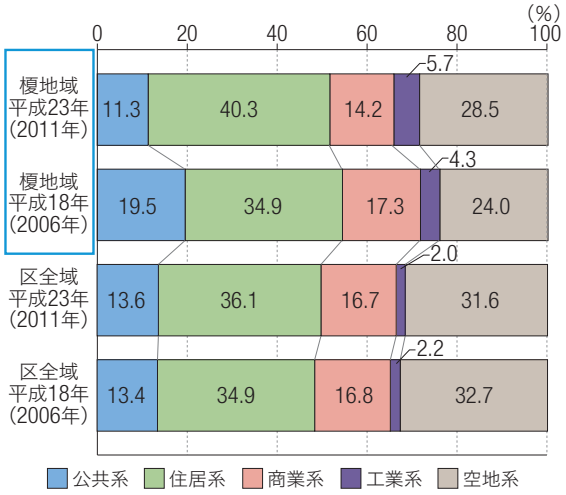

出典：土地利用現況調査

■地域別建物棟数密度の比較

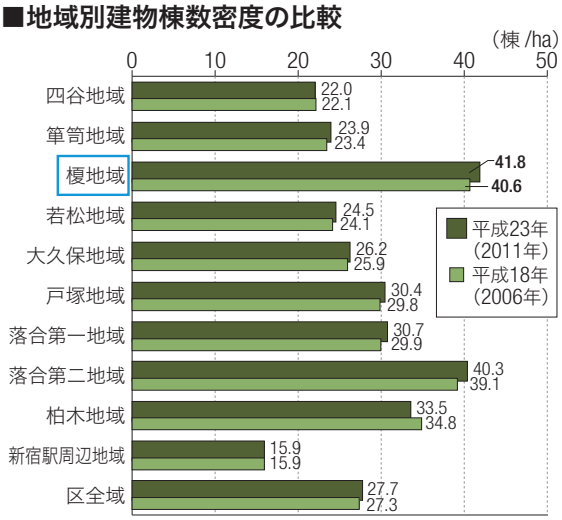

出典：土地利用現況調査

■地域別緑被率※70の比較

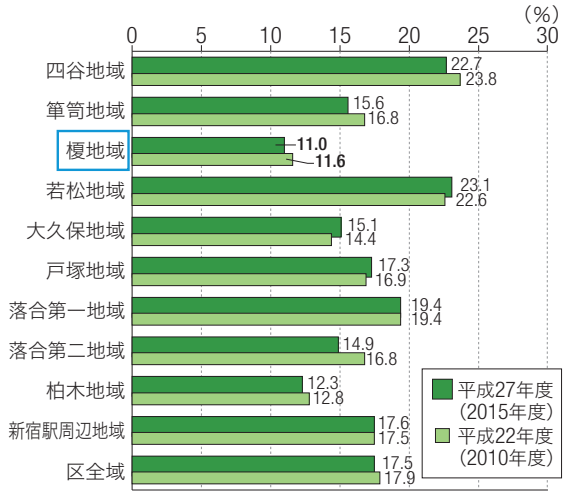

出典：新宿区みどりの実態調査

2. 地域の将来像

今も昔も文化と活力のあるまち
早稲田

まちづくりの目標

●安全・安心のまちづくり

都市再開発、道路整備計画等を地域住民と行政が共に考え、地域住民の安全な生活環境を確保するとともに、高齢者、子どもなどに配慮した歩行者優先の安全・安心のまちをめざします。

●活力ある地域づくり

地域に長く住む住民と地域に住みはじめる住民とが協力し、新しい時代のコミュニケーションを創造することのできる、活力あるまちをめざします。

●循環型社会に配慮した快い暮らしができるまちづくり

地域住民が思いやりの心を大切にし、ルールやマナーを守り、環境に配慮したみどりと潤いのある循環型の快い暮らしができるまちをめざします。

●歴史と文化を活かしたまちづくり

地域に数多く残る歴史的・文化的資源を活かしたまちづくりをめざします。



早大通り



大久保通り

3.　まちづくりの方針

（1）都市の骨格に関するまちづくり方針

①早稲田駅周辺、牛込柳町駅周辺【生活交流の心】

○日常の生活圏の核として、歩道の拡幅、駐輪場の整備等を進め、商店街等により賑わいが創出され、生活者にとって利便性の高い魅力ある拠点に誘導します。

○漱石山房記念館等を観光資源として活用したまちづくりを推進します。

○環状第４号線（夏目坂通り）の拡幅整備にあわせ、沿道周辺のまちづくりについて検討します。

②神田川の水とみどり【水とみどりの環】

○神田川の水とみどりを新宿区の外周を囲む「水とみどりの環」と位置づけ、水に親しめる空間や自然を感じることができる、連続したみどりの骨格を形成します。

③環状第３号線【都市活動軸】

○環状第３号線の整備を促進するとともに、まちの変化を踏まえ、沿道周辺のまちづくりを進めます。

（2）地域のまちづくり方針

1）土地利用・市街地整備

①環状第3号線など、幹線道路の整備・拡幅に伴う総合的なまちづくりを推進します。

○環状第3号線（外苑東通り）など幹線道路の整備や拡幅にあたっては、地域の歴史を踏まえ、商店街の賑わいや良好な地域コミュニティを形成・維持できるように配慮し、沿道部から周辺部も含めた総合的なまちづくりを推進します。

②地場産業や商店街を活かした、住機能と共存するまちづくりを進めます。

○出版、印刷業などの地場産業や、既存の商店街などを活かしたまちづくりを進めるとともに、住機能との共存を図ります。

③住宅地における良好な住環境を整備します。

○マンション等の一定規模以上の建築計画に対して、住戸面積の最低規模や駐車場の附置、緑化の義務づけなどを行い、良好な住環境の形成を誘導します。

2）道路・交通

①都市計画道路の整備を促進します。

○環状第3号線（外苑東通り）、環状第4号線（夏目坂通り）や放射第25号線（大久保通り）の整備促進について、地域コミュニティや快適な歩行者空間の確保など地域ニーズ等を踏まえ関係機関と協議します。

②駐車場の整備を進めます。

○関係機関の協力を得ながら、駅や集客施設の駐車場の整備を検討します。

③円滑な地域内交通機能の向上を図ります。

○建物の更新時に地権者等の合意を得ながら、建物のセットバック※134等により細街路※36の整備を進めます。

④公共交通機関の充実を図ります。

○江戸川橋から四谷三丁目の南北を結ぶ公共交通機関の運行について、関係機関の協力を得ながら検討を進めます。

⑤安心して歩ける道路の整備を進めます。

○道路の整備にあたっては、案内板の設置やバリアフリーに配慮した歩道の整備など、誰にもやさしく安全・安心なみちづくりを進めます。

○駅前周辺は、歩道を拡幅するなど安心して歩ける歩行者空間の確保に努めます。

3）安全・安心まちづくり

①集中豪雨等の水害対策の取組みを強化します。

○集中豪雨などによる都市型水害の防止のため、河川改修や下水道整備を促進するとともに、道路に透水性舗装※37を使用するなどし、総合的な水害対策を進めます。

②木造住宅密集地域※09、地域危険度※96の高い地域等の防災機能の強化を進めます。

○赤城周辺地区は、消防車の進入が困難な細街路※36が多いなど防災上の課題があり、生活道路の拡幅、建物の共同建替えの誘導などを進めるため、地区計画※29や新たな防火規制※28制度を活用した災害に強いまちづくりを推進します。

③燃え広がらないまちづくりを推進します。

○幹線道路沿道は、耐火建築物による延焼遮断帯※85の形成を誘導し、燃え広がらないまちづくりを促進するとともに、安全な避難経路の確保に努めます。

4）みどり・公園

①まちの緑化を推進します。

○一定規模以上の建物に対して、建物の屋上や壁面、オープンスペース※81などの緑化の誘導を推進します。

○地域の資源である坂道や寺社、宅地のみどりの充実を図ります。

②公園の再整備等によるみどりの充実を図ります。

○まちづくりの機会を捉えて地域の核となる公園の整備を検討するとともに、既存公園の再整備や寺社等の公園的空間の活用など、みどりの空間の充実を図ります。

※09 **木造住宅密集地域** p024参照
※28 **新たな防火規制** p068参照
※29 **地区計画** p069参照
※36 **細街路** p073参照
※37 **透水性舗装** p073参照

5）都市アメニティ※77

①歴史的・文化的資源を活かしたまちづくりを進めます。

○坂道や寺社等の魅力ある歴史的・文化的資源を活かしたまちなみの形成を図ります。また、これらの資源を結び、散策して楽しい散歩道の設定や案内板の整備、歩きやすいみちづくりを検討します。

②快適な暮らしづくりを進めます。

○快適で良好な住環境の整備に向けて、騒音対策や放置自転車対策等の検討を進めます。

③幹線道路沿いの景観整備を進めます。

○早稲田通り等の幹線道路沿道の良好な景観形成を進めるため、地区計画※29等のまちづくり制度の活用を検討します。

6）コミュニティ

①多様な主体と連携したまちづくりを進めます。

○地域の住民等、多様な主体と連携して、地域の知恵と活力を活かした賑わいのあるまちづくりを進めます。また、地域の住民等のまちづくり活動への参加を促します。

4.　地域が主体に進めるまちづくり

①活力ある地域のまちづくりを進めます。

○地域性を考慮して、居住者と商店会が連携し、活力ある地域のまちづくりを進めます。

②防災機能を高めるまちづくりを進めます。

○地域の住民と大学等との連携により地域の防災機能を高めるとともに、地域の住民の連携により要配慮者※42への支援体制を検討するなど、災害に強いまちづくりを推進します。

③犯罪のない安全で明るいまちづくりを進めます。

○子どもへの犯罪等を防止するため、地域ぐるみで防犯の呼びかけや地域パトロール等を行い、犯罪のない安全で明るいまちづくりを推進します。

④まちなみの環境美化を進めます。

○駅周辺や商店街等における放置自転車やごみのポイ捨て禁止のキャンペーンを通じて、まちなみの環境美化を推進します。

⑤多世代がふれあうまちづくりを進めます。

○住み慣れた地域で安心して暮らせるように、「ふれあいいきいきサロン」の拡充を図るとともに、子どもから高齢者までが楽しく交流ができる、ふれあいの場づくりを推進します。

※42　**要配慮者** p074参照
※77　**アメニティ** p140参照
※81　**オープンスペース** p149参照
※85　**延焼遮断帯** p153参照
※96　**地域危険度** p169参照
※134　**セットバック** p226参照

5. 榎地域まちづくり方針図

図1



土地利用(市街地整備区分)
- 低中層個別改善地区
- 低中層基盤整備地区
- 中高層住宅整備地区
- 生活交流地区
- 幹線道路沿道整備地区
- 都市型産業地区

道路・交通
- 広域幹線道路
- 地域幹線道路
- 地区内主要道路
- 主要区画道路
- 歩行系幹線道
- 鉄道・駅
- 地下鉄・駅

公園・施設等
- 都市計画公園
- その他の都市公園
- 大規模な公共的施設
- 小学校※
- 中学校※
- 区役所・特別出張所※

※平成29年12月現在

図2

漱石山房記念館等を観光資源として活用したまちづくりの推進

建物の不燃化や道路整備等による、防災機能の強化



環状第４号線の整備促進と沿道のまちづくりの検討

外苑東通り（環状第３号線）の整備促進と沿道のまちづくり

外苑東通り沿道の、建物の不燃化や共同化※135等による、防災機能の強化

道路拡幅に伴う、商店街を含む沿道まちづくりの推進

【地域全体】
周囲の大学との連携による、地域の活力と賑わいの創出
幹線道路沿道における、良好な景観の誘導
駅周辺の整備と、安全な歩行者空間の充実

地区計画
まちづくりルール

都市計画道路
完了　事業中　優先整備路線※　計画
広域幹線道路
地域幹線道路
地区内主要道路

都市計画道路以外
地域幹線道路
地区内主要道路
主要区画道路

公園・施設等
都市計画公園
その他の都市公園
大規模な公共的施設
小学校*
中学校*
区役所・特別出張所*
鉄道・駅
地下鉄・駅

＊平成29年12月現在

4 若松地域まちづくり方針



●地域の指標

	平成19年(2007年)	平成29年(2017年)	区全体に対する割合	増減率
面積	157 ha	157 ha	8.6%	0.0%
人口	30,806 人	32,837 人	9.7%	6.6%
日本人	28,722 人 (100.0%)	29,857 人 (100.0%)	10.0%	4.0%
0歳～14歳	2,553 人 (8.9%)	2,776 人 (9.3%)	10.4%	8.7%
15歳～64歳	19,444 人 (67.7%)	18,959 人 (63.5%)	9.3%	-2.5%
65歳以上	6,725 人 (23.4%)	8,122 人 (27.2%)	12.3%	20.8%
外国人	2,084 人	2,980 人	7.2%	43.0%
人口密度*1	196.2 人／ha	209.2 人／ha	–	6.6%
世帯数*2	– 世帯	19,361 世帯	9.1%	–
世帯構成人員*2	– 人／世帯	1.70 人／世帯	–	–
単身世帯率	52.7 %	57.1 %	–	–

資料：平成19(2007)年の日本人は住民基本台帳(1月)、外国人は外国人登録(1月)
平成29(2017)年の日本人、外国人はともに住民基本台帳(1月)
平成19(2007)年の単身世帯率は平成17年国勢調査
平成29(2017)年の単身世帯率は平成27年国勢調査
*1：人口密度＝人口／面積
*2：外国人世帯を含む

●対象町名（*町丁内の一部が対象）

住吉町*	河田町*	戸山二丁目	余丁町*
市谷台町	若松町*	戸山三丁目*	西早稲田二丁目*
富久町	戸山一丁目		



学習院女子大学正門

1. 地域の概況

(1)地域の位置と成り立ち

○新宿区のほぼ中央に位置し、また、淀橋台地の北部に位置しています。本地域には山手線内で標高の一番高い「箱根山」があります。

○江戸時代には、尾張徳川家下屋敷などの武家屋敷を中心に寺社地、町屋によって形成されていました。

○明治期より、武家屋敷等の大規模な敷地は軍用地や公共的施設へと移り変わり、あわせて市街化が進みました。

○戦災復興の際には、当時都電の沿線に位置していた若松町には商店等が軒を連ねました。昭和34(1959)年には、フジテレビが河田町で開局し、まちの装いが大きく変化しました。その後、フジテレビは平成9(1997)年にお台場へ移転しました。

○戦後、住宅地と公共施設を中心にまちが形成され、現在でも江戸時代の武家屋敷のなごりで、大規模な敷地が数多く残り、都立戸山公園、戸山ハイツ、国立国際医療センター、早稲田大学戸山キャンパス、学習院女子大学、総務省統計局、東京女子医科大学病院等の公共、文教施設が多く立地しています。

○また、明治・大正時代には、坪内逍遙・永井荷風等の文化人が好んで居を構えた地域でもあります。

○東京都選定歴史的建造物である旧小笠原伯爵邸は、昭和初期より姿を変えず歴史的資源として地域に残っています。

(2)地域の主な特徴

①幹線道路沿道周辺のまちづくりが期待される地域です。

○環状第４号線の整備により沿道市街地の姿が変化していくことが想定され、これを契機とした住民主体のまちづくりが期待される地域です。

②道路率※87が低い地域です。

○道路率※87が区内で最も低い地域ですが、平成18(2006)年と比較するとわずかですが増加しています。

③防災面で課題のある地域があります。

○余丁町など、細街路※36が多く木造の建物が密集し、防災面で課題のある地域があります。

④みどりの核となる大規模公園があります。

○地域の北西部には、憩いの場として戸山公園が整備され、みどりの多い地域です。また、戸山公園のほかにも、大規模公共施設周辺において緑化が進み、区内では特に緑被率※70の高い地域になっています。

⑤大規模公共施設が多く立地しています。

○大学、高校等の教育機関、国や東京都、新宿区の福祉関連施設等の公共系施設が多く立地しています。

○区内でも公共系の土地利用構成比率の高い地域です。

※36　**細街路** p073参照
※70　**緑被率** p103参照
※87　**道路率** p158参照

■土地利用面積構成比の推移

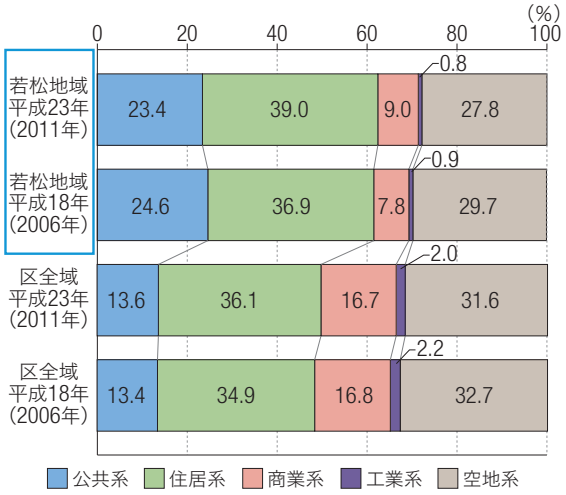

出典：土地利用現況調査

■地域別道路率※87の比較

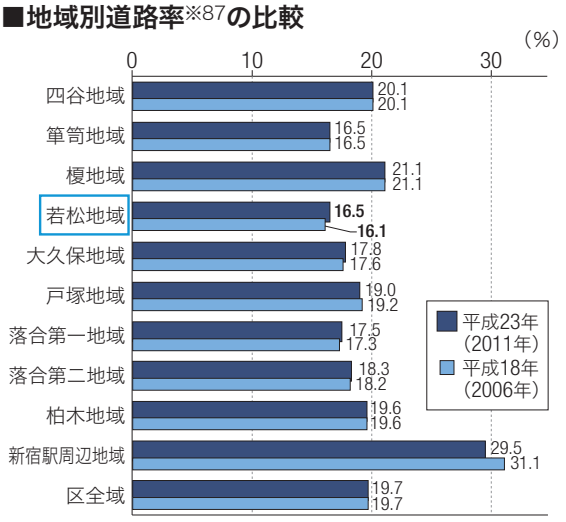

出典：土地利用現況調査

■地域別緑被率※70の比較

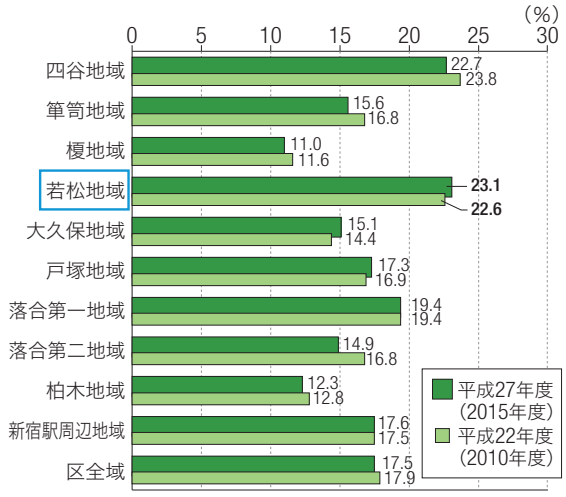

出典：新宿区(みどりの実態調査)

2. 地域の将来像

誰にもやさしい
元気のあるまち

まちづくりの目標

誰にもやさしい元気のあるまちをキーワードに、誰もが集まり交流しやすい拠点や、そこへ至るみちが整備され、暮らしやすい安全なまちづくりを進めるため、次の3つの目標を掲げます。

- 人々が集まり交流するまちづくり

  地域センター、福祉・医療施設や公園・スポーツ施設など多様な拠点施設に恵まれた地域特性を活かし、商店の活性化や誰もが利用しやすい施設の整備など、人々が活発に集まり交流するまちの形成をめざします。
- 活力ある誰もが行き来しやすいみちづくり

  住・商・業務の複合したまちとしての利便性の向上、生活重視の視点から商店街の活性化、幹線道路や生活道路の歩行者空間の充実をめざします。
- 安全で暮らしやすいまちづくり

  高層建物と周辺のまちなみとの調和、住宅地の防災性能の向上など安全で暮らしやすい住環境の再生をめざします。



西富久地区の再開発



若松河田駅周辺

3.　まちづくりの方針

（1）都市の骨格に関するまちづくり方針

①若松河田駅・若松地域センター周辺【生活交流の心】

○環状第4号線や放射第25号線の整備にあわせて日常の生活圏の核として、歩道の拡幅、駐輪場の整備等を進め、商店街等により賑わいが創出され、生活者にとって利便性の高い魅力ある拠点に誘導していきます。また、オープンスペース※81を整備するなど人々の憩いの場や交流する場の充実を図り、活気あふれるまちに整備します。

②西早稲田駅周辺【生活交流の心】

○西早稲田駅周辺は、戸山周辺の生活拠点として、近接する教育機関と連携し、活力あるみどり豊かで歩きたくなるまちづくりを進めます。

③明治通り【賑わい交流軸】

○魅力ある業務商業施設の立地を誘導していくとともに、快適な歩行者空間や良好な景観を創出し歩きたくなるまちづくりを推進します。

④環状第４号線【都市活動軸】

○環状第４号線の整備を促進するとともに、まちの変化を踏まえ、公園の再編整備や沿道周辺のまちづくりについて検討します。

⑤戸山公園周辺【七つの都市の森】

○戸山公園のまとまったみどりを「七つの都市の森」の一つと位置づけ、みどりの保全・充実・活用を進めます。

⑥明治通り【風のみち（みどりの回廊）】

○明治通りを「風のみち（みどりの回廊）」と位置づけ、街路樹の設置や沿道建物の緑化を促進し、みどり豊かな都市空間を形成します。

※81　**オープンスペース** p149参照

(2)地域のまちづくり方針

1)土地利用・市街地整備

①「ここ・から広場」や「富久さくら公園」周辺の土地利用

○多目的運動広場、福祉施設等からなる「新宿ここ・から広場」や「富久さくら公園」を地域コミュニティの場や、地域活動の拠点として位置づけ、これらの魅力を活かして、周辺のまちづくりを誘導します。

②周辺の住環境と調和したまちなみの形成を図ります。

○地域特性にあった住環境と調和したまちなみの形成を図るため、地区計画※29等のまちづくり制度によるルールづくりを進めます。

③環状第4号線の整備に伴う沿道のまちづくりを進めます。

○夏目坂通りも含め環状第4号線の整備にあたっては、道路整備にあわせ、幹線道路沿道にふさわしいまちづくりルールについて検討していきます。

○周辺の公有地の活用や市街地再開発事業※31等により整備された「富久さくら公園」や沿道の公共施設が生み出すみどりを環状第4号線の街路樹等と連続させ、ゆとりある空間のネットワークの形成を誘導し、さらに周辺のまちづくりへ広げていきます。

2)道路・交通

①住環境に配慮した幹線道路の整備を進めます。

○都市交通ネットワークの形成のために都市計画道路等の幹線道路の整備を促進するとともに、延焼遮断帯※85を形成し、防災機能の確保を図ります。また、幹線道路の整備にあたっては、地域分断への配慮を関係機関に要請していきます。

②自転車対策の取組みを強化します。

○道路の幅員等を考慮して自転車走行空間を創出するなど、自転車と歩行者の共存について検討します。また、駅周辺での自転車の駐輪対策として、駐輪場の整備等を鉄道事業者に要請していきます。

③誰にもやさしい歩道の整備を進めます。

○道路の改修等の機会を捉え、道路の無電柱化※35や歩道の段差解消を進めるなど、誰もが歩きやすい歩行者空間の整備を行っていきます。また、歩道の幅員に応じてベンチの設置等を検討します。

○地域には、医療・福祉施設が数多く立地しており、地域の住民、事業者等の協力のもと、安全で利用しやすいやさしいみちづくりを進めます。また、歩道の段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、わかりやすい案内板の設置などを進めます。

○地下鉄副都心線の西早稲田駅から早稲田駅に通じる、快適な歩行者空間の創出について検討を進めます。

※29 **地区計画** p069参照
※31 **市街地再開発事業** p069参照
※35 **無電柱化** p073参照

④歩行系幹線道の整備を促進します。

○女子医大通り、箱根山通り等の歩行系幹線道は、歩行者空間の充実を図るなど安全な歩きたくなるみちづくりを進めます。

⑤大規模建物に対する歩行者空間等の提供を要請していきます。

○マンション等大規模建物の計画に対しては、接道部分のセットバック※134や道路提供を要請するなど、実質的な道路空間の整備を誘導します。あわせて、敷地内の緑地を広場として開放することなどを要請していきます。

⑥地域の利便性の向上を図ります。

○地域の住民の利便性及び観光客等の来訪者の回遊性向上のため、地域内外の移動手段として自転車シェアリング※68の充実を図ります。

3）安全・安心まちづくり

①住宅地の防災性の向上を図ります。

○老朽木造建物等は、耐火建築物等への建替えを誘導し、まちの不燃化を進めます。

②細街路※36等の改善により、まちの防災機能の向上を図ります。

○細街路※36は、電柱の宅地内への移設、建替え時の壁面後退による道路空間の確保、交差点部分の隅切りの設置等により4m以上の道路の有効幅員の確保を進め、まちの防災機能の向上を図ります。

○細街路※36の多い地域は、災害時の消防活動、避難や日常生活のサービス等のための道路を主要区画道路と位置づけ、主要区画道路の整備により、まちの安全性の向上を図ります。

③地域の住民主体の防災まちづくりを進めます。

○地域の住民への防災意識の啓発を進め、地域の住民主体による建物の不燃化や、耐震化支援事業等による耐震化、ブロック塀の生垣化などの防災まちづくりを促進します。

④避難所※40の災害時の設備の充実を図ります。

○避難所※40において、簡易トイレ等の災害時に必要となる設備の充実を図ります。

⑤避難経路の確保と燃え広がらないまちづくりを進めます。

○避難場所※47への安全な避難経路としての歩行者空間の充実とともに、延焼遮断帯※85の形成や周辺地域の不燃化により、燃え広がらないまちづくりを進めます。

※36　**細街路** p073参照
※40　**避難所** p074参照
※47　**避難場所** p077参照
※68　**自転車シェアリング** p101参照
※85　**延焼遮断帯** p153参照
※134　**セットバック** p226参照

4）みどり・公園

①大規模公園のみどりの充実を図ります。

○戸山公園一帯は、スポーツ・レクリエーションの場、憩いの場としてみどりの充実・活用を促進するとともに、周辺施設と一体的に緑地を保全し、生物の生息できる環境の充実を図ります。

②利用者の声を反映した公園の整備・管理を進めます。

○公園の整備にあたっては、利用者のニーズを把握し、地域の実情にあった公園の整備を進めます。また、地域の住民等による公園管理のしくみについて検討を進めます。

③人々が集まり交流できる憩いの広場づくりに取り組みます。

○公共施設や道路沿いの小さな空地を活用し、植栽やベンチの設置を行うなど、地域ぐるみで憩いの広場づくりに取り組みます。また、広場の整備にあたっては、状況に応じて防災設備の設置、防火貯水槽の埋設などを行い、防災機能の充実を図ります。

5）都市アメニティ※77

①誰もが安全に利用しやすい施設の整備を推進します。

○医療や福祉、障害者施設及び施設周辺のバリアフリー化を推進します。

②歴史的・文化的資源を活用したまちづくりを進めます。

○旧小笠原伯爵邸等の歴史的・文化的資源等を活用し、これらの資源等をめぐるルートの設定や案内板の整備、散策路の整備を検討します。

③坂道や生活道路の沿道等の良好な景観形成を検討します。

○良好な景観形成に向けて、坂道や生活道路などの無電柱化※35について検討します。

○地域内の坂道は、案内板の充実、手すりの設置など安全施設の充実を図ります。

※35 **無電柱化** p073参照
※77 **アメニティ** p140参照

4.　地域が主体に進めるまちづくり

①防災機能を支える人的なしくみの強化を図ります。

○地域の住民自ら、防災についての啓発活動を進め、地域の住民の防災に対する意識を高めます。

②誰にもやさしい心をもつ人へと、地域の住民の意識を高めます。

○障害者や高齢者等すべての人に対して、温かいやさしい心で手をさしのべることができるよう、地域の住民の意識の醸成を図ります。

③地域ぐるみの住民の交流を進めます。

○地域の住民が交流し、助けあい、そして、ともに暮らす地域社会の構築に向けて、その方策を地域ぐるみで検討します。

○まちづくりやコミュニティ活動等への地域の住民の参加促進、住民が生活する上でのルールの啓発などを進めます。

5. 若松地域まちづくり方針図

図1



土地利用（市街地整備区分）
- 低中層個別改善地区
- 中高層住宅整備地区
- 都心居住推進地区
- 生活交流地区
- 賑わい交流骨格整備地区
- 幹線道路沿道整備地区

道路・交通
- 広域幹線道路
- 地域幹線道路
- 地区内主要道路
- 主要区画道路
- 風のみち（みどりの回廊）
- 歩行系幹線道
- 鉄道・駅
- 地下鉄・駅

公園・施設等
- 都市計画公園
- その他の都市公園
- 大規模な公共的施設
- 小学校※
- 中学校※
- 区役所・特別出張所※

※平成29年12月現在

図2

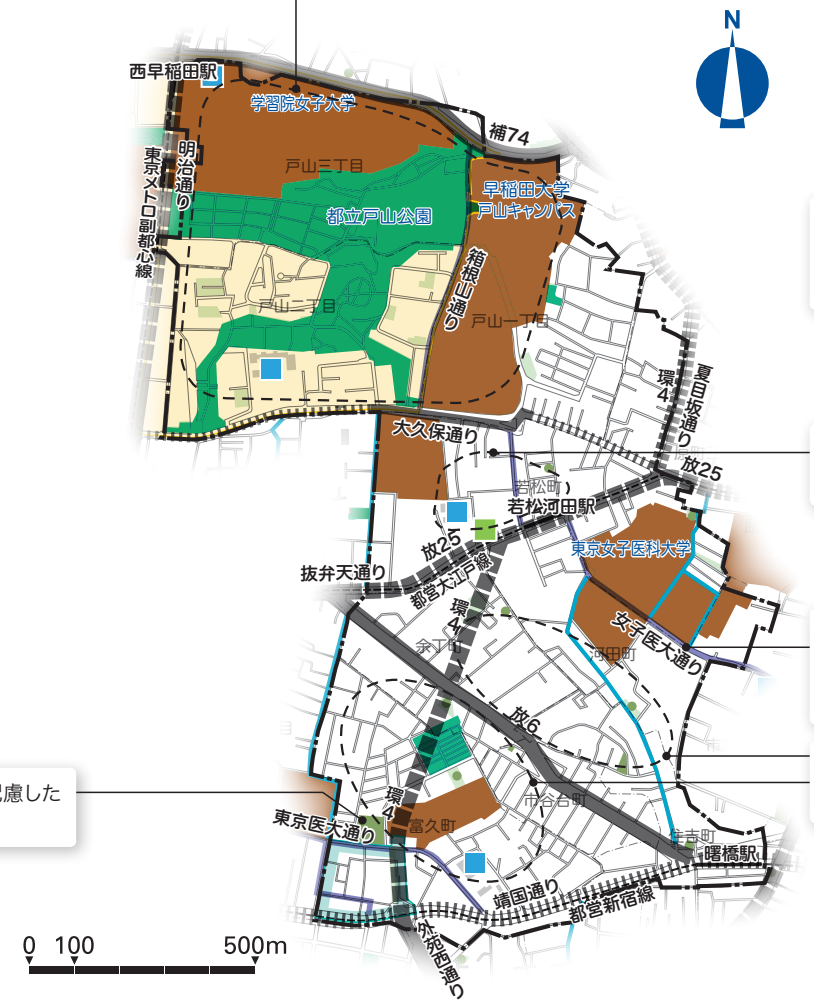

地区計画
まちづくりルール

都市計画道路

	完了	事業中	優先整備路線※	計画
広域幹線道路				
地域幹線道路				
地区内主要道路				

都市計画道路以外
地域幹線道路
地区内主要道路
主要区画道路

公園・施設等
都市計画公園
その他の都市公園
大規模な公共的施設
小学校*
中学校*
区役所・特別出張所*
鉄道・駅
地下鉄・駅

＊平成29年12月現在

5 大久保地域まちづくり方針



●地域の指標

	平成19年(2007年)	平成29年(2017年)	区全体に対する割合	増減率
面積	208 ha	208 ha	11.4%	0.0%
人口	43,289 人	45,580 人	13.5%	5.3%
日本人	33,205 人 (100.0%)	33,034 人 (100.0%)	11.1%	-0.5%
0歳～14歳	3,105 人 (9.4%)	2,926 人 (8.9%)	10.9%	-5.8%
15歳～64歳	23,365 人 (70.4%)	22,175 人 (67.1%)	10.8%	-5.1%
65歳以上	6,735 人 (20.3%)	7,933 人 (24.0%)	12.0%	17.8%
外国人	10,084 人	12,546 人	30.4%	24.4%
人口密度*1	208.1 人／ha	219.1 人／ha	－	5.3%
世帯数*2	－ 世帯	30,743 世帯	14.4%	－
世帯構成人員*2	－ 人／世帯	1.48 人／世帯	－	－
単身世帯率	55.1 %	69.3 %	－	－

資料： 平成19(2007)年の日本人は住民基本台帳(1月)、外国人は外国人登録(1月)
平成29(2017)年の日本人、外国人はともに住民基本台帳(1月)
平成19(2007)年の単身世帯率は平成17年国勢調査
平成29(2017)年の単身世帯率は平成27年国勢調査
*1： 人口密度＝人口／面積
*2： 外国人世帯を含む

●対象町名（*町丁内の一部が対象）

宿五丁目*	歌舞伎町二丁目	戸山三丁目*	百人町三丁目*
新宿六丁目	大久保一丁目	百人町一丁目	西新宿七丁目*
新宿七丁目	大久保二丁目	百人町二丁目	余丁町*
歌舞伎町一丁目*	大久保三丁目		



大久保通り

1. 地域の概況

(1)地域の位置と成り立ち

○新宿区のほぼ中央に位置し、淀橋台地にあり、ほぼ平坦な地形となっています。
○江戸時代には、主に武家地と農地によって形成されていました。
○明治期には、武家屋敷跡を中心に、戸山ヶ原一帯が軍用地として利用されるようになりました。
○その後、周辺部の農地は、東京の近代化とともに、住宅地や商工業地へと変貌していきました。
○戦後になると、戸山ヶ原に戦後初の鉄筋コンクリート造住宅団地「戸山アパート」が誕生し、鉄道を挟んだ東側には、大学等の公共、文教施設が建ち並びました。地域の東西に走る大久保通り、大久保駅周辺には繁華街、後背地には住宅地が形成されました。
○近年は、大久保通りや職安通り沿道に多国籍の店舗が軒を連ね、都内でも有数の多文化のまちとなっています。
○また、江戸時代には、「鉄砲組百人隊」という武士達が住んでいたことが百人町の地名の由来となっており、この百人隊の武士達が、副業としてつつじを栽培したことから、大久保はつつじの名所としても知られています。

（2）地域の主な特徴

①駅周辺のまちづくりが期待される地域です。

○新大久保駅舎の建替え、補助第72号線の整備、大学の立地、未利用の大規模工場跡地の存在など、まちに変化を及ぼす要素を多数擁しています。これらを総合的に捉えたまちづくりが期待されます。

②多文化共生※16のまちです。

○この地域には、多くの外国人が生活しており、人口の約27%が外国人であり、日本人と外国人がともに生活する多文化共生※16のまちです。

○また、人口と世帯数はともに増加傾向にあり、区内で最も多い地域です。

③防災面で課題のある地域があります。

○百人町一・二丁目、大久保一・二丁目など、細街路※36が多く建物が密集し、防災面で課題のある地域があります。

④自然資源に恵まれています。

○地域の北部に戸山公園が整備され、また、早稲田大学もあり、みどりの多い地域です。地域の緑被率※70は区平均を下回っていますが、近年は緑化が進み増加傾向にあります。

⑤文化・スポーツ施設の立地する地域です。

○戸山公園周辺には、新宿コズミックセンターや新宿スポーツセンター等のスポーツ施設が立地し、公園とともに、多く利用されています。

○また、新宿文化センターでは、文化芸術活動の拠点として、様々なイベントが数多く開かれています。

※16　**多文化共生** p028参照
※36　**細街路** p073参照
※70　**緑被率** p103参照

■地域別人口の比較

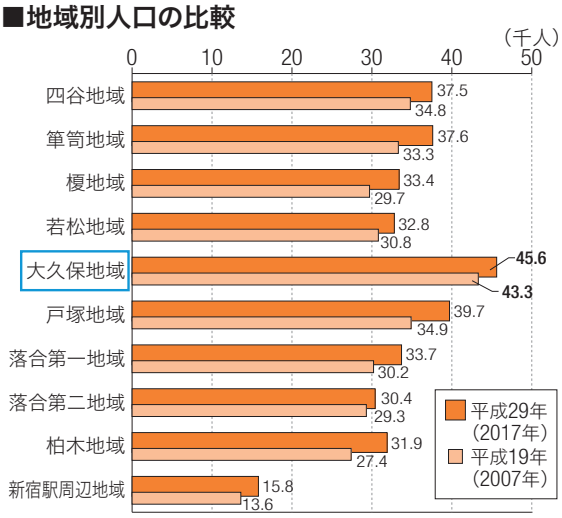

出典：住民基本台帳、外国人登録（各年1月1日）
＊平成19（2007）年は住民基本台帳に外国人を含まないため外国人登録を加算、平成29（2017）年は住民基本台帳人口による日本人と外国人の合計

■地域別外国人人口比率の比較

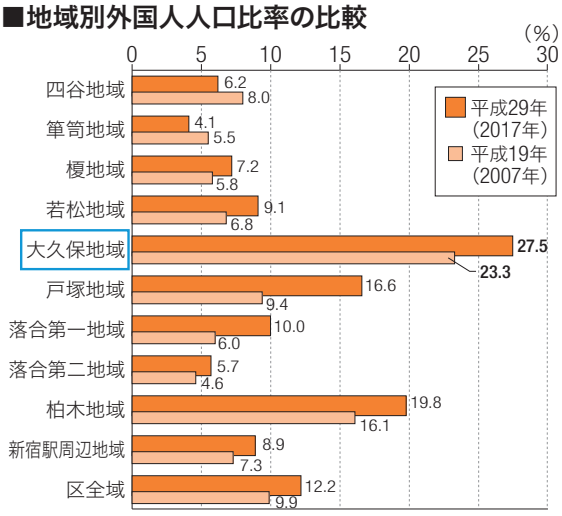

出典：住民基本台帳、外国人登録（各年1月1日）
＊外国人人口：平成19（2007）年は住民基本台帳に外国人を含まないため外国人登録、平成29（2017）年は住民基本台帳人口

■住宅種別延床面積比率の推移

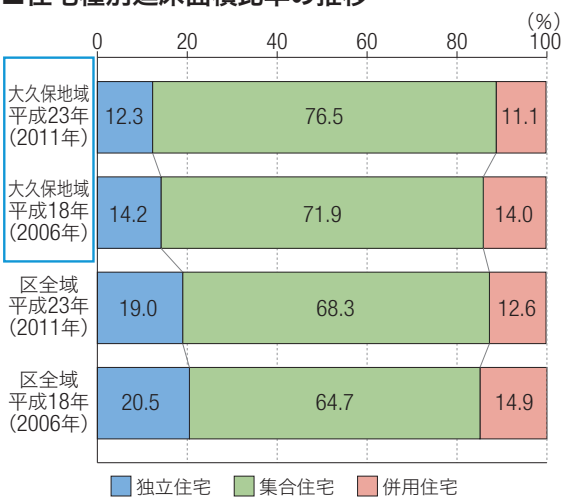

出典：土地利用現況調査

2. 地域の将来像

つつじのさと 大久保

―人にやさしい多文化共生※16のまち―

まちづくりの目標

- 江戸時代後期から昭和初期にかけて、つつじの名所として広く知られていながら、宅地化や戦災などにより姿を消した「大久保つつじ」を「もう一度、大久保の地に」という地域の思いをまちづくりに活かし、「つつじのさと」としての魅力づくりを進めていきます。
- 子どもから高齢者まで、すべての地域住民が安全で、安心して暮らせるまちづくりを、地域ぐるみで進めていきます。
- 外国人を含むすべての地域住民が人へのやさしさや思いやりを持ち、相互理解に努める中で人にやさしい多文化共生※16のあるべき姿を求め、まちづくりを進めていきます。



補助第72号線（大久保通り～諏訪通り区間）



大久保三丁目西地区の開発

※16 **多文化共生** p028参照

3.　まちづくりの方針

（1）都市の骨格に関するまちづくり方針

①大久保地区【賑わい交流の心】

○歩道やオープンスペース※81などの整備を進め、個性的で魅力ある買い物・歩行者空間の創出を図ります。

○大久保通りとその沿道は、駅を中心に人が集まることができる空間を確保するなど、商業空間にふさわしい環境整備を進めます。

○新大久保駅の整備にあわせ、賑わいを創出するため、補助第72号線の未整備区間の整備と無電柱化※35、補助第74号線（諏訪通り）の整備を周辺のまちづくりとあわせて推進します。

○土地利用の転換などにあわせ、国際色豊かな商業・宿泊施設等が集積する、周辺の住宅地と調和した賑わいのある拠点を形成します。

②東新宿駅周辺、西早稲田駅周辺【生活交流の心】

○生活者にとって利便性の高い新たな地域拠点の形成をめざし、駅周辺を整備します。

③明治通り【賑わい交流軸】

○魅力ある業務商業施設の立地を誘導していくとともに、快適な歩行者空間や良好な景観を創出し、歩きたくなるまちづくりを推進します。

④戸山公園周辺【七つの都市の森】

○戸山公園のまとまったみどりを「七つの都市の森」の一つと位置づけ、みどりの保全・充実・活用を進めます。

⑤明治通り【風のみち（みどりの回廊）】

○明治通りを「風のみち（みどりの回廊）」と位置づけ、街路樹の設置や沿道建物の緑化を促進し、みどり豊かな都市空間を形成します。

※35　**無電柱化** p073参照
※81　**オープンスペース** p149参照

（2）地域のまちづくり方針

1）土地利用・市街地整備

①大規模施設跡地や「ここ・から広場」等周辺の土地利用

○大規模施設跡地は、住居を中心に業務商業等の多様な機能を集積した土地利用を進め、都心居住に賑わいをもちあわせた魅力あるまちづくりを誘導します。また、開発の際には、防災等の視点からオープンスペース※81等の提供を要請します。

○多目的運動広場、福祉施設等からなる「新宿ここ・から広場」を地域コミュニティの場や、地域活動の拠点として位置づけ、これらの魅力を活かして、周辺のまちづくりを誘導します。

②大久保三丁目西地区等の新しい魅力を周辺につなげます。

○大久保三丁目西地区では、業務、住居など多様な機能を集積した開発が行われ、補助第74号線（諏訪通り）の整備なども進捗しています。周辺には公園、教育施設、商業施設なども立地しており、これらの魅力をつなげることにより拠点として活用し、地区の魅力を周辺のまちづくりに広げます。

2）道路・交通

①都市交通の円滑化のため、都市計画道路の整備を促進します。

○都市交通ネットワークの形成のため、東西方向の幹線道路である補助第74号線（諏訪通り）の整備を促進し、大久保通り等への通過交通の流入を抑制します。

○明治通り、小滝橋通り等の幹線道路以外の南北方向の道路は幅員が狭いため、防災や地域内への通過交通流入等の課題を解消するよう、補助第72号線の整備を無電柱化※35とあわせて早期に進めます。

②安全で魅力ある歩行者空間の整備を促進します。

○補助第74号線（諏訪通り）等の幹線道路においては、歩行者空間の充実など、歩行者が安心して歩ける道路整備を検討します。

○地域幹線道路である補助第72号線などは、歩行者空間の充実や緑化、無電柱化※35の整備により、安全で魅力ある歩行者空間の形成を図ります。

○新大久保駅周辺の大久保通りは、快適な歩行者空間の確保を図ります。

○歩行系幹線道については、歩行者空間の充実を図り、安全な歩きたくなるみちづくりを進めます。

③地域内の利便性及び災害時の安全性の向上を図ります。

○地域の住民の利便性及び観光客等の来訪者の回遊性向上のため、地域内外の移動手段として自転車シェアリング※68の充実を図ります。

○災害時の消防・避難、日常生活サービス等を担う生活道路を主要区画道路と位置づけ、主要区画道路の拡幅整備や無電柱化※35、交通規制等による安全対策を検討します。

※29 **地区計画** p069参照
※35 **無電柱化** p073参照
※36 **細街路** p073参照
※40 **避難所** p074参照
※47 **避難場所** p077参照

④駅周辺整備とあわせて、駐輪場の整備を促進します。

○JR新大久保駅や地下鉄副都心線東新宿駅に、駐輪場を整備するよう鉄道事業者に要請していきます。違法駐輪については、関係機関と取締り等の対策を進めます。また、安全で円滑な移動が可能になるように、自転車の走行空間の拡充を図ります。

3）安全・安心まちづくり

①避難場所※47の安全性の向上を図ります。

○防災拠点としての機能強化を図るため、百人町三・四丁目地区、戸山公園一帯は、緊急時に速やかに逃げ込むことのできる避難場所※47として、周辺部とあわせて不燃化を促進します。

○まちの不燃化を促進するとともに、避難所※40や避難場所※47へ円滑に避難できるよう、安全な避難経路の確保に努めます。

②防災まちづくりを推進します。

○百人町一・二丁目及び大久保一・二丁目については、防災性の向上を図るために木造住宅等の共同化※135や不燃化を促進します。さらに道路基盤の整備、歩行者空間の充実を進めます。

○老朽した木造住宅や細街路※36の多い地域では、消防水利※104や消火器設置等による防災性の向上や、防災機能の強化のために地区計画※29等のまちづくり制度の活用を検討します。

4）みどり・公園

①つつじを活かしたみどりのまちづくりを推進します。

○地域内の公共施設や公園等に、つつじを植えるなど「大久保つつじ」を活かしたみどりのまちづくりを進めます。また、商店会とともに、つつじを活かした魅力あるまちづくりに取り組みます。

②大規模公園を核としたみどりの充実を図ります。

○周辺の教育機関と連携し、戸山公園を核として、みどりの充実を促進します。

③利用者の意見を反映した公園づくりを進めます。

○公園の整備にあたっては、利用者のニーズを把握し、地域の実情にあった公園の整備を進めます。また、適正な公園管理を行うため、地域の住民と新宿区との連携や情報交換に積極的に取り組みます。

※68　**自転車シェアリング** p101参照
※81　**オープンスペース** p149参照
※104　**消防水利** p174参照
※135　**共同化**
2人以上の土地や建物の所有者が共同で建物を建て替えること。

5）都市アメニティ※77

①文化活動の拠点を育成します。

○新宿文化センター等の文化施設を活かし、その周辺での開発の際に文化施設の立地を誘導し、文化活動の拠点として育成していきます。

②まちの歴史的・文化的資源を活かしたまちづくりを推進します。

○地域の歴史的・文化的資源を活用し、その資源をめぐる散歩道において、案内板の整備とともに、「大久保つつじ」を効果的に用いて、景観的にも魅力あるものとして整備します。

○地域の資源である坂道や寺社等の情緒あるまちなみを維持していくため、景観まちづくりの検討を進めます。

③大衆文化の発信地として、まちのイメージの向上を図ります。

○歌舞伎町二丁目は、歌舞伎町一丁目と一体的に捉え、「歌舞伎町ルネッサンス※58」を推進し、防犯対策とまちづくりの連携した取組み、大久保公園の活用などにより、新宿が誇る大衆文化の発信地として、歌舞伎町のまちのイメージを高めていきます。

※16 **多文化共生** p028参照
※58 **歌舞伎町ルネッサンス** p092参照

4.　地域が主体に進めるまちづくり

①まちの資源を活かしたまちづくりを進めます。

○文化財や「大久保つつじ」をはじめとする、地域の資源を活かしたイベント等の実施を検討します。

②地域ぐるみで安全で安心なまちづくりを進めます。

○災害時にスムーズに対処できるよう地域コミュニティの醸成を図ります。また、防災区民組織である町会・自治会への加入を促進します。

○町会・自治会、PTAや商店会など様々な地域団体の連携を強化し、情報の共有化や自主的な地域見守り活動を行います。

③人にやさしい多文化共生※16のあるべき姿を求めます。

○様々な機会を通じ、大久保地域に移り住んできた人や外国人に、地域のルールや情報を伝達するとともに、祭りなどの地域行事への参加を呼びかけ、コミュニティ形成のきっかけとします。

④行政と協働してまちの美化を推進します。

○地域と行政が協働して積極的にまちの美化活動を行うとともに、施設管理者や来訪者等に対して地域のルールとマナーを守るよう啓発活動を行い、まちの美化を推進します。

※77　**アメニティ** p140参照

5. 大久保地域まちづくり方針図

図1



土地利用(市街地整備区分)
- 低中層個別改善地区
- 低中層基盤整備地区
- 中高層住宅整備地区
- 国際的な中枢業務機能拠点地区
- 都心居住推進地区
- 賑わい交流地区
- 生活交流地区
- 賑わい交流骨格整備地区
- 幹線道路沿道整備地区

道路・交通
- 広域幹線道路
- 地域幹線道路
- 地区内主要道路
- 主要区画道路
- 風のみち(みどりの回廊)
- 歩行系幹線道
- 鉄道・駅
- 地下鉄・駅

公園・施設等
- 都市計画公園
- その他の都市公園
- 大規模な公共的施設
- 小学校※
- 中学校※
- 区役所・特別出張所※

※平成29年12月現在

図2



地区計画
まちづくりルール
景観まちづくり計画区分地区

都市計画道路
完了　事業中　優先整備路線※　計画
広域幹線道路
地域幹線道路
地区内主要道路

都市計画道路以外
地域幹線道路
地区内主要道路
主要区画道路

公園・施設等
都市計画公園
その他の都市公園
大規模な公共的施設
小学校*
中学校*
区役所・特別出張所*

鉄道・駅
地下鉄・駅

＊平成29年12月現在

6 戸塚地域まちづくり方針



●地域の指標

	平成19年(2007年)	平成29年(2017年)	区全体に対する割合	増減率
面積	174 ha	174 ha	9.5%	0.0%
人口	34,931 人	39,724 人	11.7%	13.7%
日本人	31,653 人 (100.0%)	33,139 人 (100.0%)	11.1%	4.7%
0歳～14歳	2,510 人 (7.9%)	2,843 人 (8.6%)	10.6%	13.3%
15歳～64歳	22,539 人 (71.2%)	22,352 人 (67.4%)	10.9%	-0.8%
65歳以上	6,604 人 (20.9%)	7,944 人 (24.0%)	12.0%	20.3%
外国人	3,278 人	6,585 人	11.2%	100.9%
人口密度*1	200.8 人／ha	228.3 人／ha	－	13.7%
世帯数*2	－ 世帯	25,677 世帯	12.0%	－
世帯構成人員*2	－ 人／世帯	1.55 人／世帯	－	－
単身世帯率	62.6 %	67.4 %	－	－

資料：平成19(2007)年の日本人は住民基本台帳(1月)、外国人は外国人登録(1月)
平成29(2017)年の日本人、外国人はともに住民基本台帳(1月)
平成19(2007)年の単身世帯率は平成17年国勢調査
平成29(2017)年の単身世帯率は平成27年国勢調査
*1：人口密度＝人口／面積
*2：外国人世帯を含む

●対象町名（*町丁内の一部が対象）

戸塚町一丁目	西早稲田一丁目	高田馬場一丁目	高田馬場四丁目
戸山三丁目*	西早稲田二丁目*	高田馬場二丁目	百人町三丁目*
下落合一丁目*	西早稲田三丁目	高田馬場三丁目*	百人町四丁目



高田馬場駅周辺

1. 地域の概況

(1)地域の位置と成り立ち

○新宿区の中央北部に位置し、北側は神田川に接し、早稲田通りを中軸とする東西に細長い地域です。
○地形は、淀橋台地と豊島台地の間で神田川に浸食された下町低地によって構成され、地域の南部より神田川方向に緩やかに下っています。
○江戸時代には、武家屋敷も点在していましたが主に農地でした。
○明治期になると、東京専門学校(現：早稲田大学)が開校し、学生の利用する商店が軒を連ね、学生や文化人の集まる、活気あふれるまちへと変貌していきました。
○また、高田馬場駅の開設に伴い市街化が急速に進み、商工業地へと移り変わりました。
○その後、地下鉄東西線の開通に伴い、高田馬場駅を中心に早稲田通りには東西に長い商店街、後背地には住宅地が形成されました。
○現在でも、大学等の文教施設が多く立地し、学生を中心とした、賑わいのあるまちとなっています。福祉関連施設も多く立地し、福祉のまちづくりが進められています。
○また、車社会の到来により、都電路線の廃止が進められましたが、地域内を通過する「都電荒川線」が、今も唯一残る都電として走り続けています。

(2)地域の主な特徴

①駅周辺のまちづくりが期待される地域です。

○高田馬場駅は、JR山手線、西武新宿線、地下鉄東西線と複数の線が乗り入れるターミナル駅です。駅周辺部の業務商業、教育施設の立地により、区内では新宿駅に次ぐ乗降客数を誇る駅です。さらなる駅周辺の賑わいのあるまちづくりが期待されます。

②路面電車が走る地域です。

○まちのシンボルであり文化的な資源でもある、都電荒川線が新目白通りに沿って地域を走っています。地域内には早稲田駅と面影橋駅があり、地域に密着した交通機関として利用されています。

③防災面で課題のある地域があります。

○高田馬場三・四丁目など、細街路※36が多く木造の建物が密集し、防災面で課題のある地域があります。

○また、神田川周辺では水害の危険性のある地域があります。

④自然資源に恵まれています。

○神田川の水辺や周辺のみどりは、都心部における貴重な景観資源です。春には、豊島区や文京区と隣接する神田川沿いの遊歩道の桜並木が満開になり、見物客で賑わいます。

○甘泉園公園をはじめとする特徴的な公園が点在していますが、住民一人当たりの公園面積は区平均を下回っています。

⑤福祉関連施設の多い地域です。

○障害者施設等の福祉関連施設が数多く立地しています。

○高田馬場駅を中心とした一帯は、バリアフリーのまちづくりを重点的に進めている地域です。

※36　**細街路** p073参照

■地域別昼間人口密度の比較

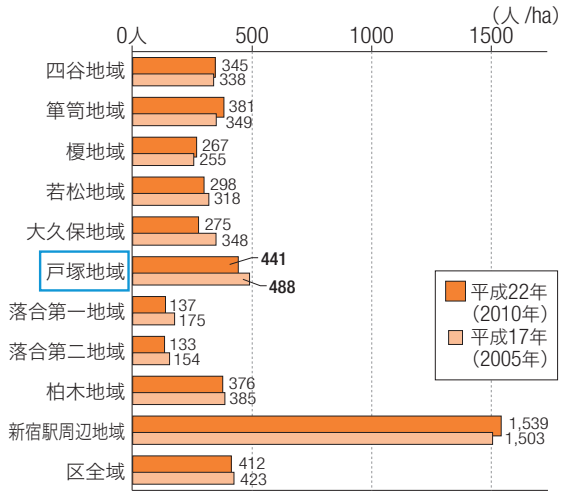

出典：国勢調査

■土地利用面積構成比の推移

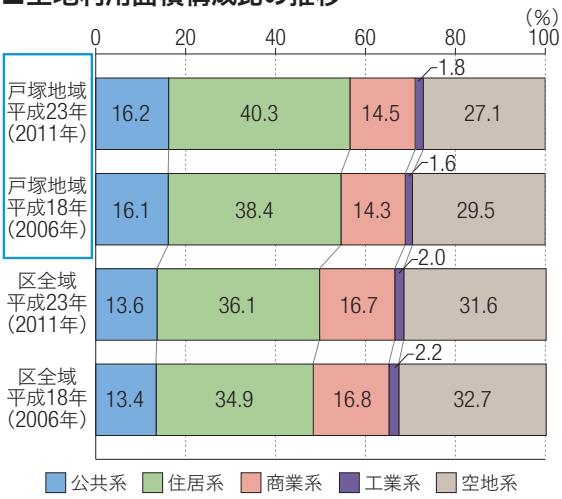

出典：土地利用現況調査

■主要駅の乗降客数(1日平均)の推移

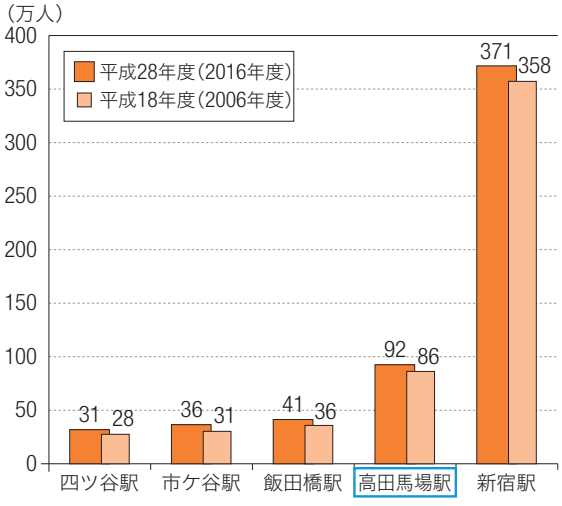

出典：新宿区の概況

2. 地域の将来像

心豊かに集う、
文化と福祉と若者のまち

まちづくりの目標

- 高田馬場駅を誰もが利用しやすい駅にし、駅周辺と早稲田通りの沿道を、誰もが楽しめる魅力的で安全な商業空間に整備することをめざします。
- 学生のまちである特色を活かし、大学等と連携し、若者の集まる活気あるまちをめざします。
- 歴史と文化のまちの特色を活かし、歴史的・文化的資源の掘り起こしや環境づくりを進め、みどりの多い品格のあるまちをめざします。
- 福祉のまちの特色を活かし、障害者、高齢者、子どもなど誰もが住み良い、潤いのある安全・安心のまちをめざします。



新目白通り・東京さくらトラム



神田川親水テラス

3.　まちづくりの方針

（1）都市の骨格に関するまちづくり方針

①高田馬場地区【賑わい交流の心】

○業務商業と都心居住が調和したまち、また、バリアフリー化などにより快適な歩行者空間や景観を備えた、賑わいのある魅力をもったまちに誘導します。

○高田馬場駅周辺は、周辺建物の老朽化を踏まえ、市街地再開発事業※31等を活用し、駅の改良、駅前広場や歩行者空間の整備を進め、誰もが使いやすい利便性の高い駅と、商業や文化・交流、教育、宿泊、居住などが集積する拠点の形成を図ります。

○戸山公園や神田川の水とみどりと調和した、賑わいのある拠点の形成を図ります。

②西早稲田駅周辺【生活交流の心】

○西早稲田駅周辺の整備を行うとともに、生活者にとって利便性の高い魅力ある、地域の新たな拠点となるよう誘導します。

③明治通り【賑わい交流軸】

○歩いて魅力を感じる業務商業施設の立地を誘導するとともに、快適な歩行者空間や良好な景観を創出し、歩きたくなるまちづくりを推進します。

④早稲田大学周辺【七つの都市の森】

○早稲田大学周辺を「七つの都市の森」の一つと位置づけ、まとまったみどりの保全・充実・活用を促進します。

⑤神田川の水とみどり【水とみどりの環】

○神田上水公園や神田川沿いの遊歩道、神田川親水テラスなど、神田川の水とみどりを新宿区の外周を囲む「水とみどりの環」と位置づけ、水に親しめる空間や自然を感じることができる、連続したみどりの骨格を形成します。

⑥明治通り【風のみち（みどりの回廊）】

○明治通りを「風のみち（みどりの回廊）」と位置づけ、街路樹の設置や沿道建物の緑化を促進し、みどり豊かな都市空間を形成します。

※31　**市街地再開発事業** p069参照

(2)地域のまちづくり方針

1)土地利用・市街地整備

①早稲田通り沿道を戸塚地域における、重要な賑わいの路線として整備を促進します。

○早稲田通り沿道の商業集積を賑わいの路線として、利用者に快適な買い物空間と連続性をもつ活気あるまちづくりを進めます。

②住宅地と商業地の調和したまちづくりを進めます。

○早稲田通りを魅力的な商業空間として整備を促進するとともに、後背の住宅地と調和したまちづくりを進めます。

③新宿NPO※14協働推進センター等周辺の土地利用

○新宿NPO※14協働推進センターや西早稲田リサイクル活動センター等を地域活動の拠点として位置づけ、周辺地域のまちづくりに活かし、さらに周辺のまちづくりに広げます。

2)道路・交通

①高田馬場駅及び駅周辺における、福祉のまちづくりと賑わいの基盤整備を推進します。

○高田馬場駅周辺は、新宿区交通バリアフリー基本構想※63による整備を推進してきたことから、さらなるまちのバリアフリー化を重点的に推進します。

○新宿区交通バリアフリー基本構想※63による整備を推進し、高田馬場駅の乗り換えの利便性の向上を図ります。また、早稲田口や戸山口の周辺整備の検討を行います。さらに、各駅ではホームの改善やエレベーターの設置などの整備を促進します。

○東西線早稲田駅の穴八幡口の新設を事業者に要請していきます。

○高田馬場駅をはじめとする鉄道駅の周辺には、鉄道事業者の協力を得て駐輪場の整備を進めます。また、安全で円滑な移動が可能になるように、自転車走行空間の拡充を図ります。

○さかえ通りの混雑緩和を図るための早稲田口への別のアクセスルートを検討します。

②高田馬場駅周辺の歩行者空間の整備を推進します。

○早稲田通り等の無電柱化※35や歩道整備やカラー舗装等による、地域特性に応じた歩行者空間の整備を進めます。

③楽しく安全に歩ける歩行者空間の充実を図ります。

○子どもや高齢者等が安全に歩ける歩行者空間の充実を図ります。また、歩道空間にベンチ等を設置するなど、人にやさしい空間整備を進めます。

④都電を活かしたまちづくりを検討します。

○まちのシンボルとして都電を活かしたまちづくりを検討します。

※09 **木造住宅密集地域** p024参照
※14 **NPO** p027参照
※35 **無電柱化** p073参照

3）安全・安心まちづくり

①防災拠点の防災機能の強化、避難所※40・避難路の整備を進めます。

○関係機関と連携し、防災拠点として、戸山公園や学校の防災機能の充実を図ります。また、快適な避難環境をつくるため、避難所※40の緑化を進めます。

○沿道の建物の不燃化を促進し、幹線道路から避難所※40までの主な避難路の整備を進めます。

②市街地における防災まちづくりを推進します。

○建物の耐震化を促進し、地震に強い建物となるよう誘導するとともに、細街路※36の拡幅整備を進めます。また、水害対策についても検討を進め、防災性の高いまちづくりをめざします。

○高田馬場三・四丁目等の木造住宅密集地域※09の安全性の向上に努めます。

③身近な防災空間、避難ルートの確保を図ります。

○地域の住民、事業者等の協力を得て、身近な場所にある空間を防災空間として確保します。

4）みどり・公園

①水とみどりに親しめる歩行者空間の整備を進めます。

○神田川の遊歩道の整備を進め、甘泉園公園等の公園とともに潤いのある空間とします。また、歩く人にわかりやすい、案内板などを設置します。

○公園や神田川の遊歩道などは、回遊性をもった連続するみどりの空間として整備を進めます。

②公園の整備及び改修を進めます。

○「神田川河川公園構想」により、水とみどりに親しめる公園の整備を促進します。

○誰もが安心して遊べ、利用しやすいよう、公園の整備を行うとともに、誰でも利用できるトイレに改修するなど施設の改善を進めます。

③まちの緑化を推進します。

○公共施設や大学などの地域に開放される緑地の有効利用を検討します。また、斜面緑地の保全・充実・活用を促進します。

○民有地の緑化を推進するための方策を検討するとともに、公有地のみどりを充実します。

※36　**細街路** p073参照
※40　**避難所** p074参照
※63　**交通バリアフリー基本構想（新宿区）** p097参照

5）都市アメニティ※77

①高田馬場駅及び駅周辺の良好な景観形成を進めます。

○高田馬場駅及び駅周辺の良好な景観の形成と、やすらぎの空間整備について検討を進めます。

②早稲田通りの良好な景観形成等を進めます。

○早稲田通りの良好な景観形成などのため、置き看板等の路上等障害物対策を推進します。さらに、早稲田通りの高田馬場駅から東側部分は、道路の無電柱化※35を促進します。

③歴史と文化の散歩道の設定と整備を推進します。

○戸塚地域に点在する歴史的・文化的資源をめぐる散歩道や、ルート等を検討します。

④神田川の水とみどりの潤いのある景観形成を進めます。

○水とみどりの潤いのある環境づくりや、「水とみどりの神田川・妙正寺川地区」として景観形成を図るとともに、親水テラスを活用したイベントなど神田川の魅力づくりを推進します。

6）コミュニティ

①大学等との連携によりまちの活性化を図ります。

○地域の住民と大学等の教育機関との連携により、商店街の活性化や学生街としてのまちづくりを協働で進めます。

※35 **無電柱化** p073参照

4.　地域が主体に進めるまちづくり

①防災機能を支える人的なしくみの強化を図ります。

○地域の住民、通勤者や通学者の防災のための相互協力と要配慮者※42の救護のためのしくみづくりを進めます。

②地域の産業への支援と民間文化施設との連携を強化します。

○古本屋、染色業、「鉄腕アトム」等の地域産業の支援を検討し、地域の活性化を図ります。

○民間文化施設と地域との連携を強化します。

※42　**要配慮者** p074参照
※77　**アメニティ** p140参照

5. 戸塚地域まちづくり方針図

図1

高田馬場駅及び周辺の魅力あるまちづくりの推進
交通バリアフリー基本構想※63による整備の推進
公共交通施設の利便性の向上
駐輪場の整備の検討

水とみどりが楽しめる
散歩道の整備

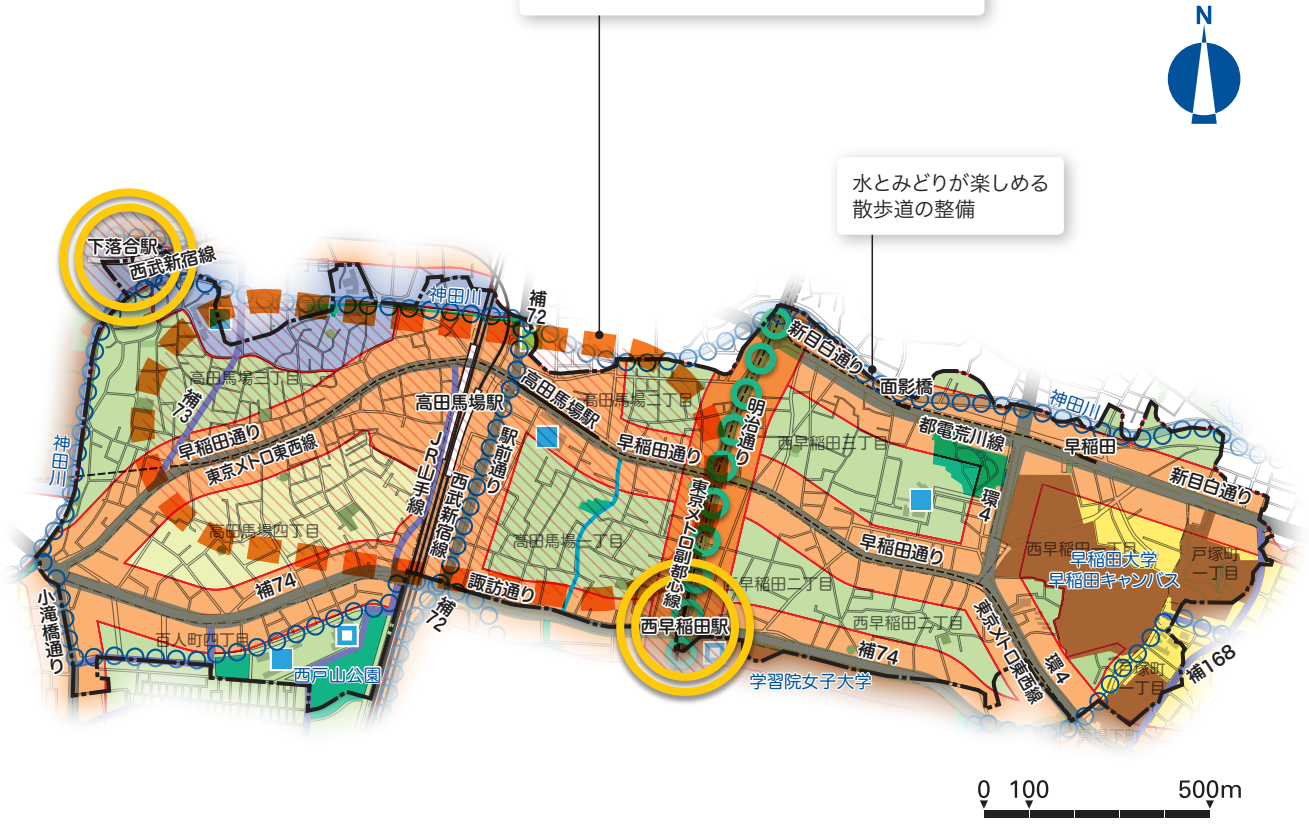

土地利用(市街地整備区分)
- 低中層個別改善地区
- 低中層基盤整備地区
- 中高層住宅整備地区
- 賑わい交流地区
- 生活交流地区
- 賑わい交流骨格整備地区
- 幹線道路沿道整備地区
- 都市型産業地区

道路・交通
- 広域幹線道路
- 地域幹線道路
- 地区内主要道路
- 主要区画道路
- 風のみち(みどりの回廊)
- 歩行系幹線道
- 鉄道・駅
- 地下鉄・駅

公園・施設等
- 都市計画公園
- その他の都市公園
- 大規模な公共的施設
- 小学校※
- 中学校※
- 区役所・特別出張所※

※平成29年12月現在

図2



地区計画
まちづくりルール
景観まちづくり計画区分地区

都市計画道路

	完了	事業中	優先整備路線※	計画
広域幹線道路				
地域幹線道路				
地区内主要道路				

都市計画道路以外
地域幹線道路
地区内主要道路
主要区画道路

公園・施設等
都市計画公園
その他の都市公園
大規模な公共的施設
小学校*
中学校*
区役所・特別出張所*
鉄道・駅
地下鉄・駅

＊平成29年12月現在

7 落合第一地域まちづくり方針

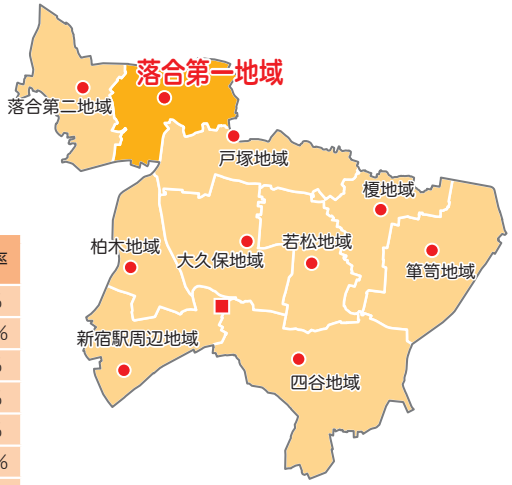

●地域の指標

	平成19年(2007年)	平成29年(2017年)	区全体に対する割合	増減率
面積	159 ha	159 ha	8.7%	0.0%
人口	30,219 人	33,667 人	9.9%	11.4%
日本人	28,411 人 (100.0%)	30,306 人 (100.0%)	10.2%	6.7%
0歳～14歳	2,695 人 (9.5%)	2,846 人 (9.4%)	10.6%	5.6%
15歳～64歳	20,525 人 (72.2%)	20,773 人 (68.5%)	10.2%	1.2%
65歳以上	5,191 人 (18.3%)	6,687 人 (22.1%)	10.1%	28.8%
外国人	1,808 人	3,361 人	8.2%	85.9%
人口密度*1	190.1 人／ha	211.7 人／ha	－	11.4%
世帯数*2	－ 世帯	20,675 世帯	9.7%	－
世帯構成人員*2	－ 人／世帯	1.63 人／世帯	－	－
単身世帯率	57.6 %	63.0 %	－	－

資料： 平成19(2007)年の日本人は住民基本台帳(1月)、外国人は外国人登録(1月)平成29(2017)年の日本人、外国人はともに住民基本台帳(1月)
平成19(2007)年の単身世帯率は平成17年国勢調査
平成29(2017)年の単身世帯率は平成27年国勢調査
*1： 人口密度＝人口／面積
*2： 外国人世帯を含む

●対象町名（*町丁内の一部が対象）

上落合一丁目	下落合二丁目	中落合一丁目*	中落合四丁目*
上落合二丁目*	下落合三丁目	中落合二丁目	中井二丁目*
下落合一丁目*	下落合四丁目	中落合三丁目*	高田馬場三丁目*


おとめ山公園

1. 地域の概況

(1)地域の位置と成り立ち

○新宿区の北西に位置し、豊島区と中野区に隣接する地域です。
○地形は、豊島台地の高台、神田川や妙正寺川によって浸食された下町低地、台地と低地を結ぶ斜面地によって構成されています。
○江戸時代には、将軍家の狩猟地である御留山がありましたが、地域の大半が大正末期まで主に農地となっていました。
○大正初期、御留山周辺の台地部には、華族・軍人が大邸宅を構え、その後、画家や学者の家も増えていきました。大正末期、中落合一帯の農地は、高級住宅地として分譲され目白文化村と称されました。また、農地から工業地への転用もみられ、神田川や妙正寺川流域を中心として低地部に工場の集積が進みました。
○その後、西武新宿線の整備に伴い宅地化が急速に進み、台地部を中心にみどり豊かで閑静な住宅地としての骨格が形成されました。
○現在、新目白通りの北側の高台には、おとめ山公園を含む斜面緑地、屋敷林などがあり、みどり豊かな住宅地が形成され、新目白通りの南側には工場等があり、住工が混在した密集地域となっています。
○また、大正末期より続く、新宿の地場産業である染色業は、現在も神田川、妙正寺川沿いで営まれています。

(2)地域の主な特徴

①住居系の土地利用を中心とした地域です。

○台地部には戸建て住宅を中心とする良好な住宅地、低地部には木造を中心とする住宅密集地域と住居系の土地利用が中心の地域です。

○近年は、住民の世代交代等により、ミニ開発や幹線道路沿道を中心にマンション等の建設も多くなり、良好な住宅地の環境に変化が見られます。

②地域内の移動に課題のある地域です。

○西武新宿線により地域が南北に分断され、さらに、開かずの踏切により地域内の移動が不便になっています。

③防災面で課題のある地域があります。

○上落合二丁目、下落合四丁目など、細街路※36が多く木造の建物が密集し、防災面で課題のある地域があります。不燃化率※95も区平均を下回っています。

○また、神田川、妙正寺川周辺では、水害の危険性のある地域があります。

④みどりに恵まれています。

○東西に伸びる斜面緑地が形成され、また、おとめ山公園等もあり、みどりに恵まれている地域です。

○さらに、住宅地での緑化も多くなされ、区内ではみどりの多い地域です。

⑤貴重な地場産業の残る地域です。

○地域南部の神田川及び妙正寺川周辺で行われている染色業は、伝統工芸品として国、東京都の指定を受け、新宿区の文化的な資源であり貴重な地場産業として残っています。

※36　**細街路** p073参照
※70　**緑被率** p103参照
※95　**不燃化率** p169参照

■土地利用面積構成比の推移

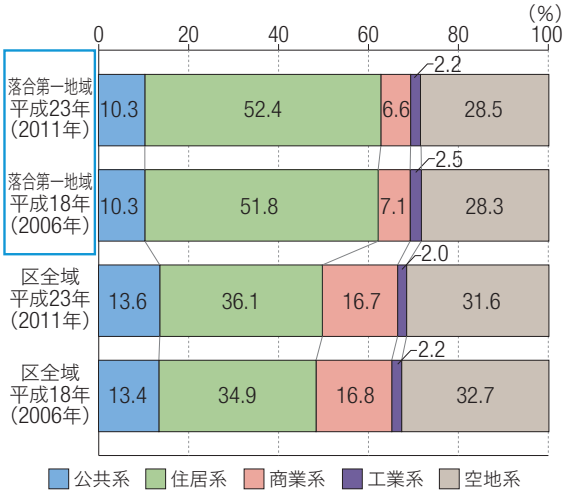

出典：土地利用現況調査

■地域別緑被率※70の比較

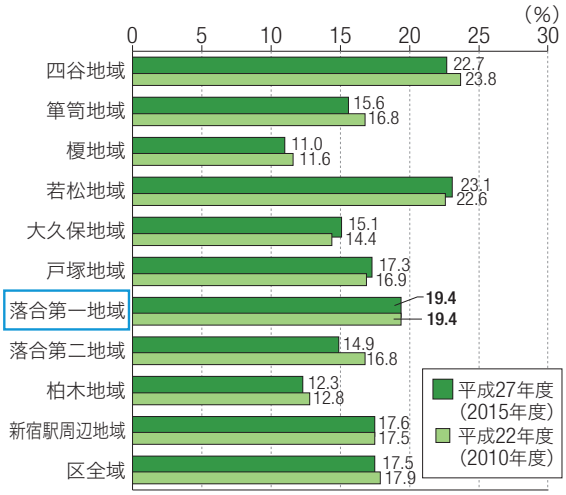

出典：新宿区（みどりの実態調査）

■住宅種別延床面積の推移

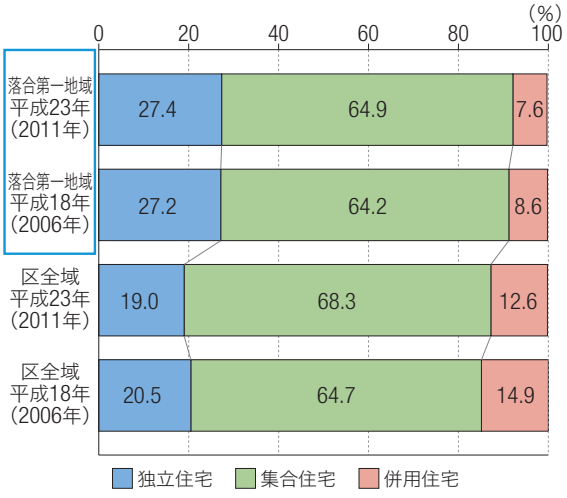

出典：土地利用現況調査

2. 地域の将来像

ともにつくる
みどり豊かで安心なまち

まちづくりの目標

●ともにつくる

落合ルールづくり、ごみ対策、適正な自転車利用など、地域としての助け合いや様々なコミュニティ活動、まちづくり活動を進めます。

●みどり豊か

みどりの保全や公園づくりなど、みどり重視のまちづくりを進めます。

●安心

防災・防犯対策の充実や歩行者優先のみちづくりなど、安心して暮らせるまちづくりを進めます。



山手通り



妙正寺川遊歩道

3.　まちづくりの方針

（1）都市の骨格に関するまちづくり方針

①落合斜面緑地【七つの都市の森】

○落合地域の斜面緑地のまとまったみどりを「七つの都市の森」の一つと位置づけ、みどりの保全・充実・活用を進めます。

②神田川・妙正寺川の水とみどり【水とみどりの環】

○神田川・妙正寺川の水とみどりを新宿区の外周を囲む「水とみどりの環」と位置づけ、水に親しめる空間や自然を感じることができる、連続したみどりの骨格を形成します。

（2）地域のまちづくり方針

1）土地利用・市街地整備

①マンション等の中高層建物と周辺住宅地とが調和した、まちなみの形成を誘導していきます。

○幹線道路沿いの中高層建物と、その後背の住宅地のまちなみが調和した適切な土地利用を誘導します。その際、地区計画※29等のまちづくり制度の活用により、建物の高さ制限や、緑化の義務づけ等を検討します。

○多様な世代の居住と周辺住宅地のまちなみの形成を誘導するため、地区計画※29をはじめとしたまちづくりのルールづくりの検討を進めます。

②良好な低層住宅地の住環境を保全していきます。

○戸建て住宅を中心とする低層住宅地は、地区計画※29等のまちづくり制度により、最低敷地規模の設定や宅地内の緑化等を誘導し、良好な住環境を保全します。

③幹線道路沿道の商業環境の整備、育成を図ります。

○目白通りの歩行者空間を充実するとともに、沿道建物の調和が図れたまちなみの形成を誘導し、路線型の商業地域として育成していきます。

④おとめ山公園周辺の土地利用

○おとめ山公園の魅力を周辺へつなげるまちづくりについて検討します。

2）道路・交通

①歩行者優先の安全な道路整備を進めます。

○無電柱化※35の整備、沿道建物の質の高い景観の誘導などを進め、歩行者優先のみちづくりを進めます。

○地域内の通過交通の抑制等について、関係機関とともに検討します。また、沿道建物のセットバック※134等により、安全な歩行者空間の創出を図ります。

※29　**地区計画** p069参照
※35　**無電柱化** p073参照
※134　**セットバック** p226参照

②鉄道等による地域分断や交通不便の解消を図ります。

○西武新宿線による地域の分断の解消に向けて、鉄道の複々線化等の早期実現を事業者に要請していきます。また、下落合駅等の踏切対策についても検討します。

③駐輪場の整備を推進します。

○歩道空間の活用など、自転車や自動二輪車などの駐輪場の整備について検討します。

○鉄道駅周辺に駐輪場の整備を進めるよう、鉄道事業者へ要請していきます。

3）安全・安心まちづくり

①防災まちづくりを推進します。

○木造住宅密集地域※09を中心に、道路等の基盤整備とともに建物の不燃化、建物やがけ・擁壁の適切な維持を推進し、まちの防災機能の強化を進めます。

○まちの防災性の向上を図るため、公園や公共施設の整備にあわせて消防水利※104の確保等を進めるとともに、民間施設への整備も誘導します。

○細街路※36については、建物の更新時にセットバック※134や交差点の隅切りの設置を徹底し、拡幅整備を進め、地域の安全性の向上を図ります。

○上落合東部地区の木造住宅密集地域※09は、新たな防火規制※28制度や地区計画※29等を活用した防災まちづくりの検討を進めます。

②水害対策を推進します。

○河川改修等により、集中豪雨等による神田川・妙正寺川の水害対策を促進します。

③道路沿道の塀等の安全対策を進めます。

○災害時における安全な避難経路の確保等のため、倒壊の危険性があるブロック塀などの除去を支援します。

4）みどり・公園

①おとめ山公園の活用を進めます。

○おとめ山公園を地域コミュニティの場や、地域活動の拠点として活用を図ります。

②樹木の維持管理への支援を充実します。

○保護樹木等の所有者に対して、適切な剪定を促すなど維持管理について支援、要請していきます。

③水とみどりの散歩道の整備を進めます。

○神田川、妙正寺川沿いは、潤いのある景観の創出とともに歩行者空間の充実を図り、親水性に配慮した散歩道として整備を進めます。あわせて、水質の改善に向けての取組みを働きかけます。

④道路のみどりの充実を図ります。

○幹線道路及び接道部分の緑化を促進し、みどりの充実を図ります。また、地域の住民が自らみどりを育てる場として、幹線道路とその沿道の街路樹の空間の活用を検討します。

※09 **木造住宅密集地域** p024参照
※28 **新たな防火規制** p068参照
※29 **地区計画** p069参照
※35 **無電柱化** p073参照

⑤公園等を拠点としたみどりの充実を図ります。

○おとめ山公園、下落合野鳥の森公園等の公園を拠点として、みどりの充実を図ります。あわせて、既存公園の再整備や寺社等の公園的空間の活用等を検討します。

⑥まちのみどりの充実を図ります。

○みどりを守り、増やし、まちのみどりを充実するため、地区計画※29等のまちづくり制度の活用を検討します。

5）都市アメニティ※77

①山手通り沿道、斜面緑地などにおける景観に配慮したまちづくりを進めます。

○無電柱化※35や歩行者空間が整備された山手通り沿道における、快適で質の高い空間を維持、活用し、周辺の景観誘導を進めます。

○「落合の森保全地区」として、みどりの保全・創出、良好な住宅地の保全、良好な坂道景観を誘導します。

○地区計画※29等のまちづくり制度の活用により、地域の住民と協働でルールづくりを行い、沿道の緑化などみどりや景観に配慮したまちづくりを進めます。

②大規模敷地の緑地の保全制度の検討を進めます。

○大規模敷地のまとまったみどりを、保全するための制度の検討を進めます。

③歴史的・文化的資源を活かしたまちづくりを進めます。

○佐伯祐三や中村彝（つね）のアトリエ記念館、整備された周辺道路など、地域の歴史的・文化的資源、これらの資源をめぐる散策路等を観光資源として活かした文化が薫るまちづくりを進め、周辺に広げます。

4.　地域が主体に進めるまちづくり

①資源・ごみ集積所の景観の向上を図ります。

○資源・ごみ集積所の景観の向上に取り組みます。

②緑化活動を契機として、良好な地域コミュニティの形成を図ります。

○商店会や子どもの参加による花壇づくりや、落ち葉の掃除等を地域の住民が協力して行い、良好な地域コミュニティの形成を図ります。

※36　**細街路** p073参照
※77　**アメニティ** p140参照
※104　**消防水利** p174参照
※134　**セットバック** p226参照

5. 落合第一地域まちづくり方針図

図1



土地利用(市街地整備区分)
- 低層保全地区
- 低層個別改善地区
- 低中層保全地区
- 低中層個別改善地区
- 低中層基盤整備地区
- 生活交流地区
- 幹線道路沿道整備地区
- 都市型産業地区

道路・交通
- 広域幹線道路
- 地域幹線道路
- 地区内主要道路
- 主要区画道路
- 歩行系幹線道
- 鉄道・駅
- 地下鉄・駅

公園・施設等
- 都市計画公園
- その他の都市公園
- 大規模な公共的施設
- 小学校※
- 中学校※
- 区役所・特別出張所※

※平成29年12月現在

注:道路名称は、新宿区が設定した「道路通称名※136」も含まれます。

※136 **道路通称名**
新宿区では、地域に親しまれる安全で快適な道づくりを行うため、「地域で古くから使われている名称」や「生活の利便性向上に寄与する名称」などを、新たな道路通称名として設定している。新たな道路通称名の募集は広く一般からの公募により行っており、学識等の検討委員会による審査等を行い設定する。これまでに90路線の道路通称名を設定し、道路通称名板の整備などを実施してきた(平成28(2016)年12月現在)。

図2

斜面緑地や屋敷林等の、みどり豊かな環境の保全
良好な坂道景観の誘導

歩行者優先のみちづくり

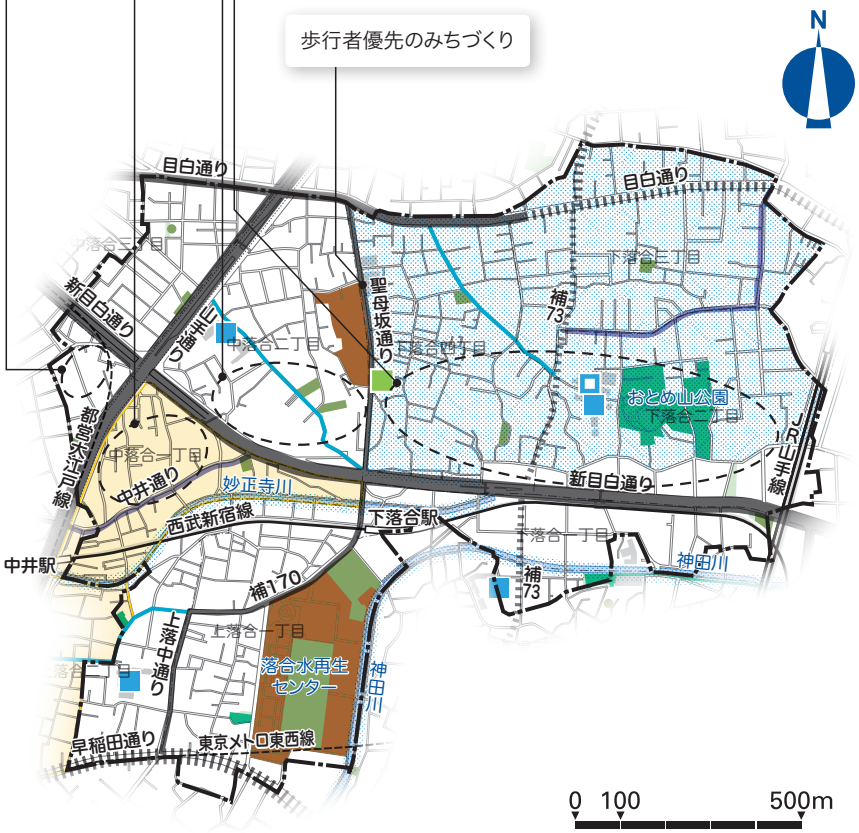

【地域全体】
幹線道路や鉄道による地域の分断、交通上の不便の解消の検討
駅周辺を中心とした、駐輪場の整備

まちづくりルール
景観まちづくり計画区分地区

都市計画道路
完了　事業中　優先整備路線　計画
広域幹線道路
地域幹線道路
地区内主要道路

都市計画道路以外
地域幹線道路
地区内主要道路
主要区画道路

公園・施設等
都市計画公園
その他の都市公園
大規模な公共的施設
小学校※
中学校※
区役所・特別出張所※
鉄道・駅
地下鉄・駅

※平成29年12月現在

注：道路名称は、新宿区が設定した「道路通称名※136」も含まれます。

8 落合第二地域まちづくり方針



●地域の指標

	平成19年(2007年)	平成29年(2017年)	区全体に対する割合	増減率
面積	154 ha	154 ha	8.5%	0.0%
人口	29,295 人	30,395 人	9.0%	3.8%
日本人	27,942 人 (100.0%)	28,662 人 (100.0%)	9.6%	2.6%
0歳～14歳	2,547 人 (9.1%)	2,755 人 (9.6%)	10.3%	8.2%
15歳～64歳	20,009 人 (71.6%)	19,537 人 (68.2%)	9.6%	-2.4%
65歳以上	5,386 人 (19.3%)	6,370 人 (22.2%)	9.7%	18.3%
外国人	1,353 人	1,733 人	4.2%	28.1%
人口密度*1	190.2 人／ha	197.4 人／ha	－	3.8%
世帯数*2	－ 世帯	18,188 世帯	8.5%	－
世帯構成人員*2	－ 人／世帯	1.67 人／世帯	－	－
単身世帯率	53.6 %	61.5 %	－	－

資料：平成19(2007)年の日本人は住民基本台帳(1月)、外国人は外国人登録(1月)
平成29(2017)年の日本人、外国人はともに住民基本台帳(1月)
平成19(2007)年の単身世帯率は平成17年国勢調査
平成29(2017)年の単身世帯率は平成27年国勢調査
人口密度＝人口／面積
*1：外国人世帯を含む
*2：外国人世帯を含む

●対象町名（*町丁内の一部が対象）

上落合二丁目*	西落合二丁目	中落合一丁目*	中井一丁目
上落合三丁目	西落合三丁目	中落合三丁目*	中井二丁目*
西落合一丁目	西落合四丁目	中落合四丁目*	


西落合の住宅地

1. 地域の概況

(1)地域の位置と成り立ち

○新宿区の北西端に位置し、豊島区と中野区に囲まれ、南北に広がる地域です。
○地形は、豊島台地の高台、妙正寺川によって浸食された下町低地、台地と低地を結ぶ斜面地によって構成されています。
○本地域では、石器や土器が多数出土しています。江戸時代には、主に農地となっていましたが、蛍狩りや寺社参りの経路でもある風光明媚な景勝地として賑わいました。
○大正末期には、中落合一帯の農地は、高級住宅地として分譲され目白文化村と称されました。昭和初期には、西落合北部台地の大規模な耕地整理に伴い、整然とした住宅地が整備されました。また、農地から工業地への転用もみられ、妙正寺川流域を中心とした低地部に工場の集積が進みました。
○その後、西武池袋線・新宿線の開通、幹線道路の整備に伴い宅地化が急速に進み、台地部から中井の斜面地までの住宅地には多くの文化人が居を構え、みどり豊かな閑静な住宅地としての骨格が形成されました。
○みどりの減少等の影響もあり、まちの装いも徐々に変化しています。しかしながら、台地部には、斜面緑地や屋敷林などがあり、みどりに恵まれた住宅地を形成しています。
○また、戦災の被害を受けた妙正寺川以南の上落合地域は、住宅地が形成されましたが、基盤整備が進まず、木造住宅密集地域※09となっています。

（2）地域の主な特徴

①住居系の土地利用を中心とした地域です。

○台地部には低層の戸建て住宅を中心とする良好な住宅地、低地部には木造住宅を中心とした密集地域と住居系の土地利用が中心の地域です。

○近年では、住民の世代交代等により、宅地の細分化、集合住宅の建設等により良好な住宅地の環境が変化してきています。また、西落合一・二丁目には、昔より操業している工場も立地しています。

②歩行者と自動車が共生する地域です。

○西落合三・四丁目の地域は、生活道路への通過交通の流入対策や、歩行者の安全等に配慮した、歩行者と自動車との共生をめざすコミュニティゾーン※137が整備されています。

③防災面で課題のある地域があります。

○上落合二・三丁目や中井一・二丁目など、細街路※36が多く木造の建物が密集し、防災面で課題のある地域があります。不燃化率※95は区内で最も低くなっています。

○また、妙正寺川周辺では水害の危険性のある地域があります。

④自然資源に恵まれています。

○東西に伸びる斜面緑地が形成され、自然資源に恵まれています。

○また、区内の住宅地のなかでも、みどりが多く保全されている地域です。しかし、近年はミニ開発等により減少しています。

⑤古き良き住宅地の面影を残す地域です。

○大正期に開発された住宅地「目白文化村」、昭和初期に耕地整理が行われた西落合三・四丁目等は、西武線の開通を受けた宅地開発の歴史を物語る古き良き面影を残す住宅地となっています。

■住宅種別延床面積の推移

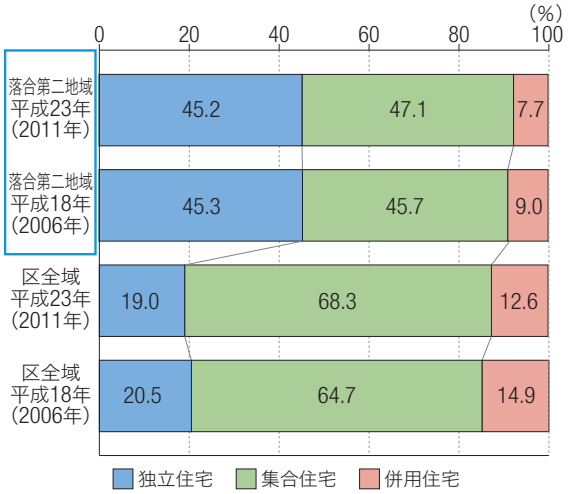

出典：土地利用現況調査

■地域別不燃化率※95の推移

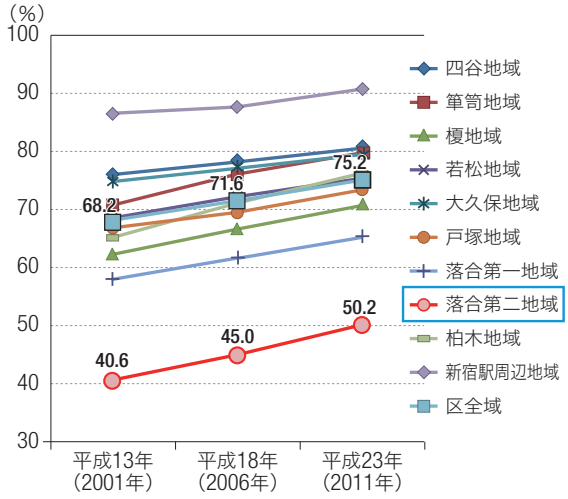

出典：土地利用現況調査

■地域別緑被率※70の比較

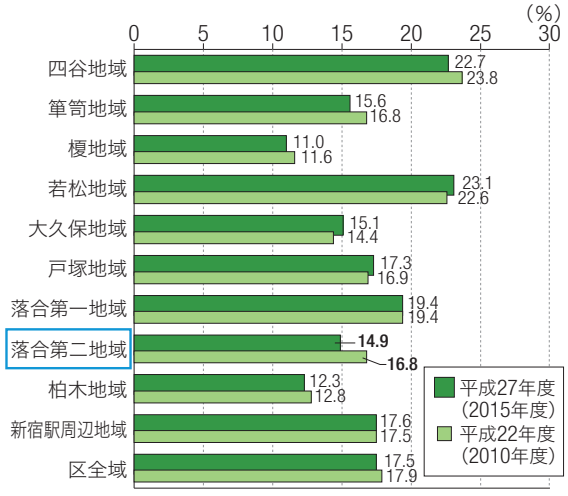

出典：新宿区（みどりの実態調査）

※09　**木造住宅密集地域** p024参照
※36　**細街路** p073参照
※70　**緑被率** p103参照
※95　**不燃化率** p169参照
※137　**コミュニティゾーン**
歩行者の通行を優先すべき住宅地などにおいて、自動車の速度規制や通過車両の進入の抑制、歩車分離などにより、歩行者が安全に通行できる環境づくりをめざす区域

2. 地域の将来像

住みつづけられる
みどり豊かなまち 落合

まちづくりの目標

- 良好な低層住宅地が広がる地域であり、大正、昭和初期からの歴史、文化を踏まえ、貴重な住環境を保全していきます。
- 高齢者や子どもにやさしく、安全・安心であり、落ち着き、くつろぎがある住み続けたくなる、みどり豊かなまちをめざします。
- 地域の課題の解決のため、地域住民が主体的に行政と連携し、まちづくりを進めます。



中井駅の南北自由通路



妙正寺川

3.　まちづくりの方針

（1）都市の骨格に関するまちづくり方針

①中井駅周辺【生活交流の心】

○日常の生活圏の核として、歩道の拡幅等を進め、また、商店街等により賑わいが創出され、生活者にとって利便性の高い魅力ある拠点に誘導します。

○南北自由通路や駅前広場の整備を受け、さらに利便性の高い魅力ある中井駅周辺の整備を推進します。

②落合斜面緑地【七つの都市の森】

○落合地域の斜面緑地のまとまったみどりを「七つの都市の森」の一つと位置づけ、みどりの保全・充実・活用を進めます。

③妙正寺川の水とみどり【水とみどりの環】

○妙正寺川の水とみどりを新宿区の外周を囲む「水とみどりの環」と位置づけ、水に親しめる空間や自然を感じることができる、連続した水とみどりの骨格を形成します。

（2）地域のまちづくり方針

1）土地利用・市街地整備

①良好な低層住宅地の保全を図ります。

○地域の住民と協働して、地区計画※29等のまちづくり制度の活用により、宅地細分化の防止や、宅地内の緑化、集合住宅の周辺環境との調和など、良好な住環境の維持・保全のためのルールづくりを進めます。

②生活の利便性を向上する商業施設を充実します。

○中井駅周辺を日常生活における交流拠点として、賑わいのある身近な商業施設を育成していきます。

○目白通りの歩行者空間を充実するとともに、沿道建物の調和が図れたまちなみの形成を図り、路線型商業の地域として育成していきます。

③住宅と工場が混在する地区のあり方を検討します。

○住宅と工場が混在する西落合一・二丁目は、生活の場と作業の場が混在する地区であり、準工業地域における住宅と工場のあり方を検討します。

④住環境保全のためのルールづくりを進めます。

○地区計画※29等のまちづくり制度の活用により、まちなみ・みどり・景観等に配慮した良好な住環境を保全します。

※29　**地区計画** p069参照

2）道路・交通

①住環境に配慮した幹線道路の整備を進めます。

○補助第26号線（中野通り）と補助第220号線（哲学堂通り）の整備促進について、関係機関と協議します。

②居住者の安全を重視した生活道路の整備を進めます。

○コミュニティゾーン※137等により、自動車の通過交通を抑制するなど、歩行者に配慮した生活道路づくりを進めます。

○生活道路においては、交通規制などにより、歩行者優先のみちづくりの検討を進めます。

③駅前広場や駅周辺の駐輪場等の鉄道関連施設を充実します。

○中井駅周辺の踏切対策を進めること等を鉄道事業者に要請していきます。また、歩道空間の確保など駅周辺の安全な歩行者空間づくりを進めます。

3）安全・安心まちづくり

①まちづくり制度等を活用した火災・地震に強いまちづくりを進めます。

○幹線道路沿道の耐火建築物により延焼遮断帯※85を形成し、燃え広がらないまちづくりを促進します。

○細街路※36の拡幅整備、消防水利※104の確保等により、まちの防災機能の向上を図ります。

○上落合三丁目等の木造住宅密集地域※09は、新たな防火規制※28区域に指定されており、道路等の基盤整備とともに建物の不燃化・耐震化を促進し、まちの防災機能の強化をめざし、地区計画※29等を活用したまちづくりの検討を進めます。

②妙正寺川の水害対策を推進します。

○調節池の整備や河川改修等により、集中豪雨等による妙正寺川の水害対策を促進します。

○ハザードマップ※39等により、地域の住民の水害に対する防災意識の向上を図ります。また、災害時の住民への周知を円滑に行えるよう、災害情報支援システムの充実を進めます。

③犯罪がおきにくいまちづくり活動を進めます。

○街路灯の設置等により、犯罪がおきにくいまちづくりを地域の住民とともに進めます。

4）みどり・公園

①利用者の意見を踏まえた公園の整備を推進します。

○既存の公園の改修、新たな公園の整備にあたっては、ユニバーサルデザイン※01に配慮し、利用者の意見を踏まえた公園の整備を進めます。

②水とみどりの散歩道の整備を進めます。

○妙正寺川沿いを、護岸工事とあわせて、親水性に配慮したみどり豊かで快適な散歩道として整備します。

③まちのみどりの充実を図ります。

○落合斜面緑地や住宅地等まちのみどりを守り、増やし、充実するため、地区計画※29等のまちづくり制度の活用を検討します。

※01 **ユニバーサルデザイン** p005参照
※09 **木造住宅密集地域** p024参照
※28 **新たな防火規制** p068参照
※29 **地区計画** p069参照
※36 **細街路** p073参照

○斜面緑地や屋敷林、寺社等のみどりの充実を図るため、保護樹木等みどりに関する制度の充実を検討します。

5）都市アメニティ※77

①まちなみや坂道などの景観資源を保全します。

○昭和初期に整備された西落合三・四丁目の良好な住宅街区や、坂道等の景観資源を保全します。

○目白文化村の歴史的・文化的資源の保全やまちづくりへの活用を検討します。

○「水とみどりの神田川・妙正寺川地区」として、良好な河川景観を誘導します。

②人にやさしいまちづくりを推進します。

○段差の解消、坂道の安全対策、道路沿道の休み場所の整備等、高齢者、障害者が安全に移動できるみちづくりを進めます。また、地域の住民の利便性及び観光客等の来訪者の回遊性向上のため、地域内外の移動手段として自転車シェアリング※68の充実を図ります。

③文化財の案内標識などにより落合の歴史や文化の魅力を発信します。

○文化財の案内標識などの活用、地域の案内パンフレット作成などにより、落合の歴史や文化の魅力を発信します。

4.　地域が主体に進めるまちづくり

①住宅地の住環境とみどりの保全・充実のため、まちづくりルールの検討を進めます。

○住宅地の良好な住環境の保全と、みどりの保全・充実・活用のため、まちづくりのルールの検討を進めます。

②子どもがのびのび暮らせるまちづくりを行います。

○放課後の子どもの居場所として、児童館や放課後子どもひろば、学童クラブなど、子どもの成長段階や保護者の状況等に応じた、多様な選択肢を提供していきます。

○子ども達も幅広く参加する地域活動を支援し、地域の絆を強めていきます。

③高齢者等がまちで積極的に暮らせる場や組織づくりを進めます。

○高齢者クラブ組織に前期高齢者の参加を促進させ、前期高齢者がもつ技能や活動力などを地域で活かせるしくみづくりを行います。また、一人暮らしの高齢者も気軽に参加、交流し、健康で楽しい生活ができるような場を設けます。

④幅広い世代の区民の交流を支援します。

○地域コミュニティの拠点として、「落合三世代交流サロン」での地域の住民の取組みを支援していきます。

⑤地域の歴史的・文化的資料を収集整理し、活用します。

○目白文化村等の地域の歴史的・文化的資料を収集整理し、活用します。

⑥安心して暮らせる防犯まちづくり活動を行います。

○まちをあげて、防犯まちづくり活動を進めます。

※39　**ハザードマップ** p073参照
※68　**自転車シェアリング** p101参照
※77　**アメニティ** p140参照
※85　**延焼遮断帯** p153参照
※104　**消防水利** p174参照
※137　**コミュニティゾーン** p279参照

5. 落合第二地域まちづくり方針図

図1

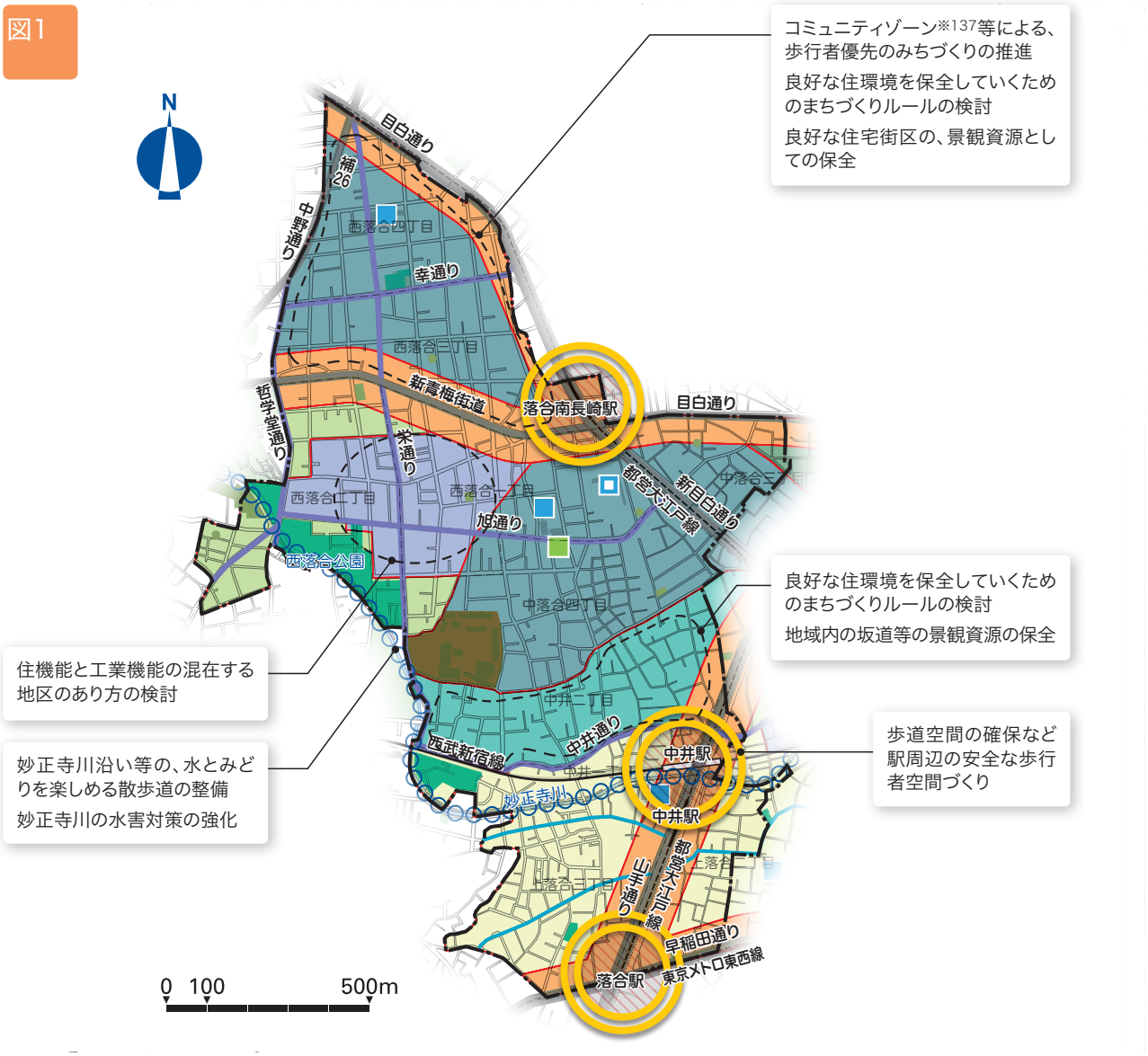

土地利用（市街地整備区分）
- 低層保全地区
- 低層個別改善地区
- 低中層保全地区
- 低中層個別改善地区
- 低中層基盤整備地区
- 生活交流地区
- 幹線道路沿道整備地区
- 都市型産業地区

道路・交通
- 広域幹線道路
- 地域幹線道路
- 地区内主要道路
- 主要区画道路
- 歩行系幹線道
- 鉄道・駅
- 地下鉄・駅

公園・施設等
- 都市計画公園
- その他の都市公園
- 大規模な公共的施設
- 小学校※
- 中学校※
- 区役所・特別出張所※

※平成29年12月現在

注：道路名称は、新宿区が設定した「道路通称名※136」も含まれます。

※136 **道路通称名** p276参照

図2

【地域全体】
利用者のニーズにあわせた公園整備の検討
文化財の活用

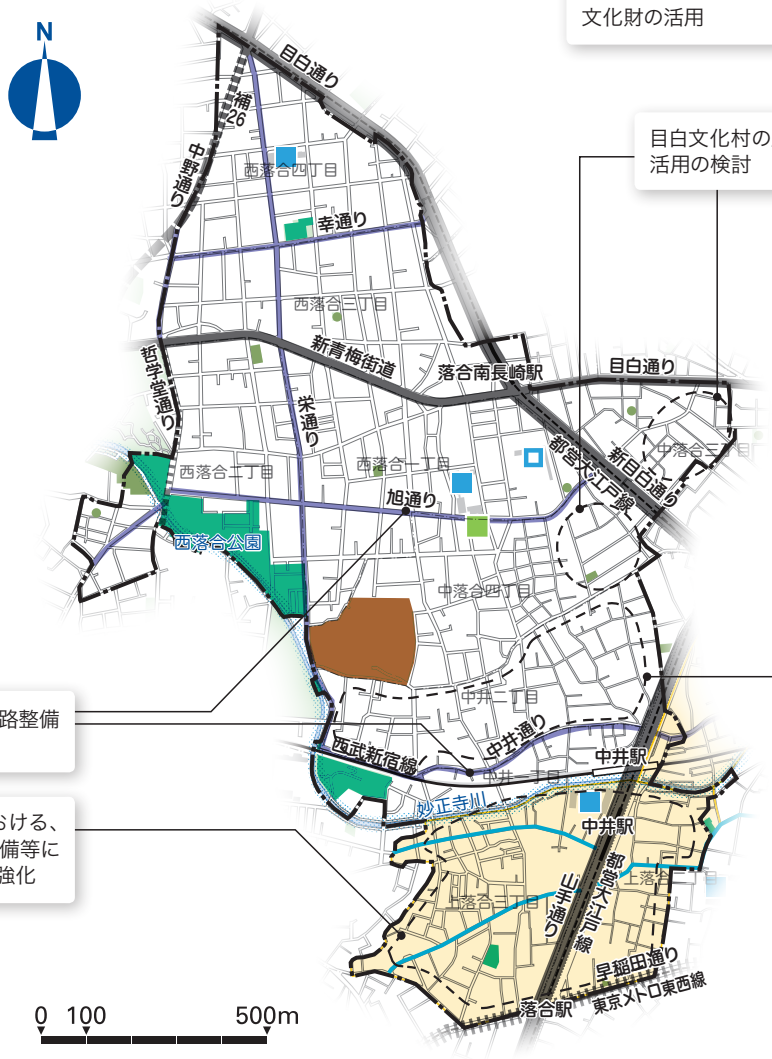

目白文化村の歴史・文化等の保全と活用の検討

斜面緑地や屋敷林等の、みどり豊かな環境の保全

歩行者優先の道路整備の検討

密集市街地における、不燃化や道路整備等による防災機能の強化

まちづくりルール
景観まちづくり計画区分地区

都市計画道路
完了　事業中　優先整備路線※　計画
広域幹線道路
地域幹線道路
地区内主要道路

都市計画道路以外
地域幹線道路
地区内主要道路
主要区画道路

公園・施設等
都市計画公園
その他の都市公園
大規模な公共的施設
小学校*
中学校*
区役所・特別出張所*
鉄道・駅
地下鉄・駅

＊平成29年12月現在

注：道路名称は、新宿区が設定した「道路通称名※136」も含まれます。

9 柏木地域まちづくり方針

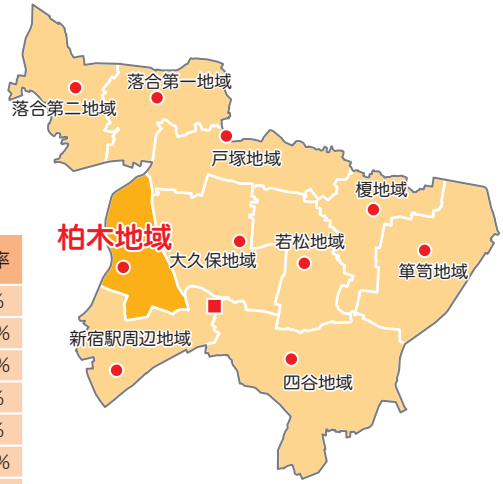

●地域の指標

	平成19年(2007年)	平成29年(2017年)	区全体に対する割合	増減率
面積	125 ha	125 ha	6.9%	0.0%
人口	27,448 人	31,945 人	9.4%	16.4%
日本人	23,030 人 (100.0%)	25,605 人 (100.0%)	8.6%	11.2%
0歳～14歳	1,829 人 (7.9%)	1,949 人 (7.6%)	7.3%	6.6%
15歳～64歳	16,779 人 (72.9%)	18,330 人 (71.6%)	9.0%	9.2%
65歳以上	4,422 人 (19.2%)	5,326 人 (20.8%)	8.1%	20.4%
外国人	4,418 人	6,340 人	15.4%	43.5%
人口密度*1	219.6 人／ha	255.6 人／ha	－	16.4%
世帯数*2	－ 世帯	22,015 世帯	10.3%	－
世帯構成人員*2	－ 人／世帯	1.45 人／世帯	－	－
単身世帯率	61.3 %	70.8 %	－	－

資料：平成19(2007)年の日本人は住民基本台帳(1月)、外国人は外国人登録(1月)
平成29(2017)年の日本人、外国人はともに住民基本台帳(1月)
平成19(2007)年の単身世帯率は平成17年国勢調査
平成29(2017)年の単身世帯率は平成27年国勢調査
人口密度＝人口／面積
*1：外国人世帯を含む
*2：外国人世帯を含む

●対象町名（*町丁内の一部が対象）

西新宿六丁目*	西新宿八丁目	北新宿二丁目	北新宿四丁目
西新宿七丁目*	北新宿一丁目	北新宿三丁目	



神田上水公園

1. 地域の概況

(1)地域の位置と成り立ち

○新宿区の西側中央に位置し、西は神田川を挟んで中野区に接し、おおむね三角形をした地域です。
○地形は豊島台地に位置し、神田川の方向に緩やかに下っています。
○江戸時代は主に農地であり、寺社や祠が所々にありました。
○明治後期から、都市部の近代化とともに、住宅を中心とする市街化が進行し、内村鑑三、西条八十など、多くの文化人、著名人が住んだことでも知られています。
○その後、小滝橋通り、青梅街道沿いにビルが建ちはじめ、JR 中央線を挟んだ北側では中央卸売市場淀橋分場が立地し、商店街と住宅を中心としたまちが形成されました。
○現在では、小滝橋通り等の幹線道路沿いには業務商業ビルが建ち並び、JR 中央線北側では区画整理が行われた住宅地が形成され、南側では細街路※36等も多く木造住宅密集地域※09となっています。
○一方、青梅街道沿道の副都心エリアの周辺は、都市計画道路の整備や市街地再開発事業※31が進み、交通利便性の向上とともに、まちなみに変化が見られます。
○また、水とみどりあふれる神田川、神田川沿いの桜並木をはじめ、寺社や古くから伝わる祭りなど、歴史・文化の感じられる地域となっています。

（2）地域の主な特徴

①多文化共生※16のまちです。

○地域の人口の約20%を外国籍の住民が占めており、地域内に居住する外国人は大久保地域に次いで多い地域です。

②住居系の土地利用が中心の地域です。

○主要な土地利用は住居系であり、北部は昭和後期に区画整理された住宅地、中央部は細街路※36が多く密集した住宅地、南部は市街地再開発事業※31等による業務機能の中高層の建物が中心に立地しています。

○近年では、幹線道路沿道周辺において、中高層の集合住宅の立地が進んでいます。

③防災面で課題のある地域があります。

○北新宿三丁目など、細街路※36が多く木造の建物が密集し、防災面で課題のある地域があります。

○また、神田川周辺では、水害の危険のある地域があります。

④みどりが少ない地域です。

○北新宿公園、北柏木公園等の公園が地域内に点在していますが、公園面積の少ない地域です。また、緑被率※70も減少傾向にあり、区内でも榎地域に次いで緑被率※70の低い地域です。

⑤景観資源に恵まれている地域です。

○神田川の水辺や周辺のみどりは、都心部における貴重な景観資源です。また、春には神田川沿いの桜並木が満開になり、見物客で賑わいます。

※09　**木造住宅密集地域** p024参照
※16　**多文化共生** p028参照
※31　**市街地再開発事業** p069参照
※36　**細街路** p073参照
※70　**緑被率** p103参照

■地域別外国人人口の比較

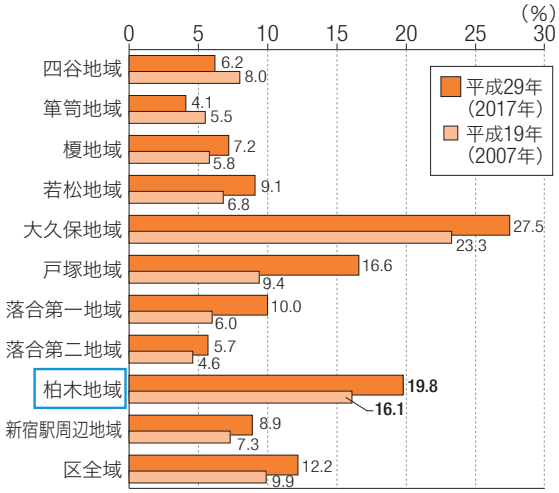

出典：住民基本台帳、外国人登録（各年1月1日）
＊外国人人口：平成19（2007）年は住民基本台帳に外国人を含まないため外国人登録、平成29（2017）年は住民基本台帳人口

■土地利用面積構成比の推移

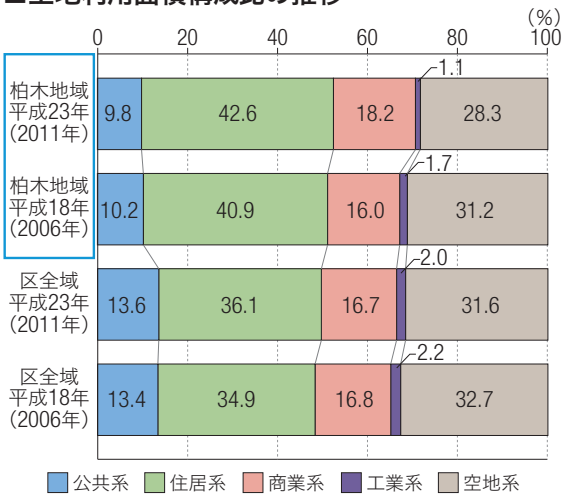

出典：土地利用現況調査

■地域別緑被率※70の比較

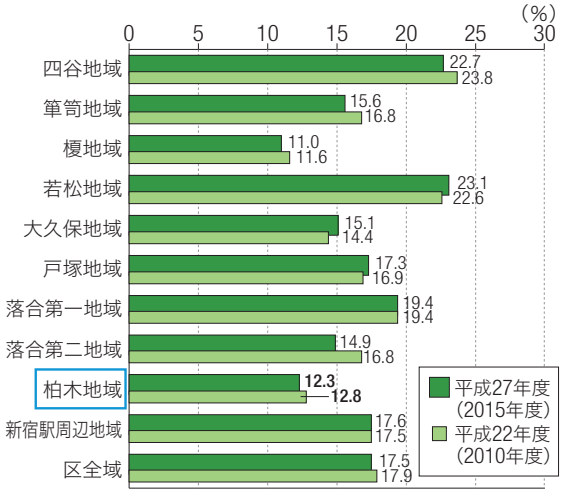

出典：新宿区（みどりの実態調査）

2. 地域の将来像

―輝く国際都市の眺め、歴史と新たな文化が息づく、やすらぎの暮らし―

住みたくなるまち 柏木

まちづくりの目標

●旧町名の「柏木」という名称に、地域住民は深い思い入れをもっています。柏木には、歴史的資源、多くの文化人の生きた足跡、そこに住まう人々の人情も含め、長い歴史の積み重ねにより形成された「柏木文化」が、今も息づいています。こうした「柏木」の歴史や文化を次世代に伝えるとともに、様々な人々が出会い、集うことで生まれる新しい文化と融合した、人情あふれる豊かなコミュニティの形成をめざします。

●国際都市を象徴する摩天楼に「輝く」夜景を「眺める」場所にあって、みどり豊かで、多くの人々が集う、魅力的で快適なまちをめざします。

●まちに必要な整備を進め、災害に強く、防犯性の高い、安全・安心なまちをめざします。



放射第6号線



北柏木公園

3.　まちづくりの方針

（1）都市の骨格に関するまちづくり方針

①柏木地域（南部）【創造交流の心】

○柏木地域（南部）は、「創造交流の心」として、業務商業の発展に必要な都市基盤の整備を進めます。また、みどりや歩行者空間の充実を図り、歩いて楽しい環境の整備を進め、賑わいと活力のある東京の成長や国際競争力を担うまちづくりを進めます。

②神田川の水とみどり【水とみどりの環】

○神田川の水とみどりを新宿区の外周を囲む「水とみどりの環」と位置づけ、水に親しめる空間や自然を感じることができる、連続した水とみどりの骨格を形成します。

（2）地域のまちづくり方針

1）土地利用・市街地整備

①良好な住環境を整備し、防災機能の改善を図ります。

○「都心居住推進地区」においては、快適な住環境の形成に向け、都心の生活拠点にふさわしいまちづくりを展開していきます。

○マンション等の一定規模以上の建築計画に対しては、住戸面積の最低規模や駐車場及び駐輪場の附置、緑化の義務づけなどにより、良好な住環境の形成を誘導します。

○北新宿一丁目から三丁目の老朽した木造住宅や細街路※36の多い地域は、地区計画※29等のまちづくり制度を活用して、建物の共同建替えや基盤整備を推進し、防災面の改善とあわせて良好な住環境を形成します。

②商店街の活性化を図ります。

○幹線道路沿道や既存の商店街については、再開発による昼間人口の増加を見据え、商業環境の整備や歩行者空間の充実等により、活性化を誘導します。

③西新宿八丁目成子地区の新しい魅力を周辺につなげます。

○西新宿八丁目成子地区は、さらに魅力あるまちとするため、新たな賑わい交流の拠点として、まちづくりを広げます。

※29　**地区計画** p069参照
※36　**細街路** p073参照

2）道路・交通

①生活道路の整備を推進します。

○地区計画※29等のまちづくり制度の活用などにより、災害時の消防活動・避難や日常生活サービス等を担う主要な生活道路の整備を推進します。

②都市交通の円滑化を図り住宅地における通過交通の抑制を図ります。

○都市交通ネットワークの形成のため、幹線道路の整備を促進します。また、住宅地への通過交通の流入抑制策などについて関係機関と協議します。

○地域の状況に応じて、歩行者優先の道路の整備を検討します。

③自動車及び自転車対策を進めます。

○集客施設の駐車場及び駐輪場の整備を図ります。また、集合住宅等については、建設時に駐車場及び駐輪場の設置を働きかけていきます。

3）安全・安心まちづくり

①まちの防災性の向上を図ります。

○老朽化した木造住宅や細街路※36の多い地域は、道路等の基盤整備とともに建物の不燃化・耐震化を促進し、防災性の向上を図ります。さらに、共同建替え等により、身近なオープンスペース※81の確保を図ります。

○幹線道路の整備と沿道建物の不燃化の促進により、火災時の延焼防止を図り、燃え広がらないまちづくりを進めます。

○細街路※36の拡幅整備により、まちの安全性を高めます。

4）みどり・公園

①多様な手法によりみどりの保全・充実を進めます。

○公共施設や寺社等のみどりを保全・充実・活用し、公園的空間としての活用を図ります。さらに、開発等により生じたオープンスペース※81をみどりの広場とするよう事業者等を誘導します。

②安全に利用できる公園づくりを推進します。

○誰もが安全に利用できるよう、公園のバリアフリー化を進めます。

③樹木の保全と身近な緑化を推進します。

○ブロック塀の生垣化、建物の屋上緑化や壁面緑化を促進するとともに、保護樹木等の指定を進めます。また、目に見える身近なみどりとして、木や花を植える運動を推進します。

④地域の住民とともに行う身近な公園の維持管理を促進します。

○公園のサポーター制度を活用し、地域の住民による身近な公園の維持管理を促進するとともに、公園の美化意識の啓発を進めます。

※29 **地区計画** p069参照
※31 **市街地再開発事業** p069参照
※35 **無電柱化** p073参照
※36 **細街路** p073参照

5）都市アメニティ※77

①地域に調和する建物を誘導します。

○建物の高さや色彩等が周辺のまちなみに調和したものとなるよう、地区計画※29等のまちづくり制度の活用を検討します。

②良好な景観を形成します。

○良好な景観を形成するために、道路の無電柱化※35や緑化を促進します。

○住宅地における良好な景観の誘導を進めます。

③歴史的・文化的資源をまちづくりに活用します。

○地域の歴史・文化を伝える資源、祭り、ゆかりの文化人などを掘り起こし、まちづくりに活かします。さらに、それらの資源を結ぶルートを設定し、散歩道としての整備の検討を進めます。また、旧町名を公共施設名等に使用する等、まちづくりへの活用を検討します。

④放射第６号線沿道の新しい魅力を周辺につなげます。

○「都市活動軸」として、市街地再開発事業※31等により無電柱化※35、歩行者空間が整備されましたが、地区計画※29等によりさらに魅力あるまちづくりを進め、新しい魅力を周辺に広げます。

4.　地域が主体に進めるまちづくり

①町会・自治会活動を活性化します。

○町会・自治会とPTAとの連携を強化します。また、地域のイベント活動の充実を検討します。

②外国人住民との交流による地域コミュニティ参加促進のしくみを充実します。

○外国人との文化交流やふれあいの場づくりを進めます。

③多様な世代の地域コミュニティやまちづくりへの参加を促進します。

○ホームページにより、地域のPRを図ります。

④循環型社会の形成をめざします。

○リサイクル、リユース※138を推進します。

○ごみ捨てのルールやマナーを周知していきます。

⑤犯罪情報の共有と地域の住民による防犯体制を構築します。

○犯罪情報の共有化を図るしくみを検討し、地域の住民の情報の共有化を図ります。

○地域の住民の自主的な防犯パトロールを強化します。

○地域の安全性向上のための人材育成、講習会などの活動の充実を図ります。

⑥良好な景観を誘導します。

○「柏木の夜景10選」の選定や、西新宿の高層ビル群の夜景等のPRに努めます。

※77　**アメニティ** p140参照
※81　**オープンスペース** p149参照
※138　**リユース**
一度使用した物や部品などをそのまま再利用すること。不用になった物を再利用する点で、素材として再活用をするリサイクルと区別される。

5. 柏木地域まちづくり方針図

図1

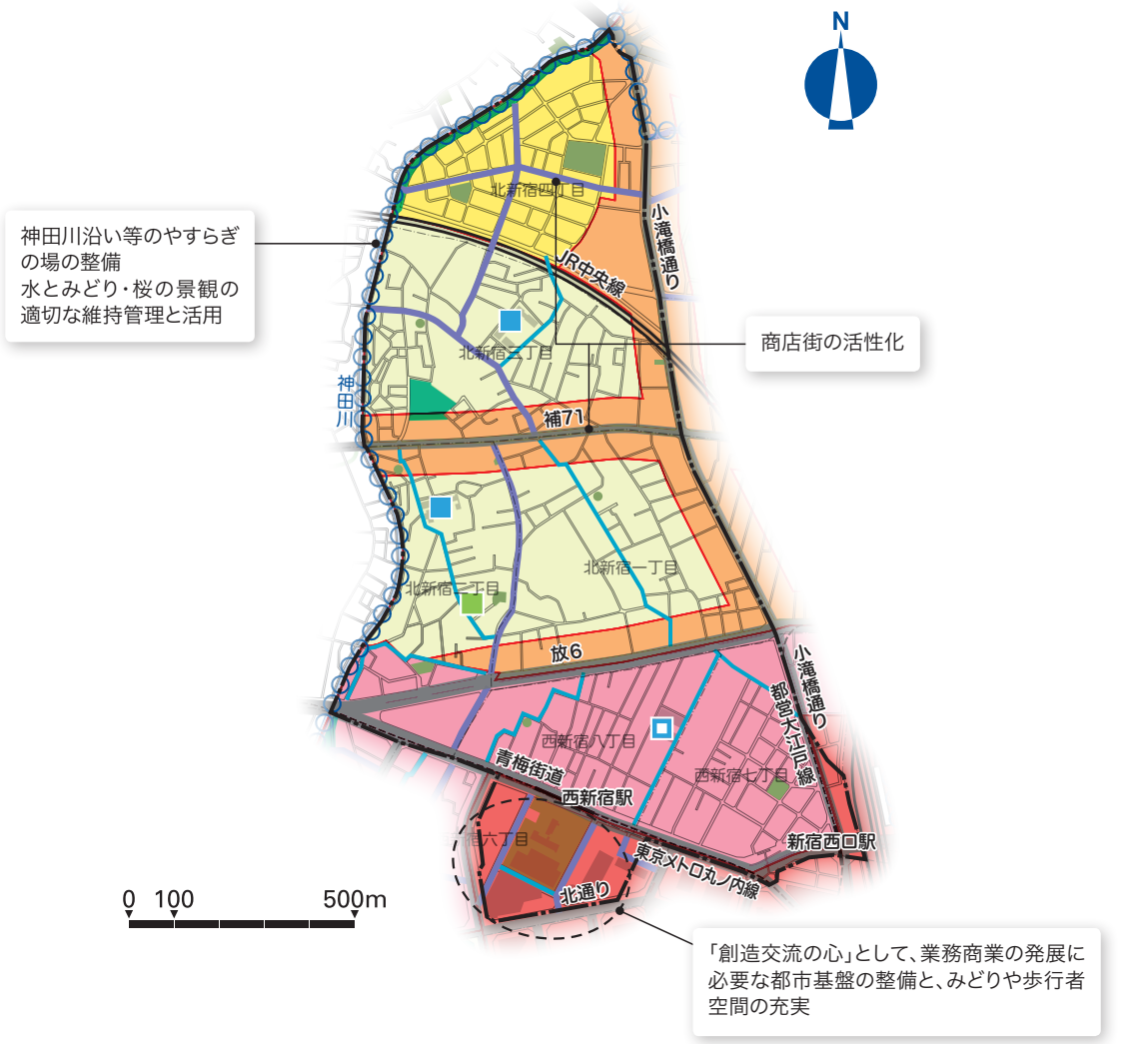

土地利用(市街地整備区分)
- 低中層基盤整備地区
- 中高層住宅整備地区
- 国際的な中枢業務機能拠点地区
- 都心居住推進地区
- 幹線道路沿道整備地区

道路・交通
- 広域幹線道路
- 地域幹線道路
- 地区内主要道路
- 主要区画道路
- 歩行系幹線道
- 鉄道・駅
- 地下鉄・駅

公園・施設等
- 都市計画公園
- その他の都市公園
- 大規模な公共的施設
- 小学校※
- 中学校※
- 区役所・特別出張所※

※平成29年12月現在

図2

樹木の保全と、道路沿いの緑化の推進

【地域全体】
身近な公園の、地域住民による適切な維持管理の推進
誰もが安全に利用できる公園整備
歴史的・文化的資源の活用
地区内主要道路や主要区画導路について、防災・防犯・交通の軸となる道路整備の検討

環状第４号線の整備促進と沿道のまちづくりの検討

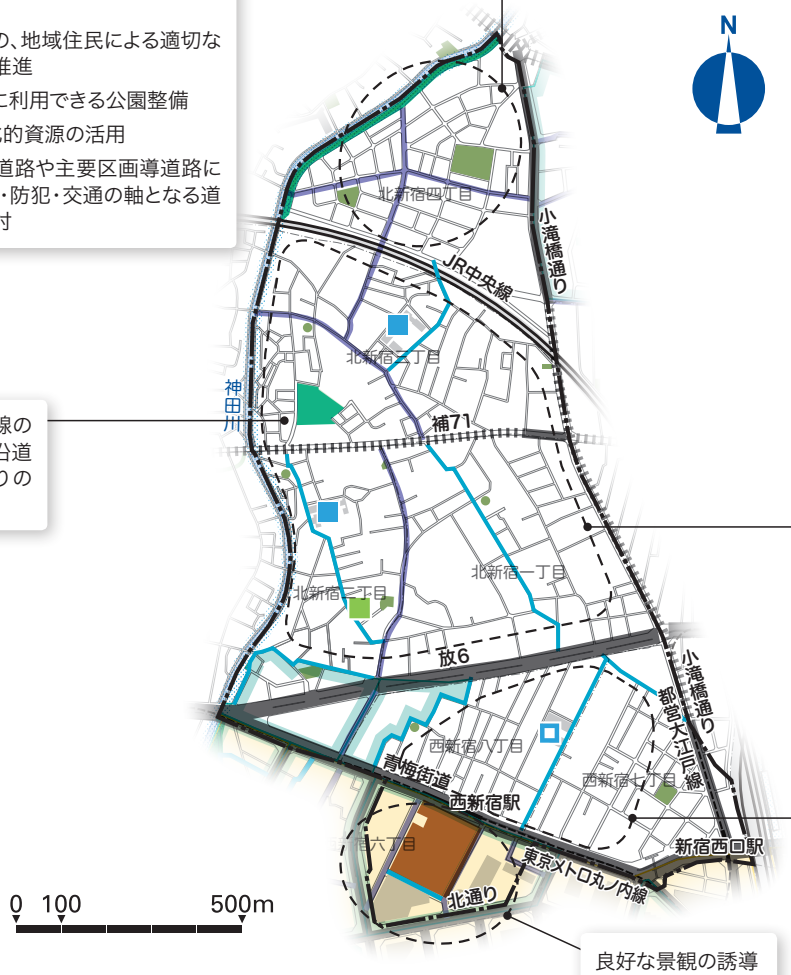

不燃化の促進と、細街路※36の整備

地域に調和する景観誘導とルールづくりの検討
道路の無電柱化※35等による、良好な景観の誘導

良好な景観の誘導

地区計画
まちづくりルール
景観まちづくり計画区分地区

都市計画道路
完了　事業中　優先整備路線※　計画
広域幹線道路
地域幹線道路
地区内主要道路

都市計画道路以外
地域幹線道路
地区内主要道路
主要区画道路

公園・施設等
都市計画公園
その他の都市公園
大規模な公共的施設
小学校*
中学校*
区役所・特別出張所*
鉄道・駅
地下鉄・駅

＊平成29年12月現在

10 新宿駅周辺地域まちづくり方針



●地域の指標

	平成19年(2007年)	平成29年(2017年)	区全体に対する割合	増減率
面積	160 ha	160 ha	8.8%	0.0%
人口	13,620 人	15,788 人	4.7%	15.9%
日本人	12,630 人 (100.0%)	14,387 人 (100.0%)	4.8%	13.9%
0歳～14歳	729 人 (5.8%)	939 人 (6.5%)	3.5%	28.8%
15歳～64歳	9,807 人 (77.6%)	10,813 人 (75.2%)	5.3%	10.3%
65歳以上	2,094 人 (16.6%)	2,635 人 (18.3%)	4.0%	25.8%
外国人	990 人	1,401 人	3.4%	41.5%
人口密度*1	85.1 人／ha	98.7 人／ha	–	15.9%
世帯数*2	– 世帯	11,088 世帯	5.2%	–
世帯構成人員*2	– 人／世帯	1.42 人／世帯	–	–
単身世帯率	67.4 %	71.3 %	–	–

資料：平成19(2007)年の日本人は住民基本台帳(1月)、外国人は外国人登録(1月)
平成29(2017)年の日本人、外国人はともに住民基本台帳(1月)
平成19(2007)年の単身世帯率は平成17年国勢調査
平成29(2017)年の単身世帯率は平成27年国勢調査
*1：人口密度＝人口／面積
*2：外国人世帯を含む

●対象町名（*町丁内の一部が対象）

新宿三丁目*　西新宿二丁目　西新宿四丁目　西新宿六丁目*
歌舞伎町一丁目*　西新宿三丁目　西新宿五丁目　西新宿七丁目*
西新宿一丁目



歌舞伎町

1. 地域の概況

(1)地域の位置と成り立ち

○新宿区の南西に位置し、北西部は神田川を境として中野区に、西側と甲州街道を挟んだ南側は渋谷区に接しています。
○淀橋台地上にあり、神田川に向かって緩やかに下っていますが、おおむね平坦な地形となっています。
○江戸時代は主に農地であり、熊野神社や十二社池は行楽地となっていました。
○明治期には、新宿駅が開設され、都心部と郊外を結ぶ重要な交通拠点となり、急速に近代化が進み、新宿駅東口を中心に主に商業地が形成されました。また、新宿駅西口には、淀橋浄水場が設置され、それを囲むように住宅地が形成されました。
○戦後、新宿駅東口は、歌舞伎町や新宿通りの百貨店を中心とする繁華街として、また、新宿駅西口は、駅舎に続く百貨店や商業地に加え、淀橋浄水場の廃止に伴い建設された超高層ビルの林立する業務商業の集積する副都心として、大きく発展を遂げました。
○新宿中央公園西側に扇形の住宅地を擁しながら、乗降客数日本一を誇る新宿駅を中心に国際的な業務商業地を形成するなど、先導的な役割をもつまちとして発展を続けています。

（2）地域の主な特徴

①昼夜間人口の差の大きい地域です。

○高層集合住宅の建設等により、人口・世帯数はともに増加傾向にありますが、区内で、最も夜間人口の少ない地域です。一方、国内有数の業務商業地のため昼間人口は最も多く、夜間人口の約15倍に膨れ上がります。

②国内有数の商業のまちです。

○新宿駅東口を中心に小規模なものから大規模なものまで、数多くの店舗が軒を連ね、年間の小売販売額が約9千億円となる国内有数の商業のまちです。

③住・職・学・遊の機能の集積した地域です。

○新宿駅東口には国内有数の歓楽街である歌舞伎町や商業ビルが軒を連ね、新宿駅西口はオフィスや学校等が立地しています。新宿中央公園より西側には文化施設や古くからの住宅も残っており、住・職・学・遊の多様な顔をもつ地域です。

④国内有数のターミナル駅を抱える地域です。

○JR線や地下鉄、私鉄線と様々な鉄道が乗り入れる新宿駅は、一日の乗降客数が371万人となる国内有数のターミナル駅です。東京の重要な交通拠点として、また、東京の玄関口の一つとしての重要な役割を担っています。

⑤防災面で課題のある地域があります。

○新宿駅西口は、特定街区※84や市街地再開発事業※31等の制度を活用し、防災性の高い超高層ビル群が形成され、都内でも有数の業務機能が集積した地域です。

○しかしながら、青梅街道、山手通り、甲州街道沿道の住宅の密集している地域では、細街路※36が多く、木造の建物が密集し、防災面で課題のある地域があります。

○また、災害発生時には非常に多くの帰宅困難者※44が発生することが懸念されています。

※31　**市街地再開発事業** p069参照
※36　**細街路** p073参照
※44　**帰宅困難者** p075参照
※84　**特定街区** p152参照
※95　**不燃化率** p169参照

■地域別昼夜間人口の比較

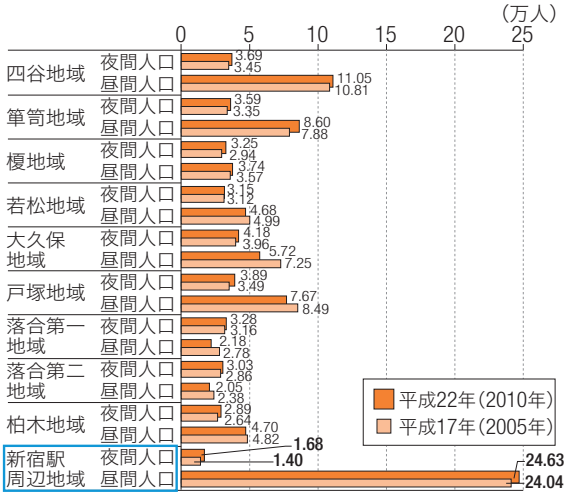

出典：国勢調査

■主要駅の乗降客数（1日平均）の推移

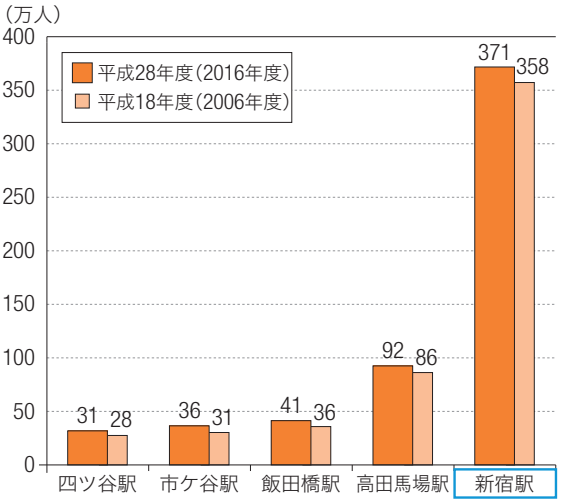

出典：新宿区の概況

■地域別不燃化率※95の推移

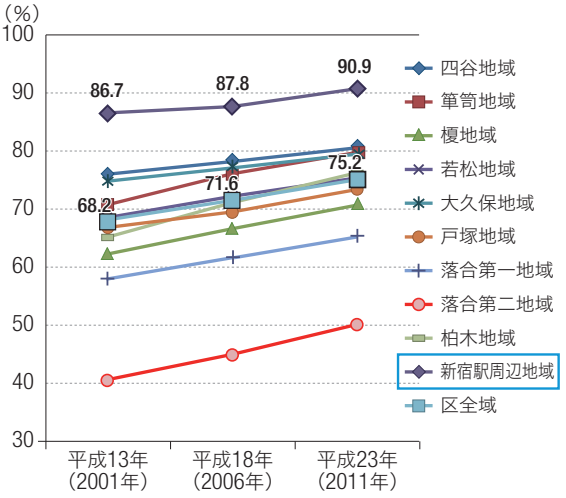

出典：土地利用現況調査

2. 地域の将来像

人を魅せる活力と
文化の薫りあふれる環(わ)のまち

まちづくりの目標

●人を魅せるまち

世界中から集まる人を温かく迎え入れ、このまちに「来て良かった」と感じてもらえるような魅力あるまちをめざします。

●活力と文化の薫りあふれるまち

まちに残る近代文化都市としての歴史的・文化的資源、文化施設、新宿文化の歴史を語る商業地や施設など、人の活動や営みに基づく、文化の薫りあふれるまちをめざします。

●「わ」のまち

生活・文化・商業・遊びの空間を「輪」状につなげ、人波がしなやかに流れるようにするとともに、人と人がふれあい「和」みあるまち、環境に配慮した「環」境にやさしいまちをめざします。



新宿中央公園



新宿通り

3.　まちづくりの方針

（1）都市の骨格に関するまちづくり方針

①新宿駅周辺【創造交流の心】

○新宿駅周辺は、「創造交流の心」として東京の成長や国際競争力を担っていくため、駅周辺における商業・娯楽・業務・滞在・居住等の都市機能を強化し、多様な各地区の相互の連携、特色あるまちづくりを推進します。

○駅周辺の業務商業機能を東西方向にさらに広げるため、都市基盤の整備を推進します。

○賑わいと活力の創出に向け、みどりや歩行者空間の充実、歩いて楽しい環境の整備を進めるとともに、防災性の向上及び災害時の避難誘導体制等の強化を進めます。

○国際観光都市の実現に向け、訪日外国人等の増加を踏まえ、拠点整備を推進するとともに、宿泊施設の整備を誘導します。

○新宿駅周辺から他の「賑わい交流地区」への歩行者の回遊性と利便性を高めます。

②新宿通り・中央通り【賑わい交流軸】

○訪日外国人等の増加を踏まえ、道路空間の賑わいづくりとともに、防災性の向上を図ります。

○魅力ある業務商業施設の立地を誘導していくとともに、快適な歩行者空間や景観を創出し、歩きたくなるまちづくりを推進します。

③新宿中央公園周辺【七つの都市の森】

○新宿中央公園とその周辺を「七つの都市の森」の一つと位置づけ、まとまったみどりの保全・充実・活用を進めます。

④神田川の水とみどり、山手通りと甲州街道【水とみどりの環】

○神田川の水とみどりを新宿区の外周を囲む「水とみどりの環」と位置づけ、水に親しめる空間や自然を感じることができる、連続した水とみどりの骨格を形成します。また、神田川、山手通り、甲州街道などの新宿区の外周を囲む連続したみどりの骨格を形成します。

⑤新宿通り、中央通り【風のみち（みどりの回廊）】

○新宿通りと中央通りを「風のみち（みどりの回廊）」と位置づけ、道路空間における街路樹の育成や沿道建物の緑化などを進め、地区の特性を踏まえたみどり豊かな都市空間を形成します。また、東口地区と西口地区をつなぐみどりの創出を図ります。

（2）地域のまちづくり方針

1）土地利用・市街地整備

①国際的な創造交流拠点としての風格のあるまちづくりを推進します。

○特定街区※84等の都市開発諸制度※139や市街地再開発事業※31等により、国際都市にふさわしい、風格のあるまちづくりを進めます。

○新宿駅前広場を含む東口地区は、魅力を維持しつつ再構築を図り、国際的な商業拠点として、賑わいのあるまちづくりを進めます。

○誰もが安心して楽しめる「エンターテイメントシティ・歌舞伎町」をめざし、国際的なエンターテイメント拠点の形成を進めます。

○新宿駅の直近地区は、交流機能と新宿の顔を備えた交流結節拠点の形成を進めます。

②新宿駅周辺地区を複合的市街地として整備を推進します。

○定住人口を確保し、住機能と業務商業機能の調和した複合市街地としての整備を誘導します。

○市街地再開発事業※31等により、業務商業の機能の集積した土地利用を図るとともに、都心居住の住機能に賑わいをもちあわせた魅力あるまちづくりを誘導します。また、開発の際には、防災の観点からオープンスペース※81等の確保を誘導します。

③住宅密集地域における住環境の向上を図ります。

○住宅密集地域は、快適な住環境の形成に向け、市街地再開発事業※31等を活用して、都心居住を推進するまちづくりを展開していきます。あわせて地区計画※29等のまちづくり制度を活用します。

※29 **地区計画** p069参照
※31 **市街地再開発事業** p069参照
※47 **避難場所** p077参照
※139 **都市開発諸制度**
公開空地の確保など公共的な貢献を行う建築計画に対して、容積率や斜線制限などの建築基準法に定める形態規制を緩和することにより、市街地環境の向上に寄与する良好な都市開発の誘導を図る制度

2）道路・交通

①新宿駅周辺への交通流入を抑制します。

○新宿駅周辺部の交通渋滞を解消するため、幹線道路の整備を促進するとともに、フリンジパーキング※92の検討を進め、新宿駅周辺への交通流入を抑制します。また、新宿駅東口の商業地を安心してゆったりと散策できるような歩行者空間を生み出すため、モール※90化を検討します。あわせて、新宿駅前の広場空間では自転車の流入抑制を図るとともに、駅周辺全体の賑わいと交流を生み出すための交通システムとして、シェアサイクルの推進や公共駐輪場の整備検討を進めます。

②新宿駅及び駅周辺や幹線道路における、歩行者の回遊性の充実を図ります。

○新宿駅の東西自由通路の整備を促進するとともに、新宿駅東西広場及び駅周辺の再整備の検討（歩行者優先の広場への再編や東西をつなぐ空間の確保など）を進め、快適な歩行者空間の充実と回遊性の向上をめざします。

○新宿駅東口、西口、南口の駅前空間を充実させ、歩行者広場やゆとり空間を創出するとともに、それぞれを結ぶ歩行者回遊動線の充実を図り、駅周辺の利便性を高めます。

○新宿駅周辺の回遊性の向上を図るため、靖国通り地下通路、西口のペデストリアンデッキ※89等の整備を促進します。

○地域内の回遊性と利便性を高めるため、利用者のニーズにあわせルート変更等を行い新宿WEバスの利用促進を図ります。

○幹線道路では、歩行者空間の充実を図るとともに、避難場所※47への避難動線の確保を進めます。

○都市計画道路である新宿駅付近街路第10号線の整備促進について、関係機関と協議します。

③環境に配慮した幹線道路の整備を促進します。

○明治通りや靖国通りなどの歩行者空間や自転車走行空間の確保など、環境に配慮した道路整備を促進します。

④自転車対策を推進します。

○関係機関と協力して駐輪場の確保に努めます。あわせて、マンションや集客施設等への駐輪場の設置を誘導します。また、地域特性にあわせた自転車走行空間を確保します。

⑤荷捌き車両の効率的な運用や荷捌き場の整備を進めます。

○環境負荷軽減や歩行者の環境改善のため、共同配送や荷捌き車両の共同駐車場の整備等について検討します。

⑥駐車場の地域ルール※140に基づく誘導を進めます。

○地域特性に応じた、駐車場附置義務のルールに基づく設置を誘導します。

※81　**オープンスペース** p149参照
※84　**特定街区** p152参照
※89　**ペデストリアンデッキ** p162参照
※90　**モール** p162参照
※92　**フリンジパーキング** p164参照
※140　**地域ルール**
駐車場の附置義務について、東京都駐車場条例による一律の基準ではなく、区市が地域の実情に応じた独自の附置義務基準を制定するもの

3）安全・安心まちづくり

①まちの不燃化を推進します。

○青梅街道、山手通り、甲州街道沿道の不燃化の促進及び周辺住宅地の消防活動等が困難な地域の安全性の向上を図ります。

○老朽した木造住宅や細街路※36の多い地域は、建物の共同建替えや不燃化・耐震化を促進し、防災機能の強化を図ります。

②災害時の避難誘導施設や体制を強化します。

○大規模な地震等の災害発生時には、多数の滞留者、帰宅困難者※44の発生が想定されるため、新宿御苑や新宿駅及びその周辺において、支援施設の整備を促進します。

○わかりやすい災害時避難誘導案内板等の整備を進めます。あわせて、昼間区民の適切な避難誘導を行えるしくみ・体制を強化します。

○新宿中央公園周辺及び西新宿地区は、避難場所※47や地区内残留地区に指定されており、避難道路沿道や周辺地域一帯での不燃化促進により、地域全体の防災機能の強化を図ります。

○避難場所※47に安全に避難できるよう市街地再開発事業※31等を活用し、歩道の拡充や地下通路の整備を推進します。

③まちづくり制度等を活用した災害に強いまちづくりを推進します。

○西新宿五丁目北地区をはじめとする市街地再開発事業※31等や防災街区整備事業※101、新たな防火規制※28制度、地区計画※29等のまちづくり制度を活用し、災害に強いまちづくりを推進します。

※28 **新たな防火規制** p068参照
※29 **地区計画** p069参照
※31 **市街地再開発事業** p069参照
※36 **細街路** p073参照
※44 **帰宅困難者** p075参照

4）みどり・公園

①新宿中央公園の充実及び利用を促進します。

○新宿中央公園を都心のオアシスとして多くの人に利用してもらえるよう、質の高いみどりの創出、バリアフリー化、公園へのアクセスの向上や賑わい交流施設の設置など、魅力の向上を進めます。

②まちのみどりを充実します。

○市街地再開発事業※31等により整備されるオープンスペース※81や寺社などの公園的な空間の活用により、みどりの充実を図ります。

③水とみどりの散歩道の整備を進めます。

○神田川沿いの歩行者空間の充実を図り、親水性に配慮した散歩道として整備を進めます。また、神田川と新宿中央公園を結ぶ散歩道の整備について検討します。

※47　**避難場所** p077参照
※81　**オープンスペース** p149参照
※101　**防災街区整備事業** p174参照

5）都市アメニティ※77

①国際都市にふさわしい駅の顔づくりを進めます。

○観光案内所設置をはじめ観光機能の充実を図り、国際観光都市の魅力の向上を進めます。

○新宿の玄関口として、国際都市にふさわしい駅の顔づくりを進めます。

②魅力的な景観の形成を図ります。

○超高層ビル等のオープンスペース※81や、低中層建物の屋上等を活用して、みどりを連続的・象徴的に配置し、潤いある空間の充実を図るとともに、東京の成長や国際競争力を担う新宿にふさわしい魅力的な景観の形成を誘導します。

○各地区の特色を活かし、新宿の魅力を世界に発信する印象的な空間の形成を推進します。

③地域の文化や歴史を伝える環境整備を推進します。

○「歌舞伎町ルネッサンス※58」を推進し、防犯対策とまちづくりの連携した取組みにより、新宿が誇る大衆文化の発信地として、歌舞伎町のまちのイメージを高めていきます。また、客引き防止対策を推進していきます。

○まちのもつ歴史的・文化的資源を地域共有のものとして語り継いでいくため、玉川上水を偲ぶ流れの活用や通り名称等への旧町名、地名の活用を検討します。

④環境負荷軽減への取組みを進めます。

○地域冷暖房※78の拡張等、効率的なエネルギーのネットワーク化による環境に配慮したまちづくりの促進を図ります。また、中水道※141、雨水利用施設、コージェネレーション※127の導入等、環境に配慮した技術を建物等に積極的に取り入れるよう誘導します。

⑤外国人など多様な来街者を踏まえたサイン整備などを推進します。

○訪日外国人の増加や、駅周辺施設等の更新時期の到来を踏まえ、外国人など誰もが目的とする場所に容易に移動できるよう、ユニバーサルデザイン※01に配慮した案内板やサイン整備などにより、わかりやすく魅力的なまちづくりを進めます。

⑥分煙環境の整備を進めます。

○新宿駅周辺でも特に利用者の多い西口駅前喫煙所について、新宿の玄関口としてふさわしい環境となるよう整備を進めていきます。

※01 **ユニバーサルデザイン** p005参照
※58 **歌舞伎町ルネッサンス** p092参照
※77 **アメニティ** p140参照
※141 **中水道**
ビル内排水、下水道の処理水、雨水などを再生処理した水道。中水は、水洗トイレ用水や散水等の雑用水として使用されている。

4.　地域が主体に進めるまちづくり

①地域の文化の創造と発信を行います。

○様々な主体との連携により、芸術・文化のイベントを行うなど、芸術・文化の情報発信拠点としての取組みを推進します。

②来訪者にとって気持ちの良い環境づくりを推進します。

○まちに関わる人が、清掃、美化活動等を行い、来訪者に「来て良かった」と感じてもらえる気持ちよい環境づくりを推進します。

※78　**地域冷暖房** p142参照
※81　**オープンスペース** p149参照
※127　**コージェネレーション** p207参照

5. 新宿駅周辺地域まちづくり方針図

図1

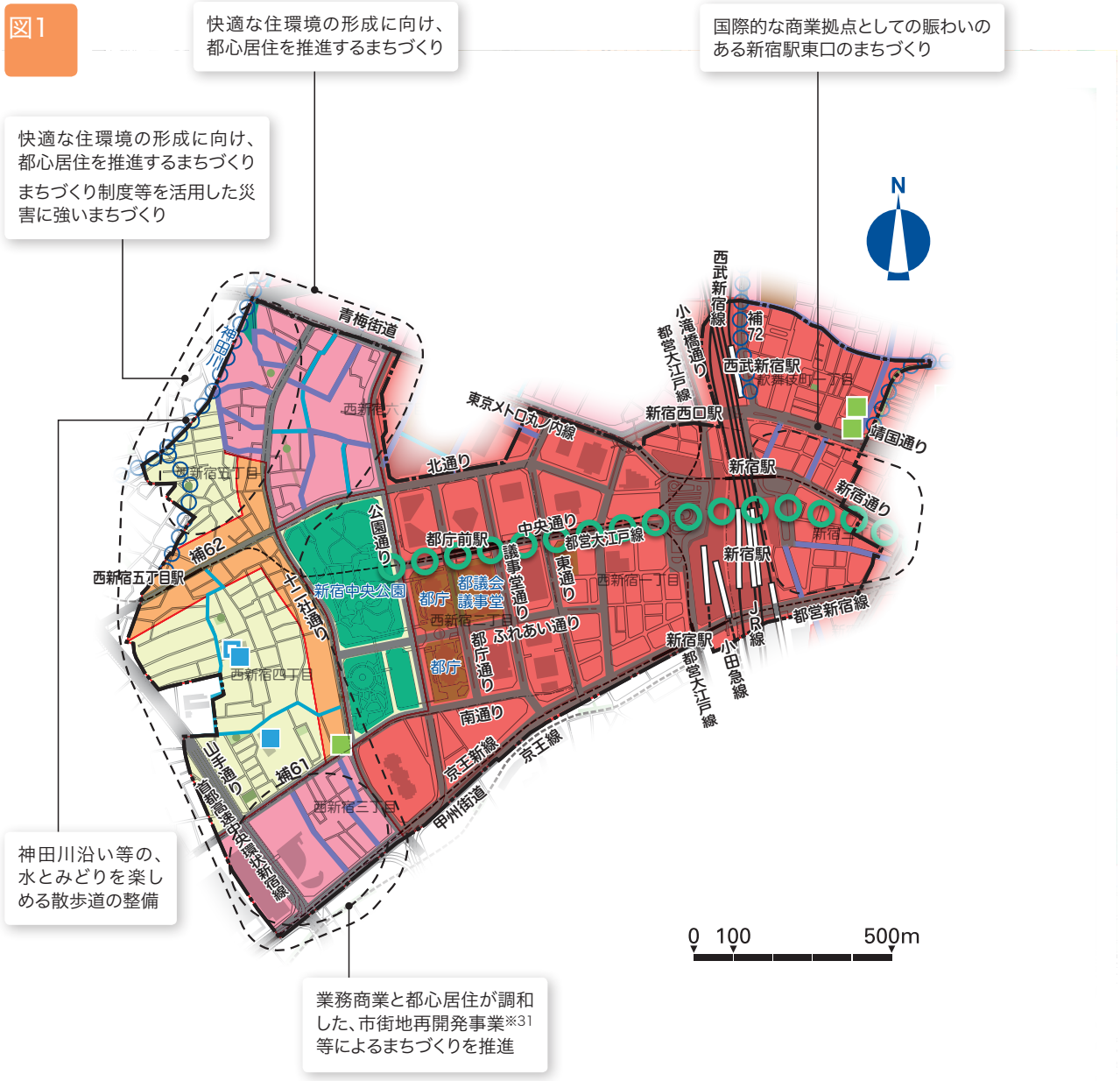

土地利用(市街地整備区分)
- 低中層基盤整備地区
- 国際的な中枢業務機能拠点地区
- 都心居住推進地区
- 幹線道路沿道整備地区

道路・交通
- 広域幹線道路
- 地域幹線道路
- 地区内主要道路
- 主要区画道路
- 風のみち(みどりの回廊)
- 歩行系幹線道
- 鉄道・駅
- 地下鉄・駅

公園・施設等
- 都市計画公園
- その他の都市公園
- 大規模な公共的施設
- 小学校※
- 中学校※
- 区役所・特別出張所※

※平成29年12月現在

図2

【地域全体】
地域の資源を活かした歴史や文化の創出
文化施設を、芸術・文化の情報発信拠点として活用
自転車対策の推進

新宿文化の情報発信拠点としての「歌舞伎町ルネッサンス※58」の推進

神田川と新宿中央公園を結ぶ散歩道の整備の検討

アクセスの向上等による、新宿中央公園の利用促進

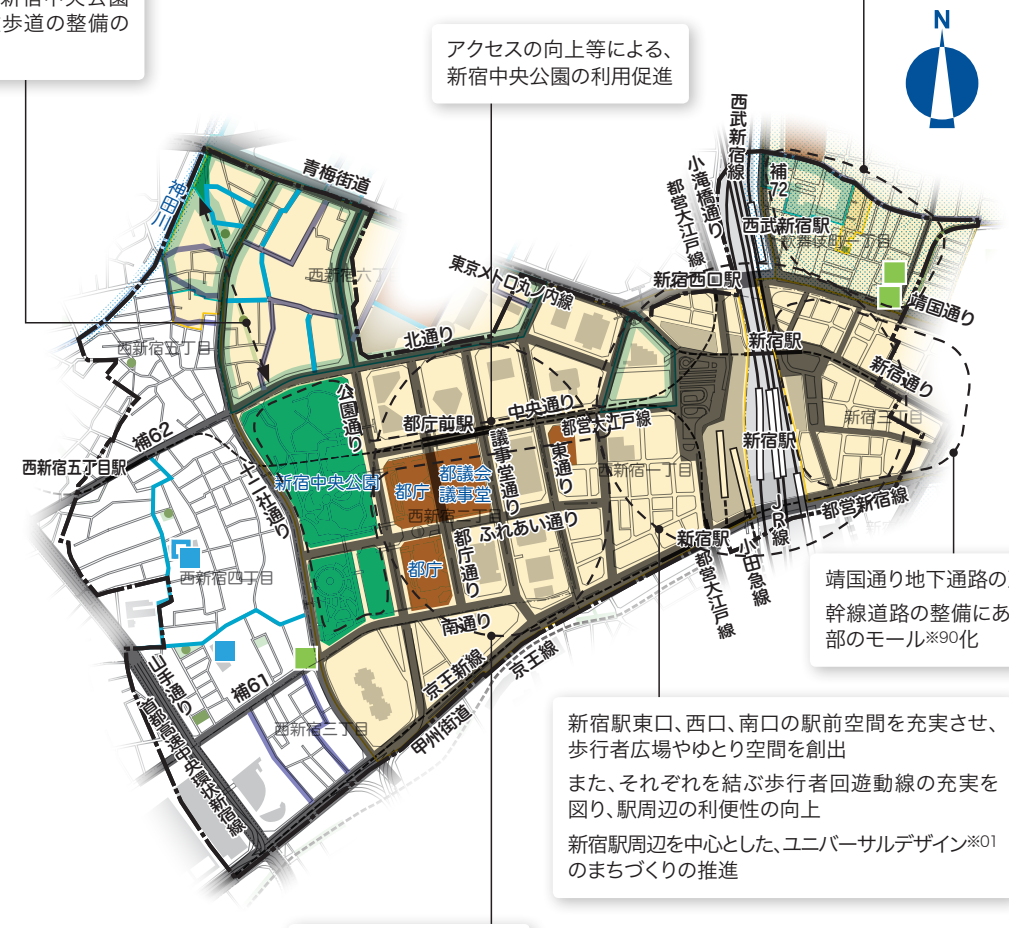

靖国通り地下通路の延伸の検討
幹線道路の整備にあわせた周辺部のモール※90化

新宿駅東口、西口、南口の駅前空間を充実させ、歩行者広場やゆとり空間を創出
また、それぞれを結ぶ歩行者回遊動線の充実を図り、駅周辺の利便性の向上
新宿駅周辺を中心とした、ユニバーサルデザイン※01のまちづくりの推進

オープンスペース※81等の緑化の推進等による、魅力的な景観の誘導

地区計画
まちづくりルール
景観まちづくり計画区分地区

都市計画道路
完了　事業中　優先整備路線※　計画
広域幹線道路
地域幹線道路
地区内主要道路

都市計画道路以外
地域幹線道路
地区内主要道路
主要区画道路

公園・施設等
都市計画公園
その他の都市公園
大規模な公共的施設
小学校*
中学校*
区役所・特別出張所*
鉄道・駅
地下鉄・駅

＊平成29年12月現在

資料編

第1 用語解説

第2 新宿区総合計画ができるまで

第1 用語解説

◎用語の右の数字（※○○）は、本編での解説順で付番しています。

あ行

ICT	※02	Information & Communications Technology の略。情報や通信に関する技術の総称のこと。
アスベスト	※12	石綿のことで天然の鉱物繊維。その特性上建築資材に適していたが、有害性が指摘され全面的に禁止されている。
アメニティ	※77	心地よさという意味から転じて、快適な生活環境・空間をいい、人間的な住みやすさを示す概念。具体的には、生活環境において、快適な建物、場所、景観、気候などをいう。
新たな防火規制	※28	東京都建築安全条例第７条の３の規定に基づく防火規制。建物の不燃化を促進し木造密集地域の再生産を防止するために災害時の危険性の高い地域について指定し、建物の耐火性能を強化する規制
一時滞在施設	※86	駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などを、帰宅が可能となるまでの間、一時的に受け入れるための施設
一類感染症	※49	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定された感染症のうち、感染力・重篤度・危険性が極めて高いエボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱のことをいう。
インフラ	※30	インフラストラクチャーの略。都市における社会生活や経済活動を円滑に維持し、発展させるために基盤となる施設。道路・鉄道・港湾・上下水道、電気・ガス・通信などの施設をいう。
雨水流出抑制	※38	地表に降った雨水が短時間で一挙に下水道管や河川に流れ込むのを防ぎ、河川や下水道への負担を軽減すること。
液状化	※105	地震の揺れにより地盤が液体のようになること。
江戸四宿（えどししゅく）	※132	江戸時代、五街道とともに整備された江戸（日本橋）に最も近い宿場町で品川宿、内藤新宿、板橋宿、千住宿をいい、江戸の内外を分ける一つの目安となっていた。このうち内藤新宿は、甲州街道の宿場として栄え、新宿の名の由来となっている。

NPO	※14	Non-Profit Organizationの略。行政や民間企業に属さず、社会的に必要な公益的活動をする民間の非営利組織のこと。福祉やまちづくり、環境、国際協力などの社会的な課題に、市民が主体的に取り組んでいる組織をいう。都道府県や指定都市からNPO法（特定非営利活動促進法）に基づく認証を得た団体は法人格を有する。
エリアマネジメント	※57	地域の良好な環境の維持や賑わいの創出などを図るための、住民、団体等による主体的な地域経営の取組
LED	※66	Light Emitting Diodeの略。日本語では発光ダイオードと訳される。電流を流すと発光する半導体素子の一種。消費電力は、従来の点灯管式蛍光灯照明をLEDに変換すると約50%、一般電球などをLEDに交換すると約15%となる。
LCP住宅	※103	Life Continuity Performanceの略。停電時でも水の供給やエレベーターの運転に必要な最小限の電源を確保することで、自宅での生活継続を可能とする住宅
延焼遮断帯	※85	地震に伴う市街地火災の延焼を阻止する機能を果たす道路、河川、鉄道、公園等の都市施設及びこれらと近接する耐火建築物等により構成される帯状の不燃空間。震災時の避難経路、救援活動時の輸送ネットワークなどの機能も担う。
応急仮設住宅	※109	災害のため住宅が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、住宅を仮設し、一時的な居住の安定を図ることを目的として新たに建設する住宅や、既存の公共住宅や地方公共団体が借り上げる民間賃貸住宅
屋外広告物条例	※117	都道府県、政令市及び中核市が、屋外広告物法に基づき屋外広告物条例を定め、良好な景観の形成又は風致の維持、公衆に対する危害の防止を目的に、必要な規制を行うことができる。景観行政団体等は、都道府県と協議の上、屋外広告物条例を定めることができる（屋外広告物業の登録に関することは除く）。また、許可等の事務については、都道府県から委任を受けて、市区町村が行っている場合がある。
OJT	※75	On-the-Job Training の略。各職場内で行う研修のこと。仕事を通じて教育訓練を行うこと。
オープンカフェ	※56	公道にパラソルやテーブル椅子などを並べ営業する形態の飲食店
オープンスペース	※81	公園・広場・道路・河川・樹林地・農地など、建物によって覆われていない土地の総称。加えて、宅地内における広場や歩行者空間、植栽地として整備された空間や建物間の空地などをさす。

温室効果ガス	※71	地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす大気圏にある気体の総称。温室効果ガスにより、地球の平均気温が適温に保たれてきたが、近年、その量が増加したため、地球温暖化問題が生じている。気候変動枠組条約で削減の対象となっているのは、二酸化炭素、一酸化二窒素、メタンなど7種類ある。

か行

介護予防	※06	要介護状態の発生をできる限り防ぐ（遅らせる）こと、そして要介護状態にあってもその悪化をできる限り防ぐこと、さらには軽減を目指すこと。
街区再編まちづくり制度	※119	個性豊かで魅力のあるしゃれた街並みづくりを進め、東京の魅力の向上に資するための制度。東京のしゃれた街並みづくり推進条例により、①街区再編まちづくり制度、②街並み景観づくり制度、③まちづくり団体の登録制度が整備された。
仮設市街地	※98	被災を受けた市街地において、被災者が生活するための場として暫定的に形成される、応急仮設住宅、自力仮設住宅、仮設店舗・事務所などからなる市街地
歌舞伎町タウン・マネージメント	※54	歌舞伎町ルネッサンスの取組を関係者が連携して推進していくため、地元、事業者、関係行政機関等を構成員として設立した団体
歌舞伎町ルネッサンス	※58	歌舞伎町の環境浄化・環境美化を図り、歌舞伎町を映画、演劇、映像、文化芸術など「大衆文化・娯楽の企画・制作・消費の拠点」とすることにより、誰もが安心して楽しめるまちへと再生する活動
歌舞伎町ルネッサンス推進協議会	※55	歌舞伎町を誰もが安心して楽しめるまちへと再生する取組として、①「クリーン作戦プロジェクト」（犯罪インフラの除去と環境浄化・美化）、②「地域活性化プロジェクト」（新たな文化の創造と発信）、③「まちづくりプロジェクト」（健全で魅力あふれるまちづくり）の3つのプロジェクトを中心に活動する、地元商店街振興組合、町会、有識者、都、区などからなる協議会
感震ブレーカー	※45	あらかじめ設定されている震度に達すると自動的にブレーカーを落とす機器。大規模災害が発生すると電気の供給が遮断され、復旧した際に「通電火災」が発生する可能性があり、感震ブレーカーは通電火災を未然に防ぐために、有効な手段とされている。
感染症指定医療機関	※50	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定された新感染症、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症に罹患した患者の入院、医療を行う医療機関。特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関がある。

基礎自治体	※03	住民にとって最も身近な行政サービスを提供する市町村、特別区（東京23区）のこと。
帰宅困難者	※44	事業所や学校などに通勤、通学または買い物その他の理由により来店、もしくは来所する人のうち、大地震等の災害時に交通機関の運行が停止したことにより、徒歩で帰宅することが困難となり保護が必要となる人
共同化	※135	2人以上の土地や建物の所有者が共同で建物を建て替えること。
QOL	※21	Quality Of Life の略。生活の質のこと。
緊急輸送道路	※106	一般緊急輸送道路と特定緊急輸送道路からなる。このうち一般緊急輸送道路は、東京都地域防災計画に定める高速自動車道国道、一般国道及びこれらを連結する幹線的な道路、並びにこれらの道路と東京都知事が指定する拠点（指定拠点）とを連結し、または指定拠点を相互に連絡する道路。一方の特定緊急輸送道路は、応急対策の中枢を担う東京都庁舎や立川地域防災センター、重要港湾、空港等を連絡する道路や、その道路と区市町村庁舎等を連絡する道路として、特に沿道建物の耐震化を図る必要がある道路
グリーンバンク制度	※112	みどりのリサイクルの一環として、所有者が不要になった樹木を引き取り、一時的にストック場所等に預かり仮植えし、希望する者に提供する制度
ケアマネジャー	※23	介護の知識を幅広くもった専門家で、介護保険サービスを利用するときに相談を受け、利用者の心身の状況に応じたケアプランを作成する。また、サービス事業者との調整やケアプランの評価・見直しを継続的に行う。
景観形成ガイドライン	※60	新宿区景観まちづくり条例第9条に基づき、地域の景観特性に応じた良好な景観の形成を推進するため、新宿区景観まちづくり計画に基づく指針として定めたもの
景観法	※118	良好な景観の形成に向けた基本理念や住民・事業者・行政の責務等を規定した、景観に関する総合的な法律
景観まちづくり計画	※59	景観法第8条に基づき、良好な景観の形成に関する計画として、景観行政団体が定めるもの。新宿区は、平成21（2009）年4月に策定した。
健康寿命	※04	人の寿命あるいは余命のうち、心身ともに健康で暮らすことができる期間。
減災	※10	災害時に発生し得る被害を最小限に抑えること。

建設リサイクル法	※131	特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等を目的に、平成12(2000)年5月31日に公布された。主な内容は、①建物等に使用されている建設資材に係る分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の義務づけ、②発注者または自主施工者による工事の事前届出、元請業者からの発注者への書面による報告の義務づけ、③解体工事業者の登録制度や技術管理者による解体工事の監督である。
建築協定	※83	住宅地または商店街としての環境や利便性を維持増進するなどのため、建築基準法に基づき、土地の所有者及び借地権を有する者全員の合意により、特定行政庁が認可する建物等に関する協定
公衆無線LAN	※74	不特定多数の人が集まる空間に設置された無線LANアクセスポイントを利用して、有償または無償で利用することのできる無線LANのこと。
交通アセスメント	※93	円滑な道路交通の確保等に著しい影響を及ぼす恐れのある一定規模以上の開発行為について、道路管理者と開発者が調整し、計画段階で周辺地域への交通影響を調査・予測し、必要に応じて予防的対策を講じること。
交通結節機能	※13	空港や鉄道駅等で、バス、自動車等、他の交通機関との乗り継ぎが図られ、多方向への移動の円滑化、利便性を確保する機能
交通バリアフリー基本構想(新宿区)	※63	高齢者や障害者も安心して暮らせる、住みよいまちづくりを進めていくため、「旅客施設と周辺道路、駅前広場、信号機等について、整合をとりつつ、安全性に配慮したうえで、重点的かつ一体的にバリアフリー化を進めること」を目的とした交通バリアフリーに関する基本構想。平成17(2005)年4月策定
高度地区	※116	都市計画法による地域地区の一つ。北側敷地への日照確保や圧迫感を抑えるために指定する地区。真北方向から勾配をつけて高さを制限する第一種~第三種高度地区がある。あわせて、建物の高さの最低限度及び最高限度を定めることもできる。
コージェネレーション	※127	一つのエネルギーから複数のエネルギー(電気・熱など)を取り出すシステム。具体的には、発電を行うと同時に、従来、大気中に放出していた排熱を回収して給湯や冷暖房用に利用し、エネルギー効率を高めるシステムのこと。
子どもの権利	※24	子どもの保障されるべき基本的な人権を国際的に定めた条約が、平成元(1989)年11月20日国連総会において採択され、平成2(1990)年に「子どもの権利条約」が国際条約として発効された。日本は、平成6(1994)年に条約を批准した。この条約による子どもの権利の代表的なものには、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」がある。
コミュニティガーデン(地域の庭)	※115	地域の住民が主体となって、地域のために場所の選定から造成、維持管理までを自主的な活動によって支えている「みどりの空間」やその活動そのものをさす概念。本計画では「生活や活動の場にある身近なみどり」のこと。

コミュニティ・スクール	※25	学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み
コミュニティゾーン	※137	歩行者の通行を優先すべき住宅地などにおいて、自動車の速度規制や通過車両の進入の抑制、歩車分離などにより、歩行者が安全に通行できる環境づくりをめざす区域

さ行

災害時要援護者	※41	災害発生時において必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動をとるのに支援を必要とする人々（高齢者、障害者、外国人、難病患者、乳幼児、妊産婦等を想定）をいう。
災害復興計画	※110	大震災が発生した時に、東京都等の関係機関や住民と協力して復興事業を行うために策定される計画
災害用トイレ	※107	避難所等において災害時に機能するトイレ
細街路	※36	幅員４ｍ未満の狭い道路。なお、細街路の拡幅整備とは、新宿区細街路拡幅整備条例に基づく事前協議等による細街路の拡幅整備のこと。
細街路拡幅整備条例	※88	安全で快適な災害に強いまちづくりを目的として、区民等の協力のもと、細街路を拡幅整備するために必要な事項を定めた新宿区の条例。平成14（2002）年6月施行
再生可能エネルギー	※79	太陽光や水力、風力、バイオマス、地熱などを活用したエネルギーのこと。一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、発電時のCO_2排出が少ないことが特長である。
市街地再開発事業	※31	都市再開発法に基づき、建築物と公共施設とを一体的に整備することにより、木造住宅密集地域や住宅、店舗及び工場等が混在し、防災面や居住環境面で課題を抱える市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的とする事業
事業継続計画（BCP）	※108	大規模地震が発生すると、区役所自体も被災し、人員や物資・ライフライン等の制約を受け、平常時の人員や執務環境で業務を行うことが難しくなることから、重要業務を中断させず、あるいは早急に復旧させることを目的に、平時から事業継続について戦略的に準備しておく計画。BCPは、Business Continuity Planの略

事前復興	※97	首都直下地震などで被災した場合に、速やかな都市の復興を実現するため、行政や地域の住民が復興対策の手順や進め方、復興の目標像を事前に検討・共有しておく取組
自転車シェアリング	※68	新たな移動手段の確保や地域・観光の活性化、まちの回遊性の向上などを目的とし、いつでも、どこのサイクルポートでも自転車の貸出・返却が可能な自転車の共同利用システム
自転車ナビマーク	※94	自転車が通行すべき部分と進行すべき方向を明らかにした路面表示
遮熱透水性舗装 遮熱性舗装	※65	遮熱透水性舗装とは、遮熱性と透水性の両方を備えた舗装工法。 このうち遮熱性舗装は、アスファルトなどの舗装表面に赤外線を反射させる遮熱性樹脂を塗布し、昼間の路面温度上昇の低減や夜間の舗装からの放熱量を抑える舗装工法 一方の透水性舗装は、局地的な集中豪雨の発生で、河川や下水道への急激な負荷による道路冠水等の水害発生に対応するため、雨水の一部を地下に浸透させる舗装工法
住宅宿泊事業法	※53	住宅の全部又は一部を活用し、宿泊料を受けて人を宿泊させる事業（民泊）について、住宅宿泊事業の届出や、住宅宿泊管理業・住宅宿泊仲介業の登録等の一定のルールを定め、事業者等に適正な運営を行うことを義務付けたもの（平成30（2018）年6月15日施行）。なお、住宅宿泊事業法の届出等や旅館業法の許可の手続きを行わず、この事業を実施しているものは、いわゆる「違法民泊」として旅館業法違反となる。
住宅ストック	※124	ある時点における住宅の総量。これまでに蓄積された住宅
住宅性能表示制度	※121	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づき、住宅の性能に関する表示の適正化を図るための共通ルールを設け、消費者による住宅の性能の相互比較を可能とする制度
省エネルギー（省エネ）	※67	限りあるエネルギー資源の枯渇を防ぐため、エネルギーを効率よく使うこと。
消防水利	※104	消防法に規定する消防に必要な水利施設として指定されたもので、消火栓や防火水槽等またはこれに類する施設
食育	※20	健康の基本となる食生活について教育を行うこと。食べる物を選ぶ力、調理法、味覚形成、食べ物に関する知識を学ぶことで、豊かな食生活を楽しむ力をつけることを目指す。

自立分散型エネルギーネットワークシステム	※102	低炭素社会に向けた機運の高まりや、災害時における電力確保に対する不安などを背景に、既存の熱供給体制も活用しつつ、コージェネレーションによる熱と電力の効率的な供給、建物間熱融通、未利用エネルギーや再生可能エネルギー活用などを一定の地区内でネットワークする、高効率なエネルギー利用システムのこと。
新型インフルエンザ	※48	インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することにより発症する病気で、通常、ヒトからヒト等、同種の間で感染するものである。ウイルスが変異することによって発生する今までヒトが感染したことのない新しいタイプのインフルエンザを新型インフルエンザと呼ぶ。
新宿区新型インフルエンザ等対策地域医療包括BCP	※52	新型インフルエンザ等の発生に備え、区内の医療機関等が相互に連携し、役割を分担して感染拡大を可能な限り抑制し、感染症患者が速やかに必要な医療を受けられる体制を整備することを目的とした、事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）
ストレスマネジメント	※19	自分自身で心身の緊張といったストレス反応に気づき、それを解消していくこと。
3R	※72	資源循環型社会を推進するために取り組む行動、①ごみの発生自体を減らす「発生抑制（Ｒｅｄｕｃｅ：リデュース）」、②繰り返し使う「再使用（Ｒｅｕｓｅ：リユース）」、③資源として再生して利用する「再生利用（Ｒｅｃｙｃｌｅ：リサイクル）」の3つの頭文字をとったもの
生活習慣病	※17	食習慣、喫煙、飲酒などの生活習慣が、その発症や進行に影響を及ぼす疾患の総称。高血圧、循環器病などは生活習慣病の一例である。
生物多様性	※69	全ての生物が、遺伝子、種、生態系（ある一定の区域に存在する動植物と、水や大気、土といった非生物的環境とのまとまり）や生物間相互の作用といった点で多様であることを指す。
セクシュアル・ハラスメント	※27	労働や教育などの公的な場の社会関係において、歓迎されない性的言動または行為により、相手に不快感を与えること。
セットバック	※134	指定された壁面線に沿って建物を建てたり、細街路を拡幅して空地や道路幅員を確保したりするために、現在の位置よりも後退して建物等を設置すること。
セーフティネット	※07	元々は、サーカスの空中ブランコや綱渡りのとき、万が一の落下に備えて張られた網から由来し、「安全網」「安心ネット」あるいは「安全装置」と訳されてきた。今日の一般的なセーフティネットとは、病気、事故、失業、災害、犯罪など人生における不測の事態に陥ったときに、安全と安心を確保するためにあらかじめ国や自治体、個人が備えている様々な対策をいう。

ゾーン30	※91	生活道路において歩行者などの安全な通行を確保するため、区域を定めて時速30kmの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組みあわせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制などを図る生活道路対策

た行

耐震化率	※33	全建物のうち、新耐震基準（昭和56（1981）年基準）または、これと同等の耐震性能を有する建物の割合
多文化共生	※16	国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め、理解しあい、ともに生きていくこと。
地域危険度	※96	東京都震災対策条例に基づき、5年ごとに地震に関する地域危険度測定調査を行い、公表している指標。町丁目ごとに算定される地震に対する危険性を建物、火災、避難の面から1～5のランクで相対的に評価し、地域の地震に対する危険度を示したもの
地域ケア会議	※22	地域ケア会議は、地域包括ケアシステムの実現に向けた会議であり、個別のケースを扱う「個別型」、地域課題を検討する「日常生活圏域型」、行政計画等へとつなげる検討を行う「地域ケア推進会議」の３類型がある。
地域包括ケアシステム	※05	生活の中心となる住まいにおいて、できる限り自身が元気で自立した暮らしを送るための介護予防に努めることを基本とし、安心した日常生活を送るための生活支援が受けられ、万が一、医療や介護が必要になっても、高齢者本人やその家族等が、地域の様々な支援や専門的なサービスを包括的に利用することによって、可能な限り在宅で生活できるような仕組みのこと。
地域ルール	※140	駐車場の附置義務について、東京都駐車場条例による一律の基準ではなく、区市が地域の実情に応じた独自の附置義務基準を制定するもの
地域冷暖房	※78	各ビルにボイラーや冷凍機などの冷暖房用の熱源機器を設置し、ビルごとに行ってきた従来の冷房・暖房に対して、地域内の建物群の冷暖房・給湯をまとめて行うシステムのこと。
地区計画	※29	都市計画法に基づき一定の区域を対象に、建物の形態、公共施設の配置などを定め、その地区にふさわしい良好な環境を整備・保全するための計画
地中熱	※125	地表からおよそ地下200mの深さまでの地中にある熱のことをいい、このうち深さ10m以深の地中温度は季節に関わらずほぼ安定していて、夏は外気温より冷たく、冬は外気温より暖かい性質をもっている。地熱の一種ではあるが、太陽エネルギーによる熱である。

中高層階住居専用地区	※133	都市計画法の特別用途地区の一つ。中高層の階を「住宅以外」の用途に使用する場合に、立体的な用途規制を強化し、住宅の確保等を図る地区。新宿区では、「新宿区中高層階住居専用地区内における建築物の制限に関する条例」の制定と「地区」を指定している。平成8(1996)年5月31日施行
中水道	※141	ビル内排水、下水道の処理水、雨水などを再生処理した水道。中水は、水洗トイレ用水や散水等の雑用水として使用されている。
長期優良住宅	※122	劣化対策、耐震性、可変性、省エネルギー性などの性能を有し、長期にわたり良好な状態で使用できる住宅。この住宅を普及させるため、平成20(2008)年に長期優良住宅の普及の促進に関する法律が制定された。
長周期地震動	※46	揺れの周期が長い(2、3～20秒)波長を多く含む地震動で、船酔いを起こすようなゆっくりとした揺れが非常に長く続くという特徴がある。
DI	※73	Diffusion Index(ディフュージョンインデックス)の略で、増加(又は「上昇」「楽」など)したと答えた企業割合から、減少(又は「下降」「苦しい」など)したと答えた企業割合を差引いた数値のこと。不変部分を除いて増加したとする企業と減少したとする企業のどちらかの力が強いかを比べて時系列的に傾向をみようとするもの
低炭素住宅	※128	一定の基準以上の省エネルギー性能を有し、CO_2の排出の抑制に資する住宅
透水性舗装	※37	透水性舗装は、局地的な集中豪雨の発生で、河川や下水道への急激な負荷による道路冠水等の水害発生に対応するため、雨水の一部を地下に浸透させる舗装工法
道路通称名	※136	新宿区では、地域に親しまれる安全で快適な道づくりを行うため、「地域で古くから使われている名称」や「生活の利便性向上に寄与する名称」などを、新たな道路通称名として設定している。新たな道路通称名の募集は広く一般からの公募により行っており、学識等の検討委員会による審査等を行い設定する。これまでに90路線の道路通称名を設定し、道路通称名板の整備などを実施してきた(平成28(2016)年12月現在)。
道路率	※87	道路の総面積に対する全土地面積に占める割合
特定街区	※84	都市計画法による地域地区の一つ。有効な空地を確保等することにより、地域の環境の向上に寄与し、また、都市の機能にふさわしい街区を形成し、市街地の整備改善を図ることを目的として、既定の容積率や建築基準法の高さ制限を適用せず、別に都市計画で建物の容積率、高さの制限、壁面の位置の制限を都市計画として定める制度

特定感染症指定医療機関	※51	感染症指定医療機関のうち、新感染症、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院
特定緊急輸送道路	※11	緊急輸送道路のうち、応急対策の中枢を担う都庁本庁舎や立川地域防災センター、重要港湾、空港等を連絡する道路や、その道路と区市町村庁舎等を連絡する道路として、特に沿道の建築物の耐震化を図る必要があると東京都知事が認める道路
特定健診	※18	高齢者の医療の確保に関する法律により、医療保険者に対して実施が義務づけられた、内臓脂肪の蓄積等に着目した生活習慣病に関する健康診査のこと。対象は40歳以上74歳以下の者
特定事業主	※26	「次世代育成支援対策推進法」及び「女性の職業活動における活躍の推進に関する法律」において、事業主に行動計画の策定を義務付けており、事業主のうち、公務部門（国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの）を特定事業主、民間部門を一般事業主と規定している。
都市開発諸制度	※139	公開空地の確保など公共的な貢献を行う建築計画に対して、容積率や斜線制限などの建築基準法に定める形態規制を緩和することにより、市街地環境の向上に寄与する良好な都市開発の誘導を図る制度
都市施設	※76	都市計画法で定められる都市の骨格を形成する施設で、道路、河川、公園等の施設、水道や電気、ガスの供給施設または処理施設等、良好な都市環境を保持するために必要とされる施設
土砂災害警戒区域	※111	土砂災害の恐れのある警戒区域。土砂災害防止法に基づき東京都が指定する。
土地区画整理事業	※120	土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るために行われる土地の区画や形質の変更、公共施設の整備に関する事業

な行

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (Net Zero Energy House)	※129	「住宅で年間に消費するエネルギー量」と「住宅で年間につくるエネルギー量」の差がゼロ、もしくはつくるエネルギー量のほうが多くなる住宅のこと。ZEH（ゼッチ）とも呼ばれる。

は行

ハザードマップ	※39	大雨によって河川等が増水し、水があふれた場合の浸水予測結果（平成13（2001）年8月東京都作成）に基づき、区内で予想される浸水範囲や土砂災害の恐れのある区域と、各地域の避難所を示した地図

ヒートアイランド、ヒートアイランド現象	※64	建物や工場、自動車などによる人工排熱の増加、緑地の減少とアスファルトやコンクリート面などの拡大による地表面被膜の人工化、密集した建物による風通しの阻害などによる都市形態の高密度化により、地表面での熱吸収が行われずに、都市部に熱が溜まる現象で、自然の気候とは異なった都市部特有の局地的な気象。都市部において、郊外部よりも気温が高くなり、等温線を描くと都市部が島の形に似ることから、この名称が付けられている。
ビオトープ	※114	野生の動植物や微生物がありのままの姿で生息し、自然の生態系が機能する空間のこと。近年では、人工的につくられた植物や魚、昆虫が共存する空間を呼ぶことが多い。
ピクトグラム	※62	表現対象を視覚イメージとして抽象化し、文字以外のシンプルな図記号によって表したもの。一見してその表現内容を理解できることから、優れた情報提供手段となっている。国際的に通用する標準案内用図記号（一部JIS化）が定められている。
避難所	※40	災害によって現に被害を受けた人や、災害によって現に被害を受ける恐れがある人が、災害時等において生命の安全を確保でき一時的に生活できる施設
避難場所	※47	大規模な市街地火災等の災害時に身の安全を確保するため、住民が避難する安全な場所。東京都が震災対策条例に基づき、避難場所を指定し、主に大規模な公園や空地が指定されている。
福祉避難所	※43	自宅や通常の避難所での生活が困難な高齢者や障害者等のために開設される避難所のことをいう。
不燃化推進特定整備事業	※99	東京都の実施する「木密地域不燃化10年プロジェクト」に基づく制度で、特に防災性に課題のある地区を指定し重点的・集中的に改善を行い災害に強いまちづくりを目指した取組の一つ。不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）は東京都の「防災都市づくり推進計画」に定める整備地域のうち、地域危険度が高い地区において区が整備プログラムを策定し、東京都が指定するもの
不燃化率	※95	全建築面積に対する、耐火造建物及び準耐火造建物の建築面積の合計の割合
不燃領域率	※34	市街地の「燃えにくさ」を表す指標。建物の不燃化や道路、公園などの空地の状況から算出し、不燃領域率が70%を超えると市街地の焼失率はほぼゼロとなる。
フリンジパーキング	※92	都市中心部への自動車の進入を抑制するため、都心部周辺部（フリンジ）に駐車場を整備し、その内側では原則として自動車は進入禁止とし、公共交通や徒歩で移動するシステム

ペデストリアンデッキ	※89	歩行者通路と車道を高架等で分離した、駅前広場等に設置される立体式の歩行者専用の通路。立体的に分離することにより、歩行者の安全、快適性の確保と自動車交通の円滑化が図られる。
防災街区整備事業	※101	密集市街地において特定防災機能の確保と土地の健全な利用を図る事業。防災街区整備地区計画等のうち一定の制限が定められた区域を対象として、建物への権利変換による土地・建物の共同化を基本としつつ、例外的に個別の土地への権利変換を認める柔軟かつ強力な事業手法を用いながら、老朽化した建物を除却し、防災性能を備えた建物及び公共施設の整備を行う事業
防災再開発促進地区	※100	密集市街地における防災地区の整備の促進に関する法律に基づき、建物の不燃化、共同化等を促進し、安全で良好な環境を備えたまちとして再生を図るため、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区
保水性舗装	※130	特殊なアスファルトを舗装の表層に使用し、その層の空隙に雨水を蓄える機能をもつ液体を充填させたものであり、保水された水分が蒸発し気化熱が奪われることにより、路面温度の上昇を抑制する機能を有する舗装工法

ま行

みどりの協定	※113	地域のみどりを増やし、多くの人が楽しむことができるようなきれいなみどりのまちなみをつくるため、一定の地域内の区民や共同住宅、工場や事業者または管理者が区と締結する協定
未利用エネルギー	※126	河川水・下水等の温度差エネルギー（夏は大気よりも冷たく、冬は大気よりも暖かい水）や、工場等の排熱といった、今まで利用されていなかったエネルギーの総称
無電柱化	※35	災害の防止、安全・円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、電線を地下に埋設することなどにより、電柱または電線の道路上への設置を抑えたり、道路上の電柱または電線を撤去したりすること。
モール	※90	みどりの多い緑陰のある並木道や散策路が語源。広場やベンチや花壇などを配置した憩い、遊び、集いなどのできる歩行者専用空間のこと。
木造住宅密集地域	※09	木造住宅を中心とした老朽住宅等が密集し、かつ、道路、公園等の公共施設等の整備が十分でないため、住環境の改善が必要な地域をいう。

や行

ユニバーサルデザイン	※01	年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、誰もが利用できるよう生活環境その他の環境を作りあげること。新宿区では、誰もが移動しやすく、利用しやすく、わかりやすいまちづくりを行うため、平成23（2011）年3月に「ユニバーサルデザインまちづくりガイドライン」を策定した。

容積率	※80	敷地面積に対する建物の延べ床面積の割合
要配慮者	※42	発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を必要とする者（高齢者、障害者、外国人、難病患者、乳幼児、妊産婦等を想定）をいう。

ら行

ライフステージ	※15	人の一生を、幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期などと分けたそれぞれの段階をいう。
ライフライン	※32	都市生活や都市活動を支えるために不可欠な、水道、ガス、電気、通信等の供給処理施設や情報通信施設のこと。
リユース	※138	一度使用した物や部品などをそのまま再利用すること。不用になった物を再利用する点で、素材として再活用をするリサイクルと区別される。
緑地協定	※82	良好な住環境を創ることを目的に、都市緑地保全法に基づき、一団の土地または道路・河川等に隣接する土地の所有者等の合意により、市街地の良好な環境を確保するために結ぶ緑地の保全または緑化に関する協定
緑被率	※70	一定の地域における、土地の面積に対する緑被地の占める割合。緑被地とは樹木・樹林、草地、屋上緑地等をいう。

わ行

ワークショップ	※61	市民参加によるまちづくりの手法の一つで、一般的に、地域に係わる立場や経験、考え方の異なる人が参加し、知恵と工夫を出し合い、地域の抱える課題の整理や解決方策等を検討し、参加者全員の協働作業を通じて成果をとりまとめていくことをいう。
ワーク・ライフ・バランス	※08	誰もが仕事とそれ以外の責任・欲求とをうまく調和させられるような、生活リズムのもてる働き方を調整すること。
ワンルームマンション条例	※123	新宿区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例。ワンルームマンション等の建築に起因する紛争の防止を図るとともに、少子高齢社会に対応した住戸の整備を促し、円滑な近隣関係の維持と良好な居住環境の形成により、様々な人が暮らしやすい地域づくりの必要性を考慮し、定められた条例。平成16（2004）年4月施行

第2 新宿区総合計画ができるまで

1. 新宿区総合計画策定の経緯

新宿区総合計画（以下「総合計画」といいます。）の策定に当たっては、多くの区民の意見を反映し、社会状況の変化に伴う新たな行政需要に的確に対応するとともに、区民等と行政、それぞれが果たすべき役割が見える、区民にとって分かりやすい計画とするという視点で策定することとしました。

そのため、町会・自治会や各種審議会委員からご意見を伺うとともに、区民討議会の開催、インターネット・アンケート調査の実施など様々な手法により多くの皆様からご意見をいただきました。そして、新宿区基本構想審議会（以下「基本構想審議会」といいます。）及び新宿区都市計画審議会（以下「都市計画審議会」といいます。）においてご審議いただき、答申を受けました。

区は、両審議会からの答申を尊重し、素案を作成し、パブリック・コメント等による区民からの意見を踏まえて、最終案をまとめました。

そして、平成２９年第４回新宿区議会定例会における議決を経て、総合計画を定めました。

なお、総合計画は、めざすまちの姿や基本的な理念を区民の皆様にわかりやすく示すため、「新宿区基本計画」と「新宿区都市マスタープラン」を総合化したものとなります。さらに、新宿区都市マスタープラン（以下「都市マスタープラン」といいます。）の見直しを機に、都市マスタープランの性格をあわせ持つ、「新宿区まちづくり長期計画」を新たに策定するとともに、その中で重点的に推進する取組を「まちづくり戦略プラン」として示すこととしました。

（1）町会・自治会等への意見聴取（平成２８年2月～5月）

町会・自治会、地区協議会及び各種審議会委員を対象に、平成２８年２月３日～５月３１日に調査票により、健康、高齢者福祉などの行政分野ごとに意見をお聞きしました。

意見は、基本構想審議会及び都市計画審議会へ報告しました。

【意見の件数】

団体区分	回答票数	回答項目数	意見件数
町会・自治会	56	952	1,211
地区協議会	38	527	864
各種審議会	58	959	1,097
合計	**152**	**2,438**	**3,172**

＊回答は、地区や団体で取りまとめて提出されたもの、個々に提出されたものがあります。

(2)インターネット・アンケート調査の実施（平成28年5月～6月）

今後の施策展開への区民等のニーズを広く把握するため、平成28年5月27日～6月9日の間、満18歳以上の男女個人の方へインターネット・アンケート調査を実施し、施策への満足度・重要度、定住意向、区への来訪理由と地域への評価、区への転入意向、区政や地域活動への参加意向などについて、ご意見をいただきました。

調査結果は、基本構想審議会及び都市計画審議会へ報告しました。

【意見の件数】

在住区分	回答人数
新宿区在住の方	935
新宿区外在住の方	500
合計	**1,435**

(3)区民討議会の開催（平成28年6月）

区政に対して発言する機会の少ない区民の方々が、世代や職業を越えて集い、まちづくりについて話し合い、その声を新たな総合計画の策定に活かしていくため、無作為抽出の区民1,200名へ案内し、参加申込者の中から60名を選出、うち当日58名の参加により、平成28年6月25日・26日の2日間（会場：新宿区役所本庁舎大会議室）、区民討議会を開催しました。

当日は、3つのグループに分かれ、「健康に暮らせるまち」「子育てしやすいまち」「地域コミュニティ」「災害に強いまち」「多様な魅力による賑わいの創造」等のテーマで討議を行いました。

意見や提案は、基本構想審議会及び都市計画審議会へ報告しました。

(4)基本構想審議会による審議（平成28年7月～平成29年2月）

新宿区基本計画の策定に関し必要な事項の調査審議を行うため、平成28年7月15日に基本構想審議会を組織し、区長は新宿区基本構想審議会条例第2条の規定に基づき、基本構想審議会に対し、「新宿区基本計画に盛り込むべき施策のあり方について」諮問しました。

また、審議の効率的な運営を図るため、起草部会が設置され、骨子案に盛り込むべき内容等について調査審議が行われました。

(5)都市計画審議会への諮問（平成28年7月）

平成28年7月20日、区長は、都市計画審議会に対し、「新宿区都市マスタープランの見直し及び新宿区まちづくり長期計画の策定について」諮問しました。

都市マスタープランの見直しの検討に当たっては、「都市マスタープラン等検討部会」が設置され、骨子案及び答申の検討が進められました。

（6）基本構想審議会及び都市計画審議会の骨子案作成と意見公募（平成28年11月～12月）

基本構想審議会は平成２８年１１月８日「新宿区基本計画に盛り込むべき施策のあり方について」、都市計画審議会は同年１０月３１日「新宿区都市マスタープランの見直し及び新宿区まちづくり長期計画の策定について」のそれぞれの審議内容を骨子案としてまとめました。

両審議会は、それぞれの骨子案を区のパブリック・コメント制度に準じて意見公募（平成28年11月25日から平成28年12月26日まで）を行うとともに地域説明会を開催しました。

【地域説明会】（区内１０か所）

開催日時		会場
平成２８年12月 6日（火）	午後7時～	角筈地域センター
平成２８年12月 7日（水）	午後7時～	落合第一地域センター
平成２８年12月 8日（木）	午後7時～	牛込箪笥地域センター
平成２８年12月10日（土）	午後2時～	戸塚地域センター
平成２８年12月13日（火）	午後7時～	四谷地域センター
平成２８年12月14日（水）	午後7時～	榎町地域センター
平成２８年12月15日（木）	午後7時～	落合第二地域センター
平成２８年12月18日（日）	午後2時～	大久保地域センター
平成２８年12月19日（月）	午後7時～	若松地域センター
平成２８年12月20日（火）	午後7時～	柏木地域センター

【意見公募による意見の提出状況】

計画骨子案	意見提出者	意見数
新宿区基本計画【骨子案】	３６名	３６７件
新宿区まちづくり長期計画 （新宿区都市マスタープラン）【骨子案】	２６名	１６７件

（7）基本構想審議会及び都市計画審議会からの答申（平成29年2月）

基本構想審議会は平成29年2月13日「新宿区基本計画に盛り込むべき施策のあり方について」、都市計画審議会は同月10日「新宿区都市マスタープランの見直し及び新宿区まちづくり長期計画の策定について」、それぞれの審議結果を区長へ答申しました。

(8)計画素案についてパブリック・コメントを実施（平成29年8月～9月）

区は、基本構想審議会及び都市計画審議会の答申を踏まえ、総合計画の素案をまとめました。

素案については、パブリック・コメント制度により、区民の意見をお聞きしました。

また、地域説明会を開催（「区長と話そう～しんじゅくトーク」のテーマとして開催）し、計画素案の内容を説明し、意見交換を行ないました。

【地域説明会（区長と話そう～しんじゅくトーク）】（区内10か所）

開催日時		会場
平成29年8月25日（金）	午後7時～	若松地域センター
平成29年8月26日（土）	午後3時～	戸塚地域センター
平成29年8月28日（月）	午後7時～	榎町地域センター
平成29年8月29日（火）	午後7時～	落合第一地域センター
平成29年8月30日（水）	午後7時～	角筈地域センター
平成29年8月31日（木）	午後7時～	牛込箪笥地域センター
平成29年9月　1日（金）	午後7時～	落合第二地域センター
平成29年9月　4日（月）	午後7時～	柏木地域センター
平成29年9月　6日（水）	午後7時～	大久保地域センター
平成29年9月　8日（金）	午後7時～	四谷地域センター

【パブリック・コメントによる意見の提出状況】

計画素案	意見提出者	意見数
新宿区基本計画【素案】	52名	249件
新宿区まちづくり長期計画（新宿区都市マスタープラン）【素案】	47名	311件

(9)新宿区議会に議案を提出（平成29年第4回区議会定例会）

新宿区総合計画の議決に関する条例（平成19年条例第61号）第3条第1項には、「区長は、新宿区総合計画を策定するに当たっては、その基本的な事項について、議会の議決を経なければならない。」と規定されています。

このため、パブリック・コメント等により区民の方々の意見を踏まえた区の最終案を作成するとともに、「新宿区総合計画の基本的な事項について」、平成29年第4回区議会定例会に議案として提出し、平成29年12月11日に議決されました。

区は、この議決を経て、新たな「新宿区総合計画」を定めました。

2. 新宿区基本構想審議会等 委員名簿

(1)新宿区基本構想審議会 委員名簿 (任期:平成28年7月15日～平成29年2月13日)

区分	氏名	備考
学識経験者	会長 金安 岩男	慶應義塾大学名誉教授、新宿自治創造研究所長
	会長代理 植村 尚史	早稲田大学人間科学学術院教授、新宿区高齢者保健福祉推進協議会会長
	植田 浩史	慶應義塾大学経済学部教授、新宿区産業振興会議会長
	小野田 弘士	早稲田大学大学院准教授、新宿区リサイクル清掃審議会副会長
	神長 美津子	國學院大學人間開発部教授、新宿区子ども・子育て会議会長
	野澤 康	工学院大学建築学部教授、新宿区景観まちづくり審議会委員
	久田 嘉章	工学院大学建築学部教授、新宿区防災会議委員
区議会議員	下村 治生	区議会議長
	有馬 としろう	区議会副議長
	佐原 たけし	区議会議員
	赤羽 つや子	区議会議員
	近藤 なつ子	区議会議員
	志田 雄一郎	区議会議員
	ふじ川 たかし	区議会議員
区民又は区内各種団体構成員	浅見 純子	区立中学校PTA協議会
	石田 孝子	しんじゅく女性団体会議
	今井 康之	新宿区障害者団体連絡協議会
	大浦 正夫	町会連合会
	大崎 秀夫	町会連合会 ※平成28年9月5日から
	古田 末彌	町会連合会 ※平成28年7月26日まで
	海東 和貴	区立小学校PTA連合会
	金澤 由利子	公募委員
	金子 和子	スポーツ推進委員協議会
	木島 冨士雄	新宿区医師会
	小池 玲子	公募委員
	関根 恵美子	公募委員
	只野 純市	地区青少年育成委員会会長会
	辻 彌太郎	新宿区高齢者クラブ連合会
	土屋 慶子	地区協議会連絡会
	二藤 泰明	公募委員
	馬場 章夫	東京商工会議所新宿支部
	林 直樹	町会連合会
	福井 清一郎	新宿区商店会連合会
	船木 充実	新宿区民生委員・児童委員協議会
	八名 まり子	公募委員
	山下 馨	新宿NPOネットワーク協議会

(2)新宿区基本構想審議会起草部会　委員名簿

氏　　名		備　　考
部会長	植村　尚史	早稲田大学人間科学学術院教授、新宿区高齢者保健福祉推進協議会会長
部会長代理	金安　岩男	慶應義塾大学名誉教授、新宿自治創造研究所長
	植田　浩史	慶應義塾大学経済学部教授、新宿区産業振興会議会長
	小野田　弘士	早稲田大学大学院准教授、新宿区リサイクル清掃審議会副会長
	神長　美津子	國學院大學人間開発部教授、新宿区子ども・子育て会議会長
	野澤　　康	工学院大学建築学部教授、新宿区景観まちづくり審議会委員
	久田　嘉章	工学院大学建築学部教授、新宿区防災会議委員

3. 新宿区基本構想審議会等 審議経過

(1)新宿区基本構想審議会 審議経過

開催回	開催年月日	会 場	審議事項等
第1回	平成28年 7月15日(金)	本庁舎 大会議室	●委員の委嘱 ●会長の選出、会長代理の指名 ●諮問 ●基本政策Ⅰ 暮らしやすさ1番の新宿
第2回	平成28年 7月26日(火)	本庁舎 大会議室	●基本政策Ⅰ 暮らしやすさ1番の新宿
第3回	平成28年 9月 5日(月)	本庁舎 大会議室	●基本政策Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化
第4回	平成28年10月14日(金)	本庁舎 大会議室	●基本政策Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造
第5回	平成28年10月21日(金)	本庁舎 大会議室	●基本政策Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造 ●基本政策Ⅳ 健全な区財政の確立 ●基本政策Ⅴ 好感度1番の区役所
第6回	平成28年11月 8日(火)	本庁舎 大会議室	●骨子案審議
第7回	平成29年 1月31日(火)	本庁舎 大会議室	●答申案審議
第8回	平成29年 2月13日(月)	本庁舎 大会議室	●答申案審議 ●答申

(2)新宿区基本構想審議会起草部会　審議経過

開催回	開催年月日	会　場	審議事項等
第1回	平成28年　9月　5日(月)	本庁舎 第4委員会室	●起草部会設置要綱について ●部会長の選出、部会長代理の指名 ●骨子案について
第2回	平成28年10月14日(月)	本庁舎 第4委員会室	●骨子案について
第3回	平成28年10月21日(金)	本庁舎 第4委員会室	●骨子案について
第4回	平成28年11月　8日(火)	本庁舎 11会議室	●骨子案について

4. 新宿区都市計画審議会等 委員名簿

(1)新宿区都市計画審議会 委員名簿

区分	氏名	備考
学識経験者	会長 戸沼 幸市	早稲田大学名誉教授
	会長代理 中川 義英	早稲田大学理工学術院教授
	石川 幹子	中央大学理工学部教授
	遠藤 新	工学院大学建築学部まちづくり学科教授
	倉田 直道	工学院大学名誉教授
	星 徳行	弁護士(第一東京弁護士会)
	髙野 吉太郎	東京商工会議所新宿支部 ※平成29年7月1日から
	喜多 崇介	東京商工会議所新宿支部 ※平成29年6月30日まで
	青木 滋	新宿区印刷・製本関連団体協議会 ※平成29年7月1日から
	加藤 仁	新宿区印刷・製本関連団体協議会 ※平成29年6月30日まで
	桑原 弘光	東京都宅地建物取引業協会新宿区支部 ※平成29年7月1日から
	小田桐 信吉	東京都宅地建物取引業協会新宿区支部 ※平成29年6月30日まで
	鈴木 啓二	東京都建築士事務所協会新宿支部 ※平成29年7月1日から
	小松 清路	東京都建築士事務所協会新宿支部 ※平成29年6月30日まで
区議会議員	あざみ 民栄	※平成29年7月1日から
	井下田 栄一	※平成29年7月1日から
	かわの 達男	
	桑原 羊平	※平成28年7月29日から
	吉住 はるお	
	川村 のりあき	※平成29年6月30日まで
	豊島 あつし	※平成29年6月30日まで
	大門 さちえ	※平成28年7月22日まで
関係行政機関等	宮橋 圭祐	新宿警察署長 ※平成29年2月27日から
	櫻木 康雄	新宿警察署長 ※平成29年2月27日まで
	湯浅 達也	新宿消防署長
区民	大崎 秀夫	新宿区町会連合会 常任相談役
	澄川 雅弘	公募委員 ※平成29年7月1日から
	八名 まり子	公募委員 ※平成29年7月1日から
	大野 二郎	公募委員 ※平成29年6月30日まで
	森﨑 智	公募委員 ※平成28年12月16日から平成29年6月30日まで
	福村 隆	公募委員 ※平成28年9月30日まで

(2)新宿区都市マスタープラン等検討部会　委員名簿

氏　名		備　考
部会長	中川　義英	早稲田大学理工学術院教授
部会長代理	倉田　直道	工学院大学名誉教授
	石川　幹子	中央大学理工学部教授
	遠藤　新	工学院大学建築学部まちづくり学科教授
	戸沼　幸市	早稲田大学名誉教授

5. 新宿区都市計画審議会等 審議経過

(1)新宿区都市計画審議会 審議経過

開催回	開催年月日	会 場	審議事項等
第174回	平成28年 7月20日(水)	本庁舎 大会議室	●諮問 ●部会設置について
第175回	平成28年 9月 6日(火)	本庁舎 第3委員会室	●まちづくり長期計画骨子案について
第176回	平成28年10月31日(月)	本庁舎 第3委員会室	●まちづくり長期計画骨子案について
第178回	平成29年 2月 1日(水)	本庁舎 第4委員会室	●審議
第179回	平成29年 2月10日(金)	本庁舎 第4委員会室	●答申 ●部会の継続について
第181回	平成29年 4月21日(金)	本庁舎 第2委員会室	●都市マスタープラン めざす都市の骨格素案について ●まちづくり戦略プラン エリア戦略原案について
第182回	平成29年 5月 8日(月)	本庁舎 第2委員会室	●まちづくり戦略プラン エリア戦略原案について
第183回	平成29年 7月10日(月)	本庁舎 第2委員会室	●まちづくり長期計画素案について
第184回	平成29年 8月 4日(金)	本庁舎 第2委員会室	●まちづくり長期計画素案について
第187回	平成29年10月23日(月)	本庁舎 第2委員会室	●まちづくり長期計画案について

(2)新宿区都市マスタープラン等検討部会による検討経過

開催回	開催年月日	会　場	調査検討事項等
第1回	平成28年　7月25日(月)	本庁舎 第2委員会室	●まちづくり長期計画骨子案について
第2回	平成28年　8月29日(月)	本庁舎 第2委員会室	●まちづくり長期計画骨子案について
第3回	平成28年　9月26日(月)	本庁舎 11会議室	●まちづくり長期計画骨子案について
第4回	平成28年10月17日(月)	本庁舎 第2委員会室	●まちづくり長期計画骨子案について
第5回	平成28年11月14日(月)	本庁舎 第2委員会室	●都市マスタープラン 都市構造図について
第6回	平成29年　1月23日(月)	本庁舎 第2委員会室	●まちづくり長期計画骨子について
第7回	平成29年　4月10日(月)	本庁舎 第2委員会室	●都市マスタープラン 将来の都市構造について ●まちづくり戦略プラン エリア戦略原案について
第8回	平成29年　5月29日(月)	本庁舎 第4委員会室	●都市マスタープラン めざす都市の骨格素案について ●都市マスタープラン まちづくり方針素案について ●都市マスタープラン 地域別まちづくり方針素案について
第9回	平成29年　7月13日(木)	本庁舎 第2委員会室	●まちづくり長期計画素案について
第10回	平成29年　9月　8日(金)	本庁舎 第2委員会室	●コミュニティに関する図面について

新宿区総合計画

発行年月　平成30(2018)年3月

発　　行　新宿区総合政策部企画政策課
新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
電話03-5273-3502(直通)

印刷物作成番号
2017−34−2101

デザイン
印刷製本　株式会社サンニチ印刷 東京支社

地球環境保全推進のため、環境に配慮した再生紙を使用しています。


新宿区
SHINJUKU CITY